

20周年  
記念

公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)

# IGES20年の歩み





公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 20周年記念

# IGES20年の歩み



## 目 次

緒言 .....	1
IGES 創設と初期の課題・成果：最初の10年の歩み .....	3
戦略研究事業の本格的な実施：その後の10年の歩み .....	17
IGESの「これまで」と「これから」：歴代理事長による鼎談 .....	31
今後の展望と展開：中長期戦略の策定とその具現化 .....	45
メッセージ：20周年に寄せて .....	61
IGESの軌跡 .....	97
基本資料 主要レポート・提言 .....	121



# 緒言

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、1998年4月に日本政府のイニシアティブと神奈川県との支援により、地球環境時代を切り拓くための実践的かつ革新的な政策研究を行う機関として発足しました。その使命は、設立憲章にも、急速な経済発展に伴い環境問題が深刻化するアジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、現在の物質文明の価値観や価値体系を根本的に問い直し、新たな人類の営みのあり方や新たな文明のパラダイムを創造し、これに即して経済社会の仕組みを再構築することとして示されています。

IGESは、本年3月末をもって設立満20年を迎えましたが、わが国に類似の役割を果たす研究機関の先例はなく、いわば手探りでその歩を進めてきました。この20年間、その時々々の政策課題を的確に捉えた戦略研究を行い、その成果をもとに実効性ある提言を行うことによって政策の形成に貢献すべく活動してまいりました。この間、IGESの設立、運営に一方ならぬご尽力を賜った関係の皆様へ改めて御礼申し上げます。

IGESの展開は、最初の10年と、その後続く、これまでの10年に大きく分けて考えられます。本書では、概ねそれぞれの10年、IGESを牽引してこられた、元・前理事長のお二人に当時の課題と進捗状況についてまとめていただきました。最初の10年は、IGESの設立の根拠となった「21世紀地球環境懇話会」の提言や設立憲章に示されたIGESの使命を如何に実現していくか、そもそも戦略研究とは如何なるものかなどの基本的な方向性について、多くの関係者と議論しながら、形作るどころからスタートし、国内外でのIGESの認知を高めつつ、実践的な戦略研究に基づく政策提言を策定し、それを国際会議等で発信することにより具現化を図る活動を担うところまで成長する期間となりました。その後の10年では、戦略研究を発展させ、より能動的に変化をもたらすことを主眼に置く変革をもたらす研究を推進することはもとより、主要な関係者とのパートナーシップ、ネットワーク作り等を促進し、協力してより効果的なインパクトを形成する戦略的オペレーションを活動の基本に加えるとともに、国際機関や各国政府との連携を深め、国際的な機関としての活動を進めることになりました。

現在、国際社会では、2015年に採択された2つの歴史的な合意ーパリ協定及び持続可能な開発目標(SDGs)を含む持続可能な開発のための2030アジェンダーをもとに、様々な取り組みが進んでいます。しかしながら、このような動きと社会経済システムの転換に必要なアクションとの間には、まだ大きな隔たりがあるといわざるを得ません。変革を加速させていくためには、私たちの価値観、社会規範、ライフスタイルを大きく変える必要があります。また、世界的に政治情勢が不確実性を増す中で、従来の国家主体に加え、先進国・途上国の双方で、変革のための具体的な取り組みを先駆けて進める都市・地域社会、企業、金融機関といった非国家主体がアクターとしてますます重要になってきています。これらのアクター間の連携を一層深化させ、変革のための行動を加速していく道筋を共同で設計・実施していく必要があります。



公益財団法人  
地球環境戦略研究機関(IGES)  
理事長 **武内 和彦**

私が理事長に就任した2017年には、2020年度までを計画期間とする第7期統合的戦略研究計画が策定されました。これは、その前年に策定されたIGES中長期戦略に基づくものであり、この中長期戦略では、2025年までの10年を見通し、プラネタリー・バウンダリーが十分に尊重され、グリーン経済が柔軟に適用され、人々の福利 (human wellbeing) が着実に向上し、持続可能でレジリエントな、かつ共通で包括的なアジア太平洋地域と世界のあるべき姿を追究することを大きな目標としています。

そのため、戦略マネジメントオフィス (SMO) の統括のもと、気候変動とエネルギー (CE)、自然資源・生態系サービス (NRE)、持続可能な消費と生産 (SCP) という3つの分野研究型エリア、横断的分野としての戦略的定量分析や持続可能性ガバナンスに関する2つの機能性センターを設けています。さらに、持続可能な社会に向けた変革のためには、多様な主体との連携が重要なことから、都市、ファイナンス、ビジネス分野を対象に3つのステークホルダータスクフォースを設置しています。さらに、東京、関西、北九州、バンコク、北京に置かれた拠点を活用しながら、アジア太平洋地域と世界での課題解決に取り組むこととしています。

IGESは、この10年間を持続可能な世界に変わるための「行動の10年」と捉え、科学的知見に基づくエビデンス・ベースの政策形成のための研究を進めます。また、自らを持続可能な社会への移行を促進する「チェンジ・エージェント」と位置づけ、国際的なアジェンダ設定や議論のフレームワーク設定に貢献するとともに、持続可能な社会への移行に向けた統合的で実践的な知識システムを活用して、現実の社会経済システムの変革に貢献すること、多様なステークホルダーと協働しつつ、国内外のネットワークのさらなる強化・展開により大きなインパクトを形成することを重視した活動をさらに進めてまいります。

自然と共生する脱炭素・循環型社会に着実に移行するためには、これらの複雑に連関する課題を統合的に捉えて解決を目指す研究が不可欠です。例えば、脱炭素化に向けた転換点が迫るなかで起こりつつある経済社会のダイナミックな動きの加速化、経済社会の持続可能性という観点から少子高齢化社会への対応との統合、気候変動への緩和・適応策と生物多様性保全の統合など多くの課題が示されています。IGESは、プラネタリー・バウンダリーが示す多くの課題へのチャレンジ、環境・経済・社会の統合、制約から機会への転換、科学的知見に裏付けられた説得力を旨として国際社会に一層の貢献をしていきたいと考えています。

この「IGES20年の歩み」は、各時代にそれぞれの立場でIGESに関わった方々にいただいた証言、これまでの歩みを客観的に整理したデータ、IGESの活動の方向性を示す基本となる文書などをとりまとめることにより、これまでの活動を振りかえりつつIGESの存在意義を再確認するとともに、さらに今後目指すべき方向性を明らかにすることを目指しました。本書の作成にご協力いただいた方々に御礼申し上げますとともに、IGESの研究活動に対する変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



# IGES創設と初期の課題・成果： 最初の10年の歩み

## 最初の10年の歩み

# IGES創設と初期の課題・成果



1998年度-2006年度

理事長・研究所長

森 昭 夫

Akio Morishima

### 第1章

## 21世紀地球環境懇話会の提言に基づく 地球環境戦略研究機関の設立

第1章では、地球環境戦略研究機関設立の契機となった「21世紀地球環境懇話会」（以下、21世紀懇）と「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇談会」（以下、体制懇）が検討した二つの提言について述べる。

21世紀懇は、1994年2月、首相の諮問機関として、近藤次郎中央環境審議会会長を座長として、学界、産業界、作家、労働界、マスコミなど、各界からのメンバー11名によって構成されていた。12回の審議のほ

か、各界の専門家の意見聴取も行い、1995年1月、当時の村山首相に、提言「新しい文明の創造に向けて」を提出した。

環境庁（当時）は、21世紀懇が提言の取りまとめに入り、地球環境戦略研究機関設立構想が出てきた段階で、調査研究予算の措置を講じて、組織や運営のあり方を具体的に審議するために、21世紀懇のメンバーを主とし、加藤一郎成城大学名誉学園長を座長とし、21世紀懇のメンバーを主とする7名のメンバーに

よる体制懇を設置した。体制懇は、94年11月から地球環境戦略研究機関の組織や運営のあり方について具体的な検討を開始している。体制懇には、戦略研究機関としての組織や運営を、理念とともに実務的・具体的に検討するために、15名の大学研究者などの専門委員からなる専門委員会が置かれた。私（森島昭夫）は、当時上智大学教授であったが、体制懇のメンバーとして体制懇の審議に参加し、また専門委員会委員長として専門委員会の取りまとめにもあたった。

環境庁が21世紀懇の提言取りまとめ段階で体制懇を設置したのは、地球環境戦略研究機関設立が21世紀懇で構想されるに際して、環境庁が人文社会科学により重点を置き、文部省（当時）が自然科学により重点を置いた、総合的な地球環境科学研究機関の設置をそれぞれ所管することが議論されていたからである。

体制懇は、21世紀懇が提言する地球環境保全の理念を踏まえた上で、11回の専門委員会の審議、海外調査、意見聴取を重ねて、地球環境戦略研究機関の性格、機能、設置形態、研究体制・運営方法、組織、資金などについて具体的に検討し、1996年4月、最終報告書「地球環境戦略研究機関のあり方」を提出した。

後に述べるように、「新しい文明の創造に向けて」と「地球環境戦略研究機関のあり方」、特に後者については、1997年4月に地球環境戦略研究機関設立準備機構が発足し、さらに、1997年12月に地球環境戦略研究機関設立憲章が制定され、翌年4月財団法人地球環境戦略研究機関（以下、IGES）として歩み始める際に、初代理事長・所長としての私が、研究組織をゼロから立ち上げ、第1期戦略研究計画を立案する際に、絶対的ともいべき指針として常に参照してきた。政府の予算配分の制約などから、提言で示された規模の人員や資金が実現しないことがあるにしても、提言が求め、設立憲章が規定する戦略研究の理念や、総合性、新規性、国際性、公開性、独立性を備えた戦略研究機関をいかにして創り上げていくのか、理事会、評議会でも、熱のこもった議論が交わされた。

二つの提言に基づいてIGESが設立されてから20年の間に世界の社会・政治・経済の状況は大きく変動した。しかし、その間、気候変動対策はもちろんのこと、地球環境保全戦略研究の必要性は、設立当時より一層大きくなっていると言ってよいであろう。煩

を厭わずかなり詳しく二つの提言を紹介するのは、IGESの創成期の事実を過去の出来事として確認するためではなく、現在のIGESの戦略研究計画が「新しい文明の創造に向けて」や「地球環境戦略研究機関のあり方」で構想された戦略研究と同様なものなのか、もし異なるとすれば、IGES設立の基本とされた二つの提言を尺度として、もう一度原点に立ち戻って地球環境戦略研究とは何かについて検討し、将来のIGESの戦略研究のあり方について議論するためである。「新しい文明の創造に向け（た）」戦略研究は、将来の「循環共生型社会」へ向けた戦略研究と共通するであろう。

なお、二つの提言は巻末に資料として全文収録されているので、詳細な内容についてはそれを参照されたい。

## 第1節

### 21世紀地球環境懇話会の提言 「新しい文明の創造に向けて」

1970年・80年代に飛躍的な経済成長を遂げ、富を蓄えつつあったわが国は、当時すでに国際社会に広く認識されていた地球環境問題の解決に貢献することを通じて国際社会における地位を確立しようとした（「我が国の顔の見える新たな貢献」）。1992年のリオ・デ・ジャネイロの国連環境開発会議のためにブルントラント委員会の設置運営を支援したのはその一例と言える。さらに、1994年には多数の世界の政治・経済の指導者の参加を得て、「地球環境行動会議東京会議」を開催し、そこで「東京宣言1994」が採択された。東京宣言では、持続可能な開発を目指すための国際的学術研究、教育、訓練を実施する機関を日本に設置することが提言されている。

これを承けて総理大臣の諮問機関として設けられたのが前述の21世紀懇である。21世紀懇は、翌95年1月「新しい文明の創造に向けて」という提言をまとめ、そこで、新たな地球環境時代の文明の創造の必要性を説き、新たな文明の構築に向けた地球環境保全の思想を確立するために、地球環境戦略研究機関の

設立などの具体的方策を提言している。以下、21世紀懇の提言の内容を要約する。

### 1. 物質文明から**新たな地球環境時代の文明**へ

文明の生成・発展によって、人類の活動は地球のシステムの中で独立した物質循環の系としての「人間圏」を形成し、人間圏は近代以降の科学技術・産業の急速な発達によって飛躍的に拡大した(1.(1)「文明の発展と「人間圏」発生・拡大」)。さらに、20世紀後半以降の人間活動による環境の負荷は地球の環境容量を大きく上回り、人類の文明の発展に深刻な脅威になろうとしている。しかも、世界人口の増大、開発途上国の経済開発の進行などにより、将来にわたる地球環境への負荷の増大は確実視されている(1.(2)「危機を迎える地球環境」)。そこで、人類活動がもたらした地球環境の危機に対処するには、「地球環境時代」ともいうべき新しい時代を視野に入れて、現在の物質文明の基礎となっている価値観と価値体系とを根源的に問い直し、人類と自然との調和と共生を基本に据えた新しい文明思想を構築していくことが不可欠となる(1.(3)「「地球環境時代」を迎えて」)。

### 2. **新たな文明の創造**に向けて

提言は、地球環境時代の人類の最大の課題である環境保全を「地球環境戦争」と呼び、人類が地球環境の戦いを有利に勝ち進めるには、一人一人の中に**新たな地球環境倫理**を確立しなければならないと説く。新たな地球環境倫理の内容としては、①「生態系保全の思想」(自然との共生と調和)と②「循環の思想」(発生抑制・リサイクル)を挙げている。

さらに、提言は、これまでの高度の物質文明が近代科学技術の進歩の成果であることを指摘し、地球環境時代に相応した役割を果たすには、科学技術を**新たな地球環境科学・技術**に向けて再編・創造する必要がある、とする。そして、細分化・専門化された現代の科学技術については、新たな観点に立って地球環境科学を構築するとともに、他の科学分野もそれに応じて再編することが不可欠であるとし、再編・創造を促進するための地球環境に関するデータベースの重要性を指摘する。また、提言は、地球環境問題が政治・

経済・社会の価値や仕組みに深くかかわっているにもかかわらず、これまで地球環境問題において、環境の価値を取り扱いうる人文・社会科学の貢献が多くなかったことを指摘した上で、今後、科学技術・自然科学と人文・社会科学との間で融合・再編が進むことによって、地球環境問題への総合的な科学的取り組みが発展する、と期待している。

### 3. 地球環境保全への具体的提案

21世紀懇は、「地球環境時代」に対する前述のような基本的視点を前提とした上で、以下の具体的提案をしている。第一は、**地球環境戦略研究機関の設立**である。地球環境戦略研究機関は、地球環境の危機に対処するために、既存の細分化された近代科学技術を新たな地球環境問題に関する観点から再編・再統合するとともに、人文・社会科学的視点も加えて、地球環境問題に立ち向かう戦略を総合的に研究する。そのため、地球環境問題についてこれまでの専門分野を超えて横断的に研究し、内外に向けて提言するような世界に開かれた研究機関とし、外国の研究参加、世界の他の地域の研究機関を結ぶ情報ネットワークの強化、内外の研究者による研究交流の促進を図る。さらに、地球環境問題の専門家の育成や大規模な地球環境に関する情報ネットワーク・データベース構築を検討する。

その他、第二に、地球環境倫理に基づき、家庭・学校・社会における、地球環境倫理に基づく**環境教育・学習**の推進、第三に、市民、女性、NGO、産業界、研究者など、様々な主体が参加して地球環境保全活動を進める「**地球環境国民会議**」の設立、が提言されているが、ここでは省略する。

---

## 第2節

### 総合的な環境研究・教育の 推進体制に関する懇談会の最終報告書 「地球環境戦略研究機関のあり方」

21世紀懇の提言取りまとめの段階で、同懇話会が

提案する地球環境戦略研究機関のあり方を具体的に検討するために、環境庁に体制懇が置かれ、体制懇は、96年4月に最終報告「地球環境戦略研究機関のあり方」をまとめて地球環境戦略研究機関の性格、機能、研究・運営体制などについて具体的な提案を行った。体制懇設置の経緯と委員構成などについては本章の冒頭で述べたので、ここでは、体制懇が提案した「地球環境戦略研究機関のあり方」について概要を述べる。

体制懇は、21世紀懇の下部組織として設置されたものではないが、21世紀懇のメンバーを主要メンバーとしていたことから、21世紀懇の基本的視点を承けて報告書の冒頭に、地球環境の危機に対処するには新たな地球文明の創造が不可欠であることを強調した。そして、地球環境戦略研究機関は、新たな地球文明を創造し、具体化するための戦略に関する政策的・実践的な研究を行い、これを具現化するものであるとし、このような実践的戦略研究を実現するために、研究機関の性格、機能、設置形態、研究体制・運営方法、組織、資金などについて、以下のような提案をしている。

1. **性格** については、総合性、新規性、国際性、公開性、独立性を持つものでなければならないとする。

① **総合性** 地球環境に関する戦略研究は、自然科学的・技術的研究を基盤とする政策的・実践的研究を実施するので、総合性を有するものでなければならない。② **新規性** 地球規模での持続性実現のための戦略研究は、経済中心の近代以降の基本的枠組みを環境中心・持続性に基づく基本的枠組みに変革していくという意味で新規性を持ち、③ **国際性** 地球規模での持続性実現のため、国際的な人材・情報等の相互交流、国際的共同研究等、国際的な体制のなかで研究を実施する必要があり、地域的には、人口・産業などが飛躍的に拡大し、環境問題が重大化しているアジア太平洋地域を重視すべき、とする。また、④ **公開性** 専門の研究者のみならず、行政、企業、NGO等からの研究への参加により、政府、産業界、NGO、国連等のグローバルパートナーシップによる研究体制が構築され、研究テーマの設定、研究成果の利用も様々な主体に対して開かれ、⑤ **独立性** 研究内容、成果等につ

いて、政府等の関与から独立したものであることが重要である、としている。

2. 戦略研究機関が果たすべき機能については、地球環境戦略研究の実施、研究成果の政策決定等への具現化、戦略研究プロジェクトへの参加を通じた実践家等の育成、実践的・政策的情報のセンター、という4つの役割をあげている。

① **地球環境戦略研究の実施** 戦略研究機関には、「1. 性格」のところでも強調されているように、新しい文明を創造し地球規模で持続可能性を実現するための実践的・政策的な「地球環境戦略研究」を、新たな実践的学問体系として構築することが期待されている。地球環境戦略研究は、既存の細分化された各学問分野を新たに統合し、戦略的科学構築の先導的役割を果たすとともに、内外の研究者・研究機関、行政機関、企業等からの参加・協力のもとに、新たな政策手法の開発等、環境戦略を研究し策定し、② **成果の具体化** 地球環境戦略研究の成果を、国連・政府・自治体等の政策決定、企業・NGO・市民の行動に具現化するために、研究プロジェクトのテーマを政府やNGO等からも提案でき、またこれら外部の人材も研究に参加できることとする、情報提供、会議・セミナーを開催する、共同研究等を実施する、さらに、③ **実践家等の育成** 戦略研究の具現化のプロセスへの参加や国際セミナー・ワークショップ等を通じて、開発途上国の実践家・行政官等の研修・訓練を行う、④ **情報収集と提供・実践的・政策的情報のセンター** 地球環境、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発に関連する政策的・実践的な情報のセンターとしての機能を果たすべきである、としている。また、戦略研究の成果等を途上国に対する環境教育の教材として提供することも求めている。

3. 設置形態、研究・運営方法、組織、資金体制等について、体制懇は、かなり詳細、かつ具体的な提案をしている。詳細は、巻末に資料として収録された体制懇の最終報告書を参照していただきたいが、ここでは要点だけを紹介する。

① 設置形態については、体制懇は、条約に基づく独立

の国際機関とすることが相応しいと考えるが、独立性の確保等を前提に現実的な対応が必要としている。そして、独立の国際機関とする場合の設立・運営上の問題点をあげ、地球環境戦略研究の独立性を確保する上で重要な、資金や意思決定機関等についての事項を留保事項として指摘している。②研究・運営方法については、中長期的な戦略研究の「地球環境戦略研究プログラム」をまとめ、そのプログラムのもとで様々なテーマを数年の研究としてプロジェクト化して「戦略研究プロジェクト」を編成し、「研究ユニット」によって各プロジェクト研究を実施する、プロジェクト方式を提案し、戦略プロジェクトの具体的な研究テーマ例についても提案している。「地球環境戦略研究プログラム」の策定に当たっては、アジア太平洋地域の持続性確保とアジア太平洋地域からの発信を重視する必要がある、とされている。なお、戦略研究プロジェクトは、戦略機関の立ち上がり当初は年間10テーマ程度で、段階的に40～50に増やし、1プロジェクトの年間予算は1億円程度とされている。「研究ユニット」については、研究ディレクターの指導のもとに、中核となる研究者(2～3人)、協力研究者(5～10人)、客員研究者(適宜)から構成され、研究スタッフは、研究者だけではなく、行政官、企業人、NGOメンバーも参加し、その半数程度は外国人とする、としている。使用言語は日本語・英語とされた。③組織についても、最高意思決定機関としての国際運営委員会や戦略研究プログラムの策定等を行う戦略研究会議、人事委員会を置くことなどを提案している。④資金については、わが国が地球環境戦略研究という日本の顔の見える新たな貢献をしようというのだから、日本政府が資金提供をしていく必要があるとし、自治体、企業、NGO等も資金提供や人材参加によって地球規模の持続性実現に貢献していくべきであろう、としている。運営資金は、先に述べたように、当初10プロジェクト、段階的に40～50プロジェクトに増加され、1プロジェクト年間1億円の経費が予想されていた。そのほか、体制懇は、第一線の人材の確保、国際的な政策研究機関との間のネットワーク形成と研究交流などについて具体的な提言をしているが、ここでは省略する。

報告書には、地球環境戦略研究機関設立にはわが国の顔の見える新たな(国際)貢献策として期待が高

まっているという記述があるが、地球環境戦略研究機関は、その機能、運営方法等において、アジアの途上国の持続的開発支援を前提としていた。後に述べるように、IGESは発足後、アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)など、アジア地域においてわが国が主要な役割を果たす環境会議等の企画立案、資料提供などを担当しているが、それはIGESがわが国の国際貢献の一端を担うという期待に応えようとするものであった。

### 第3節

#### 地球環境戦略研究機関設立へむけて

##### 一 設立準備機構の設立

1. 日本政府は、21世紀懇が提言し、体制懇がその構想を具体化した地球環境戦略研究機関を、わが国の顔の見える国際貢献として設立することに踏み切った。96年4月に東京で開催された「地球環境戦略研究東京国際ワークショップ」、同年5月に開催された環境大臣会合「アジア太平洋環境会議(エコアジア)96」、その他の国際会議において戦略研究機関の設立構想が報告され、その早期設立に対して国際的な支持が表明された。また、多数の国内の自治体からは戦略研究機関誘致の要望が寄せられた。

2. このような状況を背景に、環境庁は、体制懇のもとで、IGESの設立に向けて着々と準備を進めて行った。第一は、IGES設置場所の選定である。設置場所については、まず、IGES誘致を要望していた自治体26ヶ所のなかから北九州市、兵庫県、神奈川県など、5ヶ所が選定され、体制懇に置かれた設置場所選定委員会が、これら5ヶ所を現地調査した上で、97年1月に神奈川県湘南国際村に立地することを決定した。立地選定の際に、誘致自治体には、IGES施設・事務局一部スタッフの提供、運営資金の一部負担等が期待されていたので、神奈川県は、湘南国際村に新たにIGESが入居する建物の設計建築に着手することとなった。第二は、IGESにおける研究プログラムの構想づくりである。環境庁は、体制懇の委託調査という形で、英国

王立国際問題研究所、国際環境開発研究所 (IIED)、ストックホルム環境研究所 (SEI)、国際応用システム分析研究所 (IIASA) など、ヨーロッパの国際的環境政策研究所等9ヶ所で、それぞれの研究機関の性格、研究テーマ、研究方法、評価、資金、運営体制等についてインタビュー調査を行い、97年3月に、その結果を報告書「地球環境戦略研究機関研究プログラム策定等調査」としてとりまとめた。報告書に収載された、地球環境研究に関連する人材情報、情報源情報等は、IGESの設立後、研究機関や研究者のネットワーク構築に活用された。

3. 体制懇やその専門委員会における調査・審議によって、戦略研究のイメージは少しずつ具体化しつつあったが、立地選定された湘南国際村にはまだ研究施設もなく、具体的な研究プロジェクトや研究員や運営体制も決まっていないIGESを現実的に立ち上げるために、97年4月、財団法人「地球環境戦略研究機関設立準備機構」(準備機構)が設立され、東京のプレスセンタービルで設立準備事業が開始された。環境庁は準備機構のために予算措置を講じ、神奈川県も職員派遣等の支援を行った。準備機構の理事長には、体制懇と専門委員会両方のメンバーであり、場所選定、研究プログラム策定等調査にも関わった森嶋が就任した。新たな文明の創造という壮大な目標を掲げて、短兵急ともいべきスピードで前代未聞の実践的な戦略研究機関を立ち上げるなど、とうてい不可能なことに思われた。しかし、21世紀懇、かつ体制懇のメンバーであった、近藤次郎委員と梅原猛委員に説得され、梅原先生の「自分の信念に従ってやれば良い」という言葉に動かされて、前途にどのような難題があるか予想もつかないがチャレンジする覚悟でお引き受けすることにした。事務局長は環境庁から出向した森谷賢、事務局次長は神奈川県から派遣された高久道男であった。いずれも有能であることはもちろん、無から有をひねり出す創造力の持ち主で、みんな議論をしながら創成期のIGESを育てて行ったように思う。主として、森嶋がIGES発足後の戦略プログラム・プロジェクト作り、森谷が森嶋の補佐をするともに対環境庁折衝、高久が対神奈川県折衝の役割を担ったが、その際、ヨーロッパ、アジアの研究機関を訪問してプログラム・プロジェクト作りのための情報収集や外

国政府・研究機関とのネットワーク作りを行った。

しかし、欧米にもまだ地球環境科学の名に値する総合科学は実在せず、したがって、ゼロから先例のない戦略研究機関を立ち上げることは容易ではなかった。

それでも、準備機構は、1年足らずの短期間の間に、環境庁・神奈川県からの職員など10名程の事務局職員や外部のコンサルタントの献身的な働きを得て、21世紀懇と体制懇が提言するIGES設立の基本理念に従って、設立憲章起草を始め、プロジェクト方式の戦略研究計画の策定、研究員の募集などを実施した。そして、97年12月に京都で開催した設立憲章採択会議で採択された「地球環境戦略研究機関設立憲章」に基づいて、98年3月、日本民法公益法人としてのIGESが発足して、準備機構の業務は終了した。

4. (1) 準備機構がしなければならない仕事は山のようにあったが、重要な役割の一つは、戦略研究という聞きなれない実践的・政策的研究をしようとするIGESを社会各層に認識(理解)してもらうことであった。97年4月発足の準備機構は、発足早々の6月に、湘南国際村で「設立準備機構発足記念国際シンポ」を開催し、各国の識者に戦略研究について意見を聴くとともに、翌年開設予定のIGESの実践的戦略研究のあり方を紹介した。シンポジウムでは、IGES発足後に理事・評議員として就任を予定していた、ラジェンドラ・パチャウリ博士(インド)、ホーセン・リー博士(韓国)、ピーター・デ・ジャノシ博士(米国)、廣野良吉博士(日本)などをスピーカーとして、「地球サミットから5年」と「地球環境戦略研究の役割」という2つのテーマで議論をしてもらった。主催者としての私は、IGES設立の意義について述べ、地球環境政策に現実インパクトをもたらすため、IGESは実践的な企業、NGOからの参画を得て実践的な政策研究を行うこと、IGESの研究はすべての国際社会に開かれていること、IGESが国際的に協力して戦略研究をするには独立性を確保することが重要なこと、アジア太平洋地域の発展状況から見てIGESの戦略研究は同地域に重点を置いて進めること、など、21世紀懇、体制懇において議論された点を強調した。

97年11月には、横浜のパンパシフィックホテル横浜で2日にわたり「戦略研究検討国際ワークショップ」を開催し、それまでに準備機構で検討していた、IGESの

戦略研究のテーマや手法について、戦略研究の予定対象地域のアジア太平洋地域8ヶ国の研究者と研究プロジェクト企画者5名に参加してもらって討議をした。アジア太平洋地域で重要な戦略研究プロジェクトの対象テーマとしては、それまでのこの地域での聞き取り調査などから、気候変動、都市化、森林保全、環境教育における国際協力、環境ガバナンスが選ばれており、そのほか淡水なども緊急課題として挙げられたが、準備不足と人材不足から、以上の5テーマについて企画の立案が進められていた。ワークショップには50名を超える専門家が参加し、IGESの戦略研究企画を詰めて行く上で極めて有益かつ詳細な討議がなされた。

さらに98年2月に、湘南国際村センターで第2回の「戦略研究検討国際ワークショップ」を開催し、3月の準備機構理事会・評議員会でプロジェクトについて意見を交換したほか、理事会・評議員会メンバーも参加する国際シンポジウムを開催した。

(2) IGES設立憲章の策定も重要な仕事であった。設立憲章は巻末に資料として収録されているので、ここでは要点のみ紹介する。設立憲章は、法人の定款にあたるものであるため、IGESの理念に関わる部分は、「前文」に集約されている。前文はまず、地球環境の危機をもたらしている現在の物質文明を問い直して新しい文明を創造しなければならないこと、人口が増加し経済活動が飛躍的に拡大しているアジア太平洋地域の持続可能な開発が今後の地球環境保全上重大な課題となること、を述べ、これらの目的を達成するため、政策的・実践的な戦略研究を行い、その成果を具現化していくことが有効である、として、戦略研究の必要性・有効性について述べている。次に、戦略研究が国家、地域、社会セクターの利害を超えた立場で実施されるには、研究の独立性を保証し、国際的に開かれた(人材交流等)体制で進め、様々な主体(企業、NGO等)が開かれていること、という原則が不可欠である、とする。設立憲章前文の内容は、21世紀懇と体制懇が提案したところをほぼそのまま取り入れたものである。

IGESの組織を規定した第1章以下は、IGESを日本民法上の公益法人として設立することとしている。先に述べたように、体制懇は、IGESを国際的研究機関

として設立する設置形態として、条約上の国際機関となる選択肢も上げていたが、短期間で国際交渉をして条約を締結することは困難であることから、準備機構は最初からその選択肢について作業にとりかからなかった。これに対して、国連機関、例えば国連環境計画(UNEP)の下部組織として設置する選択肢については、準備機構当時からその可能性を探り、IGES発足後もさまざまな機会に交渉した。しかし、いずれも成功しなかった。国連のもとでは、人事も予算もイニシアティブは上部の国連機関にあり、とうてい設立憲章前文が謳う独立性や公開性は保証されないからである。私はUNEPの事務局長レベルと何回も話し合ったが、結局設立憲章との調整はできなかった。私は、IGESを国際的研究機関とすることをマニフェストと考えていたが、21世紀懇・体制懇の理念に基づいたIGESを創り上げるには、設置形態にこだわらずに、設立提案者である日本政府が認可する公益法人として、国際的研究機関や研究者とのネットワークを構築し、国際共同研究や国際的研究者交流を拡大強化して、実質的に国の枠を超えて戦略研究を進めていくほうがむしろ効率的だと思えるようになった。

97年12月、京都議定書の会議が開催された機会に、京都で環境庁主催のもとに、村山前総理などの来賓の出席を仰いで「IGES設立憲章採択会議」を開催し、9ヶ国の行政機関、3つの国際機関、17の国際的研究機関の代表が設立憲章に署名して、設立憲章が採択された。

1998年3月31日、設立憲章に基づいて、IGESが設立され、4月から湘南国際村センター研究棟で研究活動を開始した。準備機構から引き続き、理事長 森嶋・事務局長 森谷以下の幹部職員は変わらず、事務スタッフ約20名、研究員約20名の人員で、環境庁・神奈川県から配分された予算は、建物賃料なども含め、98年は年間総額約8億円であった。なお、環境庁の「地球環境戦略研究機関の設立について」(98年3月)という文書では、98年度には、40人程度の研究者等で年間10億円程度の規模で立ち上がり、約10年後には、200人、年間40~50億の規模になるとされている。



## 第2章

## 地球環境戦略研究の立ち上げ

## 第1節

第1期戦略研究  
(1998年度～2000年度)

当初は、気候変動、都市環境管理、森林保全、環境教育、環境ガバナンスの5つの研究プロジェクトで発足し、98年7月から、アジア地域の環境に配慮した開発を提案する、「新発展パターンプロジェクト」が開始された。3年を1期間とする各プロジェクトは、プロジェクトリーダーの計画・指導のもとに、5・6名程度の研究員が研究ユニットを編成して戦略研究を行った。

研究員はIGES発足前に公募した。3年の任期付き雇用であるにもかかわらず応募者は多数あったが、ポストドクなど、独り立ちできる研究者の応募はほとんどなく、外国人の応募者もあまりなかった。他方、常勤のプロジェクトリーダーとして、戦略研究プロジェクトを率いるだけの研究者を見つけ出すことはできなかった。結局、プロジェクトリーダーには、国内の第一線の環境研究者・大学教授を非常勤としてお願いするほかなかった。研究員には、プロジェクト研究の間に育ててもらふことを前提に、未経験だが優秀な若手を採用した。外国人研究者は日本の大学院を出たポストドクを採用した。また、他の研究機関などで短期に研究滞在している外国人研究者に客員研究員として参加してもらった例も少なくない。

IGESは、新しい文明創造の先駆けとして戦略研究を実施する役割を担って設立されたが、新しいコンセプトだけに、実は、戦略研究とは何か、その研究方法は伝統的な学問のそれとどう違うのか、など、必ずしも共通の理解があるわけではない。戦略研究については、第1章でも繰り返して述べた。IGES研究の第1期の重点は、IGESの内外で戦略研究とは何かについて共通の理解を深め、IGESにおける戦略研究の基盤を

固めることであった。

そこで、各プロジェクトは、それぞれのテーマに関して、具体的な実践的・政策的課題について分析・立案し、政策決定者に提案することを目標にして、プロジェクト計画を立て、実施した。例えば、気候変動プロジェクトは、京都議定書の排出権取引制度の設計について提案をまとめ、フォーラムを開催して関係者の意見をとりまとめ、その報告書を締約国会議で配布している。実践的政策手法の提案とその具現化である。都市環境管理プロジェクトは、99年10月に北九州市の支援によって開設した「IGES北九州事務所」で研究活動を行っていたが、2000年9月に北九州市でアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が開催した「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議」で、同会議のためにシンポジウムを開きその成果をとりまとめた「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」が採択されている。森林保全プロジェクトは、4つのサブチームによるフィールド調査などを通じてアジア諸国の森林管理について把握した上で、国際ワークショップなどを開催して政策提言をした。環境教育プロジェクトは、アジア太平洋地域36ヶ国の研究者と連携して同地域の環境教育の現況を調査し、99年12月にタイでワークショップを開催して議論した上で、「アジア太平洋環境教育地域戦略」をとりまとめて関係機関に提示した。環境ガバナンスプロジェクトは、環境ガバナンスの国別比較、地域環境協力プログラム、民間企業と環境ガバナンス、という3つのサブテーマを扱っているが、第3のテーマについて、「民間企業と環境ガバナンス」(中央法規出版)を出版している。新発展パターンプロジェクトは、エコアジア99(99年9月、札幌)の公開セッションや前述のESCAPの閣僚会議、G8環境大臣会議(2000年4月、滋賀)などに対して、様々な資料提供をしている。また、「21世紀の環境と新発展パターン」(中央法規出版)を出版している。そのほか、2000年度から、人材開発プログラムとして、e-ラーニングシステムの開発を試みたが、試験的には稼働で

きたものの、最終的には、技術的に相互交信のシステムの構築には成功せず、IGESのe-ラーニングのプログラムは1期で中止した。

そのほか、IGESのプロジェクト全体をカバーする刊行物として、99年3月から、「アジアの環境重大ニュース」という冊子を日・英両言語で年1回刊行することを始めた。本冊子刊行のねらいは、IGESの各プロジェクトの調査研究を通じて得られたアジア太平洋諸国の環境の現状に関する情報を分析選択して取りまとめ外部に発信することによって、IGESの外に情報を提供するとともに、IGESの存在を認識してもらうことにあった。本冊子刊行は、第3期に入って、IGESが環境白書やポリシーブリーフの刊行を準備するまで続けられたが、IGES初期の情報提供として、かなりの効果をもってたと受け止められている。2000年12月からは、日英両言語でEメールニュース「E-alert」の配信も開始した。

発足したばかりのIGESは、第1期において、準備機構に引き続いて、国際的研究機関として国際認知を受けるための努力をした。99年6月には、湘南国際村センターでIHDP<sup>1</sup>公開会合を共催し、41ヶ国300名の研究者にIGESを紹介した。9月には、環境庁が開催するアジア太平洋地域の環境大臣会議「エコアジア99」オープンセッションでIGESの紹介をさせてもらった。爾後、毎回のエコアジアにおいて、会議の主催者である日本国環境庁に対して、IGESは企画運営・資料提供などを行ってきた。また、2000年3月、11月に、ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所と共催で、東京、ドイツ・ヴッパータールにおいて、「地球温暖化国内対策の協力に向けた日独政策対話会合」を開催した。さらに、2000年9月に北九州市で開催された「アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議」(MCED)には、会議の討議資料として政策提言文書を提出するとともに、先に述べたESCAP閣僚会議の「北九州イニシアティブ」に対する実質的サポートも行なった。このような実績を重ねた上で、第2期になって、2001年の国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第7回締約国会議 (COP7) では、「アジアにおけるIGESの気候政策対話」というサイドイベントを初めて開催することができた。また、後に述べるが、2001年10月に、日本政府のイニシアティブでAPFEDが発足する際、IGESが事務局機能を担当するとともに、IGESを代表して理事長の

私がフォーラムメンバーとなった。また2001年11月に、IGESは、北東アジアのアジェンダ21の達成状況についての報告書を持続可能な開発に関する世界首脳会議 (WSSD) ハイレベル・アジア太平洋地域会合に提出している。

国際機関化という点で言えば、99年9月に、IGESに気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU) が置かれることとなった。IGES内部の組織として設置されているが、日本政府とIPCCとの間の協定に基づいて、人事・予算等はIGESと独立して運営されることになっており、IGESのなかに国際的な協定に基づく組織が存在していることになる。

カンボジア王国が、2000年9月に設立憲章に署名したことも国際的認知と言えよう。第2期に入って、2001年9月にワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド)、11月に大韓民国環境省、ネパール連邦民主共和国環境・科学・技術省、2002年2月にストックホルム環境研究所 (SEI)、8月に国際環境法センター、9月にマレーシア天然資源環境省、12月にフィンランドVTT技術センター、2003年6月にラオス人民民主共和国水資源・環境庁、2004年2月にワールドウォッチ研究所 (WWI)、6月にベトナム社会主義共和国天然資源環境省、11月に国連熱帯木材機関 (ITTO)、2005年11月に国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) が、次々と設立憲章に署名しているのは、IGESが国際的に認知されるとともに、IGESのアジア太平洋地域における戦略研究に対する期待が極めて高いことを示すものである。

IGESの戦略研究に対する国内からの期待と支援も大きかった。99年10月には、IGES立地候補地として最後の5ヶ所に残っていた北九州市からの申し出により、北九州市の支援の下にあらためて北九州事務所を開設することとし、先に述べたように、都市環境管理プロジェクトの研究拠点を北九州事務所に移した。また、第2期に入った2001年6月に、これも5ヶ所に残った立地候補地の1つであった兵庫県の支援により神戸に関西研究センターを開設することになり、新たに「企業と環境」という新しいプロジェクトが地元経済界の協力を得て発足し、研究員の採用等も行った。

著名な研究者や研究機関の長などからなる理事会・評議員会のメンバーは、発足したIGESをトップレ

<sup>1</sup> IHDP (International Human Dimensions Programme on Global Environmental Change、地球環境変化の人間の側面国際研究計画)

ベルの戦略研究機関に育て上げたいと、さまざまな角度から指導・助言をした。そのなかで、IGESが出す数多くの資料や印刷物が海外では認識されていないのではないかという指摘があり、海外の理事・評議員を中心に編集委員会を構成し、持続可能な発展に向けた戦略政策研究の英文学術誌、The International Review for Environmental Strategies (IRES)を刊行することとした。ところが、発足以来1年余のIGESの戦略研究のレベルが編集委員会の期待に沿うところまでに至っていなかったためであろうか、IGESの研究者からの寄稿がなく、2000年8月の創刊は難航した。しかし、2005年のCOPに向けてIGES気候変動プロジェクトの戦略研究成果を出した“The Kyoto Protocol: Its Development, Implication and the Future”と題するIRES 2004年11月号は、内外で高い評価を受けた。

ゼロから出発した第1期の主たる課題の第一は、様々な学問的バックグラウンドを持ったIGESの研究員の間に、新しい戦略研究という実践的政策研究の理念、目的、方法について、基礎的な共通の研究枠組み（発想と言ってもよい）を創り上げていくことであった。既存の学問研究で訓練されたプロジェクトリーダーを含めて、総合的戦略研究を理解することは容易ではなかったけれども、先に述べたように、海外の理事・評議員からの助言・指導、国際シンポジウム等を通じての海外研究者との交流、海外フィールド調査等による情報収集・分析、エコアジアやESCAP閣僚会議の討議資料としての政策提言文書や報告書作成などを通じて、徐々に戦略研究の研究枠組みや方法が立ち上がってきた。しかし、外部の第三者評価によって一定の評価を受けるようになるのは、第2期以降の成果の積み上げを待たなければならなかった。第1期は戦略研究の基礎作りであった。

課題の第二は、それまで何らの実績もないIGESを、どのようにして国の内外で認識してもらうかということであった。先に述べたように、準備機構設立前から、日本政府（環境庁）は、IGES設立について数多くの国際シンポジウムやワークショップ等を開催するとともに、海外の政府や研究機関等に調査チームを派遣した。直接の目的は、IGESの戦略研究の研究計画や研究体制のあり方について、各界各層の意見を聞くためであるが、IGES設立を外部に認識してもらうという目

的もあった。そして、準備機構が設立され、IGESが発足すると、それぞれの発足シンポジウムを始め、先に述べた様々なシンポジウムやワークショップを開催して、戦略研究機関としてのIGESの存在を認識してもらうことに努めた。理事長の私は、環境に関するあらゆる国内外の会議でIGESを紹介した。第1期において、第二の課題は達成できたと言ってよい。親しい外国人の評議員が、第1期の終わりに私に、「IGESの名は十分に知られている（well known）。しかし、IGESの成果（outcome）は何かね?」と問うた。私は、「設立20年の貴方の研究所が最初の3年で出した目ぼしいoutcomesを私に教えてくれ。」と返した。

IGESは、21世紀懇の掲げた新しい文明を創造する先兵としての役割を担って発足した。しかし、先例のない新しい戦略研究を始めるにあたっては、第1期では、先に第一の課題として述べたように、実践的政策研究である総合的戦略研究の基盤づくりを行う必要があった。第1期を終るにあたって、第1期における総合的戦略研究に関する基礎的調査研究を、第2期以降の有効な実践的政策的戦略研究プロジェクト策定に役立たせるために、第1期の基礎的戦略研究の成果を評価した上で、その成果が第2期以降の実践的戦略研究にとってどのような共通の枠組みとなりうるのかを評価することとした。評価は、各プロジェクトが、第1期の最終年（2000年）ほぼ1年かけて、研究テーマ、研究方法、研究計画について自己評価を行った。

また、IGESの設立憲章署名機関による評価も行っている。署名機関による評価は、海外研究機関の研究者などによって構成される研究諮問委員が各プロジェクトに対する評価を行うとともに、署名行政機関・国際機関等が全体的な評価意見を寄せている。評価結果の詳細は省くが、総合評価は、優れている、良い、とするものがほとんどであった。評価意見で指摘された課題については、第2期以降の戦略研究プロジェクト計画立案の際に検討し、できるだけ取り入れた。

## 第1節

第2期戦略研究  
(2001年度～2003年度)

第2期プロジェクト研究は、研究テーマ、研究方法などについて第1期のそれをほぼ継承している。ただ、森林保全プロジェクトについては、研究テーマが変わり、プロジェクトリーダーも交替した。なお、先に述べたように、2001年6月に神戸市に兵庫県の支援により関西研究センターが開設され、「企業と環境プロジェクト」が開始された。また、2003年5月には、タイ・バンコクにIGESバンコク事務所が開設され、東南アジアにおける情報収集、研究機関との連絡調整、UNEPアジア地域事務所、ESCAP本部などとの連絡事務を担当することになった。後に述べるように、2003年11月には、「淡水資源管理プロジェクト」が発足している。

第2期において、IGESには、第1期に積み重ねてきた基盤的調査研究を、本格的に実践的政策提言型の戦略研究とすることが期待されていた。第2期のIGESの目標は実践的戦略研究の具現化であった。環境省<sup>2</sup>のバックアップにより、2002年のWSSD準備プロセス、2003年の「世界水フォーラム」、UNFCCC/COP7・8、エコアジア(2001, 2003)などにおいて、関係プロジェクトのアジア各国の環境状況に関する研究成果を討議資料として提出し、あるいは報告発表する機会が与えられた。2001・2年には、ESCAP等主催の「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」に参画している。これらの政府間会合にIGESが資料や政策案を提供するためには、IGESの関係プロジェクトがアジア太平洋地域の各国の環境の状況を把握し分析していなければならない。気候変動、都市環境管理など、5分野のプロジェクトは、すでに第1期において各国政府や研究機関とネットワークを作り、相当程度のデータを蓄積

していた。第1期の初期的作業の上に徐々に本格的作業が始まっていった。気候変動プロジェクトが各UNFCCC/COPでテーマを設定してサイドイベントを開催する、森林保全プロジェクトが国際会議を開催する、それぞれのプロジェクトが国際会議に代表を送って研究成果を発表する、などは、その例である。

特記すべきは、環境省によって2001年から創設されたAPFEDである。APFEDは、インドネシアの元環境大臣エミール・サリムなど、アジア太平洋地域や国際機関の有識者26名から構成され、橋本龍太郎元総理大臣を議長として、アジア太平洋地域の持続可能な発展のモデルを検討し、提言することを目的とする有識者会議であった。第1次のフォーラムは2005年まで継続することとされていたが、IGESが事務局を担当し、理事長の私もメンバーの一人となった。IGESは、フォーラムの企画、資料、提案等の文書の作成、会議運営の一切を取り仕切るのだが、橋本元総理はもちろん、優れた有識者の批判に耐える資料等を準備するにはIGES研究者の全力を傾注する必要があった。

2003年11月には、「淡水資源管理プロジェクト」が発足した。淡水資源については、IGES発足当時アジア各国から寄せられていた研究ニーズに含まれていたが、IGES側に研究人材がいなかったこと、淡水資源の多くが地下水であるがアジアの地下水資源のデータが少ないこと、などのため、先送りしていた。しかし、2003年3月の第3回世界水フォーラムの開催を契機に2006年第4回世界水フォーラムに向けて、環境省が各国の淡水資源のデータベース作りを企画し、IGESがこれに参画することもあって、淡水資源管理プロジェクトが実現した。

次に、国際的な認知について述べると、IGESが、2003年4月に国連経済社会理事会(ECOSOC)に対する諮問資格を取得し、国連NGOとして環境保全分野で会合に出席し意見提出が可能になったことを、国際的認知の一例として挙げるができるであろう。また、先に述べた、第1期2000年9月カンボジア王国に

<sup>2</sup> 2001年1月より環境庁は環境省に改組

始まる、政府機関、国連機関、研究所の設立憲章への署名もIGESに対する国際的認知である。

第2期でもう一つ特記すべきは、湘南国際村に神奈川県が建設しIGESに貸与するIGESの本部建物が2002年6月に完成し、IGESが湘南国際村センターの研究棟から新施設に移転したことである。第2期の研究員は約65名、研究秘書を含む職員は約45名であったが、会議室もない研究棟の施設は手狭であった。IGESが本格的に活動するには、研究機関としての会議室その他の施設が不可欠であった。新施設は、神奈川県に所有に帰するが、神奈川県がIGESの戦略研究のために提供するという約束になっていたため、建物設計当時からIGESは様々な注文を出し、設計変更もしてもらった。省エネ、屋上緑化、太陽光パネルなど、時代の最先端のエコ建物とすることを注文し、さらに東京電力・東京ガスと交渉しコジェネの設備も設置した。様々な工夫が凝らされた建物で、出来上がった姿を見て宇宙船だという人もいた。予期しなかったのは、移転後1月も経たぬうちにシックハウス症状を訴える研究員・職員が次々と出てきたことだった。直ちに、これらの職員にはシックハウス専門の大学病院で診断を受けることを勧め、同時に本部建物の外部に事務所を借りて、シックハウスと診断を受けた者は有給休業もしくは自宅で作業、または外部事務所で作業することを認めた。建設会社には建物内部の汚染物質の測定などを依頼した。事務局の迅速かつ適切な対応によって、当初の多少の混乱を経て数ヶ月でシックハウス問題は収まった。

第2期は、IGESの戦略研究活動が実質的に開始されたことと位置付けることができよう。本部建物の完成が象徴的である。しかし、第2期は、IGESが助走から本格的に走り始めたという段階であって、理にかなった走り方をしているのかをチェックする必要がある。そこで、第2期終了時に正式に外部評価(peer review)を行うことにした。2004年2月から2005年5月にかけて、各プロジェクトについて、外部の専門家(日本人1名、外国人2名)によって構成される評価委員会に外部評価をしてもらった。

評価委員会の重要な指摘の中から全般的事項を列挙すると、次の通りである。

① 明確なIGESのmission statementを作るべきである。

- ② 各プロジェクトチームが孤立している現状を改め、連携協力関係を強化すべきである。
- ③ プロジェクトチーム内での研究員の役割分担を明確にして、相互の協力関係を強化すべきである。
- ④ 出版物の質について定期的に技術的評価をすべきである。
- ⑤ 常勤のプロジェクトリーダーを置くことが望ましい。3年の定期雇用期間だけでなく、より長期の雇用制度の導入を考慮すべきである。
- ⑥ 研究員はIGESの研究をmarketすべきで、自己の学界における名声を過大に追求すべきではない。
- ⑦ 独立性を保つために、環境省等からの財源以外に民間からの財源獲得などの努力をすべきである。
- ⑧ 予算配分は、プロジェクトチームの活動・業績に応じたものにすべきである。

## 第2節

### 第3期戦略研究 (2004年度～2006年度)

第3期が始まる2004年は、21世紀懇が「新しい文明の創造」を検討し始めてから10年経ち、その間にアジア太平洋地域の経済社会や環境は大きく変貌しつつあった。地球温暖化対策について言えば、京都議定書の発効をめぐる各国の利害の対立は激しさを増すばかりであった。そこで、第3期始めの2004年4月から、域内の喫緊のニーズに対応する具体的プログラムとして、京都議定書のクリーン開発メカニズム(CDM)の技術的制度設計プログラムを立ち上げた。第3期は、第2期の具体的戦略研究の成果を引き継いで、さらに実践的政策提言に結びつくようにプロジェクトを実施した。2期に引き続いて、エコアジアにおける研究成果の発表、APFEDにおける会議運営・資料提供・文書作成、「日米気候政策ワークショップ」の開催、「日独気候政策シンポジウム2005」の開催、UNFCCC/COPにおけるサイドイベントの開催、「第4回世界水フォーラム」における研究成果の発表など、国際会議等への参画を通して各プロジェクトが研究成果を発信して、政策決定者等へ影響を与えようとしているのである。

第3期において特記すべき事項の一つは、2005年6月から開始した「ポリシーブリーフ」の刊行である。各プロジェクトの研究成果として生み出された、政策決定者に向けた政策提言であり、分かり易く、簡潔に根拠を示して政策を提言する発信ツールである。理事会・評議員会における意見や外部評価委員会の意見などで、IGESの戦略研究成果を活用して政策決定者に影響を与える方法として助言されていた。

次に特記すべき事項は、「IGES白書」の創刊である。IGESの研究はプロジェクト毎に孤立して実施されており、理事・評議員等から、IGES全体の統合的研究が欠けているという批判があった。そこで、統合的テーマについて、理事長も含めIGESの研究員全員が参加し討議して成果物を作ることにし、何回も稿を改めて1年以上かけて作られたのが、IGES白書「持続可能なアジア：2005年以降の展望―革新的政策を目指して―」（2006年1月）である。

さらに、特記すべき事項として、2006年4月にプログラム・マネージメント・オフィス（PMO）を設置したことも挙げておくべきであろう。これまでも述べたように、3期までのIGESの戦略研究はプロジェクト毎に孤立して実施されており、プロジェクトのテーマ、例えば、気候変動と森林保全とは、相互に関連しているにも関わらず、プロジェクト間の相互連携はなされていない、という問題があった。そこで、第4期以降、統合的戦略研究を実施するために、研究所長のもとにPMOを置いて、各プロジェクトの企画調整を担わせることにした。PMOの構成員は、プロジェクトリーダーを想定している。

私は、急速に変化するアジア太平洋地域の経済社会や自然環境、そして政策科学の進歩に鑑み、かねがね、10年を超えて、最先端の戦略研究を実施しなければならないIGESをリードする任には耐えないと考えていた。そこで、第3期の当初2004年に、私は、2007年にIGESリーダーの職を退く意志をキース・ベザンソン理事に明らかにし、同時に、私が在職する2004年から2006年の間に、過去7年に私が創設の責任を負ってきたIGESの戦略研究に対する客観的評価とIGESの将来の発展のために何をなすべきかについて、彼の意見を求め、議論をした。また、彼に委嘱して、2007年以降のIGES中長期戦略研究についての文書も作成してもらった。私自身も、彼との議論やその文書を参照し、かつ、私も参加した第2期の各外部評価委員会の

評価意見を読みながら、約2年かけて「2007年度以降のIGES研究戦略」をまとめた。2007年以降の戦略研究を進めて行く上でIGESが留意し改善しなければならない課題については、すでに何らかの形で述べているので、詳細は繰り返さない。この研究戦略の内容は、4期以降、浜中理事長のもとで実現されているものも少なくない。なお、「2007年度以降のIGES研究戦略」は、巻末に資料として収録されている。そのほか、2004年4月、IGESは、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）の事務局を引き受けたこと、また、2006年7月、日中友好環境保全センター内に、IGES北京事務所が開設されたことなどが特筆される。

ここで、設立準備機構を含めてIGES最初の10年の歩みのなかで、私が重視して取り組んだ課題について、改めて振り返っておこう。私が10年間一貫して目指したのは、21世紀懇と体制懇が提案した、理念としてのIGESを現実の姿にして行くことであった。IGESは、総合性、新規性、国際性、公開性、独立性を備え、「新たな文明の創造」に向けた政策的、実践的な戦略研究を行い、これを具現化する研究機関であるべきだとされた。すでに述べたように、国の内外に先例もないようなチャレンジングな戦略研究を実施するために、準備機構と第1期には、実践的な戦略研究機関としてのIGESが発足し基礎作りをしていることを内外に認知してもらうとともに、内外の情報収集と知見助言を求め、戦略研究の人材をon the job trainingで育成し、ともかく、発足したばかりのIGESの戦略研究の基礎固めに注力した。第1期終了時には、国内外でIGESの存在が認知されるとともに、IGESの研究員の間にある程度戦略研究について共通の基礎的理解ができ、若い研究員の人材育成も進んで、実践的政策提言研究が可能になってきた。第2期には、実践的戦略研究に基づいた政策提言を策定し、それを国際会議等で提案して具現化を図るなど、21世紀懇・体制懇の期待に沿う活動を目指した。第2期の終了時には第三者評価制度を入れ、第3期以降に第三者評価意見を研究や運営方針に反映した。また、IGESはこれまでにない新しい戦略研究を行う機関であるところから、戦略研究の人材育成にも力を入れた。その結果、当時IGESに在籍した多くの研究者が現在他の国際機関や研究機関で大きな活躍をしている。

# 戦略研究事業の本格的な実施： その後の10年の歩み

## その後の10年の歩み

# 戦略研究事業の本格的な実施



2007年度-2016年度

理事長

浜中 裕徳

Hironori Hamanaka

IGES第4期から第6期に至る10年間（2007年度～16年度）の戦略研究事業については、それぞれ第4期、第5期及び第6期の統合的戦略研究計画（ISRP4、5及び6）に基づき、2007年2月の理事会において理

事に選出された浜中の下で、森所長<sup>1</sup>が新たに第4期から設置されたプログラムマネジメントオフィス（PMO）の長（PMD：プログラムマネジメントディレクター）として、その実施を統括した。

### 第1章

## 第4期における戦略研究事業の推進 （2007年度～2009年度）

第4期においては、IGESとして戦略的研究事業を本格的な実施の軌道に乗せるため、PMOの設置をはじめとする組織体制の整備やマネジメントシステム

の強化を進めた。また、基本的に研究事業費の全額を外部資金により充当することとし、資金獲得に尽力した結果、外部資金獲得額が拠出金の約2倍に増加し

<sup>1</sup> 第4期は副所長、第5期から所長。



た。そして、G8環境大臣会合（08年度）において「神戸3R行動計画」が合意され、アジアにおける3Rの実施推進に貢献したことをはじめ、気候政策、森林管理を含む多くの分野で将来の事業の更なる展開に向け基礎を固める等、具体的な成果が現れると共に、重要な国際政策プロセスに事務局等の立場で関わる機会が増え、これらにより「変化」を創り出すための下地が整いはじめ、戦略研究事業が実質的に進展した。他方、日本政府の行政事業仕分け（09年度）の結果、10年度拠出金の一部が減額されることとなった。

#### (1) 第4期統合的戦略研究計画 (ISRP4)

ISRP4はIGESが実施すべき戦略的政策研究について「アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に焦点を当てたもの」とし、「研究成果を国際機関、各国政府、地方自治体などの政策形成や、企業、NGO、市民の行動に反映させることを目指し、多様なステークホルダーに向けた政策提言として積極的に発信する」と方向づけた。

こうした方向に向けて取り組むに当たり、IGESは、日本政府から拠出金交付を受ける堅実な財務基盤、多国籍スタッフの多様な専門性、国際機関・政府機関との密接な連携、国際・地域政策過程への直接的関与等の強みがある一方で、拠出金への過度の依存、スタッフの経験不足・高い離職率、プロジェクトリーダーの多くが兼任であること等による明確な指導力の欠如、プロジェクト間の協力やチームワークの欠如といった課題を克服する必要があるとした。アジア太平洋地域で持続可能な開発の実現が中心的な政策課題となりつつあり、これはIGESに一層の機会をもたらす一方、特に日本で競争的研究資金獲得方式の導入が進み効率性向上と目に見える成果が求められており、これも大きな課題であるとした。

こうした実施すべき戦略的政策研究の大きな方向やIGESの現状と課題を踏まえ、戦略研究事業の実施推進のために、第4期においては、気候政策、都市環境管理、森林保全、淡水資源管理等6つの研究エリアにおいて実施されている6つの研究プロジェクトは原則として維持するが、エリア内で特定の問題を選択し、特定の社会レベルで、適切な手法で分析することをプロジェクトと整理した<sup>2</sup>。そして、各プロジェクトにプロジェクトマネージャー（PM）を任命し、研究員に

は複数のプロジェクト等への貢献を奨励すると共に、研究員の業績評価を行うといった新たな人材管理方式を導入することとした。

また、プロジェクトの選定基準を、(i) 政策的意義、(ii) 付加価値、(iii) 地域／国際的文脈、及び (iv) 外部資金の4点とし、国際機関・政策過程へのリンケージを重視すると共に、研究・調査の成果を統合したポリシーブリーフ、IGES白書等により高い評価と優先順位を付与した。

さらに、基本的に人件費・管理費を除く研究事業費の全額を外部資金により充当することを資金調達目標とし、獲得外部資金の額に応じ追加的に研究員を雇用できることとするを含め、外部資金獲得努力を奨励すると共に、経費削減を含む管理部門による研究プロジェクトの執行など財務管理を強化することとした。

そして、新たに設置されたPMOは、戦略研究事業の企画立案、計画の総合調整、各プロジェクトへの予算配分、外部アドバイザーへの諮問、国際機関・政策過程への連携、研究及び調査成果を統合した白書やポリシーブリーフ作成等を実施、推進することとした。

#### (2) マネージメントシステムの強化・研究体制の整備

戦略研究事業を効果的に推進するため、マイルストーンマネージメントを導入（07年度）し、スタッフ間の責任の所在の明示等については一定の成果があったが、システムを効果的に実施する上でなお多くの課題があり、所内の検討を経て、成果志向型マネージメント、時間マネージメントシステム導入などシステム改善の提案をまとめた。そして、マイルストーンマネージメントについて、タイムリーかつ確実に成果を出すため、成果物の作成基準を設ける等システムの改善に努め、加えて、システムの効果的実施に向け、革新的な研究の萌芽を育てるための戦略研究基金を創設した（08年度）。また、短期雇用スタッフの雇用、外部研究機関・大学との連携強化等、追加的な制度を導入した（09年度）。さらに、IGESフェロー制度の導入により外部専門家がプロジェクトに参加し、研究の質の向上に大きく貢献した。

また、戦略研究の一層の推進に向け、分野横断的なニーズに効率的に対応すべく、PMO内に政策ガバナンス及び経済分析のチームを設置する等、研究体

<sup>2</sup> 第4期においては、都市環境管理エリアの焦点を「廃棄物及び資源」へシフトし、同エリアで扱ってきた気候変動と都市の大気汚染、及び水質汚濁と水供給の2つの課題は、「気候政策」エリア及び「淡水」エリアの研究プロジェクトがそれぞれ受け継ぐこととした。

制を整備した(08年度)。

### (3) 外部資金獲得額の増加

08年度に外部資金事業に応募しやすい体制を整備したこと等により、IGES全体としての応募数が増え、外部資金獲得額が08年度は10.99億円(第3期最終年度の06年度に比べ66%増加)、09年度は11.19億円(同69%増)と大きく増加した。

### (4) 行政事業仕分けに伴う拠出金の減額

他方、日本政府(行政刷新会議)が実施した国の予算や制度に関するレビュー(行政事業仕分け、09年度)においてIGESに対する国からの拠出金も対象となり、IGESの最近の実績に関し、特に研究成果に基づき多様な政策過程に関与して影響を及ぼす等、国際・地域社会で持続可能性に関わる課題への取り組みにおいて果たしてきた役割の重要性については全体として肯定的に認識されたが、更なる経費節減努力が求められ、10年度拠出金の一部(50百万円)が削減されることとなった。

### (5) 戦略研究事業の進展

気候政策については、京都議定書の発効を受け、アジアの開発途上国によるCDM(クリーン開発メカニズム)の円滑な実施を支援するため、中国、インド、インドネシア等6ヶ国を対象に、CDMプロジェクト登録プロセス全般に関し研修を実施したほか、CDM能力構築活動から得られた知見やCDMに関するデータ分析を基に、後発開発途上国におけるCDMプロジェクトに関するルールの改革案を提案し、特定の再生可能エネルギープロジェクトの追加性証明に関し簡素化された手続きが決定されるという成果を得た(09年)。また、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第13回締約国会議(COP13:インドネシア・バリ、07年)で「バリ行動計画」が採択され、途上国の対策実施を含む気候変動将来枠組みのあり方について国際的な関心が高まったことを背景として、アジアにおける持続可能な低炭素型発展を視野に、COP15でアジア途上国を含む地球規模の将来枠組み構築に関する重要課題についてアジアの視点から政策を提言した(COP15:コペンハーゲン、09年)。さらに、07年度以降、毎年COPの結果について一般に向けタイムリーに速報し、今後

の展望についてIGES独自の考察を発表する公開セミナーを開催している。

廃棄物・資源管理については、日本で推進され効果的だった3R政策に国際的な関心が高まり、日本政府がアジア地域での3Rの推進に注力し始めたことを背景に、アジア開発銀行(ADB)とともにアジア太平洋地域の3Rに関する報告書<sup>3</sup>を作成する等、3Rイニシアティブの一層の国際展開に尽力した(07年度)。さらに、アジア開発銀行、国連地域開発センター、環境省と連携して設立(08年度)したアジア3R推進フォーラムにアジア15ヶ国及び他の15機関と共に参加し、アジア各国における「拡大生産者責任政策」、「3Rに関する国家戦略策定」<sup>4</sup>等に関する報告書の提出、ハイレベル政策対話の促進や国家戦略の普及等を通じアジアでの3Rの実施を一層推進した。

森林保全については、バリ行動計画の合意を受け国際的な関心が高まったREDD+<sup>5</sup>について、パイロットプロジェクトの設計・実施に関する研究や、UNFCCC事務局に提出された各国意見書の比較及び途上国の国家REDD+戦略に関する評価を実施した(08年度)。さらに、カンボジア及びインドネシアでのパイロットプロジェクトの比較分析の成果に基づき、プロジェクトの設計・実施におけるコミュニティの参加と対話を促す提言を行った(09年度)。

都市環境管理については、インドネシア・スラバヤ市における住民主体の廃棄物管理モデル(コンポスト)の成功要因及び経済効果の分析を踏まえ、クリーンな環境に関する北九州イニシアティブ<sup>5</sup>最終報告書で、都市間ネットワーク等を通じ優良事例を他の都市に効果的に拡大する複製モデルを提示した。さらに、インドネシアとマレーシアでは国際協力機構(JICA)及び中央政府機関がコンポスト化を推進するプロジェクトを開始した(09年度)。

また、日本政府が実施するインドネシア気候変動対策プログラムローン(08~12年度)に関し、JICAと共同でアドバイザーモニタリングチームを構成し、インドネシア政府による気候変動対策年次行動計画(政策マトリクス)の実施の進捗を確認すると共に、年次評価報告書を作成した。さらに、浜中がチームリーダーとして、インドネシア政府関係省庁幹部に対し年次行動計画の進捗に向け助言を行った。これらの活動の結果、インドネシア政府関係各省庁と援助機

3 「Toward Resource Efficient Economies in Asia and the Pacific」 4 国連地域開発センター、国連環境計画アジア太平洋地域資源センターとの共同出版による、カンボジア、マレーシア、ベトナム等7ヶ国の3R 国家戦略構築に関するレポート。5 国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)のプログラム。

関<sup>6</sup>の間で気候変動対策の現状・課題や今後の方向性に関する情報と認識の共有が進み、具体的な対策を実施する基礎を固めることができた。

さらに、08年度には、IGES設立10周年記念国際シンポジウム「地球温暖化に立ち向かうアジア太平洋の戦略」を開催し、アジア及び日本にとって温暖化対策が喫緊の課題であり、この問題への取り組みに関し、情報・政策手法の共有、省エネ技術の移転その他の日本が果たせる役割等について議論を行うと共に、気候変動問題に配慮したアジア太平洋地域の開発戦略を提示したIGES白書II「アジア太平洋の未来戦略」

気候政策と持続可能な開発の融合を目指して」を発表した。

そして、設立10周年を経、次の10年への第一歩として、アジア太平洋地域が直面する主要な政策課題について広範な議論を行う場とすべく、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP) を立ち上げた。ISAP2009では、「コペンハーゲンに向けて：低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現する新たな道筋」を主要テーマに、低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現するための革新的な提案の発表等を行った。

## 第2章

# 第5期における戦略研究事業の推進 (2010年度～2012年度)

第5期においては、戦略研究事業の一層本格的な進展を図るため、IGESのガバナンスを国際標準におくことを目指し、マネジメントシステムを更に充実させた。外部資金については、第5期を通じ拠出金の額の2.5～3倍を獲得し、第4期の実績を上回った。戦略研究事業については、国連機関や国際金融機関、重要な研究機関との協力協定書を締結し、重要な地域のネットワークの事務局を担う等、国際的な政策プロセスの一角を担う枠組みの構築に貢献すると共に、IGES白書III（「持続可能な消費と生産」）及びIV（「アジア太平洋のグリーンガバナンス」）の出版、東日本大震災からの復興に向けた政策提言や、福島第一原子力発電所事故を受けた「効果的な除染に関する福島アクション・リサーチ (FAIRDO)」の開始、そして国連持続可能な開発会議 (リオ+20) に向けたIGES提言の国連への提出、段階的な国連環境計画 (UNEP) 改革の提案等、重要な政策プロセスに対するインパクトの形成に向け、成果をあげることができた。さらに、公益財団法人に移行する (12年度) と共に、新たな評議員会及び理事会の下で、IGES中長期戦略の検討を開始した。

### (1) 第5期統合的戦略研究計画 (ISR5)

ISR5では第4期の全体的な実績の評価を踏まえ、第5期の主要課題として、アジア太平洋地域は経済が発展し世界の成長センターとなったが、他方で自然資源が劣化しつつあり、持続可能な開発をどのように達成すべきかに関し、地域における貧困と自然資源の劣化、多様性、地球レベルとの統合、及び地域のダイナミズムについて考慮が必要だとした。

その上で、戦略的政策研究の本質的な要素として、(i)「妥当性 (Relevance)」、(ii)「付加価値」、(iii)「影響力の生成」及びこのための国際／地域的ネットワークやフォーラムとの連携・実質的関与、時宜にかなう成果の配信、並びに (iv)「適切な資源配分 (人員配置及び予算配分)」の4点をあげた。

そして、研究の重点として、アジア太平洋地域の優先的課題、重要な分析ツール、及びステークホルダーに焦点を当て、イシュー (研究課題) 別クラスター、ディシプリン (分析手法) 別クラスター、及びステークホルダー別クラスターの3つの研究グループを設け、それぞれの研究の位置付けを明確化し、グループ間の横の連携を強化するとした。イシュー別グループ (気候変動、自然資源管理及び持続可能な消費と生産) の各分野でアジア太平洋地域のニーズをくみ取

6 JICAに加え、フランス開発庁 (AFD) 及び10年から世界銀行。

り、ディシプリン別グループ（経済分析及びガバナンス研究）の成果を用いることで、政策研究の質の向上に尽力することとし、ステークホルダー別クラスターでは関西、北九州、バンコク及び北京の各サテライト事務所の機能を強化し、関係者と連携し焦点を絞った研究を推進することとした。また、PMOはネットワーク、戦略オペレーション、及び各グループの間の緊密で実質的な連携のための強化されたメカニズムを考案することとした。

さらに、マネージメントシステムについて、IGESは近い将来新たな公益法人となることを念頭に、コーポレートガバナンスの原則（04年、OECD提案）の基本的な原則はIGESのシステムに最大限活かされ、そうすることによりそのガバナンスを国際標準におくべきであるとした。具体的には、新たな公益法人の下で、理事及び評議員の役割と責任が変更され、IGESのマネージメントについて、(i) 適切な資源の分配、(ii) 説明責任と透明性の確保、及び (iii) 生産性の高い職場環境の創設、の3点を原則的な方針とした。そして、適切な資源の分配については、時間マネージメントと資金マネージメントのメカニズムをより公正で、効率的な業務分担ができるように構築することで、外部資金事業に対する貢献度の部署及び個人間の大きな不均衡の是正や、資金の無駄遣いの撲滅にもつなげるとした。また、説明責任と透明性の確保については、部署及び個人の業績評価をより具体的で参加型のものとし、予算管理のシステムへのアクセスをより開かれたものとするべきであり、パートナーやステークホルダーに対し、特定のアウトプットに向けた労力、費用についての情報を共有すべきだとした。また、内部・外部監査を引き続き行い、第4期の成果物について外部ピアレビューを実施することとした。さらに、職場環境については、全ての部門、職員が、客観的で明確な目標の下、タイムリーかつ質の高い成果を出していくためのインセンティブが組み込まれるべきであり、業績をベースにした給与システムを導入することとした。

マネージメント体制について、第4期に事務局とPMOが一体的に活動する必要性が増大したが、第5期においては、このような一体的な活動は、各グループやサテライト事務所との間でも必要となるとし、PMOは他のすべての部署との緊密な連携のもと、

IGES全体の影響力戦略を作成するべきで、事務局研究支援部門との更なる協力が重要であるとした。

## (2) マネージメントシステムの充実・研究体制の整備

時間マネージメントシステムを導入すると共に、業績給制度を試行した（10年度）。さらに、各部門、各個人のマイルストーン（目標）設定を各年度当初に行うこととし、インパクト形成について、その戦略を示すこととする等、マイルストーン設定や業績評価に関する職員の負担を軽減する措置を講じた（11年度）。

また、北九州事務所を「北九州アーバンセンター」とし、都市問題に焦点を絞った研究を実施することとした（10年度）。さらに、バンコク事務所をIGES地域センターに格上げするための現地法人化手続きを進め、タイ政府から承認された（11年度）。

## (3) 外部資金獲得額の増加

外部資金獲得総額は、10年度に合計15.73億円と拠出金の額の3倍を超え、また11年度に外国資金源からの資金の額が前年度比8割増の0.9億円となった。外部資金獲得額は、第5期を通じ拠出金の額の2.5～3倍となり、第4期の実績を更に上回った。

## (4) 公益財団法人への移行

新公益法人制度の下で公益財団法人への移行<sup>7</sup>に必要な公益法人認定基準への適合可否、理事会・評議員会その他のIGESの基本的なガバナンスに関する機関設計等についての検討結果を踏まえ、理事会・評議員会の承認を得て新公益法人の定款案をとりまとめた。また、「評議員選定委員会」を設置して定款に記載する新法人の最初の評議員を選任し、新法人の理事については評議員会において選任した（いずれも10年度）。その上で、公益財団法人への移行申請を行い（11年度）、12年4月1日に公益財団法人に移行することが決定した。

そして、財団の定款により、新たな評議員会は統合的戦略研究計画の承認、評議員、理事及び監事の選任又は解任、事業計画・収支予算書や事業報告の承認、定款の変更等の財団運営に関する基本的事項について権限を有し、理事会は財団の業務執行の決定等に権限を有するという役割分担が定められた。

7 公益法人は13年11月末までに新たな公益法人制度の下での法人に移行（又は解散）することが必要であった。

## (5) 戦略研究事業の進展

UNEP、ADB及び生物多様性条約事務局と協定書を締結すると共に、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10：名古屋）を支援し、アジア太平洋適応ネットワーク（APAN）に貢献した（10年度）。さらに、国際労働機関（ILO）、UNFCCC事務局、アジア工科大学（AIT）、ベトナム天然資源・環境戦略政策研究所、マイクロファイナンス研究所及びバングラデシュ国際戦略研究機関と研究協力協定を締結し、アジア環境法遵守執行ネットワーク（AECEN）事務局をIGESへ移行した（12年度）。

10年度には「持続可能な消費と生産」をテーマとするIGES白書Ⅲを作成し、ISAP2010で発表すると共に、アジアにおける持続可能な消費と生産の今後の道筋を探るべく議論を行った。さらに、12年度にはIGES白書Ⅳ「アジア太平洋のグリーンガバナンス：低炭素で持続可能なアジア太平洋に向けて」を出版し、グリーン経済への移行を促すため、アジア太平洋地域で情報共有・能力開発を行う正式なセンターを設立すること、及び段階的プロセスを経て地域の環境機関を設立することを提言した（ISAP2012）。この提言は、アジア太平洋準地域環境政策対話（UNEP、12年）で公式文書として活用された。

一方、リオ+20に向け、同会議の主題であるグリーンエコノミーと環境ガバナンスに焦点を当てた研究を全所的に実施し、リオ+20会議の成果文書への反映を目指し、ISAPの結果及び研究成果をもとにまとめた「リオ+20に向けたIGES提言」を国連に提出すると共に、同会議の準備プロセスにあわせテーマ別イシューブリーフを刊行し、IGESのメッセージをタイムリーに発信した。また、「国際環境ガバナンスを含めた持続可能な開発のための制度的枠組み」に焦点を当てた研究の成果に基づきポリシーブリーフ「国連環境計画（UNEP）改革：環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ」を作成し、UNEP管理理事会を普遍加盟方式とすると共に、専門機関への昇格を目指す段階的なUNEP改革を提案した（11年度）。さらに、リオ+20の成果を踏まえ、2015年以降の持続可能な開発プロセスに向けた取り組みとして、同会議で採択された持続可能な開発目標（SDGs）とその効果的な実践のための研究を開始した（12年度）。

加えて、東日本大震災ならびに福島第一原子力発電所事故を受け、「今後の日本とアジアのエネルギー政策戦略」「地域社会の対応力（レジリエンス）」等を主要テーマに、震災復興への提言に向け、戦略基金を活用した全所的な研究プロジェクトを新たに開始し、ISAP2011で研究の方向性を議論すると共に、中間的な成果を「リオ+20に向けたIGES提言」に盛り込み、国際的政策形成プロセスに向けメッセージを発信した（11年度）。さらに、低炭素で気候変動の影響に対応可能な復興シナリオを検討し、リオ+20で開催した持続可能で対応力のある社会に関するサイドイベントにおいて、東日本大震災からの復興に向けた政策提言を盛り込んだポリシーレポートを発表した。これらを踏まえ、12年度には「効果的な除染に関する福島アクション・リサーチ（FAIRDO）」を開始<sup>8</sup>し、サステナビリティ高等研究所（ドイツ）、カールスルーエ工科大学、ドイツ連邦放射線防護庁等のパートナー機関の協力を得て、福島を含む国内外の専門家と共に学際的チームを立ち上げ、チェルノブイリ原発事故後、除染に関するガイドラインをまとめたEURANOSプロジェクト等の欧州の経験・知見をもとに、福島の自治体や地域コミュニティと連携を図りつつ、効果的な除染実施の提案に向けた研究を進めた。

気候政策については、アジア太平洋地域の途上国における温室効果ガス排出削減量を計測・報告・検証（MRV）する体制の構築を支援するため全所をあげ取り組んだ（11年度～）。また、CDMについては、アジア途上国政府や民間事業者を対象にプロジェクト開発等を支援し、Jも含めたデータベースシリーズの整備・構築及びUNFCCC事務局との定期的なデータ交換・分析を実施した。さらに、CDM手続きの簡素化等の制度改革の状況に関し、データによる定量分析を通じて評価・検証し、改革の進展に向けた政策提言を盛り込んだレポート「CDM改革2011：検証と今後に向けて」を発表した（11年度）。他方、独自データベースに基づいた2013年以降の国際枠組みにおける市場メカニズムに関する分析レポートを出版し、CDM理事会にCDM改革を含む制度提案を提出した（10年度）。加えて、CDM制度改革に向けた研究を進め、改革提案レポート「次世代のクリーン開発メカニズム（CDM）2.0に向けて」を発表した（12年度）。

<sup>8</sup> 鈴木 浩 福島大学名誉教授（福島県復興ビジョン検討委員会座長）が研究リーダー。

森林・生態系保全については、コミュニティ参加型の森林炭素蓄積量計測手法 (CCA) に関するアクションリサーチと能力構築ワークショップをパプアニューギニア、カンボジア及びインドネシアで実施し、モニタリング手法を開発すると共に、手法開発の知見をポリシーブリーフ「REDD+のためのコミュニティ主体の森林モニタリング：現場から得られた教訓と考察」として発表した(10～12年度)。また、国レベルREDD+準備に関するワークショップを開催すると共に、REDD+実証活動16事例とアジア5ヶ国の国レベルREDD+準備活動のレビュー、REDD+プロジェクトの概要等を収めた「REDD+オンラインデータベース」を拡充した(10～12年度)。

持続可能な消費と生産については、UNEP報告書「Global Outlook on SCP Policies」のアジア太平洋地域に関する章を執筆(10年度)すると共に、SCPに関する地域レベルでの連携メカニズムとして提案したASEAN SCPフォーラムが設立された(11年度)。さらに、「持続可能な消費と生産政策に関する国際的展望」(UNEPが世界の優良事例をとりまとめた報告書)のアジア太平洋地域に関する章の執筆を担当したほか、欧州委員会SWITCHアジアプログラムによる持続可能な消費と生産及び資源効率に関する17ヶ国の政策評価を実施した(12年度)。また、アジアにおける持続可能な資源循環へ向けた段階別アプローチを提唱する(10年度)と共に、UNEP主導の下、オーストラリア連邦科学産業研究機構(CSIRO)、中国科学院(CAS)及びエネルギー資源研究所(TERI)との共同研究の成果として、資源効率に関するアジア太平洋地域初の報告書「資源効率：アジア太平洋地域の経済と展望」を発表し、資源効率の大幅な向上と根本的なシステム革新が必要だとする提言を行った(11年度)。さらに、マレーシア政府の食品廃棄物管理戦略策定、及びベトナム政府の国家3Rプログラムの策定を支援した(12年度)。

以上のほか、インドにおける低炭素技術の適用促進に関する研究を開始し、TERIと共同でインドにおける低炭素技術に関するニーズ等を分析した上で、優先すべき日本の技術の導入によるCO<sub>2</sub>やエネルギー使用量の削減効果、経済性等について現地調査を実施すると共に、得られた知見を現地企業や政策担当者

と共有し(10～11年度)、パイロット事業実施に向け準備を進めた(12年度)。

また、スラバヤ市で大幅な廃棄物発生量削減に成功した住民参加型有機ごみコンポスト化モデルについて、北九州市北九州国際技術協力協会と連携し、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ等の諸都市に移転・普及する活動を実施した(10～11年度)。

## (6) IGES中長期戦略の検討の開始

第6期統合的戦略研究計画(ISRP6)について、公益財団法人移行後の新たな体制の下で議論を行ったが、その際、評議員会より、ISRP6策定に並行してIGESとして戦略を策定し、これを参照しつつISRPを検討、承認すべきとの問題提起があり、IGESの中長期戦略(MLS)について検討を行い、ISRP6への反映を目指すこととしたが、これは公益財団法人移行後の新たな組織のガバナンスの要諦の一つがアカウンタビリティであり、評議員会としてこれに責任を持って取り組むという決意の表れであった。これを受け、IGESではPMOを中心にMLSの案を取りまとめるべく、ISRP6と並行して検討を進めたが、その過程では評議員会に加え、理事会メンバーの意見も草稿の段階から適切に反映するプロセスを構築し作業を行った。MLSの最終草稿は第3回評議員会(13年度)に提出され審議されたが、アカウンタビリティが徹底できていない等とする意見があり、コンセンサスが得られなかったため、継続審議とされた。

## 第3章

第6期における戦略研究事業の推進  
(2013年度～2016年度)

第6期においては、「インパクト形成」を究極の目的とし、自らを「チェンジェージェント (Change Agent)」と位置付け、インパクト (影響力) を重視すると共に、公益財団法人として説明責任の徹底とより効果的かつ効率的なガバナンスを実現するため、IGESのマネージメントを経営の視点から一層戦略的に展開し、所内の組織体制やマネージメントシステムの強化・改善に取り組んだ。その結果、外部資金獲得額は拠出金の4倍を超え、そのうち国連機関、地域開発銀行等海外からのものが増加し、2016年度に4.71億円、全体の22%を占めると共に、具体的なインパクト形成の事例が著しく増加し、世界気候変動シンクタンクランキングで、世界第7位、欧米以外地域で第1位を獲得する等、国際的な評価と認知度が高まった。また、2016～25年の10年間の目標とそれを達成するための組織的な戦略を定め、戦略実施に必要な組織運営の方向を示すIGES中長期戦略を策定した。さらに、17年度からの第7期の戦略研究事業の広範な枠組みとなる第7期統合的戦略研究計画を策定した。

## (1) 第6期統合的戦略研究計画 (ISR6)

統合的戦略研究計画は、これまで3年1期としてきたが、評議員会によるガバナンスの徹底の観点から、評議員の任期 (4年) に合わせた期間とすべきこと等の理由により第6期統合的戦略研究計画 (ISR6) 以降は1期4年とすることとした。また、16年度は17年度から事業年度の開始を7月としたため、15ヶ月の変則的な期間となった。

ISR6は、プラネタリー・バウンダリーが限界に達しつつあり、人間活動の影響に占めるアジアの比重が極めて高く、アジアの適切な対応が世界の持続可能性を確保する上で鍵を握るとして、アジアの先進国、新興国・途上国、最貧国のそれぞれについて、各国の課題と取り組みの方向を示した。まず、先進国では資源の消費や温室効果ガスの排出を大幅に削減するため、経済・社会の変革、持続不可能な消費形態の変更

を通じたグリーン経済の実現が大きな課題であり、これに向けた社会的合意の形成が重要だとした。同時に、サービス経済化等経済構造の変化と共に、経済のグローバル化に伴いブラウン産業が途上国・新興国に移転し環境負荷が増大していることから、世界的なグリーン経済化に向けた取り組みの強化が必要だとした。他方、新興国・途上国では、貧困人口は減少しつつも、都市・農村の間等で格差が拡大しており、格差の是正、基礎的サービスへのアクセス確保と共に、特に新興国において、増大する消費層の持続不可能な消費形態への固定化を回避しつつ、持続可能な低炭素型のグリーン成長の実現が大きな課題だとした。また、最貧国では貧困等が引き続き最優先の課題であり、貧困層が強く依存する自然資源利用に配慮した貧困問題への対処が重要だとした。

その上で、中国、韓国、インド、インドネシア等の新興国を含むG20が地球規模で最も重要な政策調整の場となり、政治的にもアジアの比重は大きく高まると共に、アジア諸国間の競争、他方で協働の関係が同時に進展するとした。また、ASEAN共同体形成等、自由貿易・投資に向けさらなる経済統合が推進され、その過程で環境、エネルギーや資源に関する政策統合の推進も大きな課題となるとした。

さらに、IGESは公益財団法人への移行に伴い、より徹底したアカウンタビリティが問われるとし、研究の焦点を、関連する国際的プロセスと連携させ、今まで以上に戦略的に設定すると共に、人的・資金的資源の効果的かつ効率的な使用が重要と指摘した。

以上から、第6期において、IGESがチェンジェージェントとして、持続可能な社会への地球規模での移行の促進を目指すことをビジョンに掲げ、アジアの持続可能性を確保し、人々の幸福度 (well-being) を向上させるために、多様なアジアが向かうべき未来、そこに至るための望ましい変化、変化を促進する政策、実際に導入された政策の効果、といった一連の研究課題に取り組むと共に、高炭素で資源浪費型の社会

経済システムへの固定化を回避し、低炭素で省資源型の社会に向けたリープフロッグを実現するために必要な情報と政策提案をタイムリーに発信し、多様な主体の政策決定に具現化することで、地域統合が進む中、多様性を維持・尊重しつつ各国のグリーン成長を促進するとした。

そして、第6期における研究戦略として、特定の課題を対象とした問題解決型政策研究及び、政策課題全体を俯瞰し、関係セクター間の関連を解明するシンセシス型研究が重要であり、研究とネットワーキングや戦略オペレーションは、相互に影響しあう双方向型プロセスで、連動することにより効果的なインパクトが形成される、とした。そして、関係者との協働によるアプローチが重要であり、提案した内容がどのように社会に受容されたのか、あるいはされなかったのか、実施の政策効果はどの程度か、といったフィードバックをもとに、到達すべき社会像、ビジネスモデル、ライフスタイル等を再考し、新たな研究課題に取り組む研究サイクルが重要だとした。さらに、戦略研究のクライテリアとして、(i) 全体的かつ包括的視野、(ii) 付加価値、(iii) 迅速性及び (iv) 適時性の4つを重要な要件とした<sup>9</sup>。

その上で、ビジョンの実現に向け、(i) 戦略研究機関としての国際認知度のさらなる向上、及び (ii) アジアの持続可能な未来に向けた知識の創造・結合、普及を目指すことを目標に掲げた。そして、この目標に向け、多様な関係者の参加を得て、双方向的な知識形成プロセスとして戦略研究を実施し、成果を広くアジアと世界の人々に向けて発信するとし、このため、IGES全体として具体的な成果目標を定め、マイルストーンマネジメントを用いて個人やタスク毎の成果目標を設定すると共に、チームで協力して達成に向けて努力し、全体の行動を調和あるものとするのが重要だとした。

以上を踏まえ、第6期に実施する研究の基本的方向と潜在的な課題について、

(ア) 持続可能な開発の環境側面に関し、「気候変動とエネルギー」、「持続可能な消費と生産」並びに「自然資源及び生態系サービス」の3つの研究領域において自然資源の持続可能な利用と管理、そのための制度設計、政策措置等の課題に

焦点を当て、

(イ) 持続可能な開発の経済側面に関しては、グリーン成長とグリーン経済の実現、グリーン雇用の創出のための制度設計、政策措置等に焦点を当てると共に、「ビジネスと環境」研究領域において、特にアジアにおける持続可能なビジネスの促進と低炭素技術の普及・移転推進のための実証的な戦略研究に焦点を当て、そして、

(ウ) 持続可能な開発の社会側面に関しては、持続可能な社会への移行に不可欠な参加、包摂性、エンパワーメントなどの社会的課題に焦点を当てると共に、「持続可能な都市」領域においてインフラ政策、エネルギー、廃棄物等の多様な課題に対応する都市レベルでの実践的な政策統合を実現するための具体的な方策に関する研究に挑戦するとした。

さらに、公益財団法人として説明責任の徹底とより効果的かつ効率的なガバナンスが必要であり、IGESのマネージメントにおいて組織体制、人的資源や資金の管理、アウトリーチ等を、研究活動やネットワーク活動と一体的に、かつ、相互補完的に行うと共に、それらを「経営」の観点で一層戦略的に展開していく必要があるとした。そして、第6期において、(i) 研究活動とインパクト形成活動の一体的なオペレーションを実現する体制の構築、(ii) 迅速な成果の発信機能を含め、戦略的なオペレーション機能のさらなる強化、(iii) 世界の政策・研究動向の把握と中長期的・包括的な視点に基づくシンセシス研究を行う体制の強化を進めると共に、(iv) IGES全体の統合的な戦略立案と研究リソースの適所への集中、(v) 組織のフラット化とボーダレス化、及び一元的な人事・経理管理による所内の人材・知識・資金活用の最適化、並びに (vi) マネージメント業務の効率化及びプロセス改善を進めることとした。

## (2) ガバナンスの強化及び マネージメントシステムの充実

第6期においては、ISRP6に基づく組織全体の目標の達成に向け、より統合的で、効果的、効率的なオペレーションを行うため、研究部門でエリアリーダー、タスクマネージャー制を導入すると共に、PMOに複数

<sup>9</sup> 戦略研究のコンセプトについては「今後の展望と展開」参考「IGESの戦略研究のコンセプト」の「戦略研究のクライテリア」及び「戦略研究の態様」を参照。



のシニアコーディネーターを配置し、統合的研究戦略立案及び研究活動調整・促進機能、並びにアウトリーチ、ネットワーク、クオリティ管理、知識マネージメント、能力開発等の戦略オペレーション機能を強化した。さらに、事務局は説明責任を明確に果たしていくため、人事、会計及び総務を柱とする研究所全体の管理業務を透明かつ効率的に実施することが不可欠であり、事務局機能の集中と強化のため、研究支援課のアウトリーチ機能をPMOに移管し、新たに人事課を設置した<sup>10</sup>。

また、マイルストーンマネージメントに関し、インパクト形成に向けた取り組みを(i)アウトプット/活動、(iii)アウトカム、及び(iii)インパクトに整理し、結果志向型の研究と戦略オペレーションの実施を強化した。そして、本システムに沿い時間管理や会計等のマネージメントシステムを改良すると共に、システム相互のリンクを図り、14年度のシステムオンライン化の基礎を固めた(13年度)。

さらに、財務分野のガバナンスを強化するため、所内でIGES全体の健全な収支バランス達成に向けたコスト削減目標を共有し、財務状況が改善する(13年度)と共に、財務委員会を設置し、定期的に財務状況をモニターして、財務マネージメント上必要な処置が迅速にとれるようにした(14年度)。加えて、収入の3%程度を単年度の投資的費用として予算化し、従来の戦略研究基金に加え戦略オペレーション基金を設置することにより、IGESの将来の事業展開のために必要と考えられる活動に対する資金投下をタイムリーに実施する体制を整備する(14年度)と共に、特定費用準備資金として「戦略事業促進準備資金<sup>11</sup>」を新たに設立し、同資金に1.91億円を積み立て、中長期戦略に沿い、ISR7の目標達成に貢献する投資的事業として、複数年度にまたがり実施する事業や、18年に迎える設立20周年記念の一環として実施する事業に充てることとした(14年度)。

外部資金については、13年度に過去最大となる17.93億円を獲得した。国連機関や地域開発銀行からの外部資金獲得額は前年度から2倍強の1.68億円となり、国際資金提供機関の重要なパートナーとして認知度が高まってきたことを示している。さらに、16年度には外部資金総額は21.13億円となり、そのうち日本

政府官公庁からの事業資金が15.23億円と約72%を占めたが、他方海外からの資金は4.71億円と大きく増加し、22%を占めた。

### (3) インパクトを重視した取り組み及び具体的なインパクトの形成

第6期においては、インパクト(影響力)を重視した取り組みについて所内で議論を積み重ねた(13年度)。具体的には、「持続可能な社会への移行に関する研究(sustainability transition research)」に関する所内勉強会を開催し、IGESの研究活動への含意をディスカッションペーパーにとりまとめ、同研究手法を研究活動に応用していくための基礎を提供した。さらに、インパクト形成に向けた取り組みの整理(アウトプット/活動、アウトカム、インパクト)を通じ、結果志向型の研究・戦略オペレーションの計画・実施を強化した。

ネットワーキングについては、IGES-UNEP環境技術連携センター(CCET)及びUNFCCC-IGES地域協力センター(RCC)の2つの国連機関とのコラボレーションセンター、並びに生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)のアジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関(TSU-AP)が発足し、活動を開始したほか、持続可能な開発ソリューション・ネットワーク・ジャパン(SDSN Japan)、及び国連グローバル・コンパクト(UNGC)/グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)と新たにパートナーシップを構築した。さらに、TERIに南アジアデスクを開設してIGESフェローを配置すると共に、インドネシアには継続的にIGESタスクマネージャーを配置し同国の関連政府機関や関係者との緊密な関係を維持した(15年度)。加えて、国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)、国際持続可能開発研究所(IISD)、ロックフェラー財団及び東京都市大学との協定を締結し、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)のサポート機関に加盟すると共に、IISDが運営するEarth Negotiations Bulletin(ENB)の戦略的パートナーとしての活動を開始した(16年度)。これらにより、4つの国連機関との協力センターをホストし、13の国際的ネットワークやイニシアティブのホストや事務局を担当すると共に、30以上

10 戦略研究のマネージメントの特色については「今後の展望と展開」参考「IGESの戦略研究のコンセプト」の「戦略研究のマネージメント」を参照。

11 14~20年度に投資的観点から事業等を戦略的に実施するための積立資金。

の機関やイニシアティブとの協力関係やメンバーシップを継続している。

また、インパクト形成に向けた特定のターゲットをマイルストーン設定において明らかにする(13年度)と共に、インセンティブ向上の取り組みとして職員による各年の研究成果の上位を選ぶ「IGESトップ3インパクト」を導入した(14年度)。加えて、マイルストーンマネジメントシステムを改良し、インパクト形成報告を強化充実した(15年度)。

さらに、メディアアウトリーチを強化し、COP21、COP22、企業のSDGs行動等に焦点を当てたメディア勉強会やセミナーの開催、プレスリリース発信をタイムリーかつ積極的に実施した結果、新聞、雑誌、テレビ、オンライン等、主要メディアへの掲載数が増加し、COP21やCOP22の終了直後に日本気候リーダーズ・パートナーシップ(Japan-CLP)<sup>12</sup>、ICLEI日本<sup>13</sup>と共催の速報セミナーには過去最高の500名が参加した(15及び16年度)。

以上の取り組みの結果、具体的なインパクト形成の事例が著しく増加した(14年度)。これらのインパクトは以下の方法を通じ形成された：

- より良い政策、計画、実践に向けた提案、
- 適切なガイドラインの提供、
- ツールの提供、
- ネットワークオペレーション、及び
- パイロット事業

インパクトは、関係職員による多大な努力の積み重ねにより形成された<sup>14</sup>。例えば、「緑の贈与」<sup>15</sup>の提言については、相当な業務量に対応するために特別チームを設置し、政党、メディア、関係府省への徹底したロビー活動や調整により、日本政府の15年度税制改正大綱に盛り込まれた。

#### (4) 第6期の主要な出版物

国際的に重要な合意に焦点を合わせ、SDGフラッグシップ報告書「持続可能な開発目標の実現のために：課題から実施へ」、及び気候フラッグシップ報告書「パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける」をタイムリーに出版した(15年度)。

#### (5) 組織の整備及び戦略オペレーションにおける主な進捗

東京事務所を移転・拡充し、IPBES TSU-APやICLEI日本とのコロケーションを支援した(15年度)。また、所内各ユニットの都市関連活動を調整し推進する都市タスクフォースを(15年度)、金融部門の政策作成、実施に関する分析を行うファイナスタスクフォースを(16年度)それぞれ設立した。

#### (6) IGESの国際的認知度及び評価

欧州の国際気候ガバナンスセンター(ICCG)による世界気候変動シンクタンクランキングで14年度に世界15位、日本で1位の評価を得たが、17年6月発表のランキングでは、世界第7位、欧米以外地域で第1位を獲得した。ICCG調査に用いられる指標の分析から、順位的大幅向上の主な要因として、(i)主催イベント数をより包括的に報告し、特に今回はUNFCCC COPに関してIGESが参加した公式サイドイベント数に加え、主催・共催した非公式サイドイベント数も報告し、その総数が大幅に増加したこと、(ii)査読付論文数が増加し、論文引用数も大幅に増加したこと、(iii)成果物データベースをアップグレードし、IGESウェブサイトのAlexaランキングが向上したこと等をあげることができ、IGESにおける戦略研究事業が本格的に進展しつつあることが、このような高い国際的認知と評価につながったものと考えられる。また、米国ペンシルバニア大学による世界のシンクタンクの年間ランキングで、世界6,500の環境シンクタンク中38位、日本で1位の評価を、それぞれ得た(14～16年度)。

#### (7) IGES中長期戦略(MLS:2016年～2025年)の策定

第3回評議員会で継続審議とされた中長期戦略(MLS)については、第7期統合的戦略研究計画の策定の際にこれを指針とすることができるタイミングで策定すべきこととされ、PMOを中心に草稿作成作業が進められた。そして、それを通じIGESのビジョン、ミッション及び戦略研究活動の方向性に関する議論が所内で活性化した。中長期戦略は、理事会の議論を踏まえ、評議員会の承認(16年2月)を経て策定された。

中長期戦略については、「今後の展望と展開」にそ

12 Japan-CLPは持続可能な脱炭素社会の実現を目指し積極的に行動する日本の企業グループ。13 ICLEIは持続可能な社会の実現をめざす世界の1,500以上の自治体で構成された国際ネットワークで、ICLEI日本は日本のICLEI会員自治体で構成する日本支部組織。14 「今後の展望と展開」参考「第6期における主要なインパクト事例」を参照。15 個人資産による再生可能エネルギーへの融資を促進する革新的な贈与税制改革案。

の概要を紹介しているが、IGESがこれから進む方向を明確にすると共に、理事会及び評議員会における議論を透明なものとし、結果として理事会、評議員会に対するIGESとしてのアカウンタビリティを本格的に改善する基礎となるものと評価できよう。

#### (8) 第7期統合的戦略研究計画 (ISRP7) の策定及びIGESの今後に向けて

ISRP7は、第7期の4年間(2017年7月～21年6月)にわたるIGESの戦略研究事業の広範な枠組みとなる計画として、理事会及び評議員会で承認された(17年5月)。その概要は「今後の展望と展開」に紹介しているとおりである。

IGESでは戦略研究・オペレーションを通じ第6期までに具体的成果とそれらによるインパクト形成の事例が増え、国際的な評価と認知度が高まった。「今後の展望と展開」参考「第6期における主要なインパクト事例」に示したとおり、緑の贈与、インド中小企業への低炭素技術導入支援融資などの実施は、IGESとパートナーの努力により創出したより高次の成果である。

今後は、これら個別のインパクト事例を超えて、それらが日本を含むアジア太平洋地域の社会変容にどのようなインパクトを与えるのかについて、より体系的に理解し、持続可能性の向上に向けた社会の変革に貢献していく必要がある。これからはパリ協定やSDGsをはずみに、脱炭素化された持続可能な社会・経済システムを組織化するという、より大規模な変革をどのように実現するかが世界的な課題となる。特定の部門やレベルでのインパクト形成で留まっているのではなく、社会の変容過程でどの部門やレベルで変化があったのか、あるいは、それは部門横断的だったのか、インパクトの基本的なメカニズムは何か、さらにはそのような変化が社会変革のビジョンの実現に向かう一つのステップなのか、それともより大きな変化に向かい連鎖反動的につながっていくものなのかなど、戦略的政策研究が及ぼす社会変容へのインパクトについて、われわれ自身がより体系的に理解することが重要である。そして、アジア太平洋地域における社会変容過程について、それらをより良く扱う手

立てを見出し、新しい社会・経済システムを組織することに向け、実践を通じて知識を向上させる必要がある。社会的アクターの中でも特に企業、自治体、NGOなどの非政府アクターの役割が増大しており、実際に彼らと共にどのように研究課題を設定し、研究をデザインするのか、知識を生み出し、行動のスコープを拡げ、問題解決のスペースを創り出していくのかが問われている。新しい社会の形成に必要な知識、理解、能力が様々な主体に求められているが、そこにどのようなギャップがあるのかについても検証していくことが重要である。このような意味で、再度原点に立ち返り、戦略研究・オペレーションを通じどのように社会変革を実現するかについて理解を深める必要がある。

IGESは、2017年7月から開始された第7期において、MLSを踏まえ、ISRP7の基本的な目的、原則及び戦略の下、その成果目標の達成に向け、戦略研究事業を一層発展させることが期待される。



# IGESの「これまで」と「これから」： 歴代理事長による鼎談

# IGESの 「これまで」と「これから」



**日時** 2017年12月27日 14:00-17:00 **場所** IGES東京サステナビリティフォーラム会議室  
**出席者** 森嶋昭夫（初代理事長）、浜中裕徳（第二代理事長）、武内和彦（現理事長） **進行役** 森秀行（所長）

**森：**この度、地球環境戦略研究機関（IGES）設立20周年の節目ということで、三代の理事長による鼎談を企画いたしました。活発なご議論をいただき、IGESの「これまで」を振り返りつつ、IGESの「これから」について、それぞれの代でのエピソードも含めてお話を伺えればありがたいと思います。

## 地球環境問題との出会いから IGES理事長就任まで

**森：**では最初に、IGESと関わられた経緯や理事長就任後の印象などを、ご経歴とともに自己紹介的にお話し下さい。

**森嶋：**私は民法を専門とする法律研究者で、公害問題への対応から環境に関わりました。米国留学後、日

本の公害環境法の草分け的存在だった加藤一郎先生や金沢良雄先生などの下で働き、環境に関する法律研究の先駆的な立場でやっていました。

そのような活動の中で、当時の村山首相の諮問機関「21世紀地球環境懇話会」<sup>1</sup>（21世紀懇）に関わるようになりました。ちょうどバブルがはじける直前の時期で、日本の国際貢献のひとつとして環境問題への取り組みが考えられていて、新しい文明を創ろうという議論の中で地球環境問題を扱う研究所の設立が提案されていました。21世紀懇の提言を具体化するため、環境庁（当時）は「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇談会」（体制懇）を設置しましたが、私は「21世紀懇」と「体制懇」の両方に関わっており、どういった研究所を創るかという議論をする中、21世紀懇の梅原猛先生にIGES初代理事長を打診されてお引き受けするに至ったというわけです。

<sup>1</sup> 近藤次郎中央環境審議会会長（当時）を座長とした村山富市首相（在任1994年-1996年）の私的諮問機関

**浜中：**私も森先生と同じく公害問題がきっかけですが、時代としては10年くらい後になります。厚生省(当時)に入省した時期は日本の公害問題が燃えさかっていた時期で、環境庁が新設されたわけですが、私は公害対策の実務家として環境行政に関わって参りました。

IGES発足前後の時期は環境庁の企画調整局地球環境部長として、京都議定書交渉など地球環境問題への具体的な対応が主務でしたが、本体の企画調整局がIGES設立を所管していたので話は承知していました。環境・公害行政は科学技術と関わりが深いため若いころから関心があり、国立環境研究所(NIES)の前身の国立公害研究所にも出入りして議論したりしていたので、政策を扱う研究所の立ち上げには大いに興味を持っていました。その頃、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第3回締約国会議(COP3)、京都会議の少し前になりますが、6月のニューヨークの国連本部でのリオ+5の国連環境開発特別総会に出席された橋本龍太郎総理大臣に随行したことがあり、その際、総理演説でIGESの設立に言及するかどうかについて、当時の石井道子環境庁長官から総理に直接説明いただくという場面がありました。そんなこともあり自然にIGESと関わりが増えてきたようなわけです。環境省退官後は慶應義塾大学の教員をしておりました。2005年にIGES理事に就任して森先生の下で見習いをした後、第4期がスタートする2007年から理事長職についたのですが、当初3年間は慶應義塾大学が本務だったため、所長の森さんに大いに頼って業務を行っていました。

**武内：**私はずっと研究畑でやってきており、最初は東京都立大学(当時)で環境地理学の助手を務め、その後は東大の農学系研究科(現 農学生命科学研究科)で「緑地環境学」を担当してきました。ここ10数年ほどは、東大の全学的なイニシアティブであるサステナビリティ学連携研究機構(IR35)で、「サステナビリティ学」の創生に向け活動してきました。お二人は公害が深刻な時代に、それが契機となり環境問題に関わられたとのことですが、私の場合は少し年代が下ってからのことになります。当時まだ公害問題にかたがついていたわけではありませんが、公害とは少し違う側面から環境問題に関わり始めました。その頃、

経済協力開発機構(OECD)の勧告で、日本はアメニティ政策が欠けていると批判され、公害問題の克服だけでよいのかという議論がありました。それは、石原慎太郎環境庁長官の時期で、地球環境問題が世界的に注目される直前のタイミングでした。そこで、アメニティについて勉強することになったのです。私自身は、都市の緑によるヒートアイランド減少の緩和などアメニティ環境の維持・向上に果たす役割について研究を行いました。その後、アメニティ環境の研究に参画した研究者の多くが、地球環境問題を扱うようになっていきました。

私も、東大や東京都立大が主導する海外学術調査で地球環境問題としての「砂漠化対処」に取り組み、オーストラリア、中国の内モンゴル、南部アフリカ、モンゴルなどで学術調査を行ってきました。地球環境問題の中では温暖化に関する研究が主流で、砂漠化は地味な分野ですが、私の環境政策への関わりは、当時の中央環境審議会の砂漠化担当が最初です。その後も環境省の施策に関わる中で、環境政策にはいくつかのピラー(柱)が必要であり、地球環境問題では、気候変動枠組条約、生物多様性条約のほかに、開発途上国にとって重要な砂漠化対処条約があると、長年主張してきました。最近、ケニアのワンガリ・マータイ平和・環境問題研究所の名誉所長を拝命いたしました。緑の環境保全や砂漠化対策というテーマが私の中に常に底流としてあります。日本の環境政策に関しては、森先生の数代後の中央環境審議会の会長職も引き受けており、環境基本計画や生物多様性国家戦略の見直し等の環境政策に関与しています。2012年にIGESが公益財団法人となった際に理事となり、2017年7月に理事長に就任したばかりですが、IGESの理事長は、これまでの私の経験を生かせる大変やりがいのある仕事だと思っています。

### IGESの戦略研究とは？

**森：**どうもありがとうございました。では次に、IGESの特色である「戦略研究」のあり方についてどのようにお考えになっているかお聞かせ下さい。

**森先生：**実は、「戦略研究」とは何なのか、何をやるのかについて、「21世紀懸」は明確にしていないのです。

引き継いだ「体制懇」の具体化作業においても、研究機関の性格は示していますが、戦略研究をどうやるかは詳しく示していない。そこでIGES設立準備機構<sup>2</sup>で森谷賢氏（初代事務局長、環境庁から出向）と一緒に理事や評議員の選任プロセスの中で、彼らの話を聞きながらニーズがあるものから順にテーマとして選定し、研究計画を作ったのです。「戦略」というのですから、目標を立て、どうやってその目標を達成する方法論を定め、具体的に実施するわけですが、実際に一からプロジェクトを作るのは本当に大変なことでした。予算規模としては、当初は5億、10年後には40億～50億になるとの話がある中で、各方面のたくさんの期待を背負いながらの作業となりました。一方で、研究スタッフは思うように集まらず、周りからいろいろ理想的なことを言われる中、アジアの具体的なニーズの中から優先順位をつけて選択していかざるを得なかったというのが実情でした。結果として、気候変動対策、森林保全、都市環境保全、環境教育・人材育成、ガバナンス・政策形成という5つの研究分野を選び、第1期を開始したわけです。地球環境問題における戦略研究では、究極的には物質文明と一線を画す持続性のある新たな文明を目指すということになるわけですが、そこに到達するために手前に幾つかの段階があり、それぞれの段階で具体的なニーズに応えるための実践的な目標を掲げ、それを達成する手段として経済学的なものや政治学的なものか、あるいはもっと技術的なツールを使うのかを具体的に考え、総合的に判断し検討しながら研究することになりました。

**森：**設立時に戦略研究の目標は高く掲げられていたものの、実際に研究するとなると大変難しく、いろいろな方の意見を聞いて5つのテーマを選定して始めたが、当初は目標を達成するためのリソースの確保も難しかった、という森先生のお話でしたが、ではその後20年が経過した今の時点で見ると「戦略研究」とはどのような展開をしてきたのか、浜中先生にお伺いしたいと思います。

**浜中：**私の場合、理事長に就任する前に理事として助走期間が2年間ほどあり、2007年度以降の研究戦略の策定プロセスでの議論にも入れていただきまし

た。当時のベザンソン理事（サセックス大学開発学研究所所長（当時））のワークショップ<sup>3</sup>にも参加し、ある程度の方向を示していただいた上でバトンを受けたのですが、その方向に沿って戦略研究をどうやって具体的に軌道に乗せるかが大きな課題だったと思います。実際に成果を出せるかどうかの問題で、そのために、第3期中に設置されたプログラムマネジメントオフィス（PMO）を組織内で機能させ、マネジメントシステムを確立しようと考えました。第4期当初は、組織の成立経緯に類似性のある国際持続可能開発研究所（IISD）の経験を勉強しに森さんにカナダに行ってもらったりして、マイルストーンや資金管理、タイムマネジメントも含めたさまざまなシステムを検討しました。これにより、定量的に進捗状況を見ている体制、いわばPDCAサイクルを回す基礎を作り、これを5期、6期と進化させていったわけですが、これが後にインパクトを作ろうという際に非常に役立ったと考えています。また外部資金も、拠出金に頼っているだけではだめだということで努力を重ねた結果、第4期2年目に大きく増加し、その後も順調に伸びて現在は全体で20億くらいになっています。今後は、これをさらに増やすということより、IGESのミッションに即した研究を行うべく選択的なかたちで、資金源も多様化させていく時期になったと思います。第4期終盤までには様々な国際プロセスの事務局に選定されたり、有力な研究機関や国際機関などとパートナーシップ協定を結び共同事業を進めるなどの段階まで到達しました。しかしいわゆる「行政事業仕分け」では、IGESの事業自体は評価いただいたと思いますが、一層の効率化が求められ、残念ながら拠出金が一部カットされることになりました。これは大変強烈な刺激となり、研究機関としての独自性を明確にし、透明性を確保しつつも、資金等の支援機関との戦略的な関係を確立する必要性を痛切に感じました。また2012年の公益財団法人への移行に伴い、国際組織のガバナンスのスタンダードとして、理事長、所長が評議員会・理事会への説明責任をしっかりと果たせるよう、職員にも説明責任を徹底しマネジメントを改善していきました。そのような中で、第5期あたりからIGESの比較優位を示せるような全所的な研究を進めてきました。2011年の福島事故を受けたアクションリサーチ（FAIRDO）でヨーロッパでの研究プログラムと連携

<sup>2</sup> IGES立ち上げのため1997年4月に設置された。環境庁のほか、本部を誘致した神奈川県職員も出向して準備に当たった。

<sup>3</sup> 戦略研究についての共通理解を持つため、IGES職員が全員参加してVision, Mission, Value Propositionについて2日間にわたり議論した。



したり、2012年のリオ+20を契機として持続可能な開発目標（SDGs）や国連環境計画（UNEP）改革についてのIGES提案を国連に提出しました。これらの経験を基にして、第6期には、自らを、インパクト形成を目標とするAgent of Changeだと規定したわけです。実は第5期後半に一部の評議員から、第6期計画に資するべく中長期戦略を策定すべきとの強いご指摘があり、インパクト形成の方法についても検討を進めておりました。中長期戦略自体は第6期計画の策定には間に合いませんでしたが、検討過程で色々議論したことが引き金となり、インパクト事例も増え、海外からも関心を持っていただけたところまできました。6期の後半にはパリ協定やSDGsを機会と捉え、IGESもフラッグシップレポートを策定して戦略的にアウトリーチしたところ、日本のマスコミにもよく取り上げていただくようになりました。

今後は、緑の贈与<sup>4</sup>や、インド小規模企業への融資システム<sup>5</sup>などの個別のインパクト事例を超えて、それらが社会的にどうインパクトを与えるのかについて考え、進化させていく必要があるでしょう。これからはパリ協定をはずみに、脱炭素化に向けた社会システム構築というより大規模な変革をどうやって実現するかを考えていかなければなりません。単一部門でのインパクト形成で留まっているのではなく、これまでの社会の変容過程でどの部門のどのレベルで変化があったのか、あるいは、それは部門横断的だったのか、さらには、そのような変化は、より大きな変革に向かい連鎖反動的に変化が繋がっていくものなのかなど、戦略的政策研究の社会的インパクトについて、われわれ自身が理解を深めなければなりません。そうした社会的変容のセオリーを把握し、戦略研究機関としてこれにどう関わっていくのか、知見を深めていかななくてはなりません。今後は、社会的アクターの中でも特に企業やNGOなどの非政府アクターの役割が増大してきますが、彼らとともにco-design, co-productionを実際にどうやっていくのか、新しい社会の形成に必要な知識、理解、能力が様々な主体に求められていますが、実際にそこにギャップはないのか、などについても検証していかなければならないと思います。

**森：**第4期以降、インパクトを効果的に作ることを



森 昭夫 Akio Morishima  
IGES初代理事長（在任1998年度-2006年度）

IGESの戦略研究の中心として重視してきたわけですが、そのような中で今期から理事長に就任された武内先生は、サステナビリティ学の観点からIGESの戦略研究をどのようにご覧になっていたでしょうか。

**武内：**サステナビリティ学から話を始めると、私が国際学術誌「サステナビリティ・サイエンス」の編集委員長を10年ちょっとやってきて分かったのは、以前は分野ごとにサステナビリティが語られることが多かったのに対し、最近では、サステナビリティ学のコアとなる研究領域ができてきたということです。その中心にある概念が「社会・生態システム」であり、自然システムと社会システムがいかに関わりあい、両者をいかに自然と人間の共生関係として統合していくのかが議論の焦点があてられるようになってきています。また、抽象的な統合化のあり方についての議論から、具体的にいかに社会変革をもたらすかの議論に発展してきた点も、最近の傾向だと思います。

サステナビリティ学を取り巻くそうした状況変化を踏まえると、まさに戦略研究こそが社会を変革するための研究であり、しっかりやっていく必要があると思います。ところが大学では戦略研究がしにくいのが実状です。大学では個々の研究者が専門分野での業績を上げることで社会への影響力が強まるというインパクト形成のスタイルになっているので、社会変革という目的達成のためにみなが同じ方向を向いて成果を挙げるという意識は育ちにくいのです。私はこれまでたびたび大型研究のリーダーをしてきましたが、数十人～百人程度の研究者が参画する数億～十億円規

4 贈与税の改革提案 <https://www.iges.or.jp/jp/press/20150109.html>

5 国際協力機構（JICA）支援によりつくられた低利融資のシステム

模の研究プロジェクトをとりまとめるにあたり、環境政策へのつながりを認識してもらうこと大変苦心してきました。大学の研究者は、確保した研究費で自身の研究を行うことに慣れていますが、プロジェクト全体の目標を達成するために、専門家として共通の土俵で研究することには慣れていないのです。その点、IGESは戦略目標を掲げてやっていける組織ですが、同時に課題もあります。大学では個人の研究に対するモチベーションが優先するので、どうすれば戦略研究に貢献してもらえるかが課題ですが、逆にIGESでは、統合的戦略研究という問題解決型の研究と個人の研究モチベーションの維持・向上とをいかに調和させるか、もうひと工夫が必要だと感じています。ところで、このようなIGESの性格を国際会議などでも理解してもらうにあたり、Agent of Changeという言葉はとても良いと考えています。

### 戦略研究の進展

**森嶋：**戦略研究と口では言っても、実態は簡単ではないのです。Agent of Changeというキーワードに加えて、外の人にわれわれの活動を認知してもらうために、繰り返しその中身を説明していくことが必要です。戦略研究についてまだよく理解してもらえていないという前提で、研究目標を立て、具体的にどういうニーズがあり、それを研究上の目標にどうつなげるか、それがサステナビリティにどの段階でどのようにつながるかを認識していなければなりません。しかし、現時点でもプロジェクトの責任者でさえも必ずしもこのような理解をもっていないかもしれません。戦略研究



浜中 裕徳 Hironori Hamanaka  
IGES第二代理事長（在任2007年度-2016年度）

を理解してもらうのはそれほど大変なことなのです。

研究者が、本当に「戦略研究とは何か」をしっかり認識しているかどうか、理事長はいつも厳しくチェックしている必要があると思います。そのため私の時には、第1期の終わりには各プロジェクトの自己評価に対して設立憲章署名機関の意見を求め、第2期にはまったくの外部の専門家による第三者評価を行いました。そこでは、先ほども指摘があったように、自分個人の研究に資金を使ってしまおうということがないよう、総合的な研究における各研究者のミッションを明確にしていくことが重要、との意見をいただきました。それで各プロジェクトのミッションの達成度を何度もチェックし、職員の業績評価の時に行った面接でも繰り返し指導しました。そのように行っても、IGESだけでインパクトを与えるということは、少なくとも私のときにはそう簡単にいくものではありませんでした。そこで、IGESの独自研究をペーパーにまとめておいて、環境省が主催するアジア太平洋環境会議（エコアジア）などの公式会合に出したり、他の組織と連携して国際的な政策プロセスや共同研究に関わることができるようになりました。力のある組織とタイアップしてやってきた結果、第2期にはUNFCCC/COPでサイドイベントが開けるまでになったのですが、このようにインパクトを創出していくにも相応の戦略が必要です。第3期には、日本政府が立ち上げた「アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）」という賢人会議の事務局となり、そこで議論する中身をIGESが提供し、成果を国連プロセスに挙げていく、ということを始めました。振り返れば、IGESを内外に知っていただく、また職員に戦略研究についての共通認識を持ってもらう、というのが第1期でした。第2期では、そうしたIGESの成果を国際会議等で出していこうと考え、「IGES白書」の作成に取り掛かりました。最初の白書の出版にはブレインストーミングをしながら3-4年かかりましたが、その間にもIGESの成果をタイムリーに世に出すべく、「ポリシーブリーフ」という短くインパクトのある研究レポートを、出すようにしました。それより少し前から、収集した情報を「アジアの重大ニュース」として多少の分析を加えて出していましたが、ポリシーブリーフは更に一歩進め、研究の成果を元に政策提案としてわかりやすくまとめたものです。このように戦略研究の基盤づくりをしてきましたが、こ

のような経験から言えることは、戦略研究とは、抽象的な言葉できれいに綴っていくより、理事長も含めて全員で議論しながら一步一步作り上げていくものだという事です。このようにやってきた中で全体を統括する部署の必要を感じたため、第3期の終盤でPMOを作りました。同時にIGESの最初の10年を振り返り、いままでやってきたことでどういう問題があったのか、そこから何を学び、今後はどうしていくことが望ましいのかを「2007年度以降のIGES研究戦略」という文書にまとめたわけです。「戦略研究とは」などと、なかなか一言では言い表せないのですが、IGESは一步一步やってきて、それが第4期から6期の間に少しずつ展開して「中長期戦略(2016年―2025年)」となりました。新しい理事長の下で更なる展開がなされることを期待しています。

**森：**森島先生のときに研究分野の壁を取り払ってAPFEDを進めたり白書が作られたりし、それが「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP)」につながって本格的なインパクト形成に展開していったという流れについて、浜中先生はどのようにお考えでしょうか。

**浜中：**森島先生の最後の2年をご一緒してご苦労を拝見しておりましたが、先生がおっしゃるとおり実例を示していかないと、戦略研究とは何かということが研究員には腑に落ちなかったようです。その意味で、第4期で強く印象に残っているのは2008年のG8環境大臣会合(神戸)です。森さんを中心に取り組んで「神戸3R行動計画」という成果を出し洞爺湖サミットで承認されたことは、その後につながる大きな出来事だったと思います。結果として、環境省との間でパートナーとしての信頼関係ができ、国連地域開発センター(UNCRD)やアジア開発銀行(ADB)と一緒に3Rフォーラムを創ることなどを経てアジア各国で3Rが様々に根付き、その後の本格的な展開につながりました。インパクトを作るという観点から、戦略研究のひとつのロールモデルとなりました。また、私個人として思い出が強く残るのは、IGES理事長としてヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所の国際諮問委員会の委員を引き継いだことです。当時ヴッパータールは研究所としての方向性を定めるのに大

変苦労しており、それを克服するプロセスが大いに参考になりました。新所長は、オランダで盛んだったTransition Researchという概念を参考にしてヴッパータールの4つの研究領域を統合するため、Circular Transition Model<sup>6</sup>という循環型の研究枠組みを導入しようとしていました。そこでは単なるアウトプットではなく、アウトカム/インパクトの重要性が認識されていました。そういった動きをIGESにもフィードバックしている中で、IGESでも同様の問題意識ができてきたと思います。マイルストーンマネジメントで目標を立て、年度当初にチームと個人がそれぞれ、どういうアウトカム/インパクトを創ろうとしているのかを明確にすることにしましたが、年度末に結果を報告する時になると、最初の頃は、「私たちは〇〇をやった」というアウトプットの記述に終始することが多く、何度も書き直しを求めたものです。そうしているうちに次第に意識が変わり、今では最初の設定から最後のレポートに至るまで、かなりアウトカム/インパクトを意識するようになり、具体的な成果やインパクト事例が生まれていると思います。ここまで来るのに、森島先生から引き継いで10年も経ってしまったのですが、しかしまだ十分とは言えません。あるセクターを対象にある提言を出してある結果を生んだだけでなく、最終的に目指す社会変革のビジョンにどうやってつなげるか、社会の変化をどうやって起こすのかまでは、リーダーでも未だ思いが及ばないというのが現状ではないでしょうか。もう一度原点に立ち戻り、戦略研究・オペレーションを通じてどうやって社会変革を実現するかについてよく理解を深めなければならないと思っています。

**森島：**浜中さんのおっしゃったことと関わるのですが、IGESが政策提言をしたから、あるいは他の誰かが何か言ったから世の中が変わるというものではありません。インパクトについて自分たちができることは何なのか、自分たちの研究がどういう意味を持つのかを自分たちで議論し、自分が何をやっているのかを考える場面があったほうがよいと思うのです。今の研究員と話をすると、忙しすぎるのか、言われたままに書いているという印象を持つことが時々あります。最初の白書を作ったときのように、もっと皆でワイワイと議論する機会があってもよいのではないのでしょうか。

6 「問題の同定」(Problem assessment)、「持続可能性を高める行動の方向性の追究」(Vision development)、「アクターの動員、プロジェクトの実施・試行」(Experiments)、「実施のモニタリング、結果の評価、スケールアップ・普及に向けた学習」(Learning and up-scaling)の4つの構成要素を循環型に進めていくモデル

**森：**IGESはアウトカム／インパクトを考慮して進化してきたのですが、国際的にもFuture Earthなど同じような考え方ができているのではないのでしょうか。武内先生はそのあたりをどのようにご覧になっていますか。

**武内：**IGESの研究は国際社会の喫緊の課題とシンクロしていると見ています。問題は社会の具体的な課題に対して、本当に研究として取り組まれているのか、成果の実社会への還元が有効にできているかという点で、そこにはまだ改善の余地があるように思います。就任以来、IGESの各サテライトを訪問し、色々と意見交換する機会を持ちました。そこで、国内外ですでに国や自治体など政府機関との信頼関係が構築されていることがわかりましたが、今後は、彼らの多様なニーズに応えられるよう上手にアピールする工夫があってもよいと感じました。まず手始めに、私が理事長として講演する際に、できる限りIGESの成果を素材に使うことにしました。そうすることで、私自身が改善すべき点をよりよく把握でき、それを研究員にフィードバックすることで彼らの研究を社会のニーズに沿ったものに改善していくための具体的なアドバイスができ、結果としてより社会にアピールできるようになると考えています。Future Earthでも、co-design, co-productionが具体的にどうしたことなのかよく理解できている人はそれほどいないのです。そこでIGESの強みを活かして市民や企業と一緒に実践し、理論化して、アピール力を強化して国内や国際社会に発信していけば、超学際的 (transdisciplinary) な研究が求められている今、IGESが具体的な手法を提示できるのではないかと思います。

**森 篤：**国際会議などで、海外の方は確かに言葉で説明するのは上手なのですが、実践が伴っていないことも多々あるように思います。IGESほど、少ない資金で、国内外で実践的なことをやっている組織はあまりないと思います。そういうIGESが、アジアのユニークな存在であることを国際社会に伝えるだけでも意味があります。同時に、IGESが自分たちで考えたことをもっと実践してみることも必要でしょう。私の時代ではその意味ではクリーン開発メカニズム (CDM) がずいぶん社会に貢献しています。IGESにひとつ不足しているのはNIESのアジア太平洋統合評価モデル (AIM モデ

ル) のように、これぞIGESといえるような、IGESの強みとなるモデルを創っていくことだと思います。

**武内：**私は、たとえば、SDGsの分析ツールをさらに改善すれば、そういう目的にかなうものになると期待しています。今、SDGsの目標やターゲット間のシナジーとトレードオフの関係が注目されています。この分析ツールは、それらの複雑な関係を体系的に明らかにし、いかにシナジーを高め、トレードオフを解消するか、国や地域の経済発展の段階も視野に入れながら検討するのに有用だと思っています。そういう目的をIGES全体として共有することが必要です。

**森：**所内でもずいぶん詰めた議論をしてきており、目的についての感覚は育ってきていると思います。IGES内でも今後成長する小さな種は沢山あると思うので、それを発展させてモデルを創っていくことを考えています。

**武内：**現象解明のためのシミュレーションのようなものではなく、むしろ政策研究のためのツールをIGESが開発し、広く活用される中で、それがIGESモデルと呼ばれるようになることが理想的だと思います。

**浜中：**定量的な分析ツールは極めて大事で、第7期の「戦略的定量分析センター」で行っているものをもっと伸ばしていくべきだと思います。それだけではなく、IGESには、他にもビジネスモデルとして考えられるものもありそうです。例えばパイロットプロジェクトで幾つか興味深いものを実施していますが、フィリピンのサンタロサでの調査結果<sup>7</sup>が市の施策に取り入れられたケースに見られる行動指向型の適応研究のモデルがありますし、関西研究センターがインドで始めた中小企業への環境技術移転についてのパイロット事業ではステークホルダーをつなげるmatch making platformとして「JITMAP<sup>8</sup>」というものが有効に働き始めており、このモデルをタイやベトナムに展開しようとしています。また北九州アーバンセンターが実施したインドネシアのスラバヤでのコンポスト成功事例が一つのモデルとなって、アジアの他の都市で展開していることも好事例として挙げられます。

7 市の職員とともに、気候変動により増加する洪水リスクについて地理情報システム (GIS) を駆使して実施した土地利用に関する調査  
8 日本-インド 技術マッチメイキングプラットフォーム (JITMAP)

**武内：**今のお話は、概念的枠組（conceptual framework）のあり方につながるように思います。現実には各都市でばらばらにやっても、全体を包括する概念的枠組みがあれば、それぞれの都市の取り組みがどの辺りにあり、今後どういう展開が必要なのか良くわかるようになります。IGESの強みであるグローバルな視野とローカルな活動の結びつきを分かりやすい形で概念的に整理できれば、もっとアピールできると思います。地球環境変動や国際社会の動向といったグローバルな視点を、ローカルな実際の行動に結びつけるのが地球環境研究の最も重要なポイントの一つだと思います。これからのIGESの課題としては、ストックホルム・レジリエンス・センターのヨハン・ロックストローム所長らが提唱した「プラネタリー・バウンダリー」のような概念のIGES版を考えていくことではないでしょうか。そのことで、これまで多様に語ってきたことの概念的枠組が整理されるので、計量モデルやビジネスモデルの全体像がより明確に認識されるようになると思います。

**森：**第7期に向けた議論の中で、IGESの強みは、分析ツールで定量的な結果を出すことと、ボトムアップをベースにしたガバナンスを有効に機能させるための提言だという意識で、2つの研究センターを提案させていただきました。

**森：**研究員が集まって色々な議論する場を作っていくと、自分の研究とつながりそうな部分ももっと明確になると思います。加えて、全体を俯瞰的に見られる人が、具体的な連携を提案すれば、さらに効果的でしょう。

**武内：**私も最近、自然資源・生態系サービス（NRE）領域の研究内容は多岐に渡っていますが、それらには横のつながりがありそうなので、マッピングやグルーピングをしてみてもと提案したところでした。

**森：**IGESの各研究分野は縦割りになりがちなので、白書、ISAPやCOPサイドイベントなどのメカニズムを活用して、全所的な研究を進めてきているところです。



武内 和彦 Kazuhiko Takeuchi  
IGES現理事長（在任2017年度-）

### 国際機関化について

**森：**次に、設立以来の課題であるIGESの国際機関化ということについてお話を聞かせて下さい。

**森：**国連機関並みの国際機関を創るという話でスタートし、最初の拠出金5億円は国際機関への拠出ということでいただきました。しかし、翌年の設立に向けて数ヶ月の準備期間に非常にスピーディーに進めなければならなかったこともあり、いずれ国際条約に基づく機関となる可能性も視野に入れつつ、まずは財団法人として設立をさせたわけです。そうこうするうちに国連機関となることの制約も見えてきたので、国連機関を目指さないほうがよいという思いが出てきました。そこで環境省とも相談し、拠出金をいただくにふさわしい国際的な組織となるべく、IGESと様々な国際機関の連携を図り、海外事務所も開設してきたようなわけです。

**浜中：**これからもIGESへの拠出金がどのように役立っているか、そして成果がきちんと上がっているかという点などに関し、アカウントビリティを確保していくことが大事です。日本政府だけでなく海外からも資金が入ってきていることなどをきちんと説明できなければなりません。現時点では、4つの国連機関とのコラボレーションセンター<sup>9</sup>が国際的な資金源から資金が来ており、外国の資金源からの外部資金が4.7億円でほぼ拠出金に近い額になっています。国連機関になることはコストベネフィットという面で課題があります

<sup>9</sup> 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）インベントリータスクフォース技術支援ユニット（TSU）、IGES-UNEP環境技術連携センター（CCET）、UNFCCC-IGES地域協力センター（RCC）、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関（TSU-AP）

ので、これからも国連機関ではない国際機関を目指すという方向で良いのではないのでしょうか。

**森：**韓国はIGESをモデルとしながら戦略研究機関グローバルグリーン成長研究所(GGGI)を国際条約に基づいて設立しましたし、中国などでも国際的な戦略研究機関が育ってきています。このような動向に鑑み、武内先生はどういう見解をお持ちでしょうか？

**武内：**私は、国連大学に勤務した経験から国連機関に非効率な面があることはよく理解していますので、それを目指すべきではないというお二人の意見には賛同します。先日、ネパールの国際総合山岳開発センター(ICIMOD)を訪問しましたが、加盟国とともに熱心に活動を展開していることがよくわかりました。ICIMOD やGGGI などの国際機関との連携を図り、そういうタイプの国際機関を目指すのもひとつの可能性として頭に置いておきたいと思っています。

**浜中：**GGGIはインハウスであり研究者を置かず、オペレーションを重視して幾つかの国と協力関係を結び、グリーン成長戦略の策定を支援しています。それを支える研究は外部リソースを活用しているので、それぞれの比較優位を活かした形でのIGESとの連携協力を今後も進めていく余地は大いにあるだろうと思います。それによりcollective impact generationをやっていくことは大いに考えられます。



森 秀行 Hideyuki Mori  
IGES 所長

## IGES の今後の展開

**森：**さて、パリ協定やSDGsの合意を受け、IGESは、Agent of Changeを掲げ、実施面でステークホルダーとの連携を強化していこうとしています。先日、武内先生は富山市を訪問されましたが、自治体との協力関係について、どのようにお考えでしょうか。

**武内：**Agent of ChangeとしてのIGESの見える化を図る上では、コンパクトシティというコンセプト、低炭素というテーマ、インドネシアやマレーシアとの都市間連携、など具体的成果として見えやすく、そこにIGESの存在意義があると思います。その場合、IGESが有意義な提案をしたから、それがベースとなって、特定の都市がこうこう変わった具体例を作っていくことが重要です。気候変動、持続可能な消費と生産、自然資源と生態系の各研究領域単体では競合相手がいると思いますが、これらを組み合わせることでIGESらしい提案ができるはずですが、それができるようにIGES内の体制を整え、各分野の研究成果をパッケージ化し、例えば先進国や途上国の個々の都市の状況に合わせてメニューを組み立てていくことが重要でしょう。

**森：**都市といえば、北九州イニシアティブという都市間協力のプロトタイプを試みがあり、IGESの北九州アーバンセンターもこの一翼を担いました。

**森 巖：**最初の10年では縦割りの5つの研究テーマの枠の中でニーズを見ながらそれらをつなごうとしましたが、なかなか困難でした。PMOで調整させ、それを実現しようとしたのですが、総合的で実践的な研究は、そう簡単には実現できませんでした。第7期でも、まだ、その問題は残っているのではないのでしょうか？たとえば、持続可能な消費と自然資源管理とどう結びついているのか明確ではありません。自然資源と消費の関係は上流・下流の関係ですが、IGESの持続可能な消費には、森林などが入っていません。一方、気候変動はエネルギーという資源を使った結果として出てくる問題です。もう一度、IGESの各研究領域がどういう関係にあるのかを整理してもよいのではないのでしょうか。最近では、ESGという概念が出てきて経団連もESGを唱えています。ここでも様々な概念が入り乱

れていると見ています。IGESがやるべきことは、国内的にもアジアでも、そのような概念を整理することではないでしょうか。

**浜中：**武内先生のおっしゃったパッケージ化は、私も大事だと思っています。都市でいうと、最近はずしも大都市ではないのですが、自然資源が豊かな地方都市がエネルギーの地産地消などをやる地域エネルギー会社の創設や、日本版シュタットベルケネットワーク<sup>10</sup>ができたりして、北九州アーバンセンターでも注目しています。これらの取り組みをもっと本格的にやろうとすると総合力が必要になります。IGESのリソースでいえば、気候変動とエネルギー（CE）のチームや持続可能な消費と生産（SCP）のチームが入って総合力を発揮すれば、ほかの研究機関にない貢献が可能だろうと思います。

もうひとつの例として、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（Japan-CLP）<sup>11</sup>があります。IGESが事務局を引き受けた時は、東日本大震災の影響もあり、環境とか持続可能性とか気候変動といったことへの関心が国内でぐっと低下して企業がどんどん離れていってしまい、ついに会員企業が2社にまで減ったところでした。その後、パリ協定の合意などを追い風として、IGESの貢献によりどんどん会員数を伸ばし、17年末では賛助会員を含め40数社まで盛り返してきています。参加企業はここ数年パリ、マラケシュ、ポンのCOPに参加して、そこで世界の動きの実情を見て、この問題にもっと積極的な対応をとる必要があるという意識が強まりました。その後、3社が「RE100」<sup>12</sup>に、1社が「EV100」<sup>13</sup>に加盟し、これから加盟を検討している予備軍も数社出てきました。すでにScience-based Target<sup>14</sup>というイニシアティブに加盟している企業も沢山あります。会員企業からは、企業間コラボや自治体とのコラボもしたいなど、どんどんニーズができています。これに対してIGESがどういうサービスを提供できるかが課題になってきており、期待に応えるためには、ステークホルダー向けに作ったグループと研究グループがしっかり組んで、ここでもパッケージ化をやっていくことが必要であろうと思います。こういったことは、IGESの研究やプログラムが進展してきたからこそ直面している課題だと言えます。

**森：**ビジネスとの協力はSDGsでもやっており、「国連グローバル・コンパクト／グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン」とも協力関係ができたところ です。IGESの役割は、各企業やステークホルダーと関連する国際プロセスをつなぐところにあるのではと思いますがいかがでしょうか？

**武内：**新しい「環境基本計画」の中で提案した「地域循環共生圏」の概念には、物質の循環・リサイクルだけでなく炭素循環も入っていますが、これを実際の政策にどう具体化するかは大きな課題です。おそらく地方都市をモデルにした事業に落とし込んでいくことになるでしょうから、IGESがビジネスモデルをパッケージ化して直接・間接に貢献する準備を今からしておくべきでしょう。同時に、そういうビジネスモデルはアジアの循環共生型社会のモデルとなりうるので、アジアにふさわしい形に展開することを想定して提案していくと、日本とアジアの政策がつながり、今後の国際都市間連携の強化にも進展していくと思います。さらに、私は研究者として長年アフリカに関わっており、貧困と環境問題をつなげるためにも、規模は小さくてもよいので、IGESがアフリカでの研究に足を踏み出してくれることを期待しています。

**森：**ワンガリ・マータイ平和・環境問題研究所の名誉所長になられたということなので、IGESがパートナーとなって何かできるのではないのでしょうか。

**武内：**それは大いに可能性があると思います。例えば土地荒廃を食い止め、貧困の緩和に貢献できるプロジェクトを、私がIGES理事長である間に、アフリカで展開できるとよいと思っています。

**森：**環境を越えて貧困や安全保障との関係まで視野を広げて、より広い意味での持続可能性の議論を展開していくというIGESの従来からの方向性とも合致します。

**森嶋：**いまや環境は貧困を含めて考える時代です。アフリカを研究対象にするかという点に関しては、他のプロジェクトとのバランスも考慮し、理事長として

10 ドイツの事例に学び、エネルギービジネスから得た収益を活用して地域の課題解決に貢献する地域ソーシャルビジネスネットワーク

11 <https://japan-clp.jp/>

12 事業運営を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアティブで、「Renewable Energy 100%」の頭文字をとって「RE100」と命名されている

13 モビリティの脱炭素化を促す国際ビジネスイニシアティブ

14 2度目標に整合した意欲的な目標を設定する企業を認定する国際イニシアティブ

リーダーシップを取って進めていただく問題であろうと思います。

**森：**武内先生のお話の中で「循環」がオーバーオール  
の概念として見直しをされているということでしたが、  
これはヨーロッパで議論されているサーキュラーエコ  
ノミーと大変近い考え方のように思います。気候変動  
もマテリアルも自然資源も包含できる概念で、IGESで  
もこれからSCP領域が中心となって、総合化に取り組  
むことになるのかもしれませんが。

**浜中：**SCPを中心として展開する可能性は大いにあ  
るし、むしろ積極的にやる必要があると考えます。戦  
略研究基金や戦略オペレーション基金<sup>15</sup>を活用して大  
きく育てられるとよいと思います。これは私の個人的  
意見ですが、今後は、これらの基金に個々の研究者や  
チームがばらばらに応募するのではなく、「戦略マネー  
ジメントオフィス」(SMO)のリードで数年間の主要研  
究テーマを示し、それに合致するチーム横断的、全所  
的プロポーザルを募集する、というやり方もあるの  
ではないでしょうか。まずIGESとしてのパッケージを  
作るというアプローチをやってみて、そこで意義があ  
るとみなされれば、funding agenciesからも注目され、  
次に展開するための外部資金の確保にもつながるか  
もしれません。いろいろな課題にも応えられるし、拠  
出金の有効活用のひとつの大きな柱としても考えら  
れるのではないのでしょうか。またこのように数年かけ  
て実施しているフラッグシッププロジェクトの報告を  
ISAPで行うことにすると、より大きなインパクト形成に  
つながり、ISAPの意義を更に高められると思います。

**森：**ISAPの企画はよくなってきていますが、所内  
でも余り関わらない人がいたりしますし、参加者が限  
られているような気がします。発信力を高めるための工  
夫が必要でしょう。そして、もっとオールIGESで議論  
して企画しながら全員が関与するものにすべきでは  
ないでしょうか。戦略研究基金も、オールIGESでテ  
ーマを決めてやるようにしないと、選考されたチームは  
本来の仕事との関係に疑念を持つ人も出てくるよう  
です。基金を使ってやっていることがIGESのミッション  
からみて合理的であることを対外的にも説明できるよ  
う、IGESの戦略としてどう位置づけるか、総合的に考

えて適切な運営方法を工夫していくことが大切です。

**森：**ありがとうございました。では最後になりますが、  
IGESの新たな展開に向けて一言ずつお願いいたしま  
す。

**森：**歴代の理事長のもと、IGESは、ここまで社会の  
新たなニーズを皆で議論して新しい方向を探りなが  
ら、展開してきました。IGESは全体として成長してい  
ると思います。しかし、IGESは、ある意味、他と同じで  
はなく突出していなければなりません。理事長の強  
いリーダーシップを期待いたします。最後に、IGESの  
今後を考えるに当たり、初心が重要だということを強  
調したい。冒頭申し上げた「21世紀懇」の「新しい文  
明の創造に向けて」という提言について、IGES関係者  
が改めて目を通していただければありがたいと思  
います。

**浜中：**森先生のおっしゃったことに賛同いたします。  
その上で、最近つくづく感じているのは、Non-state  
Actorsが行動面でも政策への影響面でも力を増して  
いることです。IGESはこれまでもNon-state Actorsと  
協働してきており、7期ではNon-state Actorsを扱うた  
めにステークホルダー別に都市、ファイナンス、ビジ  
ネスという3つのタスクフォースを創りました。各研  
究グループとこれら3つのタスクフォースとの密接な  
連携を図り、各研究グループもNon-state Actorsの役  
割に焦点を当て、彼らが社会にどのように影響力を及  
ぼしているのか、IGESがどのように協力すればもっと  
有効に影響力を発揮できるのかについてよく検討し、  
更に取り組みを進められることを期待したいと思います。  
パリ協定で設定された高い目標を達成するための  
社会変容のパスや変化のスピード感はステークホ  
ルダーごとに大きく異なります。変化に対する抵抗も  
大きいでしょうし、社会的合意を形成するのはなか  
なか大変なことです。ドイツのヴッパータール気候・環  
境・エネルギー研究所ではルール地方の州政府や自  
治体と非常にうまく連携しており、難しいといわれたエ  
ネルギー集約型産業でもかなり前向きに様々な取り  
組みを進めようとしています。抱える課題ごとに、い  
かに社会的行動のスコープを上げ、ソリューションス  
ペースを創り出すことができるかについての真剣な模

<sup>15</sup> 戦略研究基金は、IGES内で革新的な政策アイデアを促すことを目的として、2008年に導入。戦略オペレーション基金は、IGESの将来の事業展開のために必要と考えられる活動にタイムリーに資金を投入することを目的として、2014年に導入。両基金はコアファンドを活用し、IGES独自の付加価値ある戦略的政策研究や意味あるインパクト形成に必要な事業を推進するために設置された。



索をステークホルダーと協働して行っています。今後、IGESもそのような取り組みを広げていくことが重要でしょう。

**武内：**いままでのIGESの発展を見ていくと、公害問題から地球環境問題、社会・経済問題を取り入れたSDGs達成への貢献という包括的な方向に発展してきているので、その方向で進めていくとよいと思っています。さらに、もうひとつ高い次元の目標として「包括的な福利 (inclusive wellbeing)」を設定してはどうかと思います。要するに、人が豊かに生きられる社会は何かということです。その構成要素が環境、社会、経済であるわけですが、負の問題の除去から、それを社会変革の機会として捉え、より豊かな社会を築いていくための概念です。その実現のためにIGESがAgent of Changeとして社会変革に関わる研究を発展させていくためには、人文科学系の研究者も増やして、こうした課題にアプローチしていけるとよいと思います。

**森：**20周年を迎えたIGESの今後を考えていく上で数々のご示唆をいただいたことに御礼申し上げます。本日はお忙しいところありがとうございました。



今後の展望と展開：  
中長期戦略の策定とその具現化

# 今後の展望と展開

## 中長期戦略（2016年～2025年）の策定と その具現化（第7期統合的戦略研究計画（2017年度～2020年度））

所長 森 秀行\* Hideyuki Mori

中長期戦略（MLS）は、2025年を見通してIGESの戦略研究の方向性を明確にするものとして2016年2月に策定された。その目的は、2015年における国際社会の大きな合意である持続可能な開発目標（SDGs）を含む持続可能な開発のための2030アジェンダとパリ協定を一つのエポックとして捉え、その後の10年について、アジア太平洋地域の持続可能な発展を目指す戦略研究機関として、設立憲章に立ち返ってその任務等を明らかにするところにある。また、2012年4月の

公益財団法人の移行に伴う新しい組織のガバナンスの要諦の一つであるアカウンタビリティの確保を念頭に、IGESの戦略研究を統括するためにフェーズごとに作成される統合的戦略研究計画（ISRP）を導くガイドラインとしての役割を担っている。

さらに、第7期統合的戦略研究計画（ISRP7）が、MLSを踏まえて策定された最初の計画として、MLSの示した方向性を具現する計画として策定されている。

### 中長期戦略（MLS：2016年～2025年）の概要

#### 1. はじめに

##### MLSの目的

- ① IGES 憲章に掲げるIGES 設置の基本的な考え方に即したビジョンを確認し、ミッションと提供する価値（バリュー・プロポジション）を定義すること
- ② アジア太平洋地域における政策の進展等を考慮し、ミッションの達成により社会変化への貢献を目指す優先研究分野について中長期目標を定めること
- ③ 中長期戦略目標を達成するための組織的な戦略を定めること
- ④ 戦略実施のために必要な組織運営の方向性を示すこと

なお、MLSは、IGESを取り巻く状況の変化に対応するため、少なくとも10年ごとに改定する必要がある。戦略策定のためのプロセスは図1のとおり。

#### 2. IGESのビジョン、ミッション及びバリュー・プロポジション

##### 2.1. IGES 憲章に示された基本的な考え方

IGES 憲章の前文、第4章及び第5章に示されているIGESの特徴や責務の概要は以下のとおり。

- 第1に、IGESは戦略研究を実施する研究機関であり、戦略研究には「政策研究」と「戦略オペレーション」が含まれる。

\* 本パートは、中長期戦略及び第7期統合的戦略研究計画の策定に関わった職員からのインプットを得て作成したものである。

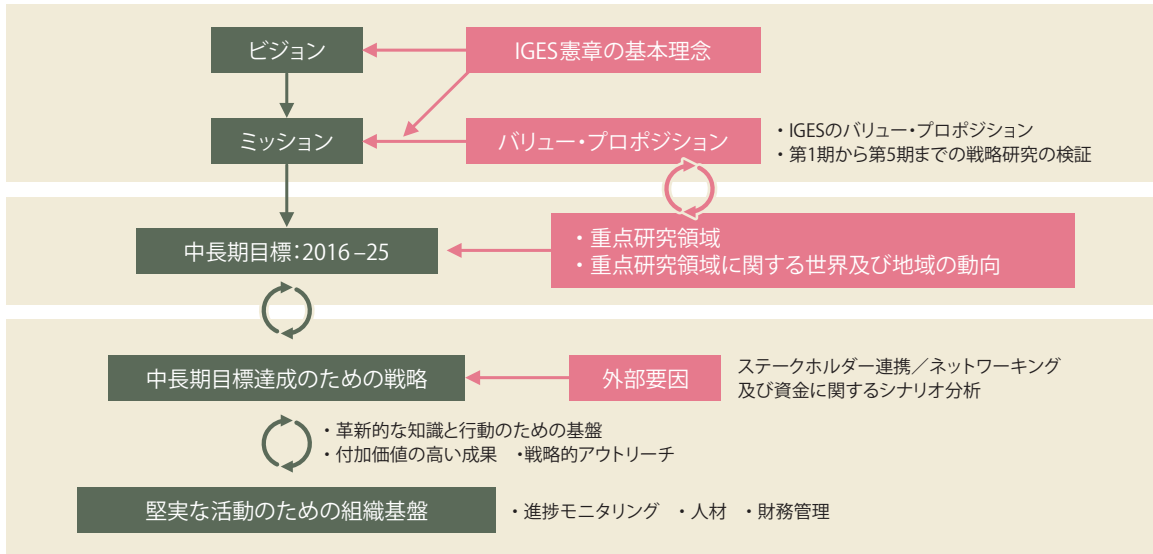


図1 中長期戦略策定のプロセス

- 第2に、IGESは地球規模において問題解決型の政策研究を実施する。
- 第3に、IGESは戦略オペレーションを通じて研究結果を政策決定のプロセスに反映させる機関である。
- 第4に、IGESは多様なステークホルダーと関わって付加価値のある成果物の創生と普及を国際的に行う。
- 第5に、特にアジア太平洋地域において、新しい文明のパラダイムにおける持続可能な開発の実現を目指す。

国際社会は、2015年にパリ協定と持続可能な開発のための2030アジェンダに合意し、より公平で持続可能な社会を目指していることを理解することが重要である。国際社会は、実際に、政治、経済のみならず、社会、文化、その他の近代文明にとって重要なすべての要素に対して大規模な枠組みの変化を求めている。これら2つの主要な合意は2030年までの期間を目標としていることから、IGESは今後10年間の中長期戦略を策定する必要がある。そのため、本中長期戦略は2016年～2025年を対象期間とする。

## 2.2. ビジョン及びミッション

### 2.2.1. ビジョン

設立の礎であるIGES憲章に明記されている基本理

念を踏まえ、アジア太平洋地域、ひいては世界が今後長期にわたってあるべき姿は次のとおり。

*プラネタリー・バウンダリーが十分に尊重され、グリーン経済が柔軟に適用され、人々の福祉 (well-being) が着実に向上する、持続可能でレジリエントな、かつ共通で包括的なアジア太平洋地域と世界*

そして、このビジョンを実現する上で、アジアは世界の人口の半数以上を占め、経済成長が著しい国を含み、人間活動による環境への影響は非常に大きく、世界の持続可能性を確保する上で適切な対応が求められており、アジアの全ての国々と共同で、世界的な課題に効果的に取り組む必要がある。

また、グリーン経済への移行においては、アジア各国の異なる社会経済条件を考慮し、環境コストを内部化して持続可能な開発を柔軟に促進する必要がある。

さらに、人間の基本的ニーズへの対応や過剰消費の抑制、全てのステークホルダーの参加と透明性の向上が図られた社会の包摂性、主要ステークホルダーの能力強化が、人々の幸福を着実に向上させるために重要な要素である。

MLSで明らかにされるビジョン、ミッション、中長期目標への道筋は図2のとおり。

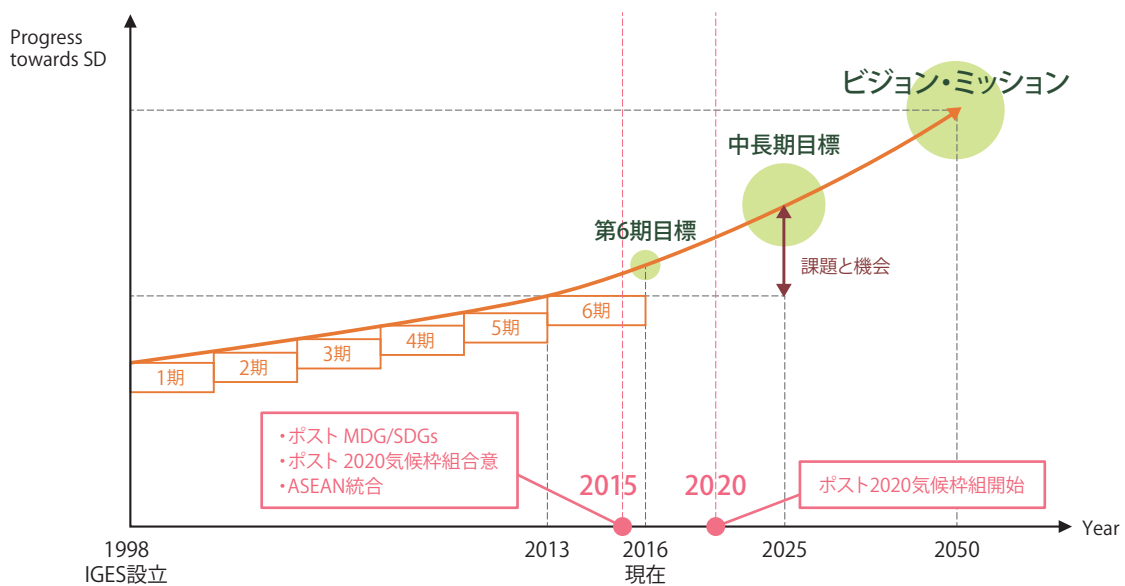


図2 ビジョン・ミッションと中長期目標の道筋

### 2.2.2. ミッション

ビジョンを達成するためにIGESが果たすべきミッション(使命)は次のとおり。

**チェンジ・エージェントとして、戦略研究の実施により、世界、とりわけアジア太平洋地域における持続可能でレジリエントな社会への移行を促進**

このミッションを遂行するため、付加価値のある知識を創造する「戦略的研究」とその影響を最大化するための「戦略的オペレーション」が重要である。

#### <戦略的研究>

「戦略的研究」は、「変革研究」(transformation research) 即ち、変化する事象の観察、説明、分析、参加型の観察やケーススタディ、改善への提案を基本的なアプローチとする研究と、「変化をもたらす研究」(transformative research) 即ち、より能動的で、変化を起こすことに焦点を置き、社会変化のシナリオや将来モデルに基づく長期予測、将来に至る経路(道のり)、行動を喚起するための活動等を含む研究の2つのアプローチの組み合わせからなる。

IGESにおける戦略的研究は、変化をもたらす研究に深く関わるためのアプローチを開発する一方、持続

可能性に向けて進展している事例の理解を深めることに役立つ変革研究を実施し、これら2つのアプローチを効果的に融合させるものとする。

#### <戦略的オペレーション>

「戦略的オペレーション」のために、主要な関係者とのパートナーシップ、ネットワーク作り等を促進し、協力してより効果的なインパクトを形成すること<sup>1</sup>「collective impact generation」を基本とし、特に企業、市民社会等、政府以外の主体の役割や意思決定への影響力の増大を踏まえ、共に意思決定や実施に関与することが重要である。

そして、科学界とその他のステークホルダーの境界に位置するチェンジ・エージェントとして、主要な関係者とともに、研究とオペレーションを企画し(「co-design」)実施すること(「co-production」)を通じ、主要関係者の行動に有益な付加価値ある知識創造の新たなモデルを築き、アジア太平洋地域において成功事例を目指す。IGESは関係するステークホルダー間のコベネフィットを十分考慮し、アジア太平洋地域における、本アプローチの成功事例となることを目指す。

この観点から、実践的な知識を習得・発信、さらに経験による習得を可能とする相互作用的

<sup>1</sup> IGESが形成を目指すインパクトがどのようなものでどういうコンテキストで創り出されるのかということについては、本パート参考「IGESのインパクト形成戦略」を参照。

(interactive) な知識を創出する機関となることを目標とする。

### 2.3. IGES が提供する価値 (バリュー・プロポジション)

ビジョンとミッションの実現のためにIGESが提供する価値 (バリュー・プロポジション) は次のとおり。

アジアに所在する戦略研究機関として、豊かな経験を生かした実践的な課題解決に資する知識の創造

と発信、それをベースに、世界の主要ステークホルダーとの戦略的ネットワークとパートナーシップにより持続可能でレジリエントな世界への移行に寄与

IGESが提供する価値は、設立以来18年間の活動により築かれた資産に支えられた、(i) 戦略研究の実行能力、及び(ii) 主要ステークホルダーとのネットワークや連携を通じて徐々に培われてきた信用の2つの要素から成る。

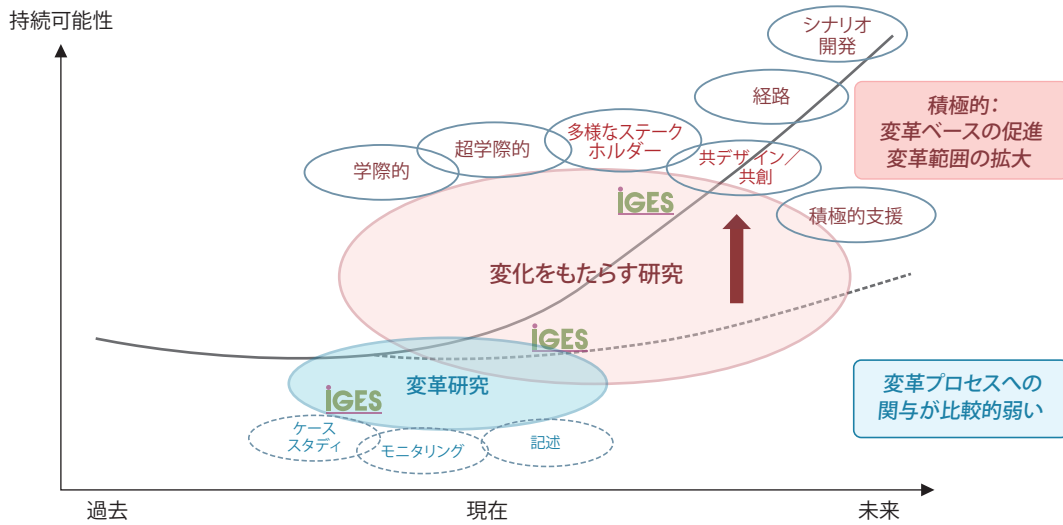


図3 変革研究 (transformation research) と変化をもたらす研究 (transformative research)

地球環境戦略研究機関 (IGES) の名が示す「戦略研究」あるいは「戦略的研究」の正体は、設立以来の長きにわたり、組織の舵をとるもの、個別研究領域を牽引するもの、そして実際の研究活動に携わるものすべてを悩ませてきた。しかしながら、中長期戦略 (2016年～2025年) の策定過程における「変革研究」(transformation research) および「変化をもたらす研究」(transformative research)、さらには「戦略的オペレーション」についての議論は、組織が取り組むべき多様な活動、いわゆるIGESの守備範囲について一定の整理をもたらした。

中長期戦略策定のために準備された討議文書のひとつ「効果的なチェンジ・エージェントとなるための主要課題」(IGES/T/FY2014/4) からは、持続可能な社会の実現に取り組む世界の著名な戦略的政策研究機関の活動様式の結果が読み取れる。IGES設立準備において参考とされ、その後も発展を続ける、世界資源研究所 (WRI)、国際環境開発研究所 (IIED)、ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (WI) などの活動がレビューされた。

これらの戦略的政策研究機関に共通な点は、実際の変化を創出することに対する強いコミットメントと、堅牢な科学的根拠に基づくアプローチである。概して、これらの研究機関は初期の研究から知見と知識を構築し、実地でのテストを行い、そしてパートナーと連携して成果を拡大するための行動をとる。IGESがこれらの著名な研究機関と共有するのは、実際の変化を創出することに対するコミットメントと、科学的根拠に基づくアプローチである。

長きにわたる悩みの原因のひとつは、「変革研究」or「変化をもたらす研究」、「研究」or「オペレーション」といった、二項対立的立論であったことを否めない。チェンジ・エージェントとしてインパクト形成を目指すIGESにとって、これらは順序立て統合的に進めていくべき必要不可欠な要素だという認識が、次第に共有されていくこととなる。

大塚 隆志

一般社団法人イクレイ日本事務局長/IGES シニアフェロー (IGESプログラムマネジメントオフィス 副ディレクター (当時))

課題解決型の知見を生み出す IGES の成果は、生産性に関する定量的でかつ期限付きの目標と成果に基づく業績評価というシステムの運用の結果であり、今後さらにそれらを強化・洗練する必要がある。

また、持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP) の定期的な開催、国連コラボレーションセンター等との間で築いた様々なパートナーシップは IGES 独自の強みであり、これらを活かした付加価値のある戦略研究の成果をタイムリーに発信することを通じ、生産的で有益なステークホルダーとの連携に努めるべきである。

さらに、今日までの成果は IGES の努力による国際的な認知度と信頼の現れであり、今後 10 年間で世界の上位 10 位の研究機関となるべく一層の努力が必要である。

### 3. 中長期目標 (2016 年～2025 年)

#### 1) 全体像 (Overall Context)

IGES にとっての中長期的課題は、戦略研究の実施とインパクト形成の能力を高め、急速に変わりつつある世界において持続可能性の実現に向けた課題に的確に対処していくことであり、15 年に合意された持続可能な開発のための 2030 アジェンダとパリ協定という 2 つの重要な進展が、中長期目標の基盤となる。

次の 10 年間はこれらの合意を実施し、持続可能な世界に移行するための「行動の 10 年」と位置付けられる。

#### 2) 主要な焦点 (Overall Focuses)

持続可能な開発の基本的な定義は「フロー」よりも「ストック」が重要であることを示唆しており、特に 3 つのストック又は資本、即ち製造資本、人的資本及び自然資本を維持することを意味する。

自然資本の持続可能な利用が、持続可能な開発の環境面を構成しており、この観点で、持続可能な開発目標 (SDGs) には、5 つの重要エリア、淡水 (SDG6)、持続可能な消費と生産 (SDG12)、気候変動 (SDG13)、海洋 (SDG14) 及び生物多様性 (SDG15) が挙げられている。

その上で、第一に、IGES はこれまで取り組んできた、(i) 気候変動、(ii) 持続可能な消費と生産、(iii) 生物

多様性を含む森林・陸生生物多様性と淡水の 3 分野の環境政策研究を強化すること、そしてこれに加え、第二に、今後の 10 年を「行動の 10 年」とするために、これらの重要な国際合意の効果的な実施の側面に含まれる、(iv) 資金と技術、(v) ガバナンスと能力に焦点を当て、これらの課題を扱う主要なステークホルダーとのパートナーシップを実質的に促進する新たな組織を IGES 内に作る必要がある。

さらに、以上を踏まえ、これら 5 部門ごとに、1) 2025 年までの展望 (ビジョン) 及び 2) ビジョンを達成するための IGES による貢献 (戦略目標) を定めるものとする。

※ここでは、その例として、気候変動とエネルギーの分野を取り上げる。

#### <気候変動とエネルギー>

##### 1) エリアビジョン

パリ協定において、「地球の平均気温上昇を産業改革前に比べ 2°C よりも十分低く抑え」、さらに「1.5°C 未満に抑える努力を追及する」ことが合意されたが、それを実現するための大気中の温室効果ガス (GHG) 濃度レベルについては、今後さらに科学的観点から検討が続けられる。また地球温暖化を抑制するための地球規模のカーボンバジェット及びカーボンバジェット内での排出パス (経路) についてもより詳細な検討が行われていくことになる。各国による迅速な緩和措置の実施により、世界全体の GHG 排出は、2020 年代初頭には頭打ち (ピークアウト) し、それ以降今世紀中は年間 3% 以上の速い速度で減少し続けると予測される。

今後、経済システムやビジネスは、持続可能で低炭素かつレジリエントな社会へと移行していくことになる。経済構造やビジネス活動の実質的な変化は、本格的な炭素価格を導入することによって促進される。エネルギー使用の効率化と節約により、全ての部門におけるエネルギー需要が大幅に削減され、さらに多くの電力が、再生可能エネルギーや他の低炭素/カーボンニュートラル資源によって供給される。これらを実現するために、低炭素なエネルギー・輸送インフラ、建設、その他物品やサービスにおける大規模な投資が行われるであろう。

先進国と新興国の政府は、2050 年までの累積排出量を抑制するため、国別カーボンバジェットのアプローチを取り、GHG 排出量全体を管理する。このようなアプローチにおい



て、気候変動の緩和は、開発計画をはじめ、国の経済政策や戦略の主要素となり、緩和政策は都市計画、土地利用、エネルギー、建設及び輸送の政策を包括的に受け入れるように確立し、実施されることになる。地域、国及び自治体など様々なレベルでの政策の重要性を認識しつつ、様々なレベルの政策を統合した方法が実施される。

## 2) 戦略目標

国際レベルにおいて、IGESはCOP21で合意されたNDCs（国別目標）の段階的強化システムに貢献すべきである。各締約国からの報告内容は透明性のある方法で、検証及び評価され、その結果をもとに、今後確立される国際メカニズムのもとで、各国はNDCsを見直し、目標値の引き上げを検討する。IGESはNDCsの評価に関するパートナー機関と連携し、この段階的強化システムの構築及び導入にも十分に貢献すべきである。

さらに、IGESは国際メカニズム導入の促進に貢献すべきである。これらのメカニズムは、グリーン気候基金（GCF）及び気候技術センターネットワーク（CTCN）を含む関連国際機関間での連携を強化した形で運用されるべきである。IGESは、ビジネスコミュニティと協働で、低炭素・レジリエントなビジネスモデルの見本となるような革新的な行動を試験的に実施し、さらに気候変動緩和と経済成長の共存を可能にし、双方に利益となる気候変動にレジリエントな新しい経済の具体像を提示する。

国レベルにおいては、IGESは日本を含むアジア各国におけるNDCsの実行、すなわち長期の低排出開発戦略の確立、緩和ポテンシャルの評価、気候変動政策の経済政策・戦略への主流化、開発計画の立案、さらに緩和及び適応政策のための制度や予算アレンジの構築に貢献する。国レベルでの信頼性の高い測定、報告、検証（MRV）システムの確立は、戦略的計画と実施のために必要不可欠である。

地域レベルにおけるIGESの貢献も重要である。気候変動の懸念は、都市計画や農村開発の軸に組み込まれるべきであり、緩和措置や政策における地域レベルのMRVシステムも確立する必要がある。低炭素ライフスタイルや価値観は、地域の視点で追求し、市民らが順応できるものでなくてはならない。自治体は、ユニークかつ機動的な行動を取ることが可能であり、スマートシティを構築するための先駆的な措置は、先進国や発展途上国にかかわらず世界の多くの都市で実施されている。IGESとしては、他のパートナー機関と協力し、率先して行動し、後継へのモデルケースを提示しようと

している先進的な自治体に対し、必要な支援提供を行うことが重要である。

## 4. 中長期目標に向けた戦略

IGESの究極的な目標は、持続可能な社会に向けた変革を促すインパクト形成である。IGESは、インパクトについて、IGESや他のステークホルダーによる成果から得られた具体的な社会的変化と定義。

中長期目標に向けた戦略については、(i) 戦略研究の成果、及び(ii) 主要なステークホルダーとの相互作用を通じたインパクトの形成に向け、戦略研究と戦略オペレーションを体系的に結び付けていく。

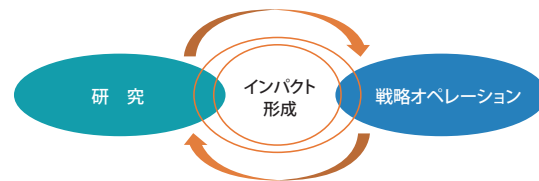


図4 研究と戦略オペレーションに基づくインパクト形成

そのための戦略は、主要なステークホルダーとの建設的な関係と十分な資金の確保の2つである。

### 4.1. 戦略1: 主要なステークホルダーとの建設的な関係

効果的なインパクト形成に向けてのステークホルダーへの関与のために、サービス、パートナーシップ、リーダーシップの3つの側面を重視し、それぞれ、(i) 主要文書のタイムリーな紹介・翻訳、報告会の開催等を通じた、メディアとのパートナーシップによる民間企業では提供できないような継続的で効果的なサービスの提供、(ii) 政府機関、国際機関、地方自治体、民間企業、資金提供機関等の様々なステークホルダーとの戦略的パートナーシップの確立、及び(iii) 世界と地域のネットワークへの貢献や明確なメッセージの発信等による主要ステークホルダーに対するリーダーシップを発揮する。

さらに、これら3つの活動に共通する点として、ステークホルダーの関与がある。UNFCCCやCOP、SDGsなどの大きな政策プロセスについては、ステークホルダーの関与を通しての協調的なインパクト形成が肝要である。

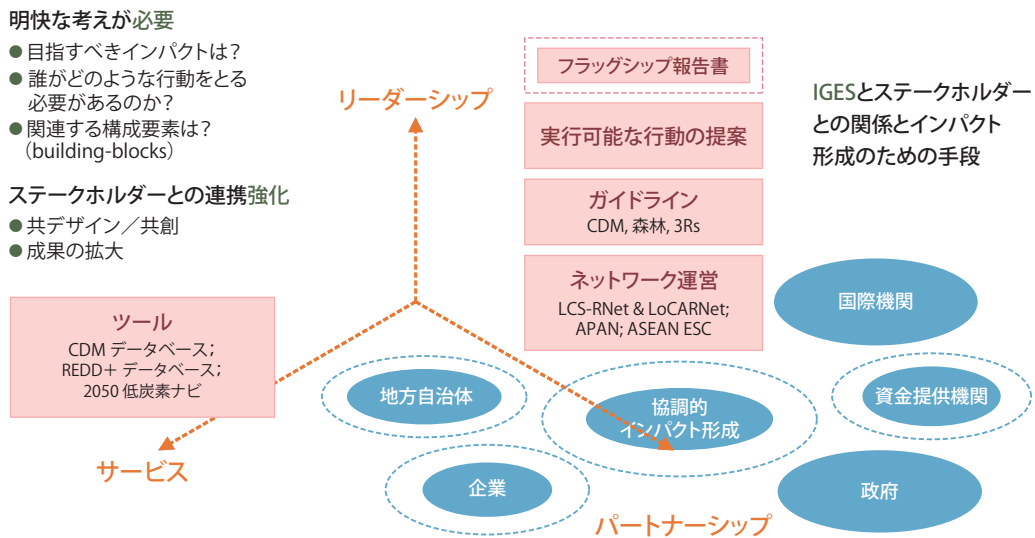


図5 建設的な関係を形成する3つの座標軸

#### 4.2. 戦略2：十分な資金の確保

現状のポートフォリオを改善するためには動員とフォーカスという2つのアプローチがある。

動員は、IGESの目標及びプログラムやプロジェクトを支援するための新規かつ多様な資金源確保に向けたアプローチであり、(i) 多様なステークホルダーからの資金の動員、及び(ii) 関連するステークホルダーの関与、特に資金提供機関の関与による協調的インパクト形成が重要である。そのため、バリュー・

プロポジションをさらに明確にし、現在及び潜在的な資金提供者に対し説得力を持たせるため、拠出金を最大限戦略的に活用し、ドナーが資金を提供しやすいイニシアティブを形成する必要がある。

フォーカスは、より選択的な資金獲得のためのアプローチであり、資金の性質を考慮しつつ、組織の目標に照らし、IGESのISRPに述べられている優先事項に準じて、より選択的に資金を獲得し、資金ポートフォリオを徐々に改善する。

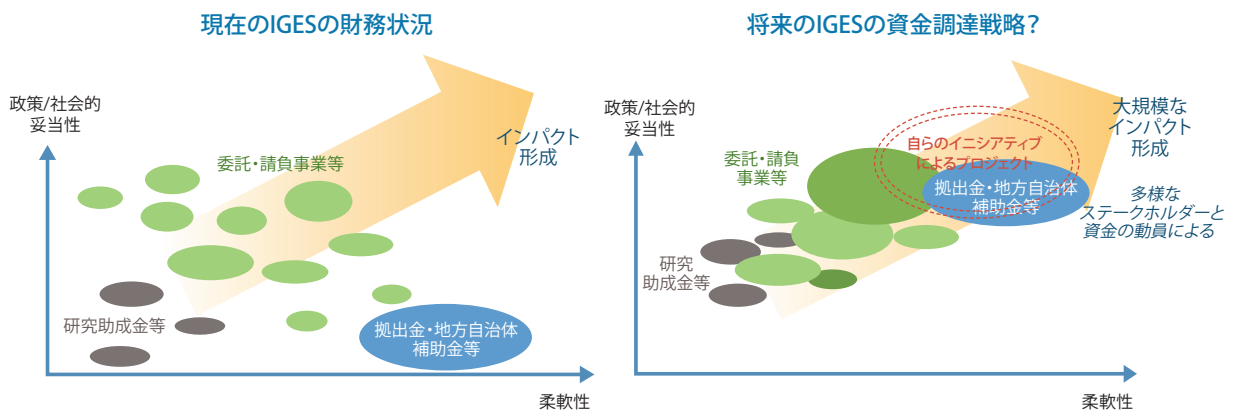


図6 現在と将来のIGESの資金ポートフォリオ

## 5. 健全なオペレーションに向けた 組織基盤

健全なオペレーションに向け、効率性、有効性、説明責任、公平性の4つの基本原則を基に国際基準に沿った組織基盤を構築する。

このため、IGESのビジョン、ミッション及び中長期目標に向けた進捗のモニタリングに関し、組織及び個々のレベルで適切な指標を開発し、マイルストーン

管理その他の既に導入されたツールの有効性と効率性をさらに改善する必要がある。また、多様な人材の柔軟な確保、人事システムの持続性、リスク対応、キャリア・能力開発、雇用形態間の公平性を基本とした人事体制を確立し、IGESに必要な方法論やツール、ノウハウを備えた才能豊かなスタッフを確保する。さらに、財務資源をはじめとする資源がIGESのミッションを達成するためのものであることを踏まえ、民間部門と同等の健全な財務管理が行われるべきである。

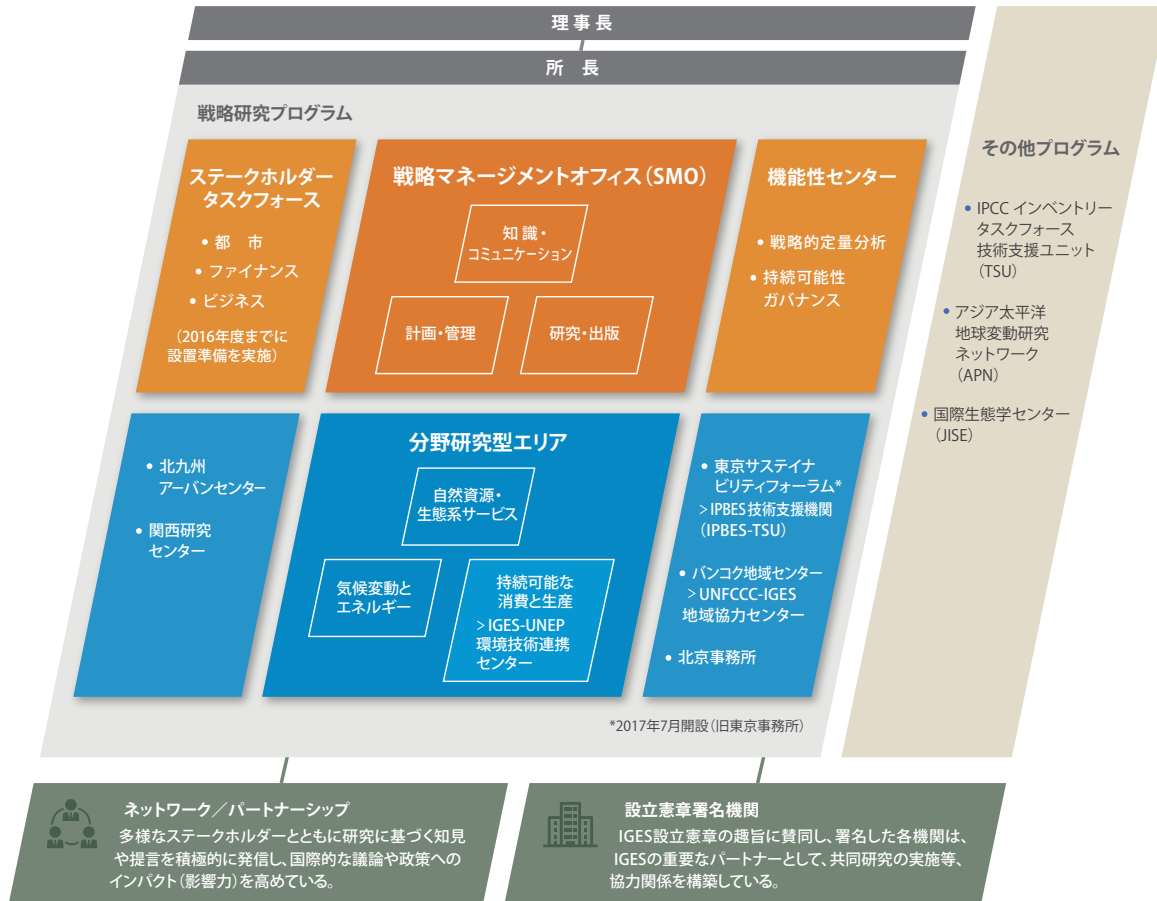
### 新たな地球文明のパラダイムの構築、革新的な政策手法の開発

IGES設立憲章第4条(目的)には、「新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究を行う」とある。「新たな地球文明のパラダイムの構築」は、細川内閣(1993年~1994年)に「地球環境問題の参謀本部」ともいべき研究機関を創るよう働きかけ、その研究機関(IGES)の設立準備にもかかわらず、2011年3月の福島第一原発事故に際しては「これは『文明災』だ」と評した梅原猛氏の文明論に基づく。「持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発」は、IGES設立に際してモデルとした研究所の実績が背景にある。1970年代から、行政でも、大学でもない、NGOとしての環境研究機関がいくつか設立されてきた。英国の国際環境開発研究所(IIED:1971年設立)、米国の世界資源研究所(WRI:1982年設立)、ドイツのブッパータール気候環境エネルギー研究所(WI:1991年設立)などである。いずれも創設所長(IIED:バーバラ・ウォード、WRI:ガス・スベス、WI:エルンスト・フォン・パイツゼッカー)はカリスマ性が高い。IIED所長のバーバラ・ウォードとルネ・デュボスの共著「Only One Earth」は国連人間環境会議(1972年)の基調をなし、IIEDやWRIは、ブルントラント委員会(1987年最終会合)、リオの地球サミット(1992年)などに貢献した。「地球文明のパラダイムの構築を目指した戦

略づくり」であるが、これらの研究所は「革新的な政策手法の開発」も得意だ。例えば、IGES設立準備の頃、すなわち、地球サミット(1992年)を経て「環境効率革命」の時代になった。環境効率はBCSD(後のWBCSD)が1991年に発表した「Changing Course」に規制的手法や経済的手法ではない自主的手法のコンセプトとして登場したが、このレポートの主要部分はIIEDが作成した。BCSDは、これを受けて、自主的手法の国際規格の作成をISOに依頼した。ISO14000シリーズである。WIは、「ファクター10」の中でMIPS(Material Input per Service)を、「ファクター4」の中で「資源生産性」をそれぞれ提唱した。これは日本の循環型社会形成基本計画の「入口」の指標にもなった。WIは、エネルギー税の引き上げと年金保険料の引き下げによってCO<sub>2</sub>削減と雇用の同時達成を狙う「エコロジー税制改革」を提唱し、実現した。なお、WIでは所長をはじめ3人の研究者が国会議員に、また、2人が州政府の環境大臣にそれぞれなり、自らが研究・提案した政策手法を議会などで実現させている。こんなダイナミックなキャリアパスに基づく政策実現は別として、IGESはモデルとなった研究所を超えたか。

竹内 恒夫  
(名古屋大学大学院環境学研究所教授)

## 第7期統合的戦略研究計画 (ISRP7:2017年度～2020年度) の概要



### 1. 基本的な目的、原則および戦略

ISRP7はMLSを踏まえて策定された最初の計画であり、IGESが引き続きチェンジ・エージェントとして、主要なステークホルダーと連携しつつ、持続可能な世界に向けた変革を促進することを基本的な目的としている。

このため、ISRP7がカバーする4年間で、15年に採択されたパリ協定及びSDGsを実施する「行動の10年」の前半に当たることを踏まえ、定量的なPDCAサイクルを回すこと、統合的なアプローチを採用すること、及び実施の手段に焦点を当てることを基本的原則として計画を実施する。

また、ISRP7の実施に当たっては、MLSに掲げたIGESのビジョン、ミッション及びバリュー・プロポジ

ションを基本とし、タイムリーかつ柔軟な形でサービスを提供することを通じ主要なステークホルダーとの良好な関係を築き、協調的なインパクトを形成すること、及び拠出金の全面的な活用、受託業務の精査及び外部資金源の多様化を通じ、十分な資金を確保することを基本戦略とする。

### 2. 成果目標

第7期の全体的な成果目標として、政策シンクタンクの国際的なランキングにおいて10以上ランクを向上させ、世界のトップ20の研究機関に入ることを上げるとともに、ネットワーキングの拡充、非政府アクターとの実質的な連携、強化された成果物及びサービスの提供を通じ、アウトカムからインパクトへより高いレベルの影響の形成を推進することにより、理事会・評

委員会に、高位のレベルの影響を形成した事例を毎年平均で25報告し、7期全体で100とすることを目指す。

次に、具体的な成果目標として、出版物に関し、IGES白書を2年に1回作成し、ISAPに提出するとともに、主に気候変動、SDGs、その他重要なサステナビリティに関する会合に合わせ、年に2つのフラッグシップ出版物を作成するほか、年間約100の政策及び研究ペーパー、並びに約30の査読つきジャーナルペーパーを作成する。

また、資金に関し、第7期を通じ環境省からの拠出金を少なくとも5億円、及び外部資金総額を約20億円、それぞれ確保すると共に、外国の資金源からの資金の割合を第7期末までに25%以上とする。

さらに、資金、人的資源、及び意思決定システムに関する戦略的なマネジメントの目標は以下のとおりとする。

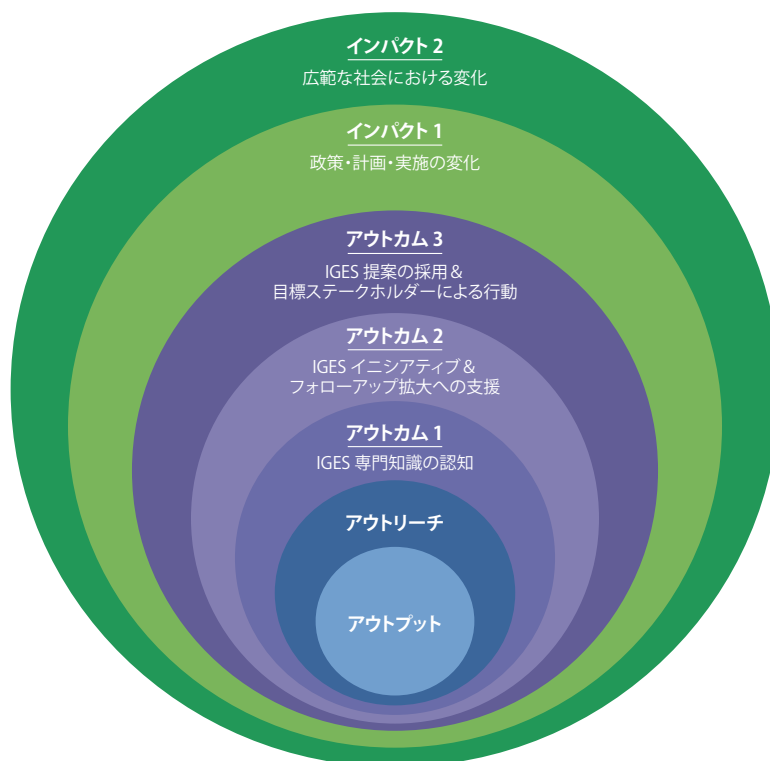
- (ア) 第6期末の16年度に（公財）日本生産性本部に委託して実施された組織全体のマネジメント評価により特定された改善に向けての対策を反映し、個別事業における資金的付加価値（FVA）率（Project Financial Value Added. 事業毎に「収入」-「事業実施費用」を算出したもので、財務管理に用いる指標）を、第16年度の45%から第7期末までに49%に向上させる。
- (イ) 拠出金の少なくとも80%を実質的な事業への用途に充て、管理的経費の支出に占める割合を、現状の13.6%から第7期末までに12.0%に減少させる。
- (ウ) 管理的業務に従事するスタッフの割合を、現状の28%から第7期末までに15%近くに減らすとともに、超過勤務時間を90%削減し、その後速やかになくす。
- (エ) 書面による内部決済システムを、第7期末までに80%以上削減し、究極的にはより迅速で、簡潔な意思決定システムに置き換える。

### 3. 組織体制

第7期の成果目標を達成するために、第7期は以下の組織体制とする。

- (ア) より良く説明責任を果たすためのメカニズムとして、従来のプログラムマネジメントオフィス（PMO）と事務局を統合して戦略マネジメントオフィス（SMO）を設置し、計画とマネジメント（ガバナンス）、研究・出版（アウトプット）、及び知識とコミュニケーション（インパクト形成）の3つの機能を担い、それぞれに関係する第7期の成果目標に責任を負うユニットを設ける。
- (イ) サステナビリティに関する主要なイシューとして、引き続き、①気候変動とエネルギー、②自然資源と生態系サービス、及び③持続可能な消費と生産の3つの分野を取り上げ、重要な国際政策プロセスに関与し、関係国際機関、各国政府や連携政策研究機関との協働を推進する。
- (ウ) IGESの戦略研究実行能力を強化し、確立することを目的とするセンターとして、定量的政策分析、ツール開発、データの収集・管理・分析・報告に関し「戦略的定量分析センター」を、及び、サステナビリティに関する部門やイシューを横断するガバナンスの課題やネクサスアプローチに関し「持続可能性ガバナンスセンター」を、それぞれ設置する。
- (エ) サステナビリティの分野で役割が益々重要となりつつある主要な非政府アクターとの実質的な連携を強化するため、所内各ユニットの都市関連活動を調整し推進する「都市タスクフォース」、金融部門の政策作成、実施に関する分析を行う「ファイナンスタスクフォース」、及び積極的なビジネスの行動を支援することにより、気候変動その他のサステナビリティに関する政策やイニシアティブの推進に貢献する「ビジネスタスクフォース」を、それぞれ設置または充実・強化する。
- (オ) 関西、北九州、バンコク、北京、及び東京の各サテライトオフィスは、引き続きそれぞれの地理的優位性を活かした活動を展開する。特に、東京サステナビリティフォーラムについては、東京に活動の拠点を置くNGOを含む様々なステークホルダーと交流するリエゾンオフィスとなる。

## 参考 IGESのインパクト形成戦略



### アウトプットーアウトカムーインパクトの関係

IGESが最終的な目標としているのは、社会がより持続的なものに変化するように貢献することであり、そのためには、直近のステークホルダーの変化（アウトカム）と、より広範な社会一般の変化（インパクト）を推進していくことが重要である。

### IGESのインパクト形成戦略における成果連鎖（Results Chain）

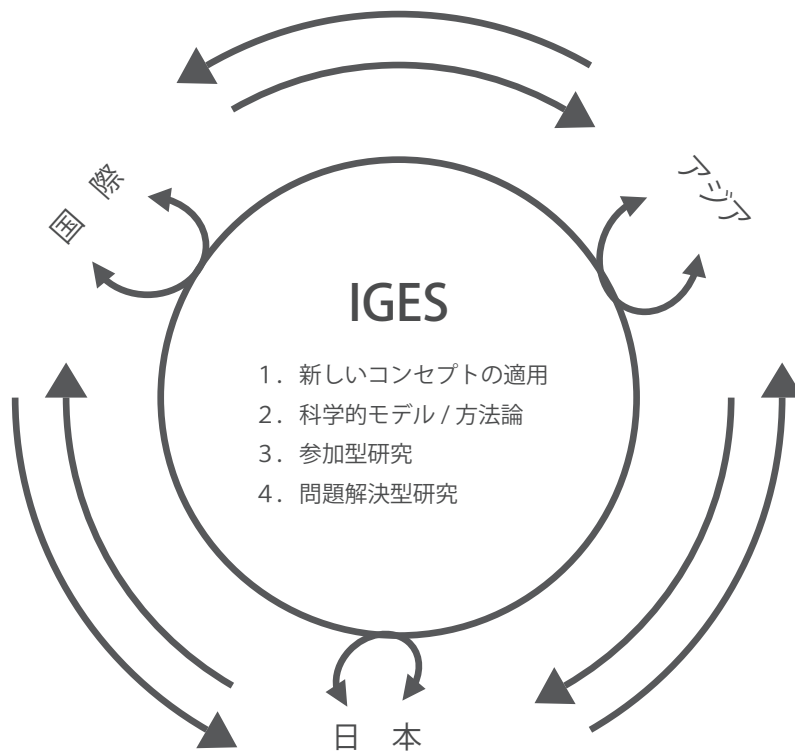
この枠組みは、我々がどのようにIGESの外部に対してインパクトを創出するのかを、関連するアウトプットの作成、主要ステークホルダーへのアウトリーチ、異なるレベルのアウトカムとインパクトの達成という段階的アプローチを用いて説明しようとしている。

要点をまとめると、アウトプットはIGESの戦略研究の成果として作り出される具体的な成果物であり、IGESはこれをコントロールすることができる。アウトカムはIGESのアウトプット（及び関連する活動）への反応として生じる主要ステークホルダーによる好意的なアクションであり、IGESはこれを促進するために積極的に働きかけることができる。そして、インパクトはIGESやその他の主体が創出したアウトカムの結果として生じる実際の変化であり、ほとんどの場合においてIGES単独の努力ではなく、関連するステークホルダーによる集合的な努力によって達成される。

この枠組みはIGESのアウトプットが実社会におけるインパクトに至るまでの波及効果のイメージを示している。付加価値のあるプロダクト（アウトプット）を作ることは成果連鎖の初めのステップに過ぎず、最終的な目的ではない。関連する活動と組み合わせられることにより、アウトプットはより高次の成果、すなわちアウトカム及びインパクトにつながるることができる。

アウトカム1と2はより高次の成果（アウトカム3、インパクト1と2）を達成するための重要な構成要素と位置付けられる。IGESが真に目指すべきは、政策、計画及び実施における実際の変化（インパクト1）と、これに続くより広範な社会における変化（インパクト2）である。

マーク・エルダー  
（IGES戦略マネジメントオフィス 研究・出版ディレクター）



#### IGESによるインパクト創生の概念図

IGESによるインパクトは、国際社会、アジア、日本の相互関係の中でそれぞれのコンテキストに従い創り出される。インパクトを創り出すための基本的アプローチは、1. 新しいコンセプトの適用、2. 新しいモデルや理論の導入、3. 主要なステークホルダーを巻き込んだ参加型の研究の実施、及び4. 喫緊の政策課題の解決策を検討するための研究の実施、から構成される。

## 参考 第6期における主要なインパクト事例<sup>1</sup>

インパクトのカテゴリ	第6期における主要なインパクト事例
1. より良い政策、計画、実践に向けた提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 税制改革「緑の贈与」の提言<sup>2</sup>について、公開シンポジウム、政策対話、メディア掲載等一連の広報活動や政党、関係府省へのロビー活動により、再生可能エネルギー投資促進に向けた仕組みとして国レベルの議論を喚起。平成27年度税制改正で実現。</li> <li>• 国連持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組（SCP 10YFP）<sup>3</sup>の一環として発足した持続可能なライフスタイルと教育（SLE）プログラムへの環境省の参画を実現するとともに、日本政府を代表しSCP 10YFP理事にIGESの所長が指名。</li> </ul>
2. 適切なガイドラインの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• UNEP 持続可能な消費政策実施のためのガイドを作成し、SCP 10YFPの中で、またアジアの政策担当者向けの実務に役立つ情報として提供。</li> <li>• IGESがパートナー機関と開発したネパール森林ガバナンススタンダードの普及に向け、使用権をネパール森林土壌保全省と共有する協力協定（MOU）を締結、同スタンダードをネパール政府が正式承認。</li> </ul>
3. ツールの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「2050低炭素ナビ」<sup>4</sup>を低炭素化に向けた政策議論や対話で手軽に使えるシミュレーションツールとして開発し、IGESウェブサイト上に公開。多くのメディアにも取り上げられ、幅広い関係者の関心を喚起。</li> </ul>
4. ネットワークオペレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 気候変動に係るフラッグシップ報告書等が国内メディアでタイムリーに幅広く紹介され、脱炭素社会構築に向け、炭素価格付けを含む国内政策措置の導入の重要性を発信。さらに、5年毎の対策強化プロセス等の政策提案を、UNFCCCサイドイベント、ISAP等で発表し、国際的な議論に貢献。</li> <li>• 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（Japan-CLP）事務局として、加盟メンバーを増やし活動の基盤を強化するとともに、COP21等に際し日本政府関係省の大臣級意思決定者との対話を5回実施し、Japan-CLPによるビジネスの視点からの政策提言を支援。さらに、中央環境審議会長期低炭素ビジョン小委員会における長期的な脱炭素化に向けた企業の前向きな視点からのインプット<sup>5</sup>を支援。</li> </ul>
5. パイロット事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 土地利用計画を改善し、気候変動緩和・適応の課題を開発計画に主流化する統合的アプローチに関するパイロット事業をフィリピンのシラン・サンタロサ川流域の地方自治体と実施し、洪水リスクマップ及び気候変動適応対策案を作成。IGESの技術支援を流域の協力4自治体が包括的土地利用計画（CLUP）改定に、またサンタロサ市は気候変動行動計画策定にも活用。</li> <li>• IGESとエネルギー資源研究所（TERI）による、インド中小企業への低炭素技術移転の成功事例をもとに、IGESが提案したヒートポンプ技術がインド小企業開発銀行（SIDBI）へ向けて設置されたJICAクレジットラインで資金手当適格と認められ、技術リストに登載。さらに、日本-インド技術マッチメイキングプラットフォーム（JITMAP）を設立し、日本-インド間で低炭素技術適用を促進。</li> </ul>

1 第6期統合的戦略研究計画（ISRP6）及び2016年度事業報告から抜粋編集。

2 個人資産による再生可能エネルギーへの投資を促進する革新的なメカニズム。贈与を受け、住宅の新築・取得・増改築等に併せ低炭素化設備を設置すると住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が適用される。

3 国連持続可能な開発会議（リオ+20）において合意されたアクションプラン。

4 国立環境研究所（NIES）と共同開発した日本の2050年までの低炭素エネルギーシステムをシミュレーションするツール。

5 カーボンバジェットを基本に据える重要性や大幅排出削減及びカーボンプライシングの必要性を明示した提言の作成。



## 参考 IGESの戦略研究のコンセプト\*

### 戦略研究のクライテリア

全体的かつ包括的視野	持続可能な開発の実現に向けた提案を行うために、全体的かつ包括的な視点や、中・長期の時間的な展開を視野に入れた、(i) 経済・社会的政策と環境政策の統合の観点から、経済と環境の関係が真に補完的になる様な政策の展開や持続可能性という大きなフレームの中での研究、(ii) 総合的研究及び持続可能な社会への移行のための適切な研究アプローチと方法論の開発
付加価値	(i) 新しい切り口で、(ii) 新しい問題を扱う、(iii) 新しいアプローチを採用し、(iv) 新しい事実に基づいているかどうかという要素を重視した一層付加価値のある研究
迅速性及び適時性	インパクト形成上、迅速かつタイムリーな対応が不可欠。スコーピング(研究内容の絞り込み)を行い、他に先駆けて新たな課題とその問題点を明らかにしたイシューペーパー、最新の知見をとりまとめたシンセシスペーパー等を迅速に作成し、対象プロセスや主体と明確に関連づけ、適切な国際プロセスにインプット

### 戦略研究の態様

スペシフィックな課題を対象とした問題解決型の政策研究とともに、政策イシュー全体を俯瞰し、関係するセクター間の関連を明らかにするシンセシスタイプの研究が重要。また、研究とネットワークや戦略オペレーションは、相互に影響するツウエイプロセスであり、連動することによって初めて効果的なインパクトを形成。

シンセシス研究	対象研究領域を俯瞰し、個別部門・課題間の関連を解明する視点と、顕在化しつつある課題を捉え問題解決型の政策研究に発展させる視点を持ちつつ、幅広い知識に裏付けられた社会経済的含意に関する定性分析と、課題間の関連に関する系統的な定量分析の両方を実施。
課題解決型政策研究	解決すべき課題を明確にし、課題解決の具体的オプションを提案することを目指す。必要に応じ、モデリング等のシステム分析手法を用い、政策効果をより客観的・定量的に評価し、提案の説得力を高めることや、各国・地域の社会的・文化的・歴史的・経済的文脈に照らし、特定の政策・解決策の有効性について過去の成功・失敗の経験から教訓を学ぶアプローチも重要。
ネットワーキング及び戦略オペレーション	多様なステークホルダーとのネットワーク形成を通じ政策プロセスを創出する、又は既存の関連プロセスにインプットする機会を創出するための戦略的オペレーションを実施。IGESの強みや付加価値を強化・確立した上で世界的ネットワークに参加し、研究成果のインパクト向上を目指す。

\* 第5期、第6期及び第7期統合的戦略研究計画 (ISRP5、6及び7) 等を踏まえ作成。

## 戦略研究のマネジメント

<p>マイルストーン マネジメント システム</p>	<p>効果的なインパクト形成を目指し、スタッフが明確な目標と方向性を持って仕事ができるように工夫した研究管理システム。各年度の事業計画に基づきグループの目標及びそれを実現するための個人の目標を定めるマイルストーン設定、業務の効率性の向上のためのタイムマネジメント、出版物の品質向上のためのQuality Management、年度末の業績レビューにより部門及び個人の目標達成度を評価するパフォーマンスレビューにより構成。</p>
<p>タスクマネージャー制度</p>	<p>タスクマネージャーは、一定規模以上の個別課題研究及び関連するネットワーク活動（タスク）の企画・実施に責任を有し、当該事業に関する報告書等アウトプットの作成、IT等を活用した予算管理、必要な職員の確保、クライアントとの調整等実施面を担当。研究エリアの枠を超えた統合的な研究の促進を期待。</p>
<p>IGESフェロー制度</p>	<p>「IGESフェロー」を委嘱された外部専門家は、専門的知見・経験を活かし、IGESの立場でIGES職員とともに事業に参画。IGESにとっては所内に不足する専門性を確保するとともに、IGES職員の学習機会となることも期待。</p>
<p>テニユア制度</p>	<p>将来のIGESを担う中核的人材の育成を目指し、IGES内で実績を積み、能力、意欲、コミットメントが高く、適性があると認められた者について、定年まで継続して雇用（第7期に導入）。</p>

### IISDのマネジメントプラクティスの現地調査

国際持続可能開発研究所（IISD）は、設立当初から、その副所長がIGESの評議員（2012年からは理事）を務めるなど関係も深く、多くの面でIGESのモデルとなる組織のひとつであった。第4期の開始にあたり、当時のIGES副所長と事務局次長よりなる現地ミッションを派遣し、IISDで行われている人事や予算関連のマネジメントの実際を学び、IGESへの適応可能性について検討した。

IISDはIGESより長い歴史を持ち、当初は公的な支援があったが後年それが削減され、また、カナダの本部以外にも海外に支所があるなど共通点が多くあった。約1週間

にわたる調査の結果、多くの参考となる取り組みが同定され、その結果に基づき、以下のような措置が講じられた。

- (1) マイルストーンマネジメントの導入
- (2) タスクマネージャー制度の導入
- (3) 外部の専門家との協働を推進するためのフェロー制度の導入
- (4) 本部と支所の境目のない連絡調整の促進

上記の措置は、現在のIGESにとって重要なものばかりであり、この調査に全面的に協力頂いたIISDに改めて、心から感謝したい。

森 秀行（IGES所長）

メッセージ：20周年に寄せて

環境大臣 中川 雅治  
 神奈川県知事 黒岩 祐治  
 兵庫県知事 井戸 敏三  
 北九州市長 北橋 健治

シャムシャド・アクタール	国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) 事務局長
有馬 利男	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事
パトリシア・エスピノサ	国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局長
福川 伸次	元通商産業事務次官
ウィリアム・グランビル	国際持続可能開発研究所 (IISD) 前副所長
ラングストン・ジェームス "キモ"・ゴリー6世	国際持続可能開発研究所 (IISD) 副所長 (レポート配信サービス・国連リエゾン)
廣野 良吉	成蹊大学名誉教授
石井 菜穂子	地球環境ファシリティ (GEF) CEO 兼議長
石坂 匡身	一般財団法人 大蔵財務協会前理事長
パヴェル・カバット	国際応用システム分析研究所 (IIASA) 所長
川口 順子	武蔵野大学客員教授、国際総合研究所フェロー
アン・ラリゴードリ	生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 事務局長
ホーセン・リー	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 議長、高麗大学エネルギーと環境大学院教授
ビンドゥ・N・ロハニ	前アジア開発銀行 (ADB) 副総裁、アジア工科大学 (AIT) 特別名誉教員
デイビッド・マローン	国際連合大学学長、国際連合事務次長
アジャイ・マスール	エネルギー資源研究所 (TERI) 所長
三村 信男	茨城大学長
二宮 雅也	経団連自然保護協議会会長
岡田 康彦	弁護士法人北浜法律事務所代表社員・弁護士
桜井 正光	日本気候リーダーズパートナーシップ (Japan-CLP) 顧問、市村清新技術財団会長
エリック・ソルヘイム	国連環境計画 (UNEP) 事務局長
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
バンバン・スサントノ	アジア開発銀行 (ADB) 副総裁
鈴木 正規	イオンフィナンシャルサービス株式会社代表取締役会長
高村 ゆかり	名古屋大学大学院環境学研究科教授
竹下 亘	元復興大臣、自民党総務会長、地球環境行動会議会長、衆議院議員
ジノ・ヴァン・ベギン	イクレイ (ICLEI) - 持続可能性をめざす自治体協議会 世界事務局長
渡辺 知保	国立環境研究所 (NIES) 理事長
山極 壽一	日本学術会議会長
アブドゥル・ハミド・ザクリ	マレーシア首相科学顧問、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) 初代総会議長

\* 氏名のアルファベット順に掲載/所属・肩書きは寄稿時のものによる  
 \* 英文メッセージについてはIGES和訳を掲載

(敬称略)

## 中川 雅治

環境大臣



この度、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）が、設立から20周年の節目を迎えられたことを心よりお喜び申し上げます。

23年前、環境庁（当時）は、内閣総理大臣の主催により開催された「21世紀地球環境懇話会」が取りまとめた“地球環境の危機に対処する戦略研究機関を創設すべき”との提言を実現すべく、研究所の設立に向けて様々な準備を進め、諸方面の御理解と御協力の下、神奈川県からの支援も受けながら、IGESが設立されました。以来、IGESは、様々な研究成果を発表して徐々に力を蓄えるとともに、環境省をはじめとする政府機関や国際機関等からの多様な資金も獲得してその活動を拡大・深化させ、国際的な認知度も上がり、今や、アジア太平洋地域における持続可能な社会の実現に大きな役割を果たしている研究機関となりました。

IGESが歩んできたこの20年の間に、地球環境の危機は深刻さを増しています。気候変動が進み、その影響も現れてきており、生物多様性の損失、天然資源の需要拡大も続いています。そのような中、2015年には、パリ協定と、持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）という、二つの歴史的合意が行われ、国際社会が地球環境の危機に対応していくという大きな流れが出来つつあります。今こそ、新たな文明社会を目指すための大きなパラダイムシフトが必要となっています。

このような状況の下、持続可能な社会の実現に向け、実践的・革新的な政策研究・政策提言を行うとともに、自治体、企業、市民などの関係主体の連携を促進するというIGESの役割は重要性を増しています。今後、IGESが、ますます国際社会に根を張り、様々な主体とともに考え、ともに行動することを通じて、イノベーションを起こし、ピンチをチャンスに転換する重要な役割を担われることを強く期待します。

IGESがこの20周年を契機に、これまでの研究成果を振り返り、それらを基礎として、未来に向けて更なる御活躍をいただくことを心からお祈り申し上げます。

## 黒岩 祐治

神奈川県知事



公益財団法人地球環境戦略研究機関が、設立20周年を迎えられたことを心からお祝い申し上げます。

貴団体は、1998年に神奈川県葉山町に本部を設立して以来、特にアジア・太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けて、革新的な政策手法の開発や環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究に取り組み、国内外で大きな役割を果たしてこられました。そして、2017年には世界気候変動シンクタンクランキングでトップ10入りするなど、国際的にも高い評価を受けています。

これは、歴代の理事長をはじめとする役員の方々と職員の皆様の長年にわたる御尽力の賜物であり、心から敬意を表します。

さて、2015年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。県内においても1990年代以降、温室効果ガス排出量が増加傾向にあり、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

また、同年の国連サミットでは、2030年までの「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）が全会一致で採択されました。この開発目標は、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保する」、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」等の17の目標で構成されています。持続可能な社会を実現するためには、様々な取組が連動していかなければならないというのがSDGsの発想です。

私は、知事就任以来、「いのち輝くかながわ」をスローガンとして掲げていますが、これはSDGsの発想と同じであると考えています。いのちが輝くためには、医療だけではなく、環境、エネルギー、教育など、あらゆるものがうまく連動しなければなりません。

こうした中で、環境問題を経済・社会問題と一体で捉え、研究を進めている貴団体の果たす役割は、ますます大きくなってまいります。今後とも、「いのち輝くかながわ」の実現に向けて、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、このたびの設立20周年を契機として、公益財団法人地球環境戦略研究機関が、国際的な研究機関としてさらに発展することを期待し、お祝いの言葉といたします。

## 井戸 敏三

兵庫県知事



地球環境戦略研究機関(IGES)が設立20周年を迎えられました。心からお祝い申し上げます。

世界がひたすら経済成長を追及してきた20世紀。自然の一員であるはずの私たち人間は、そのことを忘れ、自然を征服し意のままに支配しようとしてきたのではないのでしょうか。この人間中心の考え方こそが、今、地球規模の環境破壊を招きつつある大きな原因だといえましょう。

IGESが設立された1990年代は、まさに20世紀に重ねてきた行動への反省に立ち、世界中で環境問題への意識が高まりはじめた頃。IGESは、最先端の知見を結集して、経済発展著しい途上国をはじめ、アジア太平洋地域の環境問題の解決に大きな役割を果たしてこられました。

とりわけ、2001年に兵庫に開設されたIGES関西研究センターでは、世界第3位の温室効果ガス排出国であるインドにおいて、日本企業の優れた省エネ技術の導入・定着を図るなど、素晴らしい成果を挙げておられます。また、国内においても、兵庫県と連携して開発した「うちエコ診断」は、一般家庭がCO<sub>2</sub>削減に取り組む強力なツールとして、今や日本全国で広く活用されています。歴代理事長をはじめ、関係の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げます。

「環境の世紀」といわれる21世紀も、20年が経過しようとしています。これまで、IGESなど国際的研究機関の科学的知見に基づく警鐘が、世界の人々、企業、リーダーの環境問題に対する意識を高め、その行動の変革を促してきました。こうした地道な努力が、先進国と途上国の壁を乗り越えた、COP21での歴史的なパリ協定合意を導いたといっても過言ではありません。

しかし、地球上を見渡せば、大気、水、生態系など、まだまだ様々な分野に20世紀の“負の遺産”が残されています。それらを解消し、豊かな地球環境を次世代へと引き継いでいくことは、今を生きる私たちの大きな使命です。

IGESには、地球の未来を守る環境適合型社会の先導役として、大きな期待を寄せています。これまで培ってこられた豊富な経験と確かなネットワークを存分に活かして、さらに充実した活動を展開していただきたいと思います。

地球環境戦略研究機関の今後ますますのご発展と皆様のご健勝でのご活躍を心からお祈りします。

## 北橋 健治

北九州市長



公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の設立20周年を心からお祝い申し上げます。

これまでの取組の成果や蓄積してきた知見を、設立20周年記念誌として発行されますのは、これからのIGESの活動、ひいては世界の持続可能な社会づくりに非常に役立つものであり、大変意義深く貴重な財産となることと期待しております。

さて、我が国を代表する環境シンクタンクであるIGESと本市とのつながりは、設立直後の20年前に遡ります。1998年に本市において地球環境に関する国際的な公開シンポジウムを開催いただき、翌1999年に北九州事務所を開設していただきました。

2000年には、「第4回国連アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（UNESCAP/MCED2000）」の合意文書、「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の原案作成等にご尽力いただき、本市の取組が世界的に高く評価される契機となりました。

また、本市が2010年に環境ビジネスの海外展開を支援するため「アジア低炭素化センター」を開設した際、同時期にIGES北九州事務所を「北九州アーバンセンター」へと改称し、機能強化を図っていただきました。そして、都市インフラ輸出等の環境国際ビジネスを進める上で欠かせない、対象地域の環境現況や法制度などに関する情報提供、その地域に適した環境技術の提案などを行っていただいた結果、現在では海外での環境ビジネスは約60都市で150件以上の事業にまで拡大することができました。

さらに最近では、PM2.5対策などの大気環境改善に関する日中都市間連携協力においても本市と連携していただいております。日本の都市では唯一、中国の複数の都市（6都市）を対象として順調に事業を進めています。

このように環境分野で数々の実績を上げてきたIGESの皆様に対し、深く敬意を表すとともに、引き続き、持続可能な発展に向けた調査研究や情報発信に取り組み、アジアはもとより、広く世界の環境保全・改善に貢献されますよう期待しております。

結びに、IGESの今後ますますのご発展とご活躍を祈念いたします。



## シャムシャド・アクタール

国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) 事務局長



IGES 設立 20 周年を心よりお祝い申し上げます。1998 年の設立以来、IGES と ESCAP は密接に協力しながら、アジア太平洋地域の環境的に持続可能な開発を支援する革新的な総合政策アプローチを推進してきました。ESCAP が 2000 年に開催した「第 4 回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議 (MCED2000)」における「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の採択以来、このパートナーシップはますます強固なものになっています。

持続可能で包摂的な開発の推進は、環境劣化、人口動態の変化、食料不足、水不足、急速な都市化等、世界が直面する大きな変化をもたらすマイナスの影響に立ち向かう最善の方法です。この考え方は、現在世界が取り組みを進めている「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に反映されています。この意欲的なアジェンダが重きを置くのは、国ごとの現状に即した質の高い総合政策策定の重要性です。アジア太平洋地域における IGES と ESCAP のパートナーシップは、より良い未来に向けたこの共通のアプローチに基づいて構築されています。

ESCAP は、アジア太平洋地域の健全な政策策定に欠かせない時宜を得た研究をさらに活発化させるため、IGES とのパートナーシップ拡充を望んでいます。自然資源管理、気候資金、持続可能な都市、革新的環境政策の分野、また地域環境アセスメントの共同実施に大きな機会と可能性を見出しています。ESCAP は、開発課題に対する分析強化、そして 2030 アジェンダの持続可能な開発目標達成を目指すアジア太平洋地域の取り組み支援及び政策転換促進における IGES との連携に期待しています。

## 有馬 利男

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事



グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ) にとって、IGESとの関係は決して長いとは言えないが、SDGsを巡り実に近しく深いものがある。

2015年秋、IGESは国連グローバル・コンパクトに署名すると同時に、GCNJの会員として活動に参画するようになった。その時、IGES森所長がもう一つの提案をした。『SDG Compass』を共訳しようというのである。こうしてGCNJとIGESの初の協働が開始し、2016年3月、無事『SDG Compass』日本語版のお披露目を兼ねたシンポジウムを共催することになった。『SDG Compass』は文字通りSDGsの企業行動指針として、今やSDGsに取り組む企業人のバイブルとなっている。思い出深い初仕事となった。

翌年の秋からは、GCNJが2015年以来、毎年実施するSDGsの会員向け実態調査の協働に着手した。IGESのリサーチャーとビジネス出身の事務局員が、異なるバックグラウンドを活かしながら二人三脚で取り組んだ調査で、メディアを含め大きな反響を呼んだ。人員の少ないGCNJ事務局だけではやりたくてもできない活動であり、このような成果を出せたことにこの場を借りてIGESの皆様から心からお礼を申し上げたい。SDGs実態調査は2017年度も協働中で、デジタルコンテンツでの発信力強化など、パワーアップが図られている。うれしい限りだ。

私自身も、IGESが事務局を務める環境省のステークホルダー・ミーティングの構成員としてIGESの面々と定期的に顔を合わせる。また、2016年7月に開催されたISAP2016で「アジアにおけるSDGsの革新的な取り組みの開始：主要ステークホルダーの役割」というセッションに登壇する機会もいただいた。大変含蓄に満ちたダイアログで、登壇者としても刺激を受けるとともに、二日間にわたりISAPという国際的で大きなコンファレンスをオーガナイズするIGESの機動力に感銘を受けた。さらに、長らくGCNJの理事を務めていただいている武内和彦先生が、昨夏IGESの理事長に就任された。これもご縁というべきで、本当にIGESとの強いえにしを感じる。今後IGESとの協働がますます楽しみであると同時に、IGESのこれからの活躍を心から祈念する次第である。

## パトリシア・エスピノサ

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局長



IGES設立20周年にあたり心よりお祝い申し上げると同時に、持続可能な開発に向けたIGESの多大な貢献に対して敬意を表したいと思います。

IGESの研究活動は、人類にとっての課題と機会、つまり、環境の限界を超えずに貧困を克服して繁栄を築き、より良い世界を構築していくことに深く関係しています。気候変動に関する政策策定や実践的な解決策の提示、そして持続可能な消費と生産（SCP）の促進など、アジアのみならず世界における持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の実施につながる広範な研究活動を展開しています。

IGESは設立当初から気候変動問題に取り組み、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の活動を支えてきました。国連や各国政府、その他主要な関係者を支える国際的ネットワークの中心にあるIGESの視点や取り組みは、京都議定書とパリ協定にも活かされています。また、IGESでは毎年UNFCCC締約国会議（COP）報告セミナーをいち早く開催しており、日本において低炭素社会への理解と機運を高めています。さらに、2015年9月には「UNFCCC-IGES地域協力センター」をタイ・バンコクに設立し、アジア太平洋地域の途上国における温室効果ガス排出削減に向けた支援を実施しています。こうした一連の研究活動が評価され、IGESは、欧州・国際気候ガバナンスセンター（ICCG）が発表した世界気候変動シンクタンクランキングにおいて、欧米外地域ランキングの第1位を獲得したところです。

世界では、異常気象や気候変動による影響が深刻化する一方、前向きな変化を望む声がかつてないほどの高まりを見せており、今まさに大きな岐路に立っていると言えるでしょう。国際社会が、持続可能な未来に向けた積極的な取り組みを進める中、UNFCCCは、トップクラスのシンクタンク、そして重要なパートナーとしてのIGESの次なる20年に大いに期待しています。

## 福川 伸次

元通商産業事務次官



地球環境戦略研究機関（IGES）は、アジア太平洋地域の地球環境問題の中核研究組織として設立され、本年20周年を迎えた。その間、欧米などの先進的事例を取り入れながら、アジア太平洋地域の地球環境対策の研究や国際協力の展開、そして人材の育成などに多大の貢献をしてきた。歴代理事長をはじめ幹部、職員のご努力に深甚なる敬意を表したい。

IGESが設立された1997年といえば、ベルリンの壁の崩壊を契機にグローバリズムへの期待が高まっていた時期にある。地球温暖化対策はグローバル課題の典型であった。しかし、21世紀に入って世界構造の多極化が進み、主要国の政治が国内志向を強め、グローバリズムが揺らいできた。それとともに、地球温暖化対策への求心力も低下した。米国の京都議定書からの脱退、「パリ合意」の離脱がその典型である。

現実には、新エネルギー開発やエネルギー効率改善への国際努力にもかかわらず、温暖化ガスの排出は年率2%前後で拡大しており、各地で温度上昇が続き、砂漠化が進み、異常気象が深刻になっている。そこで、私は、次のことをIGESに期待したい。

第一は、地球温暖化対策の強化への国際世論を高めるリード役を果たすことである。国際機関と協力しながら警鐘を鳴らし、「パリ合意」の効果的な実施とその進化につなげて欲しい。

第二は、国際的に効果的な政策手段を提案することである。例えば、すべての国が温暖化ガスの排出に一定金額を負担する仕組み（例えば温暖化ガス1トン当たり1ドル）を導入すれば一定の抑制効果を持つし、それを財源に技術革新や途上国支援に向ければ効果的である。

第三は、環境イノベーションを通じて産業構造、技術体系、社会意識の抜本改革の構図を示すことである。IGESこそ、国際世論をリードし得る立場にある。

私は、「美しい地球」を次の世代に手渡すため、人類の英知を結集すべきだと思う。IGESがその先頭に立つことを期待している。

## ウィリアム・グランビル

国際持続可能開発研究所 (IISD) 前副所長



IGES 設立 20 周年にあたり、心よりお祝い申し上げます。17 年間にわたり IGES 役員（評議員、理事）を務める中で、IGES が持続可能な開発を目指す世界のコミュニティで大きな存在感を有する機関に成長していく過程を見守ってきました。

この祝賀メッセージを準備するにあたり、2007 年 7 月に東京で開催された IGES 設立 10 周年公開フォーラムでの私のプレゼンテーションを振り返りました。当時指摘した論点の多くは現在にも通じ、さらなる持続可能な世界の実現に向けた現在進行形の課題を示しています。IGES や国際機関は、特に下記に挙げる 3 点について引き続き留意していく必要があります。

- 取り組みを確かなものに：知識や政策、実践の変革により非生産的な取り組みを持続可能なものへと変化させるレバレッジ・ポイントを見極める。
- 効果的な実施を保証：政策と実践における真の変革につながる戦略を立案する。
- スケールアップ：変革への取り組みの影響力と有効性をスケールアップさせるパートナーシップやネットワークを構築する。

これらについては、IGES の理事会でも幾度となく議論されてきました。それぞれの価値は一般に十分理解され概ね同意を得ていますが、実現には至っていません。なぜでしょうか？多様な目的を持ち、複雑かつ相互につながっている世界の変革のペースに私たちの能力が追い付いていないからではないでしょうか。

しかし、成功例がないと言っているわけではありません。「Our Common Future (我ら共有の未来)」が持続可能な開発の考え方を取り上げてから 30 年以上が経過しました。今では、プラネタリー・バウンダリー概念など複雑な適応システムについて確かな知見を得ています。そして、多くの有能な人材と機関が持続可能性のさまざまな課題に対して懸命に取り組んでいます。IGES は 20 年にわたる経験の中で成熟し、こうした課題に真剣に取り組んできました。IGES がより良い世界の構築に資するよう、引き続き学び成長していくことを願っています。

## ラングストン・ジェームス “キモ”・ゴリー6世

国際持続可能開発研究所 (IISD) 副所長 (レポート配信サービス・国連リエゾン)



IGES 設立以来 20 年にわたり、IGES と IISD は連携・協力関係を深めてきました。両機関とも、政府によるイニシアティブの下で設立された環境や持続可能な開発分野で研究活動を行うシンクタンクです。自国政府からの支援に留まらず、国内業務と国際業務をうまく組み合わせながら、財源の多様化を図っています。また、両機関の本部は首都から離れた場所にあることから、活動拠点を広げ、オンライン化に重きを置いて業務展開する必要がある点も共通しています。さらに、自分たちが、日本或いはカナダで業務を行う国際機関であるのか、または国際的な業務を担う国の組織であるのかを自問し続けています。

私が初めて神奈川県葉山町を訪れたのは、IGES が現在の研究棟の向かい側にある湘南国際村センターに本部を置いていた 1999 年のことでした。それは 4 月の晴れた日で、相模湾の向こうに富士山をはっきりと望むことができました。私は初代 IGES 理事長の森嶋先生とともに屋外に出て、後に IGES 本部が建設されることになる場所を教えてくださいました。

20 年にわたる IGES との連携・協力を大変光栄に思います。10 年以上 IGES の役員 (評議員、理事) を務めたウィリアム・グランビル前 IISD 副所長に続き、現在私は IGES の評議員として、IGES のこれからの 20 年の力となるよう尽力しています。デジタル化が進みコミュニケーション手段が急速に変化する中、IGES がこうした変化に適応していく過程で、ナレッジプロダクトやオンライン化といった分野での私自身の知見が一助となれば幸いです。



(撮影：平石 尹彦)

## 廣野 良吉

成蹊大学名誉教授



IGESとの関わり：国内では中央環境審議会、経済審議会、経済協力審議会をはじめ、多くの審議会委員や分科会座長として、長年日本政府の政策形成へ関与し、国際的には経済協力開発機構をはじめ、多くの国際開発金融機関、国連機関などの職務や海外大学院での教育・研究に関わり、経済と環境の両立を訴える中で、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）を契機として、地球環境基金、アジア太平洋環境大臣会議が設立され、我が国にも地球環境問題を経済・社会政策的側面から研究する世界的機関の設立の必要性が認知され、IGES設立財団が発足した。

当時の印象：IGESの設立が公表されると、日本全国都道府県から誘致の応募があり、IGES設立財団理事として、一般財団法人IGESの①定款作成、②場所選定基準作り、③場所の選定などの審査に携わった。理事の間では、①については、地球環境問題に関する戦略研究、特にアジア諸国・地域の課題に配慮、多くの国々の出資金・拠出金に支えられた国際機関を目指す、研究者の半数は外国人、使用言語は日本語と英語、②については、地方自治体の資金的・行政的協力、周囲の大学・研究機関との連携・協力、利便性、③については、選定基準に沿った書類選考、最も有力な4応募自治体への現地視察・協議、理事全員による票決で合意を見た。審議の結果、全会一致で葉山町にIGESの設立が決定した。世界的研究機関への発展意欲は旺盛であったが、最初の10年は手探りから始まり、ホップ・ステップの期間であり、ジャンプの段階を見るのは次の10年であった。

IGESへの意見、今後への期待：関係者の不断の努力と協力により、世界的に有力な戦略的政策研究機関として発展してきたIGESであるが、今後もその持続的な発展のためには、国際社会が直面する主要な地球規模的課題への取り組みで政府、国際機関、企業財団の協力のみならず、市民社会を巻き込んで、リスクを恐れずに大胆な直近・短期・中長期的政策の選択肢を国際社会へ提示していくことを期待する。

## 石井 菜穂子

地球環境ファシリティ (GEF) CEO 兼議長



IGESとのご縁は妙なところから始まる。GEF (地球環境ファシリティ) のCEOの職が公募されるから受けてみてはどうかとの打診があったのが2011年。開発と財務一筋で30年やってきた私にとって、環境はやや敷居が高い。興味はあるが、どうしたものかと悩んでいた時に、世銀の環境専門家からIGESの存在を教えられ、ご指導を仰ぐこととなった。その時に「まあこれくらいは勉強してください」と渡されたファイルのどっしりと厚かったこと。地球環境問題の基本から旬のトピック、GEFをめぐる政策論議など、幅広い分野をカバーするペーパーを頂戴した。今思い返してみても、あれだけの資料が瞬間に揃えられるのは、今現在地球環境分野で何が政策課題になっているのか、時々ホットな話題は何かを熟知していないと叶わないことで、IGESの底力を知るきっかけとなった。選挙活動中の「キャンペーン・スピーチ」の制作に当たってもその内容についていろいろと助言をいただいた。幸いにしてCEO選を勝ち抜くことができ、IGESの皆さまと祝杯をあげさせて頂いたが、そのとき「まさかGEFのCEOを日本人がとる日がくるとは思わなかった」というお祝い(?)の言葉は忘れられない。

その後はGEFのCEOの立場から、COPを始めとする各種の国際会議で、研究から政策提言まで広範な分野でIGESのご活躍を拝見することとなった。GEFは、二酸化炭素排出削減効果の計測と監視のためのキャパシティ・ビルディングを手助けしているが、その枠組み作りについてIGESに知恵をお借りすることもあった。こうした経験を通じて、IGESという組織は、ひょっとして国内よりも国際的な知名度の方が高いのではないかと密かに思っていたところ、このたび、ICCG (気候行政国際センター) が発表した「2016年版気候変動シンクタンクランキング」において、IGESが「欧米外地域での気候変動研究機関」として、実質ランキングで第1位を獲得したというニュースが流れた。わが意を得たりである。これから地球環境の分野は、人類の継続的な発展にとって益々重要になってくる。IGESの今後のご活躍におおいに期待している。



## 石坂 匡身

一般財団法人 大蔵財務協会前理事長



IGES設立の切っ掛けとなったのは1995年の総理諮問機関「21世紀地球環境懇話会」の提言である。私は環境庁企画調整局長、その後、事務次官であった。それまでの環境行政は、環境庁設立の動機となった水質汚濁、大気汚染に代表される公害問題への対応が主であった。公害防止、生活環境改善と被害者の救済である。当時、1992年のリオの地球サミットを契機に環境問題への認識と取り組みが大きく変わり始めた時期にあった。公害問題は、それまでの取り組みによる改善、世の中の公害防止への認識の深まりにより最大の社会問題ではなくなり、地球の環境保全の必要性、地球の自然・資源は無限のものでなく、人間社会は地球の自然環境を持続的に使用、自然と共生していかなばならないことが広く認識されるようになり始めた。こうした中で、環境基本法、環境基本計画、生物多様性基本戦略が策定された。IGES創設も、そうした大きな動きの中で、日本として国際的に通用する、そして実践的な政策提言のできる地球環境問題の研究機関の必要性が認識されたことによる。

懇話会提言を切っ掛けに組織設置の具体化が図られ、自民党環境部会には宮下創平、大島理森元大臣も出席、全面的応援を約束頂き、準備会合を重ねて基本を詰めたのである。機関設置場所の選定、予算獲得、研究棟の確保など準備を進め、1998年4月に森嶋氏を理事長にIGESは発足した。私も現役の時代、そして退官後は準備会合メンバーとして、発足後は10年間評議員、議長を務めさせて頂いた。

研究の成果をあげるためには、有能な研究員、事務職員の採用、ガバナンスの確立、研究の適切な評価と外部への広報、組織の国際的アピール、予算の獲得と効率的な使用など創設時の課題は山積していた。森嶋理事長のご努力には感謝申し上げます。気候変動を始めとして都市環境問題、森林保全、産業と環境保全、淡水資源管理、環境教育などのテーマに取り組み、3年毎のローリングプランで研究を進めることとなったが、その後、長期展望も作成している。

20年を経て、今日、IGESが世界に認められる存在となったことは誠に喜ばしいことであり、これまでの関係者の努力の積み重ねの上にあると思う。今後、実践的な政策提言機関として、順調に発展していくことを願ってやまない。

## パヴェル・カバット

国際応用システム分析研究所 (IIASA) 所長



地球規模の課題に取り組む研究機関であるIIASAコミュニティを代表して、IGESの設立20周年を心よりお祝い申し上げます。IGESはその設立以来、研究者と専門家のネットワーク構築に向けたたゆまぬ努力を続けられ、アジア太平洋地域における戦略研究をリードしてきました。

IIASAとIGESは共通の研究目標とビジョンの下、これまで20年にわたり緊密な連携を進めています。IGESが事務局を務める「アジアコベネフィットパートナーシップ (ACP)」に参加することで、IIASAは、他のパートナー機関とともに、アジアの環境課題に対するコベネフィットアプローチの実施に取り組んできました。

最近では、「短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ (CCAC)」および「アジア太平洋クリーンエアパートナーシップ (APCAP)」において協力し、アジア太平洋地域の大气汚染に関する評価報告書を共同で作成しています。報告書の全体調整を行うIGESとストックホルム環境研究所、そして評価報告書のPhase II作成を主導するIIASAの「大気質と温室効果ガス (AIR) プログラム」との連携です。

また、IGESとIIASAの連携には、統合的なアプローチを用いてアジアの大气汚染や気候変動問題を議論するIGESと環境省が開催した一連の国際ワークショップも含まれます。IIASAはGAINSモデルによりアジアの短寿命気候汚染物質削減に向けた評価を行い、IGESでの研究に活用されています。さらに、IGES研究員は、異なるエネルギーシステム転換のパスウェイにおけるエネルギーセクターの水需要に関するIIASAの評価研究に対して、大きく貢献しています。

これらは近年の連携のほんの一部に過ぎません。世界の多くの地域、コミュニティ、政府が環境問題、経済問題、そして社会不安に直面する中、こうした連携協力は非常に重要な意味を持ちます。また、私が2017年にキーノートスピーカーとして参加した「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)」の開催についてもIGESに敬意を表したいと思います。

IIASAは、低炭素で持続可能なアジア太平洋の実現を目指すIGESコミュニティとの特別な関係が次なるステップへと発展することを期待しています。

## 川口 順子

武蔵野大学客員教授  
国際総合研究所フェロー



私のIGESとのかかわりは、2000年7月、環境庁長官を拝命した時に始まる。その中でもアジア太平洋環境開発フォーラム（APFED: The Asia-Pacific Forum for Environment and Development）で一緒に仕事をすることが一番素晴らしい思い出である。IGESの底力を見た、と思った。

長官として私は、アジア太平洋の国々が共に持続的に発展・繁栄していくために、環境についての日本の成功・失敗経験を地域の国々と分かち合うことが必要であり、その仕事に取り組みたいと思った。そこで提案したのが、持続可能な発展の道筋について各国・各地域の経験を分かち合い水平展開することを目的とした、APFEDという枠組みで、この提案は2001年の北九州市で開催されたECO ASIA 2001で各国の賛同を得た。APFEDは自由に知見を交換する民の場であるが、同時に、取り組みを各国の政策につなげられなければ無意味であるので、その観点から、各国からの委員は各国政府に決めてもらった。

最初の議長は、橋本龍太郎元総理が引き受けてくださり、私は二人目の議長を務めた。第一回目の会合はバンコクのチャオプラヤ河の遊覧船上の夕食会で始まった。私の記憶では、この時に枠組みの名前を議論し、APFEDに確定した。終始議論をリードしたのが、パキスタンのハッサン氏だった。

この国際会議APFEDの運営というむずかしい仕事を一手に引き受けて、実質的に舞台を回してくれたのがIGESである。豊富な環境問題への知見と経験を駆使して、議題の設定、資料作成、会場設営、報告書作成とすべてをタフにこなしてくれた。眠る時間があつたのかどうか、一夜明けると資料が用意されているといった具合で、魔法を見る思いがしたものである。他方で、遠来の客を和ませ楽しい会合に作り上げるエンターテイナーでもあつた。強靱なIGESのスタッフなかりせば、APFEDの成功はあり得なかったと私は思っている。

私達の生きる場—環境—をめぐる意識は近年大きく変わった。今や、いかに社会のあり方や私たちの生き方を変えることができるか、実践が問われる時代になった。

知見に基づく具体的道筋の提示。設立20周年を迎えたIGESの底力への期待は大である。

## アン・ラリゴードリ

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-  
政策プラットフォーム (IPBES) 事務局長



生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) が2012年に設立されて間もなく、IPBESとIGESのパートナーシップが開始されました。現在、IGESとの連携は一層強化され、多岐にわたっています。2014年からIPBESの事務局長を務めている私より、一人の友人として、IGESが20周年という大きな節目を迎えられたことに心よりお祝い申し上げます。

これまで私は、IGESの東京事務所を訪れたほか、IGES幹部の方々と活発な意見交換を行い、IGESとの間の多角的な連携を主導してきました。同様にIGESも、IPBES総会の年次会合への出席等、IPBESの活動に深く関与しています。とりわけ、IPBESアジア・オセアニア地域アセスメントへのIGESの貢献は大きく、それには、専門家の推薦、関連ワークショップの実施、そして特にアセスメント実施の要であるアジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関 (TSU-AP) のホストが含まれます。

2018年3月にコロンビア・メデジンで開催されたIPBES第6回総会にて、アジア・オセアニア地域のIPBESアセスメント政策決定者向け要約が最初に承認されました。これは、TSU-APによる3年間に及ぶ調整、そして、総会における連日の作業や様々な難しい課題を乗り越えて達成したものです。この政策決定者向け要約が承認された瞬間に会場に広がった大喝采、笑顔、明るい笑い声は、常に前向きな姿勢でこのアセスメントに費やされた大変な努力を物語っていました。

IPBESを支えているのはこのようなパートナーシップです。IGESの貢献はIPBESスピリットの模範となるものです。今後新たにグローバルのテーマ別・方法論的アセスメント3件が開始予定であり、パートナーシップは今まで以上に重要となるでしょう。IPBESは、IGESとの協力関係の継続、IGESによる優れた研究の促進、そして、IGESの知見をIPBESのアセスメントや他の活動に活用していくことに大きな期待を寄せています。

最後に、長年の友人・同志であり、IPBESをご支援下さっている武内和彦IGES理事長に改めて感謝申し上げます。IPBESにとって、IGESのようにいつでも頼りになる誠実な仲間を持つことは大変素晴らしいことであると思っています。

## ホーセン・リー

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 議長  
高麗大学エネルギーと環境大学院教授



IGES 設立 20 周年に際し、心よりお祝い申し上げます。

私は 1997 年に設置された IGES 設立準備機構の一員であり、その後第 2 期まで理事を務めました。

IGES 設立にあたり設立憲章を策定しましたが、なぜ新たな研究機関を立ち上げるのか、そして、どのようなアプローチで持続可能性と地球環境のレジリエンスという課題に貢献できるのかという議論に多くの時間を費やしました。そして、地球環境問題の中心には社会的価値があり、地球環境問題の解決策を社会的価値にリンクさせる必要があること、そして解決に向けてのプロセスは科学に基づく包摂的なものであるべきという結論に至りました。

こうした原則は、IGES 設立憲章並びにその後の IGES の研究活動に反映されています。

1998 年に IGES が北九州市及び地球環境変化の人間の側面に関する国際研究計画－産業転換プロジェクト (IHDP-IT、オランダ) と共催し、政府、ビジネス・金融、学界、NGO 等から多様なステークホルダーが参加した最初のシンポジウムは、ボトムアップ型の包摂的アプローチに基づいていました。シンポジウムで議論を行った都市化と産業転換の関係は、その後も社会技術的システムを軸とした持続可能性への解決策を探る上でのカギとなっています。

2002 年に IGES が事務局を務めた第 2 回日中韓環境産業円卓会議では、産業転換に再び焦点を当てました。また、2004 年に IGES が開催し、神奈川県の実験をアジアの水問題解決にどう活用できるのかを議論したシンポジウムにおいてもボトムアップ型の包摂的アプローチが見られました。

現在の立場からは、IGES が 1999 年に気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のイベントリータスクフォース (TFI) 技術支援ユニット (TSU) を IGES 内に設置し、科学と政策の相互連関に大きく貢献していることを挙げたいと思います。

IPCC TFI は、国別の温室効果ガス排出量及び吸収量の推計・報告手法の開発と改訂を行い、気候変動緩和の取り組みに重要な役割を果たしています。UNFCCC 締約国は、温室効果ガスインベントリ報告にあたり、IPCC TFI が開発した手法を使用しています。

持続可能な開発目標達成への貢献が求められる中、これまでの 20 年を礎に、IGES のさらなる活躍を期待しています。

## ビンドゥ・N・ロハニ

前アジア開発銀行（ADB）副総裁  
アジア工科大学（AIT）特別名誉教員



IGES 設立 20 周年を心よりお祝い申し上げます。私はこれまで、アジア開発銀行（ADB）職員・副総裁や IGES 特別顧問として、そして現在は評議員として、IGES と深く係ってきました。この機会に、IGES がこれまで果たしてきた役割、そして IGES へのメッセージを述べさせて戴きたいと思います。

私が ADB 在職中には、IGES との協力関係を深め、途上国に関するプログラムや政策協力プロジェクトをともに進めてきました。その間、IGES の理事長、所長をはじめ多くの職員と有意義な意見交換を行い、志をともにする仲間として良好な関係を築きました。この 20 年間に IGES は大きく成長を遂げ、重要な政策課題に取り組む有力な研究機関となりました。

IGES の研究活動は国際的に高い評価を受けており、今日では、環境問題に係わる国際コミュニティにおいて重要な位置を占めています。私が精通しているアジア太平洋地域においても、IGES の存在感は大きく、各国の尊敬を集めています。

IGES のような研究機関には、持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動、自然災害といった優先度が高く複雑な課題に対して、世界レベル、地域レベル、そして国レベルで取り組んでいくことが求められています。そして、研究成果を自国のみならず国際的な議論へ発信しなくてはなりません。IGES のマネジメントチーム、そして職員の皆様であれば、こうした期待に大いに応えてくれると信じています。

IGES がこれまで積み重ねてきた 20 年に改めて敬意を表すると同時に、今後の益々の発展と成功を心よりお祈り申し上げます。

## デイビッド・マローン

国際連合大学学長  
国際連合事務次長



国際連合大学を代表してIGES設立20周年を心よりお祝い申し上げます。

IGESは、設立から20年の間、気候変動や生物多様性等の地球環境問題及び持続可能性アジェンダといった国際的な課題に関する研究を牽引してきました。そしてIGESの研究成果は、日本のみならず広く国際社会の意思決定プロセスに貢献しています。

国際連合大学はIGESと多くの目標を共有しており、これまでFUKUSHIMAグローバルコミュニケーション(FGC)事業や低炭素技術移転(LCT)事業をはじめ、多くの研究協力を行ってきました。私自身FGC事業に係わる機会があり、2014年に福島で国際連合大学とIGESが開催した会議に出席しました。会議では、国内外の第一線で活躍する研究者や政策担当者とともに、地域社会が直面している問題への対応について活発な議論を行い、日本政府に対して具体的な政策提言を行いました。

さらに、国際連合大学とIGESは「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム(ISAP)」を毎年共催し、国際的に活躍する専門家や政策担当者が一堂に会してアジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けた議論を行っています。ISAPは、世界中から集まる参加者とのダイナミックな議論の促進とともに参加者同士のネットワーク強化を図ることで、国際社会に大きく貢献しています。

また、この機会に、IGESの研究の質の高さについても言及したいと思います。最近、IGESが政策関連研究に関する世界シンクタンクランキングにおいて高評価を得られたことを大変嬉しく思っています。

持続可能性の実現に向けた取り組みにおけるIGESの皆様のさらなるご成功を心よりお祈り申し上げます。

## アジャイ・マスール

エネルギー資源研究所 (TERI) 所長



長年活動を共にしてきた仲間として、エネルギー資源研究所 (TERI) を代表し、IGES 設立 20 周年を心よりお祝い申し上げます。

過去 15 年以上にわたる深く実りある協力関係の中で、IGES と TERI は共に、エネルギーと天然資源の効率的な管理を通じた持続可能な開発の推進を目指してきました。また、2002 年 10 月に中小企業 (SMEs)、バイオマス、再生可能エネルギー分野の研究協力に関する覚書 (MOU) を交わして以来、数々の共同プロジェクトにも取り組んできました。ニューデリーの TERI オフィス内に IGES 南アジアデスクがあり、IGES 東京サステナビリティフォーラム内に TERI 日本事務所があることが、両機関の緊密な協力関係を示す何よりの証しだと思います。

研究員同士が互いのオフィスを頻繁に訪れて積極的に意見交換を行っているだけでなく、両機関の重要イベント等、国際会議でのトップ同士の交流も重要な戦略的価値をもたらしています。例えば TERI は、IGES がアジア太平洋地域の持続可能な開発に関する多様な議論を推進するために 2009 年から毎年日本で開催している「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)」に出席し、IGES も TERI が毎年インドで開催している「World Sustainable Development Summit (WSDS)」に出席しています。

政策・制度レベルの協力も現地での具体的な活動につながっています。両機関は長年、国連気候変動枠組条約締約国会議 (UNFCCC/COP) 後に、国際交渉の成果や国際社会への影響を検証するために政策ワークショップをニューデリーで開催してきました。また、IGES は 2010 年 5 月、TERI と共同でパイロットプロジェクト「インドにおける低炭素技術の適用促進に関する研究 (ALCT)」を立ち上げ、研究の結果、インドで日本企業のクリーンで省エネな低炭素技術が適用されるとともに、日本の低炭素技術に関するインド国内市場の可能性も明らかになりました。

今後の皆様のご活躍をお祈りするとともに、IGES と TERI の一層の協力関係強化を願っています。



## 三村 信男

茨城大学長



IGESが設置されたのは、地球温暖化防止の京都議定書が合意された翌年の1998年でした。当時、それまでにない研究機関が誕生したという強い印象を受けましたが、それは、我が国の研究機関の多くが各分野における研究開発を主な目的にしているのに対して、IGESは、科学的な研究を土台にしながら、地球社会の未来に向けた実践的な戦略・政策を探究しその実現を目指すとしていたからです。

その後もIGESの取り組みに注目してきましたが、より深く関与するようになったのは、2016年に評議員に就いてからです。最初の評議員会で、IGESが10数年の活動実績によって国際的な影響力を増し、自らの役割をより明確に規定する段階に到達していることが紹介されました。これが、現在の統合的戦略研究計画が掲げる、持続可能な社会構築における「チェンジ・エージェント」という目標でした。

現在の世界は大転換期にあります。とりわけ、2015年9月に国連持続可能サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、12月にはCOP21でパリ協定が合意されるなど、この年を境に世界の潮目は大きく変わりました。パリ協定以降、再生可能エネルギーへの転換が加速し、投資行動にも脱炭素の明瞭な変化が生じています。持続可能な社会の構築に向けて、政治と経済を巻き込んだこれほど大きな流れが台頭したことはかつてありませんでした。その一方で、気候変動の影響の顕在化や世界的な経済格差の拡大、AI・データサイエンス等の技術革新の進展など、様々な課題や要因も併存しています。そのため、これらを統合的に解決する指針として、大転換期におけるスケールの大きな戦略・政策が求められていると感じています。

20周年を迎えたIGESには、こうした時代の流れに対応した新しい発想に基づく研究と政策提案を望みたいと考えています。「チェンジ・エージェント」という目標の下で、国際的に高く認知され、アジア・太平洋地域をはじめとする各国の持続可能な社会構築に現実的な影響力を発揮する研究機関として、今後も一層成長されることを期待します。

## 二宮 雅也

経団連自然保護協議会  
会長



創設20周年、誠におめでとうございます。経団連自然保護協議会を代表し、一言お祝いを述べさせていただきます。

経団連自然保護協議会は1992年に設立され、昨年、25周年を迎えました。当協議会は、100社を超える経団連会員企業の参加を得て、国内外のNGOが行う自然保護・生物多様性プロジェクトを支援しているほか、企業とNGOとの交流促進、企業への啓発・情報提供活動などを行っています。自然保護や生物多様性保全を推進するにあたり、協議会は一貫して、企業の自主的・主体的な取り組みを基本に、現場での実践活動を奨励することや、企業やNGO等の多様な主体が連携・協力して取り組むことを推進しています。そうした考えに基づき、「経団連生物多様性宣言」および同指針や手引きを策定し、企業への普及を図っています。

貴機関におかれては、環境と経済の調和を目指し、地球温暖化や自然資源・生態系サービスに関する基盤的な政策研究・提言を行っておられます。貴機関の活動は、とりわけアジア太平洋地域における持続可能でレジリエントな発展の実現に貢献されており、当協議会の活動とも方向性を同じくしていると考えます。

今、SDGs（持続可能な開発目標）への関心が高まっています。経団連では、昨年、SDGsへの貢献を掲げて、企業行動憲章を改定いたしました。2010年に決定した「愛知目標」で掲げられている「生物多様性の主流化」は、SDGsにも密接に関係しています。企業としても、SDGsを意識しながら、自然保護や生物多様性に関する活動を推進していくことが求められます。

貴機関の活動は多岐にわたっており、SDGsへの貢献という面でも大きな役割を果たしていくことと思います。今後とも、各国政府や国際機関をはじめ、企業、NGOなど、様々な活動主体との連携・協働を通じて、環境と両立する持続可能な社会の構築に向けて、より一層活躍されることを期待いたします。

## 岡田 康彦

弁護士法人北浜法律事務所  
代表社員・弁護士



私はIGES設立時に担当の環境庁企画調整局長であったが、むしろ官房長時代の1997年12月、98年度予算編成においてIGES拠出金5億円を確保したことが貢献と言ってよいかと思う。これから立ち上げる未知のIGESへの多額の拠出金は環境庁としても大蔵省としても大決断であり、それなりの苦労はあった（因みに98年度環境庁予算総額798億円、対前年度増加額は5億円、即ちIGES分のみ）。

後日譚。森嶋理事長が事務次官室に増額の直談判に来られ、2001年度予算で5千万円の増額を認めて貰った（2010年度予算編成時の事業仕分けで5千万円減額され、爾来現在まで5億円で推移）。

その後私は2006年から2017年まで評議員を務め、評議員会の議長を引受けてきた。この間の思い出として新公益財団法に基づく公益財団への移行について触れたい。

IGESは民法の財団法人として発足したが、2012年4月、新法に基づく公益財団法人に衣替えした。同じ財団法人ではあるが規制内容が大きく変わり、評議員の員数も激減、機能も大幅に圧縮された。旧財団の寄付行為では、評議員は25～35人置くこととされ、機能も「寄附行為に定める事項のほか理事長の求めに応じ、又は必要な場合に本機関の運営全般について審議し理事長に対し助言する。」と極めて広範なものであった。現在の新公益財団法人の定款では、評議員は4～8人置くこととされ、その権限も定款に列挙された事項の決議に限定されている。

これでは評議員、就中わざわざ来日する評議員にとっては面白い訳がない。案の定、外国人評議員の1人から、「定款はともかく評議員会では、事業運営について自由な議論を認めて欲しい」との発言が出た。私は議長として、「評議員会の議決事項は定款に列挙された事項に限られるが、評議員会が自由な発言の場であることは望ましいし、建設的な意見は業務執行上の参考になると思うので、議事進行上発言に制限を加えることはしない」旨の発言をした。この発言は今でもおかしくないと思っているが、これが次に述べる長期展望の策定要望につながったことは間違いない。

第6期統合的戦略研究計画の審議中、件の発言をした評議員から、長期展望のようなものがないと各期の統合的戦略研究計画の位置づけが不明確で審議が難しいとの発言が出た。議長としては定款にある「統合的戦略研究計画の承認」について決議をしようとしている時に埒外の長期展望の要望を出されても困るのだが、自由な議論を保証した手前発言の阻止はできない。「今の発言は次の期の統合的戦略研究計画の審議の時には長期展望があると審議がし易いので検討して欲しいというものだが、評議員会には要請する権限はないのでテイクノートするに止めたい」旨私が発言してひとまず収束。結局、理事会の主体的な検討により「中長期戦略（2016～2025）」が出来上った。私の議事進行が中長期戦略の策定作業に多くの時間を費やす結果になり心苦しい思いもしたが、お蔭で第7期統合的戦略研究の審議はスムーズに行き感謝している。

## 桜井 正光

日本気候リーダーズパートナーシップ (Japan-CLP) 顧問  
市村清新技術財団会長



公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) の設立 20 周年を迎えるにあたり、心からお祝い申し上げます。

私と IGES の関わりは、2014～17 年にかけて自身が代表を務めた気候変動に関する企業のネットワーク (日本気候リーダーズパートナーシップ: Japan-CLP) を通じたものである。IGES には Japan-CLP の事務局として、研究や国際情報の提供、優秀なスタッフの派遣、そして浜中前理事長のサポートなど、多岐に亘り活動を支えて頂いた。

当時私は、“気候変動の解決へ、産業界の責任ある取り組みが必要”と考え、Japan-CLP の役割を脱炭素社会実現の促進役と位置づけた。同じ時期、IGES では自らを Agent of Change と新たに位置づけ、持続可能な社会実現の促進役として、研究に留まらず様々な活動を強化されていた。この IGES の変革により、企業とのシナジーが生まれ、Japan-CLP は大きく発展を遂げることができたと思っている。

代表在任中、IGES とは多くの行動を共にしたが、特にニューヨークの気候サミットやパリの COP21 に参加したことは思い出深い。それら会議では、グローバル企業のトップ、政府、国連の代表者らと有意義な議論を行うことができた。特に、本分野で強いリーダーシップを発揮されているユニリーバのポールマン CEO の「気候変動の被害は、自社のお客様である社会を苦しめる。当然、企業も苦境に陥る。他人ごとではない」との意見には、目が開かれる思いだった。これらの会議に際し、IGES には政策等の最新動向の提供から、現地でのコーディネートまで、素晴らしい支援をいただいた。改めて感謝を申し上げたい。

最後に、IGES の今後について期待を述べたい。IGES には、引き続き Agent of Change として社会の各主体との距離を詰め、PDCA を回し、成果を出して欲しい。私見だが、政府、企業、国民の誰もが積極的行動を取らない理由は、余りにも短期的利益を重視した行動を取っている点にあると思う。気候変動等が「他人事ではない」と分かる情報を各主体に広く伝えていくことを強く期待したい。

## エリック・ソルヘイム

国連環境計画（UNEP）事務局長



このたびは、IGES設立20周年の節目を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。アジア太平洋地域をはじめ世界中で持続可能な開発を実現するために、これまで素晴らしい道りを歩んでこられたことと思います。長年にわたり共に活動させて頂いた私にとって、IGESの皆様は古き良き友人であるとともに、「より良い地球環境の実現」というビジョンを分かち合うかけがえのないパートナーです。

科学がかつてない脅威にさらされている今、私たちが直面している深刻な環境問題を理解するために、IGESのような研究機関が重要な役割を果たすことが求められています。

様々な対策や規制、資源の優先順位を決めるには、科学と研究が不可欠です。かつて数人の科学者がひつぎほどの大きさしかないドブソン分光光度計を使ってオゾン層の破壊を発見したことが前例のない国際的取り組みへと発展し、その後採択されたモントリオール議定書の下で現在もオゾン層破壊物質の段階的廃止が進められています。

このように環境問題への一般市民の参加を促すには、科学研究で得られた成果を誰もが分かる言葉で説明しなければなりません。世界の人々が食事を囲みながらごく日常的な話題として環境問題について話し合う。IGESはそれを実現するための極めて重要な役割を担っているのです。

世界が直面している環境上の健康リスクのひとつが大気汚染です。既に甚大な経済的被害が発生し、人々の生活にも目に見える悪影響を及ぼしています。人々が科学をもっと身近に感じ、得られた教訓を実践するように求めれば、政府や民間部門に多大な圧力をかけることができるでしょう。

科学を野心的な政策や実際の行動につなげてより良い世界を築くために、IGESと今後も協力できることを楽しみにしています。そして皆様のさらなるご成功を心からお祈り申し上げます。

## 末吉 竹二郎

国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問



20周年おめでとうございます。アジアのみならず世界有数の研究機関に育て上げられた関係者のこれまでのご努力に心からの感謝と敬意を表します。

さて、時代の変化はdrasticでdramaticです。設立以来、IGESがその戦略立案を委ねられた持続可能な開発を取り巻く状況が加速度的に劣化しています。その代表例である気候変動がもたらす被害は年を経るごとに堰を切ったように拡大しています。問題はCO<sub>2</sub>だけではありません。所謂、プラネタリーバウンダリーに代表される様々な地球の限界が見えてきています。更には、持続可能な開発目標 (SDGs) が取り組む様々な社会課題も一層深刻さを増しています。文字通り、持続可能な開発にとって地球社会の現実は大きなチャレンジとなっています。

その一方で、問題が深刻さを増せば増すほどに、より良きソリューションを目指す勢力が台頭してきます。これは人間社会の良さであり強みですが、既存の研究機関にとっては新たな競争激化を意味します。日本の現実を見ますと、長期的課題への取り組みにあたって、正しいデータと最新の情報に基づいて国際レベルでの公平・公正な議論をする場が少ない気がしています。

こうした難しさが増す中でIGESはどう振る舞っていくのか。それを考える時にいくつかの事柄が浮かびます。第一は、専門家集団としての調査研究を極める。つまり、本来業務を一層磨くことです。第二は、そのプロ集団が生み出すscience-based/data-basedな研究成果をいち早く社会に還元することです。どんなに素晴らしい成果であっても、インナーサークルに留まる限りは社会的価値が大きく減じます。社会こそがIGESを支える最後のステークホルダーです。

世界はTalkはもう沢山だと言っています。必要なのはWalkだと。否、世界が本当に欲しいのは目に見えるImpactです。アジアから世界へ、持続可能な開発の実現を目指すIGESだからこそ、自らのpotentialityを余すところなく引き出し、TalkからWalkへ、WalkからImpactへと、その流れをしっかりと導いて頂くことを願ってやみません。

## バンバン・スサントノ

アジア開発銀行（ADB）副総裁



この20年余りで著しい経済発展と貧困削減を遂げたアジア太平洋地域では、現在、中間所得層が拡大しており、2020年までにほぼ全てのADB加盟国が中所得国となる見通しです。しかし一方で、環境破壊が地域全体の問題となっています。環境破壊は気候変動によって深刻化しており、経済発展への脅威となっています。アジア太平洋地域の12億人は未だ貧困状態にあり、生活を環境に依存しているため、環境破壊の影響に対して特に脆弱です。

こうした中、ADBとIGESは2010年に協力意向書（LOI）を締結しました。開発資金、知識管理、政策支援におけるADBの強みは、環境・開発分野でのIGESの戦略研究活動を補完し、地域全体の能力の底上げや、優良事例の理解に基づくプロジェクト・プログラム開発に貢献しています。ADBとIGESは、戦略的に重要性の高い諸分野—気候変動緩和・適応、炭素市場、地域・世界のコベネフィット、環境・自然資源管理、持続可能なインフラ、環境ガバナンス—において協力を進めています。

また、持続可能な開発アジェンダの推進に向けた協力も重要です。LOI締結以前にも、両機関は、気候変動、環境ガバナンス、3R（リデュース、リユース、リサイクル）プログラムに関する協力を展開してきました。2010年からは、クリーン開発メカニズム（CDM）関連プロジェクトや、大メコン圏の女性を対象とした気候変動緩和イニシアティブ等のADBプロジェクトを共同で進めるほか、セーフガードシステムの活用強化、住みやすい都市開発政策への支援に取り組んでいます。また、IGESは、グリーン投資や環境的に持続可能な成長政策をテーマとしたADBのアジア・リーダーシップ・プログラムにも携わっています。持続可能な開発目標（SDGs）とパリ協定の実施が課題となる中、環境関連SDGsの進捗に関するストックテイク調査やワークショップ実施における協力も開始し、IGESが開発したSDGsインターリンケージツールを活用しているところです。

IGES設立20周年にあたり、IGESとのパートナーシップに対し、改めて深い感謝の意を表したいと思えます。また、アジア太平洋地域における持続可能でレジリエントな脱炭素社会の構築に向けた一層の協力を期待しています。

## 鈴木 正規

イオンフィナンシャルサービス株式会社 代表取締役会長



IGESは、地球サミット（1992年）や京都議定書採択（1997年）などを受け、地球環境問題やアジア各国の持続可能性に関心が高まる中、1998年に設立されました。

その後、IGESでは地球温暖化問題や生物多様性問題などの分野で、様々な研究や活動が行われ、日本をはじめアジア各国等の環境問題解決に貢献してきました。私自身、名古屋で開催された生物多様性会議COP10や気候変動枠組み条約等で多くの支援をいただきました。

しかしながら、少子化に悩む日本とは異なり、アジア全体では、人口の増加と高い経済成長が続いており、GHGの排出量は拡大を続け、絶滅に瀕している生物数も増加の一途を辿っています。地球環境の現状を正確に把握し、「今の取り組みが継続されたとき、地球やアジアはどのような状態になるか、それは持続可能といえるのか」という問いかけは、IGES設立時以上に深刻さを増していると思います。

他方、各国の状況を見ると、環境問題以外にも多くの課題を抱えている実態に目を背けるわけにはいきません。貧困対策、食糧確保、経済成長など各国で揺るがせにできない問題がある中で、こうした課題解決と両立する環境対策を立案することは、ますます難しく、しかし、一層、重要になっているように思われます。

こうした状況で、「正確な実態把握と将来予測」そして「実行可能な施策や仕組み」を大きな視野で考えることは高度のノウハウと膨大なエネルギーが必要であり、各国の関係機関が協力する必要があると思われれます。また、各機関の技術や知見の向上を図り、情報を交換して行くことは今でも喫緊の課題と思われれます。

このような観点から、持続可能な社会への移行を促進する「チェンジ・エージェント」を標榜するIGESが、今後ともある時はリーダーとなり、ある時は結節点となり、アジア地域の環境問題解決に大きな役割を果たし、地球環境問題の解決に貢献されることを期待しています。



## 高村 ゆかり

名古屋大学大学院環境学研究科教授



専門領域は異なっても同じ「環境」を研究対象としているため、IGESが発足した当時から、IGESの研究員のみなさんとは一こしばかり研究の柱としてきた気候変動分野はもちろんですが、その他の分野のみなさんとも一、学会や研究会、国の仕事、環境関連の国際交渉などでよくご一緒してきました。

ここ10年でIGESが大きく進化したと感ずるのは、日本、そして世界において、環境分野の政策研究を行うIGESの存在感が大きく増したという点です。それはそれぞれの研究員の研究のみならず、日本と世界の政策動向と直面する課題に対応した「IGES」としての戦略的な発信や取り組みが進んできたことによるように思います。2015年のパリ協定の採択後、自治体やビジネスが世界の気候変動対策をリードするようになっていますが、イクレイ (ICLEI) – 持続可能性をめざす自治体協議会や日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP) といった自治体やビジネスのネットワークの取り組みや運営をサポートする役割を果たしているのもその一例です。

また、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) や生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学–政策プラットフォーム (IPBES) を支援する機能の一部を担い、インドのTERI (エネルギー資源研究所) のように、この分野の各国を代表する研究機関との連携を強化し、その結果、国際的な環境政策の形成においてその役割を発揮し、評価を得てきたこともIGESの存在感を高めている理由の一つだと思います。

欧米においては、持続可能性の観点から世界が直面する政策課題に時宜に合ったタイミングで研究成果の発表や政策提言を行う独立・中立のシンクタンクが、環境政策の形成に大きな役割を果たしています。残念ながら、日本の大学・研究機関ではこうした政策課題に対応する機動的・組織的な研究はなかなかできていません。IGESが新しい形の環境政策研究のシンクタンクのあり方を模索し、実践していくことで、日本の政策研究のあり方にもインパクトを与えていくことを期待しています。

## 竹下 亘

元復興大臣、自民党総務会長  
地球環境行動会議会長  
衆議院議員



IGES 設立 20 周年、おめでとうございます。

今回、このような原稿依頼を受けて私は兄・竹下登が 1992 年に設立した地球環境行動会議 (GEA) の第 5 代目の会長にこのたび就任したこともあり誠に感慨深い思いがあります。1992 年 6 月、初めて地球環境問題を議論するために世界の首脳が一同に会して、いわゆるリオ・サミットが開催されました。兄はリオ・サミットの責任者であるモーリス・ストロング UNCED 事務局長から、環境問題の解決に要する膨大な資金手当の件で南北間が激しく対決している状況を改善するための方策を講じて欲しいと懇願されました。それが GEA の前身である地球環境賢人会議の開催でした。カーター元米国大統領をはじめとして各国から首脳経験者等が集まった賢人会議の成果を兄がリオ・サミットの本会議場で発表、それはリオ・サミットの成功に大きく貢献しました。兄はリオから帰国すると同時に、ODA 無償援助で日中友好環境保全センターの設立に尽力し、併せて、日本にも同様に将来的に国際的な広がりを持つ環境保全に特化した研究機関の設立にも注力しました。それが IGES の設立に結実した次第です。中国の日中友好環境保全センターは 1992 年にスタート、建物も含め質実ともに完成したのは 2006 年です。長時間を要したのはお国柄ですね。私は 10 周年記念式典に環境大臣政務官として招待されました。一方、IGES は 1998 年に発足するやその活躍はめざましく日本を代表する地球環境問題の研究機関として発展。今日では GEA の国際会議では常にサブ面において協力していただく重要なパートナーとして不可欠な存在です。

あらためて感謝申し上げますと共に、ますますのご発展を祈念しております。

## ジノ・ヴァン・ベギン

イクレイ (ICLEI) – 持続可能性をめざす自治体協議会  
世界事務局長



IGESとICLEIの連携強化は、2012年に国連持続可能な開発会議が開催された後、マルチステークホルダーの連携の必要性が世界的に認識されるようになったことを受けて始まりました。2015年以来、IGES東京事務所（現：IGES東京サステナビリティフォーラム）とICLEI日本事務所は、東京の同じ場所に事務所を構えており、地方自治体をはじめとする日本国内の主な関係機関に向けたICLEIのアウトリーチ向上につながっています。

ここ数年、IGESとICLEIは、特に気候変動問題において協力を重ね、関連する国際フォーラムへの日本の都市や地域の積極的参加を後押しし、支援を行ってきました。具体的には、2015年にパリ、2016年にマラケシュ、2017年にボンで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議（UNFCCC/COP）と同時開催の首長による気候サミット、2015年にソウルで開催され、2018年にはモントリオールで開催予定のICLEI世界大会、富山G8環境大臣会合（2016年）、長野で開かれた地域再生可能エネルギー国際会議（2017年）、地球環境京都会議（KYOTO+20）（2017年）等です。こうした場合は、国際社会にとっては先進諸都市の経験や教訓に学ぶ機会となり、諸都市にとっては、脱炭素社会をめぐるグローバルな最先端の議論に直接参加できる機会となっています。IGESとICLEIは、日本国内の先進都市における「カーボンニュートラル」議論の活性化に貢献しており、両者の連携が具体的成果を生み出しています。

ICLEIは、Agent of ChangeというIGESのミッションに、そしてIGESの実践的戦略研究に敬意を表します。地方・国家・グローバルレベルでの持続可能性強化に向けたプロジェクトやプログラム、政策形成といったIGESが進める取り組みに加え、成功要因の分析やケーススタディーの提示、さらなる普及・展開についても大きな期待が寄せられています。IGESの戦略研究は、気候変動問題だけでなく、天然資源や生態系サービスの賢い利用に基づく持続可能なライフスタイル全般を視野に入れた包括的なものとなっています。

今後もIGESとの連携をさらに強化し、双方の知見をアジア太平洋地域のみならず全世界の都市や地域のために役立てたいと願っています。

## 渡辺 知保

国立環境研究所 (NIES) 理事長



設立20周年を迎えられたとのこと、おめでとうございます。心よりお慶び申し上げます。

私達、国立環境研究所 (NIES) とIGESとは、IGESの設立当初より緊密な連携関係を築いてまいりました。IGESの設立憲章には21の研究機関が署名を行っていますが、日本の研究機関として署名した2機関の1つがNIESでした。その憲章には、IGESの目的として、持続可能性をめざした政策手法の開発および環境対策のための政策的・実践的な研究を行うと書かれており、これは私達の憲章にある“今も未来も人々が健やかに暮らせる環境をまもりはぐくむための研究”と基本的に同じ方向を向いています。

IGESは環境と開発にかかわる国際的事業、特にアジア太平洋地域で活動するものに継続的に関与してきており、地球環境分野、特に気候変動分野において、世界的にも広く知られる存在となっていると伺っています。こうしたIGESの国際競争力に敬意を表するとともに、今後の益々のご発展をお祈りいたします。

私達NIESは、IGESの設立当初より緊密な連携を続けており、例えば、COPにおける共同の展示ブースやサイドイベント共催、また、IGESによって立ち上げられた低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet) における対話会合や交流機会の創出における協働など、様々な例が挙げられ、2016年度からは人事交流もスタートしました。

もともとは我が国の公害に関わる研究を行う機関としてスタートしたNIESですが、地球温暖化問題以来、外来生物や気候変動適応などを含め、研究対象がアジアを中心とするグローバルな世界に広がってきました。NIESとしては、IGESの国際活動の経験に学ぶ一方で、例えば、モニタリングや予測モデルなどNIESの強みを活かすような協働体制を一層深化させていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

## 山極 壽一

日本学術会議会長



IGESの設立20周年に当たり心よりお祝い申し上げます。地球の未来を左右する環境問題の解決と持続可能な開発の推進に向け、IGESが政策研究の推進と実践の分野でこれまで果たされてきた貢献に対して、改めて敬意を表する次第です。

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、広範な活動を行って参りました。その中で、気候変動や生物多様性の減少といった地球環境の悪化という地球的課題に対しても、例えば、「環境学委員会」や「フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会」を通じて、その解決に向け様々な提言等を行ってきたところです。

このような中、IGESには、日本学術会議が連携して活動を進める「フューチャー・アース日本委員会」にメンバーとして参加いただいています。環境と人間活動が相互に影響しあう複雑な地球環境システムの理解と地球規模の課題の解決に向けて、学術コミュニティと社会のパートナーが協働する基盤を提供し、分野を超えた統合的な研究を社会と共に推進し、持続可能な地球社会の実現をめざすというフューチャー・アースの野心的な試みに対し、大きく貢献していただくことを期待しています。

また、私自身、中央環境審議会の委員等として日本の環境政策の形成に関与してきています。本年行われた環境基本計画の見直しにおいては、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）が国レベルの計画に明確に組み込まれるなど大きな進展を見ており、今後、様々な形で「持続可能性」の考え方が国レベルでの政策のみならず、都市、企業等、様々なアクターに浸透していくことになると考えられます。

このように、我が国そして世界において、地球規模での持続可能な開発の実現に向け、科学と政策の橋渡しを目指すIGESの役割は益々大きくなってきており、今後益々活躍されることを期待いたします。

## アブドゥル・ハミド・ザクリ

マレーシア首相科学顧問  
生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-  
政策プラットフォーム (IPBES) 初代総会議長



IGESとの出会いは、私が国連大学高等研究所（現：国連大学サステナビリティ高等研究所）の所長として日本に滞在していた2001年～2008年のことでした。

当時、国際社会では、持続可能な開発への関心が高まっていました。持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）がヨハネスブルグで開催されたのもちょうどこの頃（2002年）です。

IGESは、初代理事長である森嶋先生の見識に富むリーダーシップの下、アジア太平洋地域を中心に研究者や政府関係者とのネットワーク構築を開始しました。

しかし、その過程は順風満帆とは言えませんでした。2000年に開催された国連ミレニアムサミットで各国がミレニアム開発目標という大志を掲げたものの、当時、持続可能な開発の概念は、アジア太平洋地域の政策決定者の間で十分に認識されていませんでした。そのような中、IGESは、研究活動と持続可能な開発に関する政策提言に重点を置く新しい「boundary organisation」としての道を模索していました。また、信頼性の高い国際機関を目指す一方で、日本政府からの拠出金が大半を占めることから、日本国内への貢献も求められました。さらに、特に国際関係や科学外交の分野において、大半の研究員が若く経験の浅かったことで多くの苦労もありました。

これは20年前の話です。森嶋先生に続き、浜中先生、そして武内先生が理事長を務め、IGESはアジア太平洋地域のみならず世界にも影響力を持つ環境シンクタンクへと成長しています。長年取り組んでいる気候変動研究に加え、現在では、都市、低炭素社会、森林、生物多様性といった分野においても成果をあげています。

私は、こうしたIGESのサクセスストーリーは、安定的な財政支援によるものではなく、むしろ、森所長をはじめとするひたむきで専門性の高いIGESの人材によるものであると思っています。

# IGESの軌跡

## IGES 設立まで ~1997年度

1992年の地球サミット（リオデジャネイロ）でのアジェンダ21の採択により世界各国で地球環境問題や持続可能性についての意識が高まる中、日本においても、アジア太平洋地域の地球環境問題の研究を通じた国際貢献を目指し、内閣総理大臣の私的諮問機関により1995年に地球環境戦略研究機関（IGES）の設立構想が提言された。1997年に設立準備機構が発足し、IGESが果たすべき役割を明らかにするために、海外の研究機関、域内の政府機関や国際機関、NGO等にミッションを送り、持続可能性に関する先進的な研究について調査を進めた。

- 1995年 1月
  - 内閣総理大臣の私的諮問機関 21世紀地球環境懇話会によるIGES設立構想提案
- 1996年 5月
  - 第5回アジア太平洋環境会議（エコアジア96）が日本政府提案のIGES設立を歓迎
- 1997年 4月
  - IGES設立準備機構の設置
- 12月
  - IGES設立憲章採択会議の開催：アジア太平洋地域の各国政府、国際機関、研究機関が設立憲章に署名



IGES設立憲章採択会議（京都）

# 第1期

## 1998 - 2000年度

1997年の国連環境開発特別総会（Earth Summit+5）の開催や京都議定書の採択を受け、2000年開催の国連ミレニアム総会でのミレニアム開発目標（MDGs）の合意に向けてアジア各国の持続可能性への関心が高まる中、IGES設立準備機構から引き続き森嘉昭夫理事長の下で、戦略研究を展開するとともに、アジア太平洋地域の研究者や実務者のネットワーク構築支援を様々な形で行った。

### 1998年度

- 4月
  - IGES第1期戦略研究の開始：神奈川県がホストする日本国の財団法人として3月31日に神奈川県葉山町で発足、4月1日に研究活動開始
- 6月
  - 開所式、発足記念シンポジウム
- 11月
  - 国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）の成果等の最新情報を国内に提供するポストCOPセミナーの開始<sup>1</sup>及び賛助会員勉強会の開催
- 1999年 3月
  - 「アジアの環境重大ニュース」（日英版）の発行開始：アジア各国の環境問題に関する最新状況を国際的に発信



IGES発足（葉山）

### 1999年度

- 6月
  - 地球環境変化の人的側面に関する国際研究計画（IHDP）公開会合を開催



IHDP公開会合（葉山）

<sup>1</sup> 以降、毎年開催



- 9月
  - 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）インベントリータスクフォース技術支援ユニット（TSU）をIGES内に設置：気候変動対策の技術面での国際貢献活動を開始
- 10月
  - 北九州市の支援によるIGES北九州事務所の開設：日本の環境技術・制度のアジア都市への普及を目指す
- 2000年3月
  - ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所（ドイツ）との共同事業として第1回日独政策対話の開催（東京）：「地球温暖化国内対策の協力に向けた日独政策対話会合」と題し、先駆的取り組みを行う両国企業の対話の場を提供
  - 「IGES地球環境戦略研究シリーズ」（日）、「IGESブックシリーズ」（英）を出版：日英両言語による研究成果・情報発信の本格開始



IGES北九州事務所開設

## 2000年度

- 8月
  - 持続可能性に関する研究を対象とする英文学術誌「国際環境戦略レビュー（IRES）」を創刊
- 9月
  - 第4回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED2000）が開催。同会議においてIGESが提案し採択された「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」の実施機関となる
- 11月
  - 第2回日独政策対話の開催（ヴッパータール）：「国際気候政策と情報技術セクター」をテーマに、COP6に向けIT企業や研究者の対話の場を提供
- 12月
  - 日英両言語によるEメールニュース「E-alert」の配信を開始

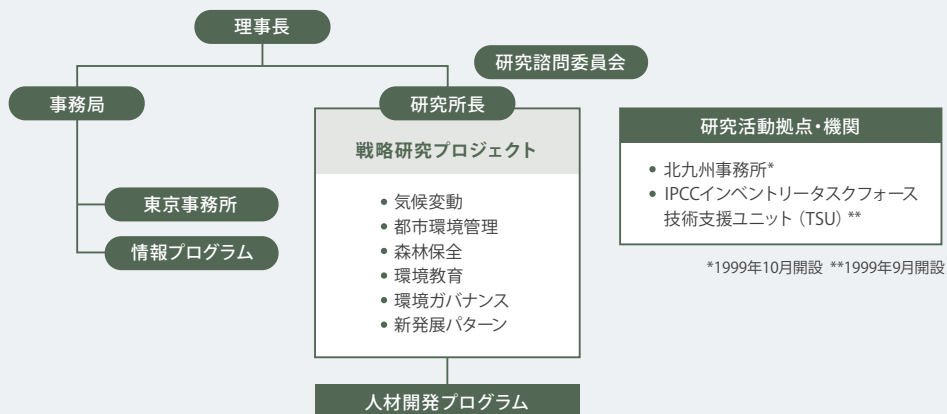


IRES創刊



MCED2000（北九州）

### ● 第1期の体制



\*1999年10月開設 \*\*1999年9月開設

# 第2期

## 2001 - 2003 年度

2002年開催の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）、COP、国連淡水年（2003年）等の主要な国際プロセスに準備段階から積極的に参画し、アジア各国の状況を国際政策に反映させることを目指してCOP7「マラケシュ合意」（2001年）、「ヨハネスブルグ宣言」、「ヨハネスブルグ実施計画」（2002年）等の国際合意を踏まえた研究成果を発表した。

### 2001年度

6月

- 兵庫県の支援によるIGES 関西研究センターの開設：企業活動への環境視点の組み込みに関する研究を実施



IGES 関西研究センター開設（神戸）

8月

- 第11回地球温暖化アジア太平洋地域セミナーの開催（北九州）と研究成果発表：COP6再開会合後の対応についての議論に参加

10月

- エコアジア2001で設置が承認された「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト（APEIS）<sup>2</sup>」における「革新的戦略オプション研究（RISPO）」のリード機関となる



エコアジア2001（東京）

- エコアジア2001で創設が承認された「アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）<sup>3</sup>」の事務局に指定

11月

- COP7でサイドイベント「アジアにおける気候政策対話」開催：アジアの視点を国際プロセスにおいて提示



COP7（マラケシュ） Photo courtesy of IISD / ENB

### 2002年度

5・6月

- WSSD 第4回準備会合（パリ）において「APFED メッセージ」及びAPEISの実施がWSSDへの約束文書（パートナーシップイニシアティブ）となる

6月

- 本部建物完成：神奈川県支援により葉山町にIGES 新研究施設が建設され、開設記念式典を開催

7・8月

- 第12回地球温暖化アジア太平洋地域セミナーの開催（バンコク）と研究成果発表



太陽エネルギー等の環境資源を最大限に活用する最新技術を取り入れたIGES本部の新研究施設（葉山）

2 科学的な情報に基づく政策決定を促進することを旨とする地域規模の研究イニシアティブ

3 主にアジア太平洋地域の有識者で構成され、橋本龍太郎元総理大臣を議長とし2004年までに同地域にふさわしい持続可能な発展のモデルを検討することを目的とした。

- 8・9月
  - WSSD サイドイベントでの研究成果発表：日本政府、国連環境計画（UNEP）、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）と共に4つのイベントを開催



WSSD（ヨハネスブルグ）

- 2003年3月
  - 第3回世界水フォーラム（WWF3）での討議セッション開催



WWF3（京都）  
Photo courtesy of IISD / ENB

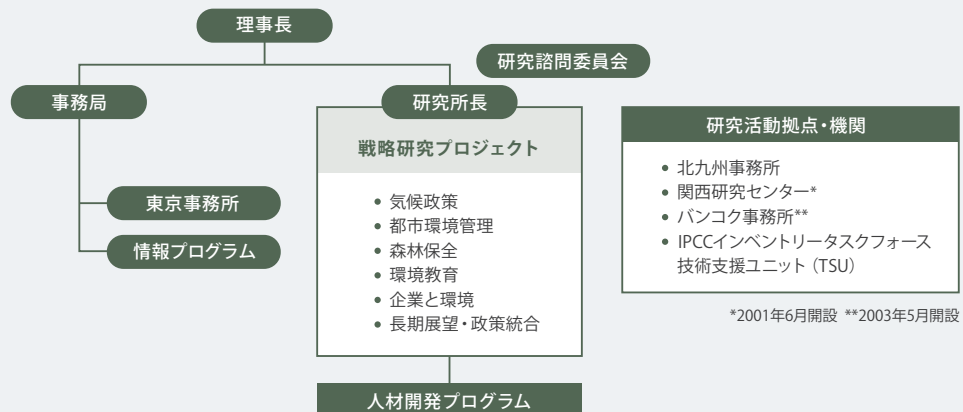
## 2003年度

- 4月
  - 国連経済社会理事会（ECOSOC）諮問資格の取得：環境保全等の分野における特別協議資格により、国連NGOとして会合出席・意見提出が可能となる
- 5月
  - IGES バンコク事務所の開設：アジア太平洋地域における調査研究の推進と域内の国際機関、研究機関との連携強化のため、アジア工科大学構内にプロジェクト事務所を設置
- 6月
  - エコアジア 2003の開催・研究成果発表：神奈川県とともに会議運営も担当
- 2004年2月
  - 国際シンポジウム「21世紀の地球環境戦略～神奈川からの発信～」の開催：水問題についての日本の経験をアジアの水問題解決に活かすための方策を議論
- 3月
  - 第2期戦略研究の外部評価を実施<sup>4</sup>



IGES バンコク事務所開設

### ●第2期の体制



\*2001年6月開設 \*\*2003年5月開設

4 以降、毎期末に実施

# 第3期

## 2004 - 2006年度

アジア太平洋地域が直面する喫緊の課題を国際政策プロセスに向けて発信するため、フォーラム等の議論の場を提供するほか、研究者や実務者のネットワーク形成・情報共有を支援した。また、2005年の京都議定書の発効や「国連持続可能な開発のための教育の10年」の開始を受け、域内のニーズに対応すべく具体的なプログラムを立ち上げたほか、第4期に向けて戦略研究の効果的な実施のための研究マネジメント改善に取り組んだ。

### 2004年度

4月

- クリーン開発メカニズム (CDM) 推進のための能力構築支援事業の開始
- 地球環境に関する国際的共同研究を推進するアジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) 事務局の IGES への移管



アジア各国でCDM能力構築ワークショップを開催

11月

- 「EnviroScope」(世界の環境に係る情報を提供するオンラインデータベース)の開始

2005年  
3月

- MCED2005のサイドイベントにおいて、持続可能な社会の実現に関する100を超える提言を盛り込んだ「APFED最終報告書」を発表



APFED最終報告書の発表(ソウル) Photo courtesy of IISD / ENB

### 2005年度

5月

- 日米気候政策ワークショップの開催：米国シンクタンク Resources for the Future (RFF) とともに、両国の行政、学界、産業界、NGOの参加により、民間レベルでの協力関係構築について議論

6月

- 政策決定者を対象とした研究成果の活用のための発信ツールとして「ポリシーブリーフ」を創刊



10月

- 第6回IHDP公開会合の開催(ボン)：共催機関としてIGESの活動について特別報告を行ったほか、気候変動、都市環境管理に関するIGESセッションを主催

11月

- 日独気候政策シンポジウム2005、「産業と環境」国際ワークショップの開催：「日本におけるドイツ年」の一環として東京、神戸で開催
- アジア太平洋環境開発フォーラム第2フェーズ (APFED II) 開始 (~2010年)

- 12月 ● 将来気候政策枠組みに関するアジア各国でのステークホルダーの政策対話に基づき取りまとめた「Asian Perspectives on Climate Regime Beyond 2012」をCOP11 サイドイベントで発表
- 2006年1月 ● 「IGES 白書」の創刊：第1巻「持続可能なアジア：2005年以降の展望—革新的政策を目指して—」
- 3月 ● 第4回世界水フォーラム (WWF4) (メキシコシティ) で2つの討議セッションを開催し、研究成果発表



COP11 サイドイベント (モントリオール)



IGES 白書第1巻

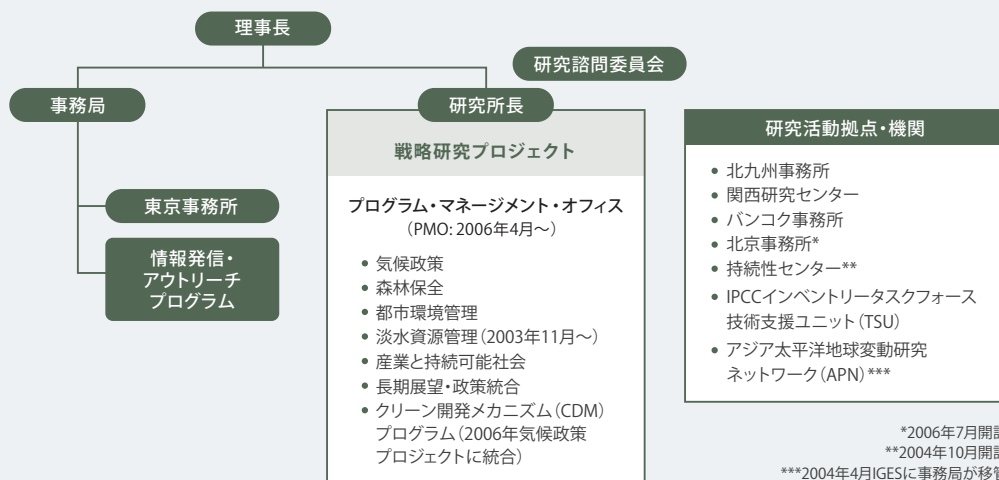
## 2006年度

- 4月 ● 第4期に向け、統合的戦略研究の企画調整を担うプログラム・マネージメント・オフィス (PMO) を設置
- 7月 ● IGES 北京事務所の開設：中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設
- 8月 ● 南アジア 3R 専門家会議を開催 (カトマンズ)：アジア開発銀行 (ADB)、国連環境計画 (UNEP) とともに、研究機関、国際機関、行政機関、NGO の参加により南アジアでの 3R 促進について検討
- 11月 ● APFED II による「アジア太平洋戦略研究機関ネットワーク (NetRes)」の設立：IGES が事務局に指定



IGES 北京事務所開設

### ● 第3期の体制



\*2006年7月開設

\*\*2004年10月開設

\*\*\*2004年4月IGESに事務局が移管

# 第4期

## 2007 - 2009年度

第4期から就任した浜中裕徳理事長の下、プロジェクト間の調整による域内ニーズを踏まえた分野横断的研究を本格化。

2008年に開催されたG8洞爺湖サミット準備プロセスを支援したほか、国際フォーラムやネットワークとの連携を進め、社会に変化を創り出すことを目指して、様々なセミナーの開催等を通じ、国内での情報発信を推進した。

### 2007年度

4月

- 持続可能な社会の実現に向けて植物生態学の立場から調査研究を行う国際生態学センター（JISE）を統合

7月

- 第3期までの研究成果を踏まえた公開フォーラム「アジアの地球環境戦略：IGESの成果と展望」を開催



IGES公開フォーラム（東京）

12月

- 「アジアにおける2013年以降の気候変動枠組みに関する非公式対話」（日印、日中）の成果をアジアからの政策提言としてCOP13サイドイベントで発表
- カンボジア政府と共同提案したCDMルール改訂案の一部がCOP13／京都議定書第3回締約国会合（CMP3）において正式承認
- COP速報セミナーの開始：  
IGES研究員による現場情報の国内へのタイムリーな提供



COP13（パリ）

IGES設立 **10** 周年

### 2008年度

4月

- 革新的な研究の萌芽を育てることを目的としたIGES戦略研究基金の設置

5月

- G8環境大臣会合の開催を支援：草案作成を支援した「神戸3R行動計画」が洞爺湖サミット成果文書に盛り込まれ、国際シンポジウム「気候変動と水」の成果がG8環境大臣会合へのインプットとなった
- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局とCDMデータ交換に関する覚書締結
- IGES設立10周年記念「3,000本植樹」：  
JISEの指導により本部敷地内にて植樹を実施



国際シンポジウム「気候変動と水」（神戸）



IGES本部で3,000本植樹

- 6月
  - IGES10周年記念シンポジウム「地球温暖化に立ち向かうアジア太平洋の戦略」の開催
- 8月
  - 日本政府の「インドネシア気候変動対策プログラムローン」への助言とモニタリングの開始（国際協力機構：JICAと共同実施）
- 11月
  - 国際シンポジウム「低炭素社会に向けた日印パートナーシップを目指して」を開催
  - 兵庫県との連携による「うちエコ診断」パイロット事業の開始（兵庫県南部地域）



IGES10周年記念シンポジウム（横浜）

## 2009年度

- 4月
  - 「低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)<sup>5</sup>」の事務局に指定
- 6月
  - 持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)<sup>6</sup>の開始
  - アジア太平洋水フォーラム「水知識ハブ」の地下水担当機関に任命
  - 「日中環境協力に関する覚書」において日中環境協力のプラットフォームのひとつに指定
- 10月
  - CDM 理事会に CDM 制度改革をカンボジア政府と共同提案：CMP5 における制度改革へのインパクトとなる
  - 「アジア太平洋適応ネットワーク (APAN)」のアジア工科大学／国連環境計画アジア太平洋地域資源センター (AIT/UNEP RRC.AP) との共同運営開始
- 2010年3月
  - コベネフィットアプローチに関する技術や知見の共有を図る「アジア・コベネフィット・パートナーシップ (ACP)」の発足：IGESが事務局に指定
  - 「合法的に管理された森林からの木材の流通・加工過程認証 (CoC 認証) ガイドライン」を策定：汎ASEAN 木材認証イニシアティブ<sup>7</sup>へのインプット

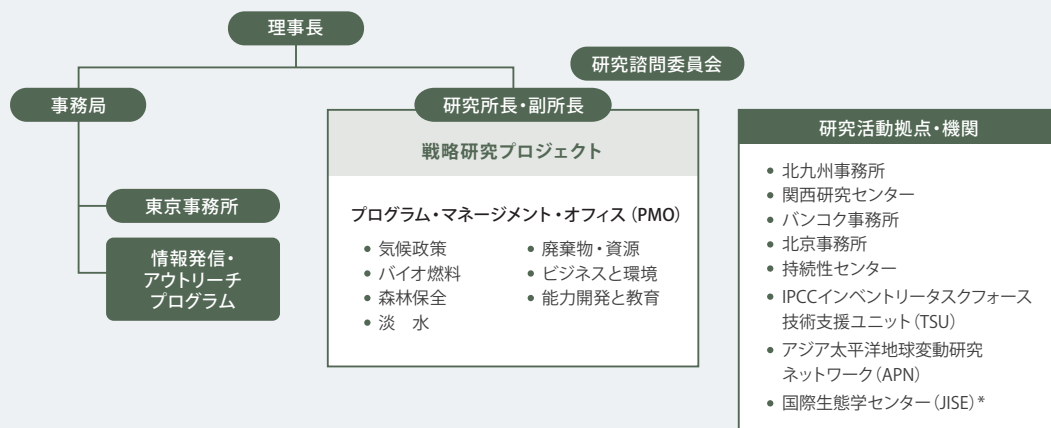


第1回 ISAP (葉山)



APANの設立 (バンコク)

## ● 第4期の体制



\*2007年4月IGESに統合

5 G8環境大臣会合に日本政府が提案した低炭素社会の構築に向けた研究者のネットワーク

6 国際的に活躍する専門家や政府、国際機関、企業、NGO関係者が一堂に会し、持続可能な開発についてアジア太平洋地域の視点から議論を行う国際フォーラム。以降、毎年開催

7 信頼性のある森林認証制度の実施のため2002年に東南アジア諸国連合 (ASEAN) 諸国により立ち上げられた。

# 第5期

2010 - 2012年度

2010年COP16カンクン合意、生物多様性条約第10回締約国会議(CBD COP10)名古屋議定書の締結、国連持続可能な開発会議(リオ+20)準備プロセスなど、持続可能な開発に関する国際政策プロセスの進展に貢献するとともに、2011年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原発の事故を受けて、震災復興への提言に向けた全所的研究プロジェクトを進めた。

## 2010年度

4月

- 北九州事務所を「北九州アーバンセンター」と改称：  
持続可能な都市の実現に向けた自治体の取り組み促進のための研究活動強化

5月

- エネルギー資源研究所(TERI インド)との共同研究「インドにおける低炭素技術の適用促進に関する研究(ALCT)」を開始し、日本企業の参画によるパイロット事業を推進(関西研究センター)

10月

- CBD COP10の開催を支援：「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)報告書」への研究成果の提供、TEEB最終報告書の国内アウトリーチ支援
- 北九州市及び北九州国際技術協力協会(KITA)との協力による堆肥化推進プロジェクト<sup>8</sup>開始(北九州アーバンセンター)



CBD COP10 サイドイベント(名古屋)

## 2011年度

4月

- 「IGES 震災研究イニシアティブ」の開始：  
主要テーマ「今後の日本とアジアのエネルギー政策戦略」、「地域社会の対応力(レジリエンス)」、「エネルギー管理と中長期的な低炭素戦略」

6月

- 旧バンコク事務所の機能を強化し、バンコク地域センターを開設



バンコク地域センター開設

11月

- 「リオ+20に向けたIGESプロポーザル」を国連に提出

12月

- 炭素市場に関する日韓政策対話の実施(ソウル)：  
国内排出量取引制度及びオフセット制度に関する両国の最新動向の共有



リオ+20アジア太平洋地域準備会合(ソウル)

2012年  
3月

- IGES本部がエコアクション21認証を取得

8 インドネシア・スラバヤ市で大幅な廃棄物発生量削減に成功した住民参加型有機ごみコンポスト化モデルをASEAN他都市に適用



2012年度

4月

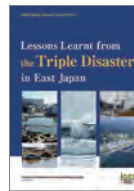
- 公益法人制度改革に伴い公益財団法人へ移行
- 「効果的な除染に関する福島アクション・リサーチ (FAIRDO)」の開始
- 「低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet)」の立ち上げ
- 「水・食料・エネルギーに関するネクサス(連関)研究」の開始
- 「日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP)<sup>9</sup>」の事務局としての気候変動問題に立ち向かう企業の活動支援開始



FAIRDOの研究活動(福島)

6月

- リオ+20のサイドイベントにおいて、東日本大震災からの復興に向けた提言を盛り込んだポリシーレポート「持続可能な社会の構築に向けて：東日本大震災の経験から」を発表
- 効果的な環境法遵守・執行を推進する「アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN)」事務局のIGESへの移行



震災復興への提言をまとめたポリシーレポート



リオ+20サイドイベント(リオデジャネイロ)

7月

- 日印国交樹立60周年記念シンポジウム「持続可能な開発に向けた日印の技術協力の可能性」の開催



日印国交樹立60周年記念シンポジウム(横浜)

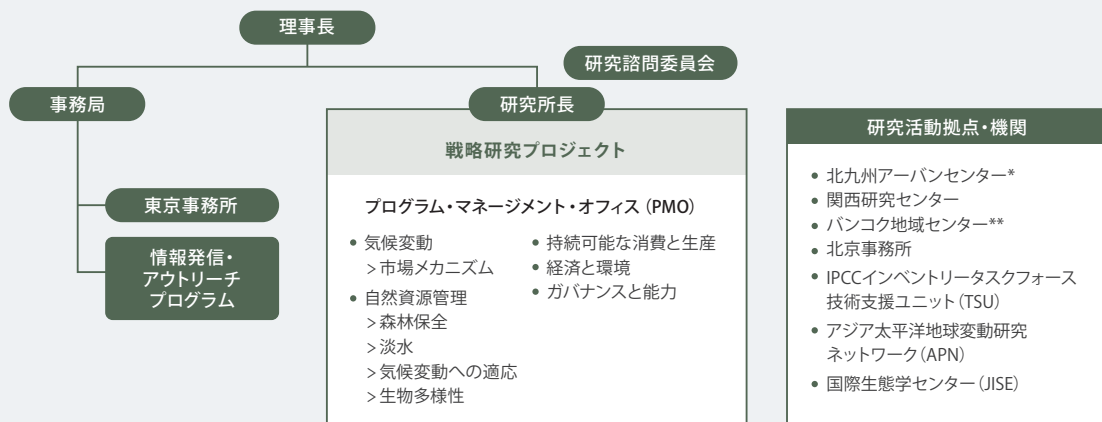
10月

- IGES白書第4巻「アジア太平洋地域のグリーンガバナンス：低炭素で持続可能なアジア太平洋に向けて」(2012年7月出版)が国連環境計画 (UNEP) アジア太平洋準地域環境政策対話 (ハイデラバード) の公式文書となる
- アジア数ヶ国における廃棄物管理に関する国レベルガイドラインの策定支援開始<sup>10</sup>



IGES白書第4巻

● 第5期の体制



\*2010年4月開設 (旧北九州事務所)  
\*\*2011年6月開設 (旧バンコク事務所)

9 持続可能な脱炭素社会の実現には産業界が健全な危機感を持ち積極的な行動を開始すべきであるという認識の下に設立された日本独自の企業グループ

10 「食品廃棄物管理国家戦略計画」(マレーシア)、「一般廃棄物焼却炉に関する国家技術基準」(ベトナム)、「廃棄物発電ガイドライン」(フィリピン) が2016年に各国政府に承認された。

# 第6期

2013 - 2016 年度

2015年の持続可能な開発目標（SDGs）合意及びパリ協定採択により国際的な取り組みが大きく進展する中、アジア太平洋地域の低炭素社会構築に向けた「チェンジ・エージェント」として、域内ニーズを踏まえた様々なプロジェクトを実施するとともに、国際合意の実施に向け、ビジネスやライフスタイルの変革を目指し多様なステークホルダーとの連携を進めた。

## 2013年度

- 10月
  - 世界資源フォーラム(ダボス)において、資源の消費とエネルギーの利用を地球1個分の範囲にまで削減する新たなアプローチ「Absolute Reductions in Material Throughput and Energy Use」を提案
- 11月
  - COP19サイドイベントで研究成果報告・政策提言、さらに、CDMプロジェクト開発における標準化ベースラインを提出(カンボジア環境省と共同提案)、CDM理事会において採用決定
- 2014年1月
  - SDGsに関する国連総会公開作業部会(OWG)第7回会合議長サマリーにIGESの討議ペーパーが反映

COP19サイドイベント(ワルシャワ)

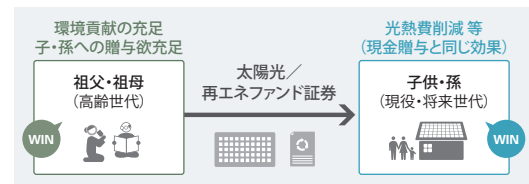


## 2014年度

- 4月
  - 「気候変動」と「SDGs」をテーマにフラッグシップ研究を開始
- 7月
  - 「2050低炭素ナビ<sup>11</sup>」(国立環境研究所：NIESと共同開発)を発表
- 12月
  - IGES提案の「緑の贈与<sup>12</sup>」が平成27年度税制改正大綱に盛り込まれ、実現
- 2015年2月
  - ネパール森林土壌保全省による「ネパール森林ガバナンススタンダード」(南クイーンズランド大学との共同研究により作成)の採用
- 3月
  - アジア開発銀行(ADB)によるアジア太平洋諸国向けの持続可能な開発と気候変動に関する「アジア・リーダーシップ・プログラム」への貢献
  - IGES-UNEP環境技術連携センターの開設：UNEP国際環境技術センターへの支援と途上国の廃棄物管理改善に向けた活動実施のためIGES本部に設置



2050低炭素ナビを発表



「緑の贈与」の仕組み

11 日本版2050パスウェイ・カリキュレーター：英国エネルギー気候変動省が開発した長期低炭素社会シナリオ検討のための分析ツールに日本社会の状況を反映して開発したもの。一般向けのウェブツールもある。

12 個人資産による再生可能エネルギーへの投資を促進する革新的な税制メカニズム

## 2015年度

- 4月 ● 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関 (TSU-AP) の設置
- 5月 ● IGES ワーキングペーパー「増加する石炭火力発電所が日本の中長期削減目標に与える影響」の発表
- 7月 ● SDGsの達成に向けたガバナンス改革を提言：フラッグシップ研究報告書を出版
- 9月 ● UNFCCC-IGES地域協力センター (RCC) をバンコク地域センター内に設置
- 12月 ● COP21に関する国内外の議論に貢献：フラッグシップ研究報告書等の発表・発信
- 2016年2月 ● IGES 中長期戦略 (2016年～2025年) を策定



UNFCCC-IGES地域協力センターが始動



パリ協定の採択 (COP21)



SDGsに関する研究成果を報告

## 2016年度

- 4月 ● パリ協定における能力構築連盟 (Coalition on Paris Agreement Capacity Building)<sup>13</sup>の立ち上げ支援
- 5月 ● G7環境大臣会合への貢献：資源効率性に関する討議文書の作成にあたりIGESの研究成果を提供し、資源効率の主要アジェンダ化に貢献
- 12月 ● 経済協力開発機構 (OECD) による「拡大生産者責任 (EPR) に関する政策ガイダンス」の改訂への協力及び日本語要約版の出版による国内での普及推進
- 2017年3月 ● IGES本部にて再生可能エネルギー供給率の高い地域の電力供給源へ切り替え：CO<sub>2</sub>排出削減及び電力の地産地消へ貢献
- 4月 ● 企業のSDGsへの取り組みに関する報告書「動き出したSDGsとビジネス～日本企業の取り組み現場から～」を出版
- 各年度の開始月を7月とする事業年度の期間変更 (2016年度は2016年4月から2017年6月までの15ヶ月間)

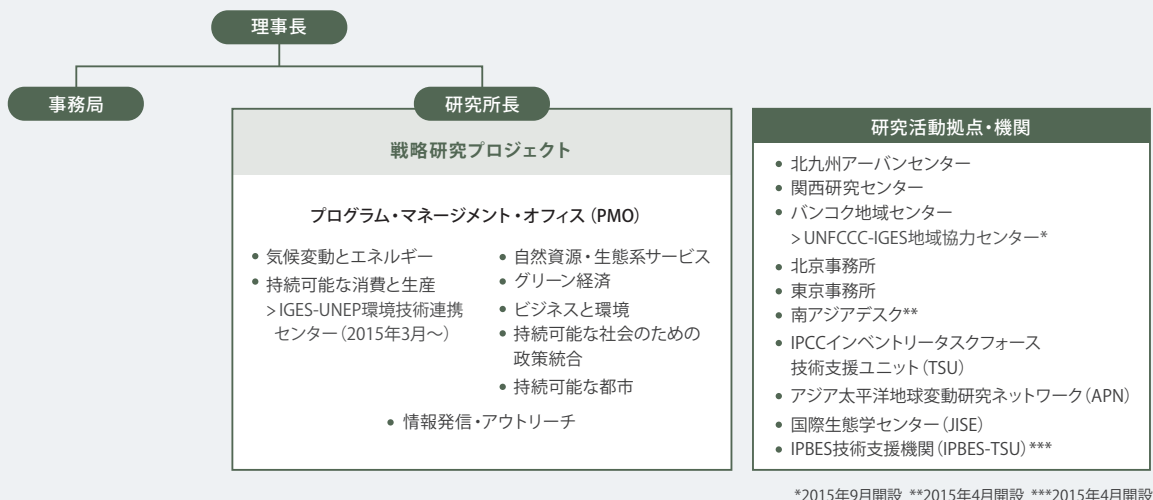


EPR政策ガイダンス日本語要約版



SDGs報告書

### ● 第6期の体制



13 パリ協定を実施するにあたり、目標を実行に移す各国のキャパシティ (能力) を向上させるために結成された専門家のグループ

# 第7期

2017 - 2020年度

第7期から就任した武内和彦理事長の下、IGES中長期戦略(2016年~2025年)による初めての統合的戦略研究計画を実施。

国際的なアジェンダ設定や議論のフレームワーク設定に貢献することを目指し、企画・調整・管理機能を有する戦略マネジメントオフィス(SMO)を新たに設け、「チェンジ・エージェント」として多様なステークホルダーと協働しつつ、国内外のネットワークのさらなる強化・展開を通じ、国際政策プロセスへのインパクトを形成することを重視した活動を進めている。

## 2017年度

- 7月 • SDGs報告書「SDGs and Business in Practice: Early Actions by Japanese Private Companies」を国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)で公表
- 10月 • 消費者や中小企業、政策決定者における持続可能な消費と生産(SCP)を促すEUの取り組み「SWITCH-Asia」に参加
- 2018年3月 • IPBES TSU-APが作成を支援したアジア・オセアニア地域の生物多様性及び生態系サービスに関するIPBESアセスメント報告書の公表



第9回ISAP(横浜)

### ● 第7期の体制



\*2017年7月開設(旧東京事務所)

## ● 統合的戦略研究計画 (ISRP)

IGESは、期間3年(第6期以降は4年)を単位とする統合的戦略研究計画(ISRP)に基づき政策研究を推進している。

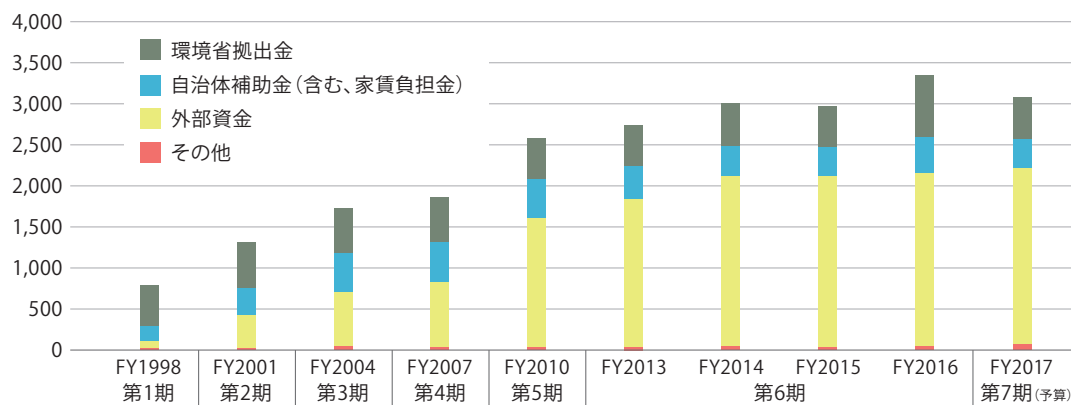
	概要 <sup>1</sup>	関連URL
第1期 1998年4月－ 2001年3月	当初「気候変動」、「都市環境管理」、「森林保全」、「環境教育」、「環境ガバナンス」の5研究プロジェクトで開始、1998年7月から「新発展パターンプロジェクト」を追加。その他、「人材開発プログラム」として、研修・オンラインの双方向教育プログラムを開発。	研究報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase1_report_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase1_report_j</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase1_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase1_plan_j</a>
第2期 2001年4月－ 2004年3月	「気候政策」、「都市環境管理」、「森林保全」、「環境教育」の4プロジェクト及び「人材開発プログラム」を引き続き進めるとともに、第1期の「新発展パターンプロジェクト」と「環境ガバナンスプロジェクト」を統合再編した「長期展望・政策統合プロジェクト」及び「企業と環境プロジェクト」を開始。さらに、「長期展望・政策統合プロジェクト」のサブプロジェクトのひとつとして「淡水資源管理プロジェクト」を開始し、2003年11月に正式なプロジェクト化。	研究プロジェクト外部レビュー報告書(英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_peerreview_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_peerreview_e</a> 研究報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_report_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_report_j</a> 中間報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_interimreport_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_interimreport_j</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase2_plan_j</a>
第3期 2004年4月－ 2007年3月	「気候政策」、「森林保全」、「都市環境管理」、「淡水資源管理」、「産業と持続可能社会」、「長期展望・政策統合」の6つのプロジェクト及び「クリーン開発メカニズム(CDM)プログラム」(2006年に「気候政策プロジェクト」に統合)を実施。また、横断的かつ統合的な見地から研究を統括する「プログラム・マネージメント・オフィス」を2006年4月に立ち上げ。	研究プロジェクト外部レビュー報告書(英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_peerreview_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_peerreview_e</a> 研究報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_report_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_report_j</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase3_plan_j</a>
第4期 2007年4月－ 2010年3月	前期までの「都市環境管理」分野の焦点を「廃棄物・資源」にシフト、その他の課題を「気候政策」と「淡水」に再編し、「気候政策」、「バイオ燃料」、「森林保全」、「淡水」、「廃棄物・資源」、「ビジネスと環境」、「能力開発と教育」の7つのプロジェクトを実施するとともに、「プログラム・マネージメント・オフィス」がこれらを調整し、分野横断的研究を推進。	研究プロジェクト外部レビュー報告書(英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_peerreview_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_peerreview_e</a> 研究報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_report_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_report_j</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase4_plan_j</a>
第5期 2010年4月－ 2013年3月	戦略研究の各分野を1) イシュー別、2) 分析手法(ディシプリン)別、3) ステークホルダー別の3つのクラスターに分類し、具体的には、「気候変動」、「自然資源管理」、「持続可能な消費と生産」(イシュー別)、「経済と環境」、「ガバナンスと能力」(ディシプリン別)の5つの研究活動を実施するとともに、各サテライトの機能を強化(ステークホルダー別)。「プログラム・マネージメント・オフィス」はこれらを調整するとともに、2011年3月の東日本大震災に即時に対応した研究、国連持続可能な開発会議(Rio+20)に向けた研究活動等の、分野横断的研究を推進。	研究プロジェクト外部レビュー報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_externalreview_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_externalreview_j</a> 研究報告書 <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_report_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_report_j</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase5_plan_j</a>
第6期 2013年4月－ 2017年6月	持続可能な開発の3つの側面である「環境」「経済」「社会」の観点から、「気候変動とエネルギー」、「持続可能な消費と生産」及び「自然資源・生態系サービス」(環境)、「グリーン経済」及び「ビジネスと環境」(経済)、「持続可能な社会のための政策統合」及び「持続可能な都市」(社会)の7つの分野に焦点を当てた研究活動を実施し、「プログラム・マネージメント・オフィス」がこれらを調整するとともに分野横断的研究を推進。	外部レビュー報告書(英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_externalreview_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_externalreview_e</a> 中間レビュー報告書(英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_midtermreview_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_midtermreview_e</a> 研究計画 (ISRP) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_plan_j">https://pub.iges.or.jp/pub/phase6_plan_j</a>
第7期 2017年7月－ 2021年6月	「気候変動とエネルギー」、「自然資源・生態系サービス」、「持続可能な消費と生産」の3つの分野研究型エリア、「戦略的定量分析」及び「持続可能性ガバナンス」に関する2つの機能性センター、そして「都市」、「ファイナンス」、「ビジネス」分野を対象とした3つのステークホルダータスクフォースにおいて研究活動を実施するとともに、「戦略マネージメントオフィス」がこれらを調整し、分野横断的研究を推進。	研究計画 (ISRP 英語版) <a href="https://pub.iges.or.jp/pub/phase7_plan_e">https://pub.iges.or.jp/pub/phase7_plan_e</a>

1 各期の戦略研究報告書等から抜粋編集

## ● 体制

### 収入推移<sup>1</sup>

単位：100万円



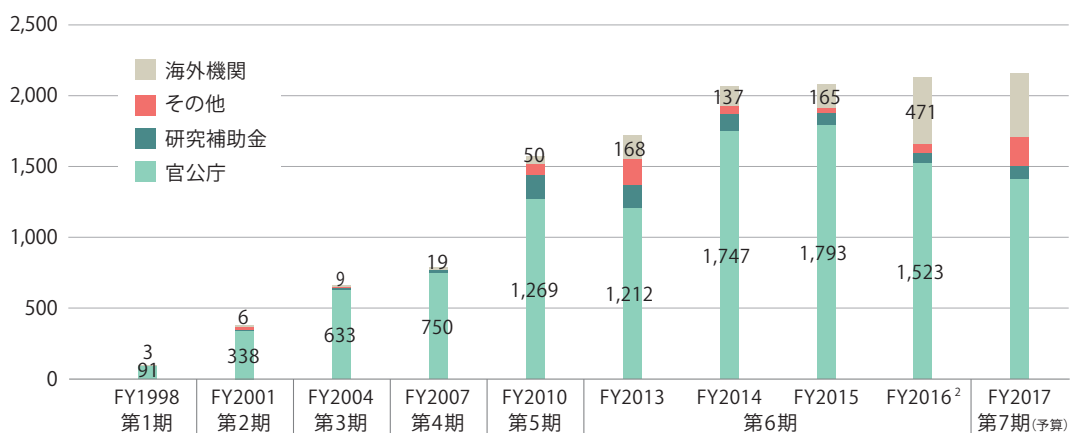
単位：100万円

	第1期 FY1998	第2期 FY2001	第3期 FY2004	第4期 FY2007	第5期 FY2010	FY2013	第6期 FY2014	FY2015	FY2016 <sup>2</sup>	第7期 FY2017 (予算)
環境省拠出金	500	550	550	550	500	500	520	500	750	500
自治体補助金 (含む、家賃負担金)	175	335	467	491	473	403	368	349	436	350
外部資金	96	399	670	792	1,573	1,793	2,070	2,087	2,113	2,156
その他	18	24	41	29	34	37	44	32	44	66
<b>Total</b>	<b>789</b>	<b>1,308</b>	<b>1,728</b>	<b>1,862</b>	<b>2,580</b>	<b>2,733</b>	<b>3,002</b>	<b>2,968</b>	<b>3,343</b>	<b>3,072</b>

1 外部機関の事務局機能等、特定の業務実施のためのものを区分して計上。また、傾向を示すため、第1期から第5期については各期初年度のみ示している。  
2 2017年度からの年度区分の変更に伴う調整のため、2016年度のみ、対象期間が15ヶ月(2016年4月～2017年6月)となった。

### 外部資金内訳<sup>1</sup>

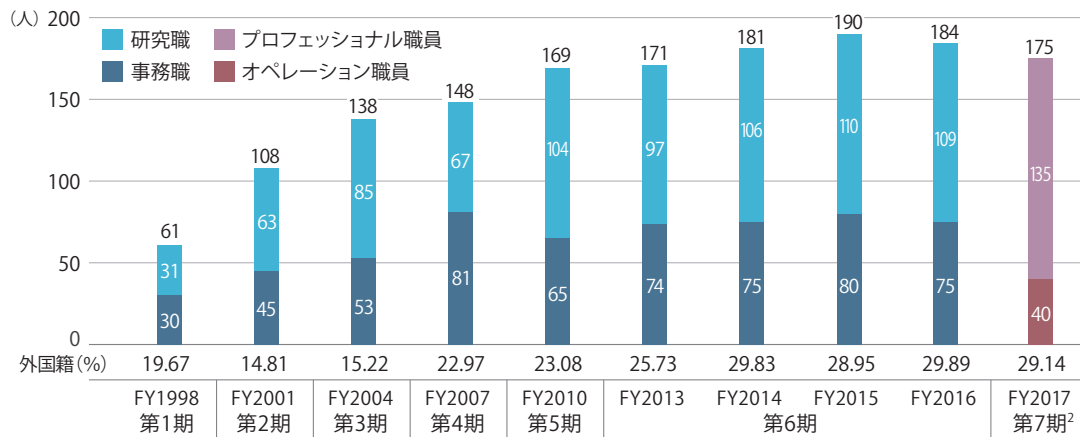
単位：100万円



1 上記収入推移の外部資金の内訳。グラフ中の数字は、官公庁、海外機関の資金を示す。

2 2017年度からの年度区分の変更に伴う調整のため、2016年度のみ、対象期間が15ヶ月(2016年4月～2017年6月)となった。

## 職員数の推移<sup>1</sup>



1 傾向を示すため、第1期から第5期については各期初年度のみ示している。

2 2017年度(第7期)：インパクト形成を重視したオペレーション等の観点から職制を見直し、研究職・事務職の区分を廃止、プロフェッショナル職員・オペレーション職員の区分を採用。

### その時歴史は動いた：「21世紀地球環境懇話会提言」

1995(平成7)年1月17日の早朝、首相官邸で午前8時から開催される「21世紀地球環境懇話会」(最終会)の準備のために、私は通勤の途を急いでいた。当時の筆者は環境庁(当時)で温暖化問題などを担当する課の課長を務めながら、内閣官房で「21世紀地球環境懇話会」担当の審議官も兼ねていたからである。

その日の早朝、関西地方で大きな地震があったらしいことはラジオのニュースで知っていた。が、総理懇話会事務局担当者としては、とにかく官邸に早く行く必要があった。幸いにして懇話会は予定どおり村山富市総理が出席されて肅々と議論が進められ、最後に梅原猛座長から総理に懇話会の提言「新しい文明の創造に向けて—21世紀地球環境懇話会提言—」が提出された。

その後阪神淡路大震災の大変な被害の実態が次々に明らかにされ、村山総理をはじめ政府全体が震災対応に忙殺されることになる。当然のことながらその日(および翌日)の新聞などには懇話会提言は報道されることはなかった。

総理の私的諮問機関「21世紀地球環境懇話会」は、細

川護照内閣の時に広中和歌子環境庁長官の提唱で発足した(1994年3月23日)。1992年に地球サミットが開催され、その成果を受けて93年には環境基本法が設定され、地球環境保全政策の推進が図られていたが、まだまだ実体的進展は乏しい時期であった。地球環境保全に関する国際的な枠組みづくりにかかわり、国際的な議論をリードするためにも、国としての戦略を策定するための知的な蓄積が必要であったのである。

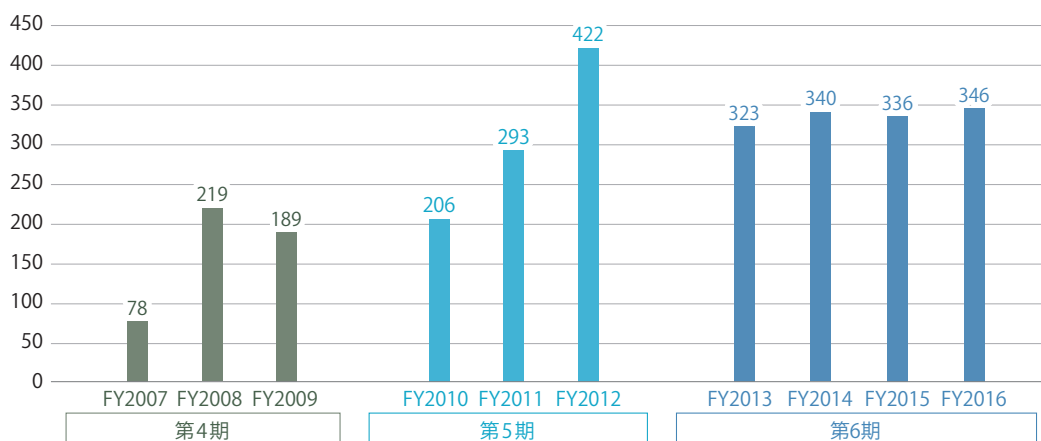
12回にわたり開催された懇話会の結果、地球環境問題の基本的な視点、新たな地球環境倫理、新たな地球環境科学・技術に向けた再編・創造、などを内容とする提言がまとめられた。特に具体的な提案として、地球環境危機に対処するための戦略研究機関(「地球環境戦略研究機関」)の設置という、いわば固有名詞がついた提言が盛り込まれていた。このことがその後の環境庁・文部省での検討の結果として、地球環境戦略研究機関と総合地球環境学研究所の2研究機関が設置されることにつながったのである。

松下 和夫(IGESシニアフェロー)

## ● 研究成果のアウトプット

### 年間出版物総点数の推移

研究成果、さらに研究成果に基づく政策提言を、各種レポート、ポリシーブリーフ、論文、コメンタリー等の様々な形で出版し、国内外の政策形成プロセスに向けて発信している。執筆計画の段階から、研究、執筆プロセス全体を通して品質管理を行う「クリーン・プロダクション制度」の導入に加え、所内・外の専門家による公平かつ多様な視点からの査読を積極的に実施し、質の向上を図っている。



※ 2016年度は15ヶ月が対象 (2016年4月～2017年6月)

### IGES白書／フラッグシップレポート

アジア太平洋地域における戦略的に重要な政策アジェンダに焦点を当てた分野横断型研究を全ての研究分野が関わる形で実施し、研究成果を「IGES白書」(2006年～)及び「フラッグシップレポート」(2015年～)として出版している。

#### IGES白書

<https://pub.iges.or.jp/pub/by/tags/iges-white-paper>



第1巻

#### Sustainable Asia 2005 and Beyond: In the Pursuit of Innovative Policy 持続可能なアジア：2005年以降の展望－革新的政策を目指して－

英語版 2006年1月発行・日本語版 2006年7月発行

IGESが1998年以降に実施した政策研究を統合させる目的で作成された。森林、淡水、気候変動、都市環境、産業、環境教育の6つの分野に分けて幅広く政策提言を行っており、既にアジア各国の政策枠組みに反映されているものもある。



#### Climate Change Policies in the Asia-Pacific: Re-Uniting Climate Change and Sustainable Development アジア太平洋の未来戦略：気候政策と持続可能な開発の融合を目指して

2008年6月発行

気候変動対策と持続可能な開発は、別々の道筋ではなく、ひとつの同じ道として両立させる必要があることを示しており、持続可能な開発目標 (SDGs) やパリ協定におけるグローバルな合意にも反映された。





第3巻

### Sustainable Consumption and Production in the Asia-Pacific Region: Effective Responses in a Resource Constrained World

アジア太平洋における持続可能な消費と生産：資源制約を乗り越えてアジアは豊かさを実現できるか

2010年6月発行

アジアにおける急速な人口増加と経済発展を背景に、持続可能な消費と生産という喫緊の課題に焦点を当て、主要なステークホルダー（消費者、地域社会、政府、企業、NGO等）とセクター（農業、森林、水資源、エネルギー）の役割や、気候変動と地域統合といった分野横断的課題を検証している。



第4巻

### Greening Governance in Asia-Pacific

アジア太平洋地域のグリーン・ガバナンス：低炭素で持続可能なアジア太平洋に向けて

2012年7月発行

持続可能な開発目標のグローバルな実現に向けて、アジア太平洋地域におけるガバナンスの必要性を強調し、従来の縦割り型アプローチでは十分対応できないとして、ネットワーク形成やガバナンス改革の必要性を提言している。



第5巻

### Greening Integration in Asia:

#### How Regional Integration Can Benefit People and the Environment

グリーンなアジア地域統合を目指して：いかにアジアの地域統合を人々と環境への便益につなげるか

2015年7月発行

過去の白書テーマをさらに掘り下げながら、包摂的かつレジリエントで持続可能な開発を確保するためにアジア太平洋地域における地域統合の強化を提唱している。

IGESの代表的な刊行物「IGES白書」シリーズは、IGESが実際に行っている研究をベースに様々なテーマを取り上げている。各白書は約2年おきに発行され、その時々的重要な問題に焦点を当てながら、関連する研究成果の集大成としての役割を担っている。

白書の企画にあたっては、アジア太平洋地域の最優先課題となるテーマを特定し合意を図ること、対象となる分野に関する十分な研究が行われていることを確保すること、そしてIGESスタッフが白書の作成に専念する時間を十分取れるようにすることが課題となる。また、白書の全体的なメッセージを統一し、書式や語調を整えて異なるグループが草稿した各章の整合性を図るコーディネートも不可欠である。

白書シリーズの主なメリットは、特定の政策に関連したメッセージをアピールしながら、政策決定者に対して研究成果を包括的に、分かりやすい形で紹介できることである。研究成果をもとにした政策提言を発信することは「チェンジ・エージェント」としてのIGESの重要な使命であり、白

書は政策支援の重要な手段のひとつである。

現在、IGESは持続可能な開発目標（SDGs）や気候変動に関するパリ協定の実施に関する研究を継続中であり、今後の白書シリーズでこれらの課題を検証する必要がある。一方で、これまでIGESが対象としてこなかった分野の中にも、先見的に取り組むことで影響を及ぼせる研究課題があり、具体的には、環境問題を解決する人工知能の役割や、アジアの急速な高齢化に対処するための社会的・環境的課題、新たな技術（ナノテクノロジー、遺伝子編集、3D印刷、人工生命体、自動運転車、ロボット等）がもたらす環境への影響などが挙げられる。

IGES白書は、アジア太平洋地域における重要な研究テーマの持続的な記録であり、引き続きIGESの研究を促進し統合することが期待されている。そのためにも白書シリーズの作成には十分な時間とリソースを確保することが求められる。

ピーター・キング（IGESシニアアドバイザー）

## フラッグシップレポート

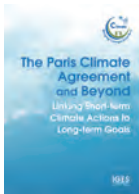


### Achieving the Sustainable Development Goals: From Agenda to Action SDGsの実現のために：課題から実施へ

2015年7月発行

<https://pub.iges.or.jp/pub/achieving-sustainable-development-goals-agenda>

新たなグローバル開発目標「持続可能な開発目標(SDGs)」にガバナンスと資金が及ぼす影響を分析したほか、教育、水、エネルギー及び生物多様性の各分野のガバナンスと実施手段を検証し、SDGs実現に向けた政策枠組み、多様なステークホルダーの効果的な関与のあり方を提示している。



### The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals

パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける

2015年11月発行

<https://pub.iges.or.jp/pub/paris-climate-agreement-and-beyond-linking>

国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第21回締約国会議 (COP21) でのパリ協定の合意、またその後の実施プロセスに向けて、各国による気候変動緩和や気候資金の取り組み強化、市場メカニズム及び気候変動による損失と被害への対策等、より意欲的な国際枠組みの構築に資する政策を提言している。

## ポリシーブリーフ

<https://pub.iges.or.jp/pub/by/tags/policy-brief>

研究成果に基づく政策提言をタイムリーに発信することで政策形成プロセスや国際的な議論へのインパクト(影響力)向上を目指し、2005年に創刊。



号	タイトル	出版
1	国際リサイクル特区とアジア域内ネットワークの構築：資源効率の向上と途上国の環境問題の解決を目指して	2005年 6月
2	アジアにおける環境情報公開の促進と地域協定の導入：参加型持続可能な開発を目指して	2005年10月
3	森林減少への取り組み：改革の原動力としての森林認証—小規模林家への普及促進に向けた課題—	2006年 3月
4	Rationalisation of Industrial Sector Water Use is the Key to Sound Groundwater Management	2006年 3月
5	京都議定書の目標達成に向けて：日本が海外から排出削減クレジットを取得するためのステップ	2006年12月
6	アジアの農村地帯に適した造林活動計画：土地紛争回避が成功の鍵	2007年12月
7	合法で持続可能な木材の公共調達政策：日本の政策強化を目指して	2008年 7月
8	環境調和型産業クラスター (EIC)：環境と連携した地域経済発展	2008年 9月
9	堆肥化の推進と住民参加によるごみ削減：スラバヤ市の廃棄物管理モデル分析	2010年 4月
10	持続可能な開発に向けたアジアの再生可能エネルギー戦略	2010年10月
11	違法な木材貿易阻止に向けた税関間の協力	2010年11月
12	持続可能な開発につながるグリーン経済：日本は世界の貧困撲滅を重視した政策への転換を!	2011年 6月
13	国際環境CSR マルチステークホルダー・プラットフォームを通じた日本のリーダーシップ強化：日本の産業界、市民社会、公共セクターの連携による東アジアのグリーン市場の拡大	2011年 7月
14	アジア発展途上国の電気・電子製品に対する拡大生産者責任政策：「段階的導入アプローチ」の提案	2011年 9月

15	東アジアにおけるエネルギー市場統合：経済分析による政策含意	2011年10月
16	環境パフォーマンス格付け情報開示：企業環境管理（CEM）を促す戦略的政策	2011年10月
17	国連環境計画（UNEP）改革：環境ガバナンス強化に向けた段階的アプローチ	2012年 2月
18	地方自治体による環境国際協力とそのための資金調達	2012年 4月
19	アジアにおける地球温暖化対策としての技術移転	2012年 5月
20	長期電力シナリオと水利用：インドのケーススタディ	2012年 7月
21	有機性廃棄物の持続的 management：国・地方レベルでの協調行動の必要性	2012年 9月
22	REDD+のためのコミュニティ主体の森林モニタリング：現場から得られた教訓と考察	2012年10月
23	From NAMAs to Low Carbon Development in Southeast Asia: Technical, Mainstreaming, and Institutional Dimensions	2012年10月
24	気候変動に配慮した廃棄物管理に向けて：統合型都市廃棄物管理の可能性	2012年10月
25	温室効果ガス排出量／削減量のMRV（計測・報告・検証）の類型化： NAMAそしてMRVをめぐる議論の整理のために	2012年11月
27	COP18決定による日本の京都メカニズム活用への影響	2013年 3月
28	持続可能な開発のための質の高い教育： すべての人の持続可能で幸せな生活を実現するための優先課題	2014年 4月
29	北東アジア3か国（日本、中国、韓国）における炭素排出への価格付けの実現可能性	2014年 5月
30	Designing and Implementing an Energy Goal: Delivering Multi-benefits for Sustainable Development	2014年11月
31	Placing Water at the Core of the Sustainable Development Goals (SDGs): Why an Integrated Perspective is Needed	2015年 3月
32	新たな循環型社会に向けて：EU等における資源効率政策の動きから	2015年10月
33	Barriers for Implementation of the Philippine National Solid Waste Management Framework in Cities	2016年 6月
34	SDGs, DRR and CCA: Potential for Strengthening Inter-linkages	2016年 7月
35	Strengthening the Linkages Between Air Pollution and the Sustainable Development Goals	2016年 7月
36	二国間クレジット制度（JCM）プロジェクト補助事業のリース事業に対する運用に関する提言	2016年11月
37	Promoting the Landscape Approach in Asia-Pacific Developing Countries: Key Concepts and Ways Forward	2017年 5月
38	銀行セクターにおける気候関連リスクの統合強化に向けて	2017年 7月
39	Improving Irrigation Water Use Efficiency Holds the Key to Tackling Water Scarcity in South Asia: Technical Potential and Financing Options	2017年 6月
40	Carbon Pricing to Accelerate the Diffusion of Low Carbon Technology in China	2017年 6月

## 持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)

<https://www.iges.or.jp/isap/>

IGESは、アジア太平洋地域の喫緊の課題について、第一線で活躍する専門家や企業、政府、国際機関、NGO関係者が一堂に会して意見交換を行う「持続可能なアジア太平洋に関する国際フォーラム (ISAP)」を2009年より年1回開催している(2011年より国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS) と共催)。IGESが重要な役割を担う国際的・地域的ネットワークとの協力の下、毎年時宜を得たテーマを取り上げ開催しており、情報共有や議論の深化とともに参加者間の連携強化を促す相乗効果を目指している。

---

### 2009年 コペンハーゲンに向けて：低炭素で持続可能なアジア太平洋を実現する新たな道筋

〈2009年6月26日～27日／参加者数：500名〉

“アジア太平洋における低炭素型発展の実現”を主要テーマに、低炭素社会、生物多様性、グリーン消費、REDD、バイオ燃料、コベネフィット、環境人材育成等の課題を取り上げ、IGESの最新の研究成果を紹介しながら、解決策を探った。

---

### 2010年 持続可能な低炭素型発展：アジア太平洋が目指すべき革新的なアプローチ

〈2010年7月12日～13日／参加者数：780名〉

気候変動や持続可能な消費と生産 (SCP) に関する課題について議論を行うとともに、IGES 白書 III 「アジア太平洋における持続可能な消費と生産：資源制約を乗り越えてアジアは豊かさを実現できるか」を発表し、IGES独自の考察や提言を紹介した。

---

### 2011年 東日本大震災の教訓：リオ+20につなぐアジア太平洋からの新たな視点

〈2011年7月26日～27日／参加者数：850名〉

東日本大震災に焦点を当て、気候変動や自然災害の側面から、政治的・社会的システムの回復力について検討するとともに、リオ+20の主要トピックである「持続可能な開発のためのガバナンス」と「グリーン経済」について議論を行った。

---

### 2012年 持続可能な社会、レジリエントな未来へ：リオ+20からの新たな視点

〈2012年7月24日～25日／参加者数：1,100名〉

2012年6月にブラジルで開催されたリオ+20の成果を検証するとともに、グリーン経済、レジリエントな(対応力のある)社会、気候変動といった時宜を得たトピックに関するステークホルダーの理解を深め、意見交換を行った。

---

### 2013年 持続可能な未来への道を拓く：グリーン経済－アジア太平洋地域の視点

〈2013年7月23日～24日／参加者数：900名〉

グリーン経済の実現に向けた具体的な取り組み事例に焦点を当てながら、グリーン経済への課題と克服に必要な手がかりについて、多様なステークホルダーの視点から議論し、アジア太平洋地域の発展の道筋に向けたメッセージを発信した。

---

### 2014年 ポスト2015 開発アジェンダにアジア太平洋の声を：低炭素、レジリエントで、包摂的な解決策

〈2014年7月23日～24日／参加者数：930名〉

“ステークホルダーの協働による低炭素で気候変動や災害に強い社会の構築”をテーマに議論を深め、2015年に取り決めが行われる持続可能な開発目標 (SDGs) や新たな気候変動枠組みに関する国際的議論に向けたメッセージを提示した。

---

### 2015年 変革へのソリューション：2030年に向けた多様なパートナーとの連携強化

〈2015年7月28日～29日／参加者数：1,200名〉

「気候変動」と「持続可能な開発目標 (SDGs)」を二大テーマに、新たな気候変動枠組みとSDGsを確実に実施する上で多様な主体が協力して課題に取り組む継続的なパートナーシップをいかに構築していくのかについて意見交換を行った。

---

### 2016年 Translating Knowledge into Actions towards 2030 and beyond

〈2016年7月12日～13日／参加者数：1,100名〉

持続可能な開発目標 (SDGs) を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」と2020年以降の新たな気候変動枠組み「パリ協定」を国際・国家・地域・地方レベルで効果的に実施していくための方策について議論を行った。

---

### 2017年 Transformational Changes: Putting Sustainability at the Heart of Action

〈2017年7月25日～26日／参加者数：900名〉

気候変動の危機を改めて直視しながら、ビジネス、金融、カーボンプライシング、技術移転、自治体の役割、資源管理、生物多様性保全等における課題、及び持続可能性を中心に据えた変革のあり方について議論を深めた。

---

\* 2009年のみ湘南国際村センター (神奈川県葉山町)、以降はパシフィック横浜 (神奈川県横浜市) で開催

## ● ネットワーク／パートナーシップ (2018年3月現在)

### ● 国際機関機能の運営

- 気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)
- IGES-国連環境計画 (UNEP) 環境技術連携センター
- 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) アジア・オセアニア地域アセスメント技術支援機関 (TSU-AP)
- 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) - IGES 地域協力センター

\* 設立順

### IPCC-TSU のあけぼの

IGESの草創期の重要な事件の一つは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のインベントリー計画の技術支援ユニット (TSU) をホストしたことでした。1988年からの環境省 (地球環境局研究調査室<sup>1</sup>) の強いイニシアティブで、1999年からインベントリー計画の共同議長を日本から出すとともに、国連の機関であるIPCCの事務局の一端を引き受けることになっており、それをIGESが引き受けたわけです。国際的機関となることを目指していたIGESにとっても、これは全く未経験な事業でしたので、事務手続きに関するジュネーブのIPCCの事務局との複雑な交渉が最初の仕事となりました。

それ以前のIPCCのインベントリー計画の事務局は、経済協力開発機構 (OECD) の環境局に置かれていましたので、当初は、その事務局員とIGESのTSU職員が協力し

て<sup>2</sup>、日本からの共同議長とともに、進行中であった温室効果ガスインベントリー2000年優良指針の作成を実施しました。その後もIGESのTSUは、数多くのIPCCインベントリーガイドラインの作成の中心として活躍し、高い国際的評価を得ています<sup>3</sup>。

IPCCは、作業グループ等の組織、枠組みは、累次のアセスメント報告書の作成フェーズとともに共同議長、TSUが変わっていくことが原則になっていますが、インベントリー計画については、日本が継続して担当することを支援する声が多く、また、環境省の強い意向もあり、変更されることなく、間もなく20年になろうとしております。日本の重要な国際貢献として、この種の活動が継続されることを祈念するものです。

平石 尹彦 (IGES 参与 / 前気候変動に関する政府間パネル (IPCC) インベントリープログラム共同議長)

1 当時の研究調査室長は、IGESの森所長でした。2 1999年夏以降は、国際的な公募で採用されたIGESのTSUが事業を実施しております。  
3 <http://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/>

### ● IGESが事務局等として関与する国際ネットワーク

- アジア・コベネフィット・パートナーシップ (ACP)
- アジア環境法遵守執行ネットワーク (AECEN)
- 東南アジア諸国連合 (ASEAN) 持続可能な開発目標 (SDGs) フロントランナー都市プログラム
- クリーン・アジア・イニシアティブ (CAI)
- 東アジアサミット (EAS) 持続可能な都市に関するハイレベルセミナー
- 国際応用システム分析研究所 (IIASA) 日本委員会
- 低炭素社会国際研究ネットワーク (LCS-RNet)
- 日本気候リーダーズ・パートナーシップ (Japan-CLP)
- アジア太平洋水フォーラム水知識ハブ
- 低炭素アジア研究ネットワーク (LoCARNet)
- SWITCH-Asia
- アジア水環境パートナーシップ (WEPA) \*アルファベット順

### ● 研究協力・連携に関する協定締結

#### <国際機関>

- アジア開発銀行 (ADB)
- 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES)
- イクレイ (ICLEI) - 持続可能性をめざす自治体協議会
- イクレイ日本
- 国際持続可能開発研究所 (IISD)
- 国際労働機関 (ILO)
- 生物多様性条約事務局 (SCBD)
- 国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP)
- 国連環境計画 (UNEP)
- 国連環境計画国際環境技術センター (UNEP-IETC)
- 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 事務局 (CDMデータベースのデータ交換について)
- UNFCCC 事務局 (UNFCCC-IGES 地域協力センターの設立及び同センターを通じた協力について)

\*アルファベット順

#### <研究協力>

- アジア欧州財団 (ASEF) / スtockホルム環境研究所 (SEI) / ハンス・ザイデル財団 / アジア欧州会合 (ASEM) 中小企業エコ・イノベーションセンター (ASEIC)
- アジア工科大学 (AIT)
- コンサベーション・インターナショナル・ジャパン及び国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS)
- マイクロファイナンス研究所
- 国際総合山岳開発センター (ICIMOD)
- 韓国環境政策・評価研究院 (KEI)
- ネパール森林土壌保全省
- ブータン王国環境委員会
- ラオス国立大学
- 日中友好環境保全センター
- エネルギー資源研究所 (TERI)

#### <自治体>

- 横浜市 (Y-PORTセンター)
- 川崎市
- 下川町 (北海道)
- 富山市

#### <国内教育機関>

- 広島大学
- 名古屋大学
- 東京都市大学
- 東京工業大学
- 横浜市立大学
- 横浜国立大学

\*アルファベット順

#### ● その他 (メンバーシップ等)

- フューチャー・アース国際本部事務局日本コンソーシアム
- ロックフェラー財団100のレジリエント・シティ・プログラム
- 持続可能な開発ソリューション・ネットワーク (SDSN) ジャパン
- 国連経済社会理事会 (UNECOSOC)
- 国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI)
- 国連グローバル・コンパクト (UNGC) / グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン (GCNJ)

\*アルファベット順

#### ● IGES 設立憲章署名機関

##### <行政機関> 16機関

- オーストラリア連邦環境・水資源・国家遺産・芸術省
- カンボジア王国環境省 2000年9月署名
- カナダ環境省
- 中華人民共和国環境保護部
- インド環境・森林省
- インドネシア共和国環境省
- 日本国環境省
- 大韓民国環境省 2001年11月署名
- ラオス人民民主共和国水資源・環境庁 2003年6月署名
- マレーシア天然資源環境省 2002年9月署名
- モンゴル国自然・環境省
- ネパール連邦民主共和国環境・科学・技術省 2001年11月署名
- ニュージーランド環境省
- フィリピン共和国環境・自然資源省
- タイ王国天然資源・環境省
- ベトナム社会主義共和国天然資源環境省 2004年6月署名

##### <国際機関> 6機関

- 国際熱帯木材機関 (ITTO) 2004年11月署名
- 国連地域開発センター (UNCRD)
- 国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) 2005年11月署名
- 国連環境計画 (UNEP)
- 国連訓練調査研修所 (UNITAR)
- 国連大学サステナビリティ高等研究所 (UNU-IAS)

##### <研究機関> 26機関

- アジア太平洋環境法センター (シンガポール)
- 国際環境法センター (米国) 2002年8月署名
- アース・カウンシル研究所 (コスタリカ)
- 一般財団法人地球産業文化研究所 (日本)
- インディラ・ガンディー開発研究所 (インド)
- サセックス大学開発学研究所 (英国)
- 東南アジア研究所 (シンガポール)
- マレーシア国際戦略研究所 (マレーシア)
- 国際環境アカデミー (スイス)
- ワイカト大学国際地球変動研究所 (ニュージーランド) 2001年9月署名
- 国際応用システム分析研究所 (IIASA) (オーストリア)
- 国際環境開発研究所 (IIED) (英国)
- 国際持続可能開発研究所 (IISD) (カナダ)
- 韓国エネルギー経済研究所 (KEEI) (韓国)
- 韓国環境政策・評価研究院 (KEI) (韓国)
- 国立環境研究所 (日本)
- ポツダム気候変動研究所 (PIK) (ドイツ)
- 日中友好環境保全センター (中国)
- スtockホルム環境研究所 (SEI) (スウェーデン) 2002年2月署名
- タイ開発研究財団 (タイ)
- タイ環境研究所 (タイ)
- エネルギー資源研究所 (TERI) (インド)
- フィンランドVTT技術センター (フィンランド) 2002年12月署名
- 世界資源研究所 (WRI) (米国)
- ワールドウォッチ研究所 (米国) 2004年2月署名
- ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ)

\*アルファベット順 (署名年月のないものは設立時からの署名機関)

# 基本資料

- 1 新しい文明の創造に向けて  
—21世紀地球環境懇話会提言—  
21世紀地球環境懇話会
- 2 地球環境戦略研究機関のあり方  
総合的な環境研究・教育の推進体制に関する  
懇談会最終報告 環境庁
- 3 地球環境戦略研究機関設立憲章
- 4 公益財団法人地球環境戦略研究機関定款
- 5 2007年度以降のIGES研究戦略
- 6 Institute for Global Environmental Strategies (IGES)  
Medium-to-Long Term Strategy 2016–2025

# 1 新しい文明の創造に向けて—21世紀地球環境懇話会提言—

平成7年1月17日  
21世紀地球環境懇話会

## はじめに

地球環境問題が二十一世紀の人類の最大の問題のひとつであることは間違いがない。それは、未来の人類の生存そのものに関わる問題である。このような問題に関して、配慮を尽くしても尽くしすぎることはなく、対策を立てても立てすぎることはない。

二十一世紀地球環境懇話会は、平成6年3月23日以来、計12回にわたって会議を重ね、地球と人類の将来を憂う多くの委員によって多方面にわたる熱く厳しい議論を重ねてきた。そしてときには各方面の専門家の意見を伺い、委員の認識の欠を補ってきた。もとより委員たちの意見は複雑多岐であり、またこの問題に対する委員たちの思いは深く、十分にこのとりまとめに盛りきれものではないが、これをもって、懇話会の意見の集約としたい。

## 1. 地球環境問題への基本的視点

### (1) 文明の発展と「人間圏」の発生・拡大

人類の祖先が数百万年前に初めて地球上に出現して以来、人類はそのほとんどの期間、採集、狩猟により生活し、地球の生態系の中で自然とほぼ共生していた。しかし、およそ一万年前に、人類が農耕と牧畜を開始し、文明を手にするようになってからは、この人類と自然との共生関係に著しい変化がもたらされた。

このような文明の生成、発展は、地球の物質循環の中でとらえると、人間活動そのものが地球のトータル・システムの中のひとつの独立したサブ・システム、すなわち独立した物質循環の系としての「人間圏」を形成していった過程とみることができるが、近代科学技術の誕生や18世紀にイギリスで始まった産業革命は、こうした「人間圏」を飛躍的に拡大させるものとなった。

さらに、20世紀後半の大量生産・大量消費・大量廃棄に基づく、高度な科学文明の発展による「人間圏」の拡大は、人類の文明の発展にとって深刻な脅威となる恐れすらもたらしてきている。

### (2) 危機を迎える地球環境

地球環境が維持される前提は、自然や人類による環境への負荷が地球の環境容量と均衡するか、これを下回る場合である。しかし、人類は、現在100年前と比べるとおよそ1000倍のエネルギーを消費し、これまで自然界に存在しなかったおびただしい種類と量の化学物質などを生産・消費するとともに、食料や木材の生産のために広大な森林を伐採してきた。その結果、近年、地球環境への負荷は質・量ともに急速に増大しつつある。

一方、自然のメカニズムによって環境を復元しようとする能力は、熱帯雨林の減少・砂漠化の進行、多様な生態系を有する自然の減少などにより急速に低下しつつある。

このように「人間圏」の拡大は、一方では、地球環境の負荷を増大させ、他方では、環境容量を低下させつつあり、この傾向が続けば急激に地球の環境システムのバランスが崩れ、人類に予測し難い災厄をもたらすことが予想される。特に、炭酸ガスやメタンガスなど温室効果ガスの大気中における濃度の増大による地球温暖化の進行、これによる気候変動、海水準の上昇、さらに、フロンガスによるオゾン層の破壊に起因する生物に有害な紫外線被曝量の増大、地表面の広範な地域における砂漠化の進行などは全人類の存亡にかかわる問題を招来しつつある。

しかも、継続的な世界人口の増大、多くの開発途上国における経済開発の進行などにより、地球環境への負荷は、将来とも長期にわたり増大していくことが確実視されているのが現実である。これらに対する有効な手だてが見いだせない場合、単に地球環境の悪化だけでなく、これにより生起する様々な国内・国際的な政治・経済・社会上の問題により人類の危機は現実的なものになる恐れが極めて大きいと言わなければならない。

### (3) 「地球環境時代」を迎えて

文明の発展が「人間圏」の拡大を通じ、地球環境へ



の負荷を許容限度を超えて増大させているとするなら、これに対する対策はやはり文明論的視点を踏まえた地球規模での対策でなければならない。そのためには、現在の物質文明の礎となっている価値観や価値体系を「地球環境時代」ともいべき新しい時代を視野に入れて根源的に問い直すとともに、新しい時代にふさわしい新たな文明思想を構築していくことが不可欠である。こうした新たな文明思想の構築によってはじめて「地球環境時代」にふさわしい新しい人類の価値観やライフスタイルが形成されていくであろう。また、今後とも科学技術の可能性を最大限に活用するに当たって、人類と自然との調和と共生を基本に据えていけば、人類が自然を支配できるといった行き過ぎた楽観論もまた克服されていくであろう。

幸い、我が国には、高度に発達した科学技術がある一方、歴史的には自然との共生に大きな価値を置く固有の思想と伝統があった。また、高度な工業化社会を築いていく過程で発生した様々な公害を実際的に克服した経験も持っている。我が国が、これらの思想や経験を活用していけば、地球的環境問題の解決に先導的な役割を果たすだけでなく、世界の国々に先駆けて新たな文明の創造に大きく貢献しうるものとなっていくに違いない。

## 2. 求められる新たな地球環境倫理

東西対立が激化し、核戦争の危機が現実味を帯びていた時代には、核戦争の回避が人類の最大の倫理であるとの主張がなされた。東西対立が解消した今日、人類最大の倫理は「地球環境戦争」に打ち勝つことである。しかし、この「地球環境戦争」の敵を打ち破るのは決して容易ではない。何故なら、この敵は我々個人や社会、国家の内側に潜んでおり、すべての人々の生き方に大きな影響力を持っているからである。しかし、我々一人一人の中にしっかりと以下で述べるような新たな「地球環境倫理」を確立していくことによって、必ずやこの戦いを有利に進めていくことができるであろう。

### (1) 生態系保全の思想（自然との共生と調和）

地球というシステムの中で、「生物圏」は人類の生存にとって不可欠なサブ・システムであるが、この地球の生態系を崩さず、人類が採集・狩猟という原始的なラ

イフスタイルで生きられる個体数は数百万人程度であるとの見方がある。しかし、現在、地球上にはおよそその千倍の人類が生存し、しかも高度に発達した文明の下で、大量の資源やエネルギーを消費し、地球表面の隅々にまで開発の手が及んでいる。

このような「人間圏」の自然に対する「侵略」は、世界の広範な地域で固有の生態系に著しい変化や破壊をもたらすとともに、二酸化炭素やフロンガスの大気中の濃度増大などによって、地球的な規模での気候変動等を招来するまでに至っている。

したがって、今後とも、人類が高度な文明を持続していくためには、人類の活動と生態系との調和と共存を図っていくことが不可欠である。そしてそのためには、自然を尊び、自然を愛し、自然に学ぶという「自然保護憲章」の理念の下に、改めて、地球の生態系を保全していくという考え方を人類の存続にかかわる重要な地球環境倫理の一つとして、人類共通の意識にまで高めていかねばならない。

その中でも、特に、豊かな生態系を形づくっている森林は重要である。森林は人類の生活や文化に深くかかわりを有しているだけでなく、二酸化炭素の貯蔵や循環など地球環境全体の保全にとってもとりわけ大きな意義を有するものと考えられるからである。このため、砂漠化防止対策や植林を積極的に進める必要がある。

### (2) 循環の思想（発生抑制・リサイクル）

世界の人口の約8割は、未だ低い生活水準の中で暮らしており、これを向上させるためには、引き続き、一次製品の生産に加え、産業の工業化が不可欠であろう。しかし、これが従来の大量生産・大量消費・大量廃棄という一方向のシステムを通じて行われた場合、また、これが無原則に行われた場合、地球規模での環境への負荷は破局的な水準にまで達することが想像される。

こうした事態を軽減したり回避するための最も重要な手だては、これまでの産業・社会のシステムや現代的なライフスタイルを根本的に見直し、社会経済システムを一方向型でなく、循環型のシステムに再構築していくことである。このことによって、より高いレベルの生活を確保しながら地球環境への負荷を軽減していくことが必要である。

このための基本は、人類のすべての営みの中で、ま

ず廃棄物の発生を可能な限り抑制すること、そして発生した廃棄物についても最大限のリサイクルを行うという思想に基づき、新しい生産・消費のシステムを整備することである。廃棄物の減量化、再生利用については、すでに先進的な国では相当な効果をあげているが、我が国においても、これらの国の経験を参考にしながら、減量化と再生利用促進へのインセンティブが生じよう、その責任やコストを適切に事業者、消費者、行政の間で分かち合うような経済的手法をも含めた、新たな廃棄物対策を早急に導入していくことが必要である。

さらにまた、炭酸ガスの長期間固定のための木材の新たな利用の促進などを実現していくことなども重要である。

このような努力が世界的に広まり、これが大きな効果を生むようにするためには、こうした発生抑制・リサイクルに関する思想と行動原理をより体系的に練り上げ、これを人類の共通の地球環境倫理として確立し、実践していくことが何より必要である。

### 3. 新たな地球環境科学・技術に向けた再編・創造

現代の高度な物質文明の発展は、広範な分野における著しい近代科学技術の進歩の成果である。しかし、この物質文明の発展自体が21世紀の人類の存在そのものに大きな困難をもたらしつつあるとすれば、これを解決していくためには科学技術が地球環境時代に相応した新たな役割を果たせるよう自らを再編していくことが必要である。

#### (1) 地球環境科学・技術システムの新たな再編・創造

現代の科学技術は、細分化・専門化がますます進んでいるが、その一方、環境に関連する科学技術は既存の個別学問分野の中に内包されたままに置かれているのが現状である。各個別学問分野の融合も図られようとしているが、現状では地球環境をシステムとしてトータルに理解するためには不十分である。そのためには、新たな観点に立って地球環境科学を構築するとともに、併せて他の科学の分野もそれに応じて再編していくことが不可欠である。これにより、これまでの広範な科学技術分野での膨大な成果が地球環境の科学的理解のために一層有効に利用できるばかりでなく、新

しい環境科学の創造と、より体系的かつ有効な環境技術システムの構築とが可能となるであろう。

また、このような科学技術の再編・創造を促進するためには、地球環境に関するデータベースの整備が重要である。有効なデータベースの整備は、それ自体地球環境科学技術の発展にとって不可欠であるばかりでなく、これは同時に、環境を取込んだ新たな科学技術体系の確立を促すからである。

さらに、地球環境科学技術の発展は一国レベルでなく、世界的規模で進められてこそはじめて有効なものとなる。そうした中で我が国についても、現在急速に地球規模で進んでいる情報ネットワークを通じ、地球環境に関する新たな科学的知見や経験の発信者としての役割を果たすことが強く期待されていることも忘れるべきではない。

例えば、炭酸ガス排出抑制に大きな効果を持つ直流高压送電、さらには、超電導送電技術を用いた世界的な水力発電システムの開発、太陽エネルギーの利用の拡大や化石燃料を使わない輸送機器の開発導入など我が国独特の技術の開発を一層促進し、世界に貢献すべきである。

#### (2) 人文・社会科学と自然科学の融合・再編

地球環境問題は、現在の物質文明そのものに由来していることから、人類の思想・哲学、すべての政治的・経済的・社会的な価値や仕組みに深くかかわっているにもかかわらず、これまでどちらかと言えば、人文・社会科学の領域で地球環境問題に然るべき位置づけを与えた本格的な研究や貢献は必ずしも多いとは言えなかった。

しかし、21世紀においては、人文・社会科学による貢献の必要性と期待は極めて大きなものとなる。なぜなら、人文・社会科学においてこそ環境の価値付けを積極的に行うことができ、また、このことによって、科学技術との間に環境を軸としたより広範かつ密接な接点形成され、両者の融合・再編が進み、地球環境問題への総合的な取り組みが発展する基礎が形成されるからである。

### 4. 地球環境保全への具体的提案

今日、我が国は世界経済において大きな位置を占めるに至っているが、これは我が国が地球の恵みに多く

を依存し、それだけ地球環境への大きな負荷をかけていることを十分に認識すべきである。このことを踏まえて、21世紀に向け我が国は自らの社会を環境への負荷が極力少ない社会に変えていくとともに、これまでの環境分野での経験や高度な科学技術を活用して、豊かな地球環境と共に生きていける人類社会を築くため、世界に率先してその役割を果たしていく必要がある。

こうした積極的な役割を果たしていくためには、我が国としても地球環境問題を最重要の国際貢献の課題として位置づけ、最大限の努力をしていくべきである。具体的には、グローバル・パートナーシップの精神の下、地球環境保全に関する国際的な連携の確保、開発途上国の環境保全への協力を、技術や経験の交流や移転、財政的な支援や国際的な枠組みづくりへの参画などを通じて、推進していく必要がある。

こうした観点から、特に緊要と考える以下のような具体的な提案を行うものである。

### (1) 地球環境の危機に対処するための戦略研究機関 (地球環境戦略研究機関) の設置

地球環境の危機に対処し、持続可能な開発を世界規模で達成していくためには、既存の細分化された近代科学技術を新たな地球環境問題に関する観点から再編・再統合するとともに、人文・社会科学的視点も加えて、地球環境問題に立ち向かうための戦略を総合的に研究していくことが必要である。こうした課題に応えるために、地球環境を巡る諸問題について、これまでの専門分野を超えて横断的に研究し、内外に向けて提言を行うような世界に開かれた「地球環境戦略研究機関」とも称すべき新たな戦略研究の機関を検討すべきである。

こうした機関を通じて、外国の研究者の積極的な研究参加や世界の他の地域の研究機関を結ぶ情報ネットワークの強化、内外の研究者による研究交流の促進なども、併せて大きく推進されることが期待されよう。また、地球環境問題の専門家の育成や大規模な地球環境に関するデータベースの構築についても検討されるべきであろう。

### (2) 地球環境倫理に基づいた環境教育・学習と実践

地球環境倫理に基づき、家庭・学校・社会において環境教育・学習を推し進めていくことは、極めて重要な課題である。とりわけ、思想の形成期に当たる時期の

学校教育は重要である。その場合、地球環境の大切さについて、それぞれの成長段階に応じて、各教科においてわかり易い言葉で具体的な内容を教えるとともに、山野、海浜、河川の自然等に直接触れ、五感を通して環境への慈しみの気持ちが子供達の豊かな感受性を通じ、血となり肉となるようにしていくことが大事である。

そのための手始めとして、例えば、教科書・教材への古紙のリサイクルの強化やこうした感性を磨くための国語教育等を通じた環境教育、野外活動なども一層推進すべきである。

また現在、多くの人々の自発的な努力によって環境保護を中心とした様々な幅広い活動を実践するための市民組織が形成されてきているが、こうした組織の活動は内外で環境思想を広め、深めていく上で今後ますます大きな役割を果たすものと期待される。このような活動の輪をさらに広げていくために、より多くの人々が身近で環境教育・学習や実践に参加できるような機会を増大させていくべきである。

### (3) 地球環境国民会議の設立

持続可能な開発を保障していく一方で、地球環境を十分に保全するという国際的な課題にこたえていくためには、単に政府が努力するだけではなく、国民一人一人がこの国際的な課題の解決に向けた闘いに参加していくことが不可欠である。また、政府の取り組みがより有効に行われるためにも、様々な専門知識を有するより広い人々の協力がますます重要になってきている。そのため、地球環境保全に重要な役割を果たしているNGOを積極的に活用していくことも検討していく必要がある。

また、さらに、1992年の「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」で採択されたアジェンダ21の中でも挙げられているような市民、女性、NGO、産業界、研究者、技術者などの主要なグループ間、あるいはそれらのグループと政府との間に積極的な対話の場を提供し、その間に責任あるパートナーシップが確立されるよう、様々な主体が参加する「地球環境国民会議」を設立すべきである。

このような国民会議は国民に向けて常に開かれてなければならないと同時に、すでに他の国々で発足している同様の会議との連携や協力を積極的に進めるべきである。また、アジア地域や世界的な規模での地球に関する会合を主催する等、地球環境に関する様々な組

織と連携すること等により、世界の人々に開かれたものでなければならない。

## おわりに

以上、1から3までが懇話会の意見のとりまとめであるが、4はこのような意見の上に新たに全員の賛成をもとにした新しい3つの提案である。われわれは、この書を持って、今後の我が国における地球環境問題の一つの指針になることを期待するとともに、この3つの提案の早急な実現を要望するものである。

## 21世紀地球環境懇話会メンバー

---

芦原 義信	建築家・東京大学名誉教授
稲盛 和夫	(株)京セラ会長
今井 賢一	スタンフォード大学教授・スタンフォード日本センター理事長
岩崎 駿介	筑波大学教授・市民フォーラム2001事務局長
梅原 猛	国際日本文化研究センター所長
近藤 次郎	東京大学名誉教授・中央環境審議会会長
俵 万智	歌人
C.W.ニコル	作家、探検家
西澤 潤一	東北大学総長
沼田 真	千葉県立中央博物館館長
原 剛	毎日新聞編集委員
松井 孝典	東京大学助教授
松田 美夜子	リサイクル実践家・生活環境審議会委員
鷲尾 悦也	日本労働組合連合会事務局長

## 2 地球環境戦略研究機関のあり方

平成8年4月12日

総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇談会最終報告  
環境庁

### 1. はじめに

本懇談会は、地球環境の危機に対処し、持続可能な開発を地球規模で達成していくために必要な環境研究・教育体制として、新たな地球文明創造のための戦略づくりを行う「地球環境戦略研究機関」の設立を提案し、その具体的な機能、設置形態、研究体制等に関して検討を行ってきた。検討に当たっては、懇談会に設置した専門委員会における計11回にわたる審議、海外の研究機関等の調査、幅広い有識者からの意見聴取等を行うとともに、学術審議会が平成7年4月に建議した「地球環境科学の推進について」をも視野に入れた。この間、本懇談会は、平成7年6月に地球環境戦略研究機関の性格、機能等に関して中間報告をまとめたが、これに関する各界からの反響には大きなものがあり、新たな地球文明の創造、持続可能な開発のための戦略づくりの場として、また、我が国の顔の見える新たな貢献策として地球環境戦略研究機関設立への期待は大いに高まっている。

本懇談会は、地球環境戦略研究機関の設立に向けての基本となる事項についてとりまとめたので、ここに最終的な報告を行うものである。

### 2. 21世紀の新たな地球文明創造のための方途

地球環境の危機に対処し、持続可能な開発を地球規模で達成していくためには、国際的な枠組作り、開発途上地域への資金的な支援や技術・経験の移転等をはじめ、グローバルパートナーシップに基づく様々な国際的・国内的取組をより一層推進していくことが必要である。

しかし、地球環境の中で生きている人類社会にとって根源的な課題は、地球環境の危機の背景となっている現在の物質文明の価値観や価値体系を「地球環境時代」ともいべき人類にとっての新しい時代を視野に入れて問い直し、新たな人類の営みのあり方、新たな文

明の基本的枠組み（パラダイム）を創造し、これに即した社会経済の仕組み、ライフスタイル等の形成を図っていくことであろう。

このためには、世界の英知を結集して新たな文明の基本的枠組み、それを実施するための政策・手法等について研究し、具体化していかなくてはならない。

地球規模での持続性（サステナビリティ）実現のため、自然科学的・技術的な研究の基盤の上に、新たな文明の基本的枠組みを創造し、具体化するための戦略に関する政策的・実践的な研究を行い、これを様々な方法で具体化する「地球環境戦略研究機関」の設立は、これに応える方途の大きな一つとなる。

本懇談会は、以下のような性格、機能、体制等を有する地球環境戦略研究機関の設立を提案する。

### 3. 「地球環境戦略研究機関」のあり方

#### 3-1 戦略研究機関の性格

戦略研究機関は、以下のような性格・特色を有することが必要である。

##### ①総合性

地域環境に関する戦略研究は、自然科学的・技術的な研究を基盤とした政策的・実践的な研究である。したがって、戦略研究機関における研究は、総合性を有するものでなくてはならない。

##### ②新規性

地球環境に関する戦略研究は、地球規模での持続性実現のための戦略づくりの研究であり、近代以降の「経済中心秩序」に基づく基本的枠組みを、環境中心秩序・持続性に基づく枠組みに変革していくものであるという意味において、新規性をもつものでなくてはならない。

##### ③国際性

戦略研究機関は、地球規模での持続性実現のため、

国際的な人材・情報等の相互交流、国際的共同研究の実施等国際的な体制の中で研究を進める必要がある。

また、戦略研究機関の戦略研究は、世界の中でも人口・産業活動が飛躍的に増大し、地球環境とのかかわりが大きくなるであろうアジア太平洋地域の持続性の実現を図ることを念頭に置くとともに、アジア太平洋地域からの発信という視点を重視すべきである。

#### ④公開性

戦略研究機関は、専門の研究者のみならず、行政、企業、NGO等からの研究等への参加により、政府、産業界、NGO、国連等のグローバルパートナーシップによる研究体制を構築することが重要である。また、戦略研究のテーマの設定、研究成果の利用等についても、様々な主体に開かれたものである必要がある。

#### ⑤独立性

戦略研究機関は、研究の内容・成果等について、政府等の関与から独立したものであることが必要であり、こうした観点から、戦略研究機関の設置形態、運営のあり方に考慮されなければならない。

### 3-2 戦略研究機関の機能

戦略研究機関は、

- 1 地球環境戦略研究の実施
  - 2 戦略研究の成果の具体化
  - 3 戦略研究プロジェクトへの参加を通じた実践家等の育成
  - 4 実践的・政策的な情報のセンター
- の4つの機能を果たす。

#### 3-2-1 地球環境戦略研究の実施

(1) 戦略研究機関は、新しい文明の基本的枠組みを創造し、地球規模の持続性実現のための戦略に関する政策的・実践的な研究、すなわち「地球環境戦略研究」を実施する。

その研究目的は、大きく分けて、

- ① 地球規模の政策決定・実践に具現化するための戦略づくり及びその具現化
- ② 地球環境を対象とした新たな実践的な学問体系として、持続性実現に関する戦略的科学的構築
- ③ 地球規模の持続性実現に貢献する人材の育成

である。

(2) 地球規模の持続性実現のための戦略づくりの研究は、自然科学的・技術的な基盤の上に、国際的な体制の中で新しい文明の枠組みを政策決定・実践に具現化するための人文・社会科学にウエイトを置いた研究であり、極めて実践的な研究である。

環境に関連する科学は、近代科学に細分化された各学問分野に内包されており、これらを抽出・統合して地球環境を対象とした新たな学問体系を構築することが必要であるが、これは同時に、地球規模の持続性実現に向けた既存の社会経済等のあり方を変えうる戦略的な科学でなくてはならない。戦略研究機関は、地球環境戦略研究の実施を通じて、この持続性実現に関する戦略的科学的構築の先導的役割を果たす。

戦略研究機関は、地球環境戦略研究への参加を通じて、実践家等の人材育成を行う。このため、地球環境戦略研究は、この人材育成が効果的になされるような内容・手法とすることが必要である。

(3) 地球規模の持続性は、地域的（リージョナル又はローカル）なレベルで、あるいは、都市、農村等といった多様な地域性の中で実現していく課題でもある。また、そのための政策・実践のための戦略も、地域の間、国と国との間、あるいは南北の間に相違がある。したがって、地球環境戦略研究は、具体的な地域レベルでの課題の解決に結びつくことが不可欠であるとともに、共通の課題に関する地域間、国間や南北間の調整方法についての戦略を提示するなど様々な地域レベルとの密接なつながりを持たなければならない。とりわけ、アジアに位置する我が国に設立される戦略研究機関は、アジア太平洋の様々な地域の持続性の実現を目指し、また、アジア太平洋からの戦略発信を重視するという視点を明確に持つていく必要がある。

#### 3-2-2 戦略研究の成果の政策決定、企業・NGO等の行動への具現化

(1) 戦略研究機関は、このような地域環境戦略研究を実施するだけでなく、その成果を国連・政府・自治体等の政策決定、企業・NGO・市民の行動に具現化させる機能を果たさなければならない。このた

め、以下のような方法をとることが必要である。

ア 戦略的研究機関が実施する戦略研究プロジェクトのテーマは、国連、各国政府、自治体、企業、NGO等からも提案しうることにし、実際の戦略研究プロジェクトには、研究者のみならず、政策・実践の主体である政府・自治体、企業、NGO等の人材も戦略研究に参加する方法をとる。

イ 開発途上地域等の政府、自治体等の申請に基づき、戦略研究プロジェクトとして、当該地域の持続性実現のための政策等の評価とともに、戦略策定への情報と勧告を供与する。

ウ 条約交渉会議その他の国際的枠組みづくりの事務局、その他これにかかわる諸機関に主要なデータ・情報等を提供し、又は会議のメンバーとなり戦略研究の成果に基づく手法・戦略を提案する。

エ 国連、政府、自治体、産業界、NGO等との間で、共同研究を実施するとともに、社会への提案・合意形成等のための会議、セミナー等を実施する。

(2) 個々の戦略研究プロジェクトには、テーマに応じた政策化・実践化の方法・手段の策定、政策・実践の評価、戦略研究へのフィードバックというプロセスが備わっていないとしない。

### 3-2-3 戦略研究への参加を通じた実践家等の研修・訓練

(1) 戦略研究機関は、戦略研究の実施、その成果の政策決定等への具現化のプロセスを通じて、

いわば地球環境の持続性実現のための人材の研修・訓練を行う。すなわち、①指導的な政策担当者、②各界のパートナーシップを形成するコーディネーター、③研究者、④現実的实践家、⑤環境教育に携わる教育関係者、⑥ジャーナリスト等といった問題解決型の専門家を育成する。

(2) このため、以下の方法をとる必要がある。

ア 実践家・行政官・企業人等を具体的フィールドにおける戦略研究プロジェクトに参加させることによって実践的な研修・訓練を行う。

イ 戦略研究機関の施設・設備を利用したトレーニングコースを設け、開発途上国の研究者・実践家等を中心とする研修・訓練を行う。

ウ 世界の第一線の研究者、オピニオンリーダー等と、実践家・行政官・企業人等との議論・交流の場として、国際セミナー、ワークショップ等を開催し、政策的・実践的な研修・訓練を行う。

### 3-2-4 実践的・政策的な情報のセンター

(1) 戦略研究機関は、地球規模、とりわけアジア太平洋地域の持続性実現に関する実践的・政策的な情報等についての1つのセンター的機能も果たすべきであり、地球規模で整備が進みつつある情報通信ネットワークを活用したオンラインの情報交流だけでなく、実際に、応答・相談ができる体制を整備することが必要となる。

(2) また、戦略研究の成果等は、レポート、書籍、ビデオ、CD-ROM等様々な媒体を通じて世界に普及するとともに、わかりやすい形にして市民一人ひとりの環境教育の教材等とする。また、各国語に翻訳するとともに、十分な広報を行う。

#### 地球環境戦略研究機関の機能

##### 戦略研究機関

- 地球環境戦略研究の実施
- 成果の政策決定・行動への具現化
- 戦略研究への参加を通じた実践家等の研修・訓練
- 実践的・政策的情報のセンター

## 3-3 戦略研究機関の設置形態

### 3-3-1 設置形態の要件等

(1) 以上のような戦略研究機関の性格、機能等は、既存の機関の拡充・改組等では実現できず、新たな機関を設立することが必要である。戦略研究機関は、地球環境保全に関する我が国の新たな顔の見える貢献策として、我が国が中心となって設立すべきである。また、地球規模の持続性実現にとってアジア太平洋地域が大きな位置付けを持つことから、

これをアジアに位置する我が国に設置する意義は大きい。戦略研究機関の設置形態のあり方については、十分な考察が加えられなければならないが、次のような要件を満たすものでなくてはならない。

ア 戦略研究機関の諸機能は、地球規模の持続性実現のための新しい考え方や仕組みの創造に向けた実践的な研究を実施し、地球的、地域的な社会経済のあり方を変えていくことであり、戦略機関の設置形態は、これを実現するために地球社会をリードするものでなくてはならず、特定の立場・利害を代表するものではなく、国等の政策主体から独立した形態であること。

イ 100人規模の内外の第一線の研究スタッフ（研究者、行政官、企業人、NGO等）を戦略研究プロジェクトのテーマに応じて機動的に編成することができる人事体制がとれる形態であり、また、内外の第一線の研究者にとって、戦略研究への参加が魅力的なものとなる形態であること。

ウ 内外の政府・地方自治体、国連、企業、研究機関等との共同事業を実施し、また、特定地域の持続性実現に向けての戦略づくりに情報と勧告を供与する等により、戦略研究の成果を中立的かつ効果的に具現化することができる形態であること。

エ 戦略研究機関の戦略研究プロジェクトとして実施する外国機関との共同研究に際して、あるいは、戦略研究プロジェクトに参加する外国の機関等に所属する客員スタッフに、戦略研究機関から資金供与ができる形態であること。

オ 我が国の政府、自治体、企業等だけでなく、国連、外国政府・自治体、外国の企業・財団等この戦略研究機関が実施する地球規模の持続性実現のための戦略づくりに積極的に協力し、これらの機関等からの研究費等の資金の受け入れができる形態であること。

(2) 法人格を有する組織の設置形態としては、①国際連合の機関、②独立の国際機関（条約に基づく機関）、③政府・地方公共団体の機関、④特殊法人・

認可法人、⑤公益法人、⑥学校法人、⑦株式会社、等が考えられる。

上記の戦略研究機関の設置形態の要件を十分勘案すると、本懇談会としては②にある独立の国際機関とすることがふさわしいと考えるが、独立性の確保等を前提に、現実的な対応が必要である。

### 3-3-2 独立の国際機関の場合の設立・運営の留意事項等

(1) 独立の国際機関とした場合には、条約に基づき設立されることとなる。独立の国際機関は、一般的には締約国の間の共通の利益のため、締約国の分担金・拠出金によって運営される。

しかし、世界には、既に様々な目的のために数多くの国際機関が設立されており、最近、国際的な行財政改革の観点からこれらを見直すべきとの機運も生まれている。

また、これまでの独立の国際機関の運営上の課題として、

- ・ 締約国という主権国家間の利害対立に伴って機関としての意思決定が円滑になされない場合がある。
- ・ 締約国の政策上の優先度の変化によって拠出金等が変動するため、所期の予算の確保が困難になる場合がある。
- ・ 設立時に設定した目的が変質し、所期の機能が有名無実化したり、目的が十分達成されないまま機関の機能が形骸化してしまう場合がある。

等を指摘することができる。

(2) この戦略研究機関を独立の国際機関として設立する場合には、以下の方針に従って、その設立準備過程、設立後において国際社会の行政改革の動向に配慮するとともに、運営の円滑化・安定化を図るべきである。

ア 地球規模での持続性を実現するための新たな地球文明に向けた戦略づくりは、我が国や締約国のみの利益のためではなく、地球的な利益・将来世代の利益を達成するものであるが、地球環境保全に貢献することを目指す我が国は、この戦略研究機関



の設立を地球環境保全に向けた新たな貢献策と位置付け、戦略研究機関の設置・運営に必要な資金等を積極的に負担すべきである。

イ 研究機関たる戦略研究機関は、利害調整等のための機関と異なり、いわば「研究の独立性」を保証する運営方法をとる必要があり、戦略研究機関が実施する戦略研究等の基本的な運営の意思決定は、締約国が行うのではなく、個人資格参加の国際運営委員会がこれに当たり、締約国の関与は最小限のものとし、所長の任命、分担金の額の決定に限るべきである。

ウ 戦略研究等に参加する研究者等は締約国出身の研究者等に限定せず、共同研究の相手方も締約国の政府機関に限定すべきではない。

エ 開発途上地域にある締約国の機関等が戦略研究機関と行う共同事業、当該国からの研修員等については、戦略研究機関が極力その経費を負担していくべきである。

オ 戦略研究機関の人事体制は、硬直的なものではなく、戦略研究プロジェクトのテーマに応じて機動的・流動的なものとすべきである。また、人事の承認は、締約国が行うのではなく、戦略研究機関内部の人事委員会が行うべきである。

カ 戦略研究機関設立のための条約づくりには、早期の設立を容易にするため、例えば、日本を含め3カ国程度の少数の政府において交渉し、3カ国程度の受諾書等の寄託により発効するようにし、設立の準備過程において国際社会の負担を軽減すべきである。

(3) 戦略研究機関を独立の国際機関とする場合には、戦略研究機関で使用する言語は、英語をワーキングランゲージとし、日英両語を公用語とすることが適当である。なお、戦略研究の成果等は、わかりやすくした上で、できるだけ多くの言語に翻訳することが必要である。

### 3-4 研究体制・運営方法

#### 3-4-1 「地球環境戦略研究プログラム」、 「戦略研究プロジェクト」

(1) 戦略研究の実施等に当たり、まず、戦略研究機関は、地球規模の持続性実現のための地球的・地域的、行政・産業・NGO等の諸課題を中長期的な視点の下に計画的・戦略的な「地球環境戦略研究プログラム」としてまとめることが必要である。「地球環境戦略研究プログラム」の策定に当たっては、アジア太平洋地域の持続性確保とアジア太平洋地域からの発信を重視する必要がある。

地球環境戦略研究プログラムは、様々な政策的・実践的な課題を十分検討した上で国際的な視点から策定していく必要があるが、プログラムに盛り込まれる基本的な要素の例を挙げると以下のとおり。

#### 地球環境戦略研究プログラムに盛り込まれる 基本的な要素 (例)

##### ○ 環境文明

人類の文明・思想・文化や自然等から導き出される持続性実現のための原理を探求し、新たな哲学・倫理等の形成、新たな文明の枠組みの構築に資する。

##### ○ 政策評価

地球規模、地域レベルの持続性を阻害している社会経済、空間利用、科学技術等の要因・現行政策等を分析・評価する。

##### ○ 環境戦略

新たな枠組みの下で、政策評価、科学技術的知見を踏まえた戦略づくりに向けて、戦略相互間の優先度、戦略研究の成果の具現化の方法・手段、その問題点・課題・フィージビリティ等を明らかにする。

##### ○ 環境教育

世代、地域、文化等に応じた持続性実現のための教育手法、様々な主体の持続性実現への取組支援手法等の開発を行う。

##### ○ 環境情報

戦略研究を実施するための地球規模、とりわけアジア太平洋地域の持続性に関連する情報の集積・解析を行うとともに、戦略研究の成果の発信を行う。

(2) 中長期の地球環境戦略研究プログラムに沿って、様々なテーマを実践的な数か月から数年の研究をプロジェクト化し、「戦略研究プロジェクト」を編成する。戦略研究プロジェクトの実施には、研究者のみならず、行政、企業、NGO等も参画する。また、戦略研究プロジェクトの実施それ自体が研究者・実践家等のトレーニングの場となるよう構成することが必要である。

(3) 戦略研究プロジェクトの課題・テーマ、その手法等については、「地球環境戦略研究プログラム」に沿って、中長期的な政策的展望の下に戦略的に設定していくことが必要であるが、課題・テーマの例を挙げれば以下のとおり。

#### 戦略研究プロジェクトの研究テーマ(例)

##### ○ 新たな文明の枠組みの創造に関する研究

・有志以来の人間活動と地球環境の関係、例えば、気候変動・環境破壊等が文明の興亡・盛衰や人間の心理・行動等に与えた影響、地域・民族・宗教・社会システム等に基づく環境観の比較とその相違が環境変化に及ぼす影響、自然との共生思想の系譜等を体系的に解析・評価する。

・将来世代が地球環境の恵沢を公平に享受しうるための世代間の公平性、南北間等の地域間の公平性等の地球環境倫理ともいべき原則のあり方とともに、近代の進歩の思想・発展段階論の再構築、有限な地球環境に適応する経済学・技術体系等の構築のあり方を探求する。

##### ○ 持続性を実現する社会経済システムに関する研究

・大量生産—大量消費—大量廃棄あるいは人口増加—資源収奪—環境破壊等の社会経済システムや悪循環を改め、持続性を実現するため、消費構造・生産構造・土地利用・交通体系・ライフスタイル等その社会経済的メカニズムの解明を行うとともに、消費パターンの変更方法、適性技術の普及、情報通信の応用方法等持続性が確保される社会経済システムのあり方・方法を探る。

##### ○ 特定地域の環境対策・持続性確保に関する研究

・特定の国・地域からの申請に基づき、戦略研究プ

ロジェクトとして、当該地域の気候・水質・生態系等の保全のための環境対策、社会経済システム等に関する評価を行うとともに、これを踏まえて具体的な環境対策、戦略づくりに情報と勧告を供与する。

・関係国の参加を得て、戦略研究プロジェクトとして、例えば、東アジアにおける汚染物質長期移動モデルの開発を行い、現実的な多国間取極を提案する。

##### ○ 国際的な政策手段の開発と地球規模・地域レベルの合意形成に関する研究

・国際的枠組みづくりのための新たな合意形成・意思決定の方法、国際的組織体制、国際的法制度、革新的な資金調達手法等を提案する。

・不確実性の高い地球規模の問題に対して、不確実性下における対策の提示等の地球環境問題に関するリスクマネジメントのあり方を探るとともに、人類の共有財産ともいべき環境(グローバルコモンズ)の保全・管理手法、地球温暖化防止のための新たな具体的政策手段、環境安全保障政策の体系化等について提案する。

・個人、企業、地域政策主体等地域での政策形成の方法、地域、文化等に応じた環境教育・コミュニケーションの手法の開発を行うとともに、NGO、産業等の主要社会グループのグローバルパートナーシップによる実践化のための方法を提案する。

これらは、あくまで例示であり、優先度、研究の規模等も様々であるが、戦略機関の立ち上がりには、まず戦略研究プロジェクトとして年間10テーマ程度で出発し、段階的にテーマ数を増やし、年40~50テーマ程度を実施できるような中長期的な地球環境戦略研究プログラムを策定することが必要である。

(4) 戦略研究プロジェクトの方式、規模は、目安として、例えば次のようなものが考えられる。

方式	研究期間	年間研究費
総合研究方式	2年～5年	1億円程度 (人件費、旅費等含む。)
特定テーマ方式	1年	数千万円程度(同上)

### 3-4-2 「研究ユニット」をベースにした研究体制

- (1) 従来の研究体制は、総合化を目指していながらも、時間の経過とともに専門細分化していく傾向がある。これは、研究の基盤が近代の専門別に特化された科学的分類に置かれており、いわば部分を集合すれば全体となると仮定された近代の科学体系の下になされているためである。戦略研究機関は、戦略研究の実施に当たり、この近代的科学体系とは異なる問題解決型の研究体制の編成を図っていく必要がある。
- (2) このため、戦略研究機関における戦略研究の体制は、地球環境戦略研究プログラムに沿って複数の「研究ユニット」を設け、中長期的な研究、中短期的な戦略研究プロジェクトを実施する方法をとる。

### 3-4-3 研究スタッフ

戦略研究機関の研究スタッフは、以下のような構成、役割、規模とすべきである。

- (1) 研究ユニットは、戦略研究プロジェクトの運営管理（戦略研究のテーマ設定、研究評価、成果の具体化方法、人材確保、予算執行等）を総合的に行う機能を有する。研究ユニットには「研究ディレクター」を置き、総括的な権限を有して研究運営に当たる。
- (2) 研究ディレクターは、戦略研究プロジェクトに応じて、中核となる研究者（2～3人）、協力研究者（5～10人程度）、客員研究者（適宜）を配置する。これらには、研究者のみならず、行政官、企業人、NGOメンバー等も参画する。また、報告のみのレポート研究者、依頼調査研究者等を必要に応じて参画させる。
  - a 専任研究スタッフは、将来的には100人程度を目標とし、その半数以上は、戦略研究プロジェクトの

テーマに応じて一定期間（2～5年程度）機動的に参加する流動的スタッフとする。また、専任研究スタッフの半数以上は、外国人とすることが望ましい。

- b 客員スタッフは、他の機関に属しつつ戦略機関に併任されるスタッフであり、戦略研究機関において研究等に従事する場合と、内外の他の機関において戦略研究機関の戦略研究に従事する場合がある。
  - c 研究ディレクターのもとには、翻訳・広報・編集等の専門的補助スタッフを置く。専門的補助スタッフは、将来的には100人程度を目標とする。
  - d 戦略研究プロジェクトには、実践家等も研究の実施を通じた実践的トレーニングに参加させる。研究の実施を通じたトレーニングへの参加者は、将来的には年間100人程度を目標とする。
- (3) 研究ディレクターは、所長が選任する。概ね5年程度の任期とし、成果を出し得なかった場合には、任を解かれる。

### 3-5 戦略研究機関の組織

戦略研究機関の機能を十全に果たすための組織、また、その運営に関する留意事項は、以下のとおりとすべきである。

#### □ 国際運営委員会（15人程度）

戦略研究機関の戦略研究等の運営の基本的方針について審議する最高意思決定機関。メンバーは、所長、事務局長、内外の研究者、行政官、産業界、NGO等から構成される。所長・事務局長を除き非常勤とする。メンバーは、個人資格であり、特定の学問領域、国、個別利益等を代表せず、地球規模の持続性を実現するための戦略づくりとその具現化のためのみに着目して貢献するよう運営に十分留意する必要がある。

#### □ 所長、戦略研究会議、事務局

##### ○ 所長

戦略研究機関に所長を置く。所長は、国際運営委員会の方針に従って戦略研究機関の戦略研究

等を掌理する。所長の人事は、国際運営委員会が案を作成し、理事会が任命する。

○ 戦略研究会議

所長を補佐する機関として、研究ディレクター等からなる「戦略研究会議」を置き、戦略研究プログラムの策定、戦略研究プロジェクトの評価、戦略研究へのフィードバック等を行う。

○ 事務局

所長を補佐し、研究ユニットが実施する戦略研究プロジェクトの管理運営をサポートする機関として事務局を置く。事務局には、事務局長を置く。

- ・ 研究プロジェクト・セクション  
戦略研究プロジェクトの実施のサポート
- ・ 事業セクション  
トレーニング事業、他の機関等との共同事業、他の機関等とのネットワークのサポート
- ・ 総務セクション  
会計、人事等の庶務

から構成される。戦略研究機関の資金利用、人事は機動的に対応することが不可欠であり、硬直的にならないよう十分に留意する必要がある。また、事務局のスタッフは、事務局長はじめ戦略研究に造詣が深く、かつ、様々なセクターの人材を登用する。

□ 人事委員会 (5人程度)

人事方針についての勧告を行うとともに、研究ディレクターが選任したスタッフ人事を承認する。メンバーは、所長・事務局長を含め国際運営委員会の中から選任する。個人資格とし、所長・事務局長を除き非常勤とする。

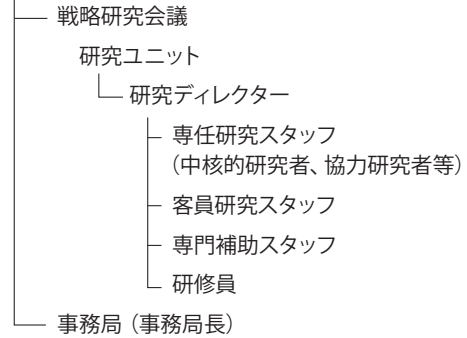
□ 理事会

戦略研究機関設立条約の締約国の代表からなり、所長の任命、締約国分担金の額の決定を行う。研究機関である戦略研究機関における締約国の権限・業務は、最小限にし、戦略研究機関の運営の独立性を最大限確保することが必要である。

**地球環境戦略研究機関の基本組織**

国際運営委員会 (最高意思決定機関。個人資格)

所長



理事会 (締約国の代表。所長の任命、締約国分担金額の決定)

**3-6 第一線の人材の確保**

戦略機関は、他の環境研究機関、大学等との緊密な連携を構築しつつ戦略研究等を実施していくわけであるが、内外の第一線の人材を機動的に確保するためには、以下の視点を重視する必要がある。

① 研究者等の国際的な人材ネットワークの構築

研究機関・大学のみならず、NGO、行政、企業等内外の人材のネットワークを常に確保しておく必要がある。このため、各種の研究機関等と共同で人材データベースを構築する。

② 研究費

戦略づくり・具現化・訓練の一連の機能を果たすためには、人件費・旅費・機器購入費等を含めて2年以上の研究期間を要する総合研究方式の戦略研究プロジェクトの1テーマにつき年間1億円程度の規模の研究費が予想される。これは、第一線の研究スタッフを集め、期限内に戦略研究にふさわしい総合的な成果を産み出すための基本的な条件である。

③ 契約制の導入

我が国の既存の仕組みからすると馴染みにくいが、高水準の給与を前提とした契約制も並行して導入することも検討すべきである。これは、流動的スタッフのみならず、固定的スタッフや専門ス

トップにもあてはまる。ただし、あくまでも研究が硬直化せずに高度な研究成果を生み出すためのものであり、組織たる戦略研究機関として果たす戦略づくり・具現化・訓練という一連の機能を阻害する仕組みとならないよう留意すべきである。

#### ④ 戦略研究機関に参加中の身分保障等

流動的スタッフについては、戦略研究機関に参加中の社会保障等の継続が確保されることが必要である。

#### ⑤ 研究プロジェクト終了後の職場復帰

流動的スタッフについては、戦略研究機関における研究プロジェクトが終了すると、一般的には元のポストに戻るようになるが、現状では、制度的・実態的に困難な場合が多い。したがって、所属機関の側においても、職場復帰、また戦略研究機関への参加がキャリアの向上となるような制度を整備しておくことが必要である。

### 3-7 戦略研究実施のための資金

戦略研究機関で実施する戦略研究・具現化・訓練のためには、安定的かつ相当規模の資金が必要であるとともに、その予算執行に当たっては、世界の英知を結集するための配慮がなされなければならない。

#### 3-7-1 安定的な資金供給

戦略研究機関は、地球環境戦略研究という日本の顔の見える新たな貢献をしようとするのであるから、政府は、財政事情の許す範囲内で、この戦略研究機関に資金を提供していく必要がある。

また、自治体、企業、NGO等は、戦略研究に参加し、また、その成果を様々な形で具現化していくこととなるので、戦略研究機関の設置、個々の戦略研究プロジェクトの推進、共同事業等に資金の提供を行っていく必要がある。特に、企業・産業界は、資金の提供だけでなく、人材の参加、あるいはその両方を行うことにより地球規模の持続性実現に貢献していくべきであろう。

さらに、国連、外国の政府・自治体・企業・財団等に対しても、個々の戦略研究プロジェクトの推進、共同事業等への参加と併せて、資金的支援を呼びかけていくことも必要である。

#### 3-7-2 資金提供と研究の独立性の確保

我が国の政府を中心に、自治体、企業、NGO、外国機関等も資金的支援を行っていく必要があるが、戦略研究の内容、その広報・普及等に特定の利害を反映させてはならない。

#### 3-7-3 外国の研究機関・研究者への資金供与

戦略研究機関の戦略研究プロジェクトとして実施する外国機関との共同研究、あるいは、戦略研究プロジェクトに参加する外国の機関等に属する客員スタッフには、戦略機関が相応の資金供与をするとともに、これら外国の機関等に研究委託を行うことができる仕組みが必要である。こうした仕組みを整備することにより、第一線の研究スタッフを戦略研究機関に物理的に集めることが困難な場合にあっても、戦略研究機関が世界の英知を結集した戦略研究の実施が可能となる。

#### 3-7-4 戦略研究機関運営のための資金確保

戦略研究機関の運営に当たっては、建物・施設の建設とその修繕等の経費は別としても、当初年間10テーマ程度、将来的には年間40～50テーマの戦略研究を実施するための経費（人件費を含む。）とともに、実践家等のトレーニング事業、セミナー事業、事務局運営等の経費が必要である。したがって、戦略研究機関の運営のための資金は、これらに応じて段階的に拡充していくことが必要である。

### 3-8 開かれたネットワークのセンター

このような戦略研究・実施・訓練等の一連の機能を担う戦略研究機関は、NGO等にも開かれたネットワークのセンターともいうべきものである。

戦略研究機関は、独立の国際機関として戦略研究の実施・成果の具現化等の機能を果たすが、戦略研究の前提となる地球環境の科学的原因究明等の基礎的・学術的な研究を実施している機関等との連携を図るとともに、地球環境のための政策的研究を実施している他の機関等との役割を踏まえたネットワークを確保することが必要である。

#### 3-8-1 基礎的・学術的な研究を実施している機関等との連携

(1) 地球環境戦略研究は、地球規模での持続性実現のための優れて実践的な研究であり、地球環境変動

の科学的・原因究明等の基礎的・学術的な研究成果を前提とする。したがって、これらを実施している国立環境研究所等の内外の研究機関等の基礎研究機能との協調を図り、常に緊密な連携関係を構築し、ネットワークによる情報・人材等の交流を図っていく必要がある。

- (2) とりわけ、学術審議会の建議（平成7年4月）を受けて検討・構想されている「地球環境科学の中核的研究機関」は、新しい地球環境科学の構築のための基礎的・学術的な研究を総合的に実施する機関であり、実践的な戦略研究を実施する国際機関たる戦略研究機関とは目的、内容、形態等が異なるが、両者の機能等の緊密な連携により、いわば「理論から実践まで」の研究体制が形成されるようにすべきである。

### 3-8-2 地球環境保全のための政策的研究を実施している他の機関等との役割を踏まえたネットワークの確保

- (1) 戦略研究機関は、アジア太平洋地域に位置する我が国に設置される中心的な戦略研究の実施機関として、世界の政策的研究を実施している諸機関と役割を踏まえたネットワークを形成することが必要である。例えば、環境に関する政策的研究を実施している国際応用システム分析研究所（IIASA、オーストリア）、ストックホルム環境研究所（SEI、スウェーデン）、世界資源研究所（WRI、米国）、国際環境開発研究所（IIED、英国）、国際環境アカデミー（IAE、スイス）、国際開発調査センター（IDRC、カナダ）、国際持続可能研究所（IISD、カナダ）、ブッパータール気候環境エネルギー研究所（ドイツ）、ディベロプメント・オルタナティブ（インド）、アジア・エネルギー研究所（インド）、ポツダム気候影響研究所（ドイツ）等が挙げられる。

戦略研究機関は、これらをはじめとした機関等との間で研究の成果を相互に役立てながら、地球環境戦略研究プログラムの策定、具体的戦略研究プロジェクト等の実施を推進することが必要である。

- (2) また、東京に本部のある国連大学は、世界の研究機関・研究者の間のネットワークを通じて研究プログラムを推進しており、戦略研究機関は、国連大学にとっての我が国における重要なネットワーク先と

しての位置付けを確保していく必要がある。

- (3) 地球規模の持続性実現の課題は、優れて地域的課題であり、地域における基礎的・戦略的研究機関、政策実施機関との連携が不可欠である。特に、戦略研究の成果の具現化に当たっては、各地域の政策主体はもちろん、各地域の企業、NGO等とのネットワークを積極的に構築し、知識・ノウハウ等の交流を図っていくことが必要である。

### 3-9 戦略研究機関の基本的立地条件

- (1) 独立の国際機関として我が国に設置する戦略研究機関の立地場所の選定に当たっては、次のような基本的条件を考慮する必要がある。

ア 当該地域の環境政策が地球規模の持続性実現のための戦略づくり等と有機的に十分連携し、また、当該地域が、持続性実現のための諸課題の具体的フィールドでもあること。

イ 内外の第一線の人材が集まることのできる魅力的な研究環境であり、国際的なセミナー、ワークショップ等の開催、各種施設を利用する実地のトレーニング等も実施しやすいこと。

ウ 戦略研究機関のスタッフにとって良好な生活環境・居住環境が確保されること。

- (2) 戦略研究機関は、大型の実験設備・観測施設等を備えたものではないが、戦略研究、各種の事業が効果的に実施できる空間があることが施設の要件である。このためには、地球環境戦略研究プログラムに沿った戦略研究プロジェクトの実施、その過程における専門家等のトレーニング、内外の関係機関等との共同事業等が十分有機的に機能できるためのスペースが必要となる。

戦略研究機関の施設規模を表す指標としては様々なものが考えられるが、延べ床面積でみると、将来的には10,000平米程度が望ましい。

- (3) 戦略研究機関の設置に関しては、上記の基本的な要件等に即して立地場所の公平・中立な立場からの選定が必要であるとともに、地方自治体の全面的な協力が不可欠である。

#### 4. おわりに

本懇談会は、新たな地球文明の創造のための方途として、地球規模の持続性実現のための戦略づくりを行う世界に開かれた地球環境戦略研究機関を我が国が中心になって、我が国に設立することを提案し、この戦略研究機関の性格、機能、設置形態、研究体制、規模等

を示した。

環境庁はじめ、政府においては、戦略研究機関の設立による地球環境戦略研究の推進が我が国の地球環境保全に向けての顔の見える新たな貢献策であることを十分認識し、これにふさわしい機関の設立に万全を期されたい。

### 総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇談会 委員名簿

会 長	加藤 一郎	成城学園名誉園長
委 員	梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問
	近藤 次郎	中央環境審議会会長
	鈴木 継美	国立環境研究所所長
	西沢 潤一	東北大学総長
	沼田 真	千葉県立中央博物館館長
	森 昭夫	上智大学教授
専門委員会		
委員長	森 昭夫	(再掲)
委 員	阿部 治	埼玉大学助教授
	石 浩之	東京大学教授
	加藤 三郎	環境・文明研究所所長
	小泉 格	北海道大学教授
	小澤 紀美子	東京学芸大学教授
	小林 料	東京電力顧問
	鈴木 基之	東京大学生産技術研究所所長
	土屋 隆夫	東京都環境科学研究所所長
	徳江 倫明	ジャパン・エコロジー・センター代表
	広野 良吉	成蹊大学教授
	松井 孝典	東京大学助教授
	安田 喜憲	国際日本文化研究センター教授
	山本 哲士	信州大学教授
	羅 福全	国連大学首席学術審議官・高等研究所副所長
オブザーバー	環境庁企画調整局長 大西 孝夫	
	文部省学術国際局長 林田 英樹	

平成8年4月12日現在

### 3 地球環境戦略研究機関設立憲章

1997年12月7日

日本の京都市で開催された地球環境戦略研究機関設立会議への各機関からの参加者は、

地球環境の恵みによって支えられている人類社会の根本的な課題は、地球環境の危機をもたらしている現在の物質文明の価値観や価値体系を根本的に問い直し、新たな人類の営みのあり方や新たな文明のパラダイムを創造し、これに即して経済社会の仕組みを再構築し、地球環境時代を切り拓くことであることを強く認識し、

世界人口の半分以上を占め、経済活動が飛躍的に拡大し、今後地球環境を保全していく上で決定的に重要な役割を担うアジア太平洋地域が、自ら持続可能な開発を実現していくことが国際社会の大きな課題であることを認識し、

上記の目的を達成するためには、地球環境に関する自然科学的、社会科学及技術的研究の基盤の上に、世界の英知を結集し、国家、地域、社会セクター等の利害を超えた立場で、新たな文明のパラダイムを創造し、これを具体化するための戦略に関する政策的・実践的な研究を行い、その成果を様々な主体の政策決定、意思決定等に具現化していくことが有効であることを確信し、

こうした研究等の実施にあたっては、次に掲げる原則が確保されることが不可欠であることを認識し、

- 研究の独立性を保証すること
- 国際的な人材・情報等の相互交流、国際的共同研究の実施等国際的に開かれた体制の中で進めること
- 専門の研究者のみならず、行政、NGO、企業等からの研究等への参加により、政府、NGO、産業界、国連等のパートナーシップによる研究体制を構築するとともに、研究成果の利用等についても様々な主体に開かれたものであること

地球環境戦略研究の国際的なネットワークの構築が

新たな国際的な政策形成に不可欠であることに鑑み、地球環境戦略研究機関の設立に関する日本の提案と、設立準備についての日本のイニシアティブを歓迎し、

次の規定に従って運営される地球環境戦略研究機関が、日本の民法に基づき、神奈川県湘南国際村に設置されることに合意し、その運営にできる限り協力していくことで意見の一致を見た。

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 本機関は、地球環境戦略研究機関（以下、この憲章において「本機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を日本国神奈川県湘南国際村に置き、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本機関は、理事会の議決を経て、他の従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(法人格)

第3条 本機関は、日本の民法第34条に基づき、日本の内閣総理大臣により設立許可される公益法人であり、公益法人に関する同法の規定は、本機関に適用される。

(目的)

第4条 本機関は、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下、「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 戦略研究を実施すること（国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業、NGO等との間の共同研究を含む。）。



- (2) 国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業、NGO等からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関等に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
- (3) 国際会議、セミナー及び研修コースその他の研修活動を実施すること（他の機関との共催を含む）。
- (4) 各種の政策決定・意思決定を行う会議に参加し、戦略研究の成果を提案すること。
- (5) 本機関以外の研究者、行政官等を研究に参加させ、戦略づくりに関する研修を行うこと。
- (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
- (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

（使用言語）

第6条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

## 第2章 財産及び会計

（財産の構成）

第7条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (3) 民間の財団等からの助成金
- (4) 企業及び個人からの寄付金
- (5) 国際機関・政府等からの研究委託費
- (6) 財産から生じる収入
- (7) 会費収入
- (8) 事業に伴う収入
- (9) その他の収入

（財産の管理）

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事業計画及び収支予算）

第9条 本機関の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

（暫定予算）

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会

の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

（事業報告及び収支決算）

第11条 本機関の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸付対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第12条 本機関の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第3章 役員

（種類及び定数）

第13条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 理事の現在数（現在数が奇数である場合は現在数から1を減じた数）の半数に1を加えた数を日本人とする。

3 理事のうち1人を理事長とする。

4 理事のうち1人又は2人を副理事長とする。

5 理事のうち1人を所長とする。

6 理事のうち1人を副所長とすることができる。

7 理事のうち1人を専務理事とする。

（理事及び監事の選任等）

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長、所長、副所長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事長等の職務）

第15条 理事長は、本機関を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順位によって、その職務を代行する。

3 所長は、第36条に定めるところにより戦略研究及び

研修に関する業務を行う。

4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、並びにその意を受けて、所長が行う業務以外の日常の業務を処理する。

6 理事は、理事会を構成し、この憲章に定めるところにより、本機関の運営に関する事項を議決する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第17条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 理事会は、評議員の選任を行い、事業計画及び予算、事業報告及び決算、暫定予算、役員の解任、設立憲章の変更、解散、残余財産の処分等本憲章に定めることについて審議し、議決するほか、本機関の運営に関し必要な事項について議決する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 通常理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られる場合はこの限りではない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この憲章に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用について

は、その理事は出席したものとみなす。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 本機関に、評議員25人以上35人以内を置く。

2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

3 評議員は、この憲章に署名した各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。

4 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の機能)

第30条 評議員会は、理事及び監事の選任のほか、理事長の求めに応じ、又は必要な場合に、本機関の運営全般について、審議し、理事長に対して助言する。

(評議員会の招集)

第31条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員会の定足数、議決及び書面表決等)

第33条 評議員会には、第25条から第27条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」、「理事」及び「理事長」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員」及び「議長」と読み替えるものとする。

(その他)

第34条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第35条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこ

れを委嘱する。

3 顧問は、基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、また所長に対して助言することができる。

4 参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、また所長に対して助言することができる。

5 顧問及び参与の任期は、それぞれ3年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 研究体制

(所長の業務)

第36条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 研究者の任免
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究諮問委員会)

第37条 本機関に、戦略研究の推進のための助言機関として研究諮問委員会を置く。

2 研究諮問委員会は、戦略研究計画の決定及び進行管理等の戦略研究の推進に係る事項について、所長に対して助言する。

3 研究諮問委員会の委員は、所長の意見を聞いて理事長が選任し、委嘱する。

4 研究諮問委員会の委員は、この憲章に署名した研究機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。

5 研究諮問委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各号に定めるもののほか、研究諮問委員会に関し他に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(研究員等)

第38条 本機関に、主任研究員、研究員及び客員研究員を置く。

2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事するものをいう。

3 主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任免する。

4 研究員等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

(研修員)

第39条 本機関は、本機関に所属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。

2 研修員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第40条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、必要に応じて所長の意見を聞いて理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第9章 会員

(会員)

第41条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。

2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。

3 会員は、第1項の定めに従い別に定める会費を納めるものとする。

## 第10章 設立憲章の変更

(設立憲章の変更)

第42条 この憲章は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

## 第11章 署名及び脱退

(各国行政機関等による署名)

第43条 この憲章は、本機関と協力関係を構築しようとする各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者による署名のために開放される。

2 この憲章に署名した各国行政機関及び国際機関は、第28条の規定に基づきその委任する者が本機関の評議員となり運営等に関する助言を行うほか、情報の相互交流等による本機関との協力関係の構築に

努める。

(研究機関による署名)

第44条 前条に規定するほか、本機関と協力関係を構築しようとする研究機関から委任を受けた者は、この憲章に署名することができる。

2 この憲章に署名した研究機関は、第37条の規定に基づきその委任する者が研究諮問委員会の委員となり研究の推進に関する助言を行うほか、共同研究の実施等による本機関との協力関係の構築に努める。

(脱退)

第45条 この憲章の署名者又は署名者が署名者の代わりに指名する者は、理事長に対して、3か月間の猶予期間をもって事前通告することにより、本機関から脱退することができる。

## 第12章 解散

(解散)

第46条 本機関は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第47条 本機関が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、類似の目的を有する団体又は当該財産を出資した団体に寄付するものとする。

## 第13章 補則

(委任)

第48条 この憲章に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 本機関の設立当初の役員、顧問及び参与は、第14条第1項及び第2項並びに第35条第2項の規定にかかわらず、財団法人地球環境戦略研究機関設立準備機構（以下「準備機構」という。）の役員、顧問及び参与が引き続き就任するものとし、その任期は、第17条及び第35条第5項の規定にかかわらず、1999年3月31日までとする（この間においては、第13条第2項の規定は適用しない。）。ただし、所長については、本機関の設立後最初に開催される理事会

- の日まで、準備機構の理事長が兼ねるものとする。
- 2 本機関の設立当初の評議員は、第28条第2項の規定にかかわらず、準備機構の理事会が選任し、理事長が委嘱するものとし、その任期は、第28条第4項の規定にかかわらず、1999年3月31日までとする。
- 3 本機関の設立初年度の事業計画及び予算は、第9条の規定にかかわらず、準備機構の定めるところによる。

以上の証拠として、下名は、このため各機関から委任を受け、この憲章に署名した。

1997年12月7日に日本国の京都市で、署名した。

## 署名機関一覧

1998年4月1日現在

## 【行政機関】 10機関

- 1 日本国政府環境庁
- 2 オーストラリア政府環境省
- 3 カナダ政府環境省
- 4 中華人民共和国政府国家環境保護局
- 5 インド政府環境・森林省
- 6 インドネシア共和国政府環境省
- 7 モンゴル政府自然・環境省 <追加署名>
- 8 ニュージーランド政府環境省
- 9 フィリピン共和国政府環境・自然資源省
- 10 タイ王国科学・技術・環境省

※ 国名のアルファベット順

## 【国際機関】 4機関

- 1 国連環境計画 (UNEP)
- 2 国連地域開発センター (UNCRD)
- 3 国連訓練調査研修所 (UNITAR) <追加署名>
- 4 国際連合大学高等研究所 (UNUIAS)

※ 名称のアルファベット順

## 【研究機関】 21機関

- |                                |                 |
|--------------------------------|-----------------|
| 1 アジア太平洋環境法センター                | (シンガポール)        |
| 2 アース・カウンシル                    | (コスタリカ)         |
| 3 財団法人地球産業文化研究所                | (日本)            |
| 4 インディラ・ガンディー開発研究所             | (インド) <追加署名>    |
| 5 サセックス大学開発研究所                 | (イギリス)          |
| 6 東南アジア研究所                     | (シンガポール)        |
| 7 マレーシア国際戦略研究所                 | (マレーシア)         |
| 8 国際環境アカデミー                    | (スイス) <追加署名>    |
| 9 国際応用システム分析研究所                | (オーストリア) <追加署名> |
| 10 国際環境開発研究所                   | (イギリス)          |
| 11 国際持続可能開発研究所                 | (カナダ)           |
| 12 韓国エネルギー経済研究所                | (韓国)            |
| 13 韓国環境政策・評価研究院                | (韓国) <追加署名>     |
| 14 国立環境研究所                     | (日本)            |
| 15 ポツダム気候変動研究所                 | (ドイツ)           |
| 16 中日友好環境保全センター                | (中国)            |
| 17 タタ・エネルギー資源研究所               | (インド)           |
| 18 タイ開発研究財団                    | (タイ)            |
| 19 タイ環境研究所                     | (タイ)            |
| 20 世界資源研究所                     | (アメリカ)          |
| 21 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 (ドイツ) |                 |

※ 名称のアルファベット順

合 計 35機関

## 4 公益財団法人地球環境戦略研究機関定款

2011年2月制定／2017年10月1日改正

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人地球環境戦略研究機関（以下「本機関」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2108番地11に置く。

2 本機関は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 統合的戦略研究計画に基づく事業
  - (2) その他本機関の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業を推進するため、以下の活動を行う。
- (1) 戦略研究を実施すること（国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等（以下「他の機関」という。）との間の共同研究を含む。）。
  - (2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
  - (3) 国際会議、セミナー等を実施すること（他の機関との共催を含む。）。
  - (4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
  - (5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
  - (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。

(7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

3 第1項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

### 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「公益法人への移行の日」という。）の前に財産目録に記載された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に企業及び個人等から寄付された財産
- (3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (4) 政府、地方公共団体及び公益法人等からの助成金
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 会費収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人への移行の日の前に基本財産と指定されて寄付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益法人移行の日の前に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (2) 公益法人への移行の日以後に戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
- (3) 公益法人への移行の日以後に理事会で戦略研究基金とすることを決議した財産

2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算等)

第12条 本機関の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理

由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会において承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行行政庁に提出しなければならない。

3 本機関の決算に余剰金があるときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において特別利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数の議決を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書、第10条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第17条 本機関の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年の6月30日に終わる。

(公益目的取得財産残額の算定)

第18条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第56条第1項第9号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員)

第19条 本機関に、評議員4人以上8人以内を置く。

- 2 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
- 3 法人法第173条第1項に規定する欠格事由に該当する者は、評議員となることはできない。
- 4 評議員は、本機関の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体
      - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
      - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
      - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 6 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（任期）

- 第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
  - 3 評議員は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

- 第21条 評議員に対して、1事業年度の総額が150万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、報酬等として支給することができる。

（損害賠償責任の免除）

- 第22条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、評議員（評議員であつたものを含む。）の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

（構成）

- 第23条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第24条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 統合的戦略研究計画の承認
- (2) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事に対する報酬等の額
- (4) 評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (5) 事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (6) 事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産



目録の承認

- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部譲渡
- (9) 残余財産の帰属の決定
- (10) 合併の承認
- (11) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款に別に定められた事項

(開催)

第25条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第26条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会において出席評議員の中から互選する。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員現在員数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第30条 理事長が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事長が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員の中から選任された議事録署名人2人以上が、署名し、又は記名押印をしなければならない。

(その他)

第33条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、評議員会で定める。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第34条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1人を理事長とする。

3 理事のうち1人を副理事長とすることができる。

4 理事のうち1人を所長とする。

5 理事のうち1人を副所長とすることができる。

6 理事のうち1人を専務理事とすることができる。

7 第2項の理事長は法人法上の代表理事とし、第3項から第6項及び理事会で別に定める理事は法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第35条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、副理事長、所長、副所長、専務理事及び前条第7項において理事会で別に定める理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 監事は、本機関の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、法令の定めるところにより、遅滞なく、その

旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第36条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事は、本機関に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。
- 3 理事は、法人法第84条の規定に基づき競業及び利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、その承認を受けなければならない。
- 4 理事長は、本機関を代表し、その業務を執行する。
- 5 副理事長は、理事長を補佐する。
- 6 所長は、第52条に定めるところにより、戦略研究及び研修等に関する業務を執行する。
- 7 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専務理事は、第53条の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の業務を執行する。
- 9 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本機関の業務を分担し執行する。
- 10 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第37条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本機関の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、第3項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に

違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

- 7 監事は、理事が本機関の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本機関に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の内任期)

第38条 理事の内任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の内任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の内任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第34条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第39条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、評議員会において決議する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第40条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第41条 本機関は、法人法第198条で準用する同法第112条の規定により、理事又は監事(理事又は監事であったものを含む。)の損害賠償責任を総評議員の同意により免除することができる。

2 本機関は、法人法第198条で準用する同法第113条

- の規定により、理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において評議員会の決議によって免除することができる。
- 3 本機関は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 4 本機関は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事（本機関の理事であつて代表理事、業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、過去においても本機関の代表理事、業務執行理事又は使用人となつたことのない者をいう。）又は外部監事（本機関の監事であつて過去に本機関の理事又は使用人となつたことのない者をいう。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第198条で準用する同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

（構成）

第42条 理事会は、すべての理事をもつて構成する。

（権限）

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本機関の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第44条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第37条第5項の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

（招集）

第45条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前項にかかわらず、法人法第197条で準用する法人法第93条第3項及び第101条第3項に該当する場合には、理事会の招集を請求した理事又は監事は自ら理事会を招集することができる。

4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（議長）

第46条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の中から互選する。

（定足数）

第47条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（決議）

第48条 理事会の決議は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはその限りではない。

（理事会への報告の省略）

第49条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、法人法第197条において準用する第91条第2項の規定による報告については適用しない。

（議事録）

第50条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印しなければならない。

- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事が議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

- 第51条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
  - 3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
  - 4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。
  - 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ4年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第7章 研究体制

(所長の業務)

- 第52条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。
- (1) 第4条第1項第1号に規定する統合的戦略研究計画の立案及び進行管理
  - (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
  - (3) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
  - (4) 戦略研究及び研修に関する業務の統括
- (専務理事の業務)
- 第53条 専務理事は、次に掲げる業務を行う。ただし、第52条に定める業務と密接な関連のある事項に関しては、あらかじめ所長と協議する。

- (1) 本機関の事務
  - (2) 所長が行う業務以外の業務
- 2 専務理事が置かれていない場合には、第1項に掲げる業務を理事長が行うこととする。
- 3 前項の場合、第1項に掲げる業務を処理するために、理事長は事務局長を選任し、理事長のもとにその業務を行わせるものとする。

## 第8章 職員等

(職員)

- 第54条 本機関の目的を達成するために必要な職員

を置く。

- 2 職員は、所長、専務理事及び理事長が選任する理事の意見を踏まえ理事長が任免する。
- 3 職員に関し必要な事項は、所長及び専務理事が、それぞれの所掌業務に応じて定める。
- 4 職員以外で、業務の実施に必要なとなる、補助員、臨時職員その他の人員の任免及びそれに必要な事項の決定は、所長または専務理事が、それぞれの所掌業務に応じて行う。

(フェロー、客員研究員及び研修員)

- 第55条 本機関は、本機関に属する者以外の者をフェロー、客員研究員または研修員として、戦略研究等に参加させることができる。
- 2 フェロー、客員研究員及び研修員の任免及び必要な事項は、所長または専務理事が、それぞれの所掌業務に応じて行う。

(備付け書類及び帳簿)

- 第56条 事務所には、常に次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事録等
- (5) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監査報告含む)
- (6) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- (7) 財産目録
- (8) 役員等の報酬規程
- (9) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する重要なものを記載した書類
- (10) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第9章 会員

(会員)

- 第57条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の決議を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加することができるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
  - 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

## 第10章 定款等の変更及び解散

### (定款等の変更)

- 第58条 この定款は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第19条第2項及び第5項についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 認定法第13条第1項第1号から4号に掲げる変更を行った場合は、遅滞なく、行政庁に届け出なければならない。

### (解散)

- 第59条 本機関は、基本財産の滅失による本機関の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第60条 本機関が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

- 第61条 本機関が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において特別利害関係を有する評議員を除く評議員の4分の3以上の多数の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

- 第62条 本機関の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第12章 補則

### (委任)

- 第63条 この定款に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

### 附 則

- 1 この定款は、整備法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記（以下「移行登記」という。）を行ったときは、第17条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 特例民法法人の理事の任期は、財団法人地球環境戦略研究機関寄附行為第22条の規定にかかわらず移行登記の時をもって満了する。
- 4 本機関の設立登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
- 理事 ウイリアム・グランビル 浜中裕徳  
森秀行 新美育文 庄子幹雄 武内和彦  
監事 長谷川健 近藤誠一
- 5 本機関の最初の代表理事は浜中裕徳、業務執行理事は森秀行とする。
- 6 本機関の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
- キース・ベザンソン 幸田シャーミン 西岡秀三  
岡田康彦 トングロイ・オンチャン 末吉竹二郎  
アブドゥル・ハミド・ザクリ
- 7 平成28年6月の定時評議員会において選任された、評議員、監事に限り、任期を次の通りとする。評議員の任期は選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。監事の任期は選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 8 この定款は平成29年9月30日第11回定時評議員会において改正され、改正後の定款は同年10月1日より施行する。

## 5 2007年度以降のIGES研究戦略

2006年2月23日の理事・評議員による非公式会合資料

### I IGES設立の理念 (Idea)

#### 1. IGES設立の経緯

地球環境戦略研究機関 (IGES) は、日本政府のイニシアティブによって設立された。

1992年の人間環境会議を契機に地球環境問題に対する国際社会の関心が深まり、日本でも地球環境問題を通じて国際貢献を行うことが議論された。その一環として、1995年1月に首相の私的 (ad hoc) 諮問委員会＝21世紀地球環境委員会は、他の提言とともに、取り組みが遅れているアジア地域における地球環境問題に対する研究を推進するために、社会科学に重点をおいた実践的な総合的環境研究機関を設立することを首相に諮問した。アジア太平洋地域における持続可能な社会の実現に向けて21世紀地球環境委員会が首相に対して提案した社会科学的地球環境研究機関のアイデアについては、さらに総合的環境教育研究専門委員会という特別委員会が環境庁内に設置され、研究機関の任務 (mission)、組織、運営等の具体的な構想の検討が進められた。

専門委員会は、持続可能な社会というまだモデルのない社会へ向けての長期的かつ構造的な社会変革に関しては基礎的総合的な研究が必要であるが、他方で、20世紀後半以降、特にアジアにおける急速な工業化がもたらしつつある環境への不可逆的な悪影響に対しては緊急の政策的対応が不可欠であり、問題解決型の実践的な戦略的政策研究が求められているとし、理論的な基礎研究部門と実践的な戦略研究部門とから構成される研究機関を構想した。しかし、研究機関の研究目標 (任務) はあくまでもそれぞれの社会にとって持続可能な社会の実現のために最適な政策手法を見出すことであるから、理論研究は戦略研究と相互にフィードバックされ、研究成果は研究機関の任務に適合した学際的かつ統合的なものでなければならないとされている。専門委員会はまた、意欲的な任務を達成する新しいタイプの研究機関の運営について、国という単位を越えた地球環境問題に対する政策手法を客観的に研究するには、研究機関の独立性を保障すること、情

報・人事交流などにおいて国際性をもつこと、人事の流動性を保つため定期雇用制度を導入することなど、これまで日本の研究機関になかったさまざまなアイデアを提言した。1996年4月専門委員会の報告書が公表され、1997年4月にはIGES設立準備機構が設立されて、専門委員会の報告書に対する内外の研究機関、政府機関等からの意見を徴するとともに、IGESの設立に向けて具体的な作業が開始され、研究所の場所の選定、研究テーマの決定、研究員職員の人選等も始まった。

アジア太平洋地域における持続可能な開発実現のための戦略的政策研究機関の設立という日本政府のこのようなイニシアティブは、1996年のエコ・アジアの環境大臣会合に提案されて参加者から強い支持を得ることができたが、1997年12月には、京都議定書が審議された京都において、10の政府機関、3の国際機関、17の研究機関の代表の署名を得て、IGES設立憲章が制定され、翌98年3月に、IGESは、日本政府と神奈川県との全面的な財政的支援のもとに、環境省所管の財団法人として神奈川県葉山町において正式に発足した。

#### 2. IGESの任務 (mandate)

地球環境戦略研究機関 (IGES) 設立の目的は、IGES設立憲章 (以下、憲章) に以下のように述べられている。憲章前文はまず、世界の人口の過半数を抱え、他方で急速な経済成長を遂げつつあるアジア太平洋地域は、地球環境保全を左右する役割を占めているゆえに、この地域において持続可能な開発を実現することが国際社会にとって極めて重要であるとして、アジア太平洋地域の持続可能な社会の実現という究極の目標達成に向けて、IGESの設立に期待をかけている。次に憲章前文は、新たな地球文明社会 (global civilization) を創り出すという目標を達成するには、地球環境問題に関する政策及び実践的な手段について、自然科学や社会科学に基礎をおいた戦略的研究を実施し、さらに、各種の主体の政策決定にあたってその戦略研究の結果を適用させることが効果的な方策であると述べ、IGESの任務 (mandate) として、地球環境問題に関する

戦略的政策研究を実施し、かつ戦略的研究成果の政策決定者による適用を推進することを予定している。以上の憲章前文の趣旨は、憲章第4条に以下のように規定されている。

本機関は、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（以下、「戦略研究」という。）を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

このように、IGESは第1に、地球環境問題に関する実践的な「戦略」的政策研究を実施する機関である。純粋な学術研究機関としては予定されていない。第2に、戦略研究を行うだけでなく、研究成果の具現化を図る実践的機関としても位置付けられている。第3に、IGESが実践的政策研究を行う「究極の」戦略目標は、新たな地球文明社会における持続的な開発の実現であるとされている。第4に、IGESの活動は、多種多様な環境問題を抱えるアジア太平洋地域に焦点を当てて行われることが予定されている。

さらに、憲章第5条はIGESが行う研究等の業務について規定するが、そこには、①戦略研究の実施だけではなく、②様々な主体の求めに応じ環境問題に関する情報・政策案の提供、③持続可能な開発に関する情報の収集・整理・提供、④戦略づくりに向けた人材育成を目的とする外部からの研究参加、⑤国際会議の開催、参加などの活動が規定されている。

### 3. IGESの行動原則

IGESは、1.で述べたとおり、日本政府が、国際貢献の一環として、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現のための戦略研究機関を設立したものであり、設立当初から、IGESがそのような役割を果たすことに対して、IGES憲章の署名機関となったアジアの政府機関を始めとして、多くの期待が寄せられているのである。IGESは日本政府の全面的な支援の下で運営されているが、IGESの任務がアジア太平洋地域全体のために、各国各地方の短期的な利害を超えて、持続的開発を目指した長期的戦略の見地から研究を進めることに

ある以上、当然のことながら、IGESの研究の実施は日本政府の意向から独立したものでなければならない。日本政府からだけでなく、政治的、経済的、その他いかなる利害からも独立して客観的に研究を実施するの でなければ研究成果に対する信頼性を克ち得ることはできない。また、IGESの研究領域がアジア太平洋の地域、準地域、国、地方等における環境問題である以上、研究活動が国際性を持つことは当然であり、研究テーマの国際性だけではなく、人材、情報等の国際交流と国際協力が広く行われるのであれば、次々に国境を超えて生起する新たな環境問題に総合的に対応できる戦略を開発することはできない。

そこで、憲章前文は、IGESが戦略的政策研究を実施していくうえで、以下の原則を守ることが不可欠であると述べている。①研究の「独立性」が保障されなければならない。②研究は、国際的人材・情報の交流と国際共同研究を含む「国際的な」企画（scheme）のもとに進められなければならない。③研究は、政府、NGOs、企業や国際機関の研究者を含むすべての研究者と「協力」体制を築くためにこれらの者に開かれているべきであり、また研究成果は多様なグループが利用できるように「公開」されるべきである。

## II IGES第1期・第2期（1998～2004） 環境戦略研究とその評価

### 1. 第1期（1998年～2001年）及び 第2期（2001年～2004年）戦略研究の実施

IGESは、アジア太平洋地域における持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発と環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究（憲章第4条）を目指して、1998年4月から活動を開始した。発足当初は、気候変動、都市環境管理、森林保全、環境教育、環境ガバナンスという5つの分野に関して5つのプロジェクト・チームを編成して、すべてのプロジェクト・テーマについてとりあえず3年の研究期間を設定して、2001年3月末までに具体的な研究成果を出せるようにプロジェクト・プランを作成することを予定した。

(1) まず、研究対象分野を上記の5つに選定した理由について述べる。設立準備機構における作業過程で、機構のスタッフは、アジア及び欧米の多数の政府機関、

国際機関、研究所、環境NGO、研究者を訪問し、IGESにおける戦略研究のあり方について意見を徴した。地理的、歴史的、文化的に多様なアジア太平洋地域は、自然環境の状況も極めて多様であり経済発展の段階も国によって著しく異なっている。それに応じて、それぞれの国や地方が直面している環境問題は異なっており、持続可能な開発への道筋やそれを達成する方策はそれぞれが持っている条件によって同じではない。アジア太平洋地域の国々や地方がIGESの研究に対して抱く期待も誠に様々であり、IGESがすべてのニーズに応えることは、その能力の限界をはるかに超え不可能である。そこで、IGESが研究対象とする環境問題を戦略的に絞らざるを得ないが、設立準備過程における調査では、アジア太平洋地域の国々で共通してニーズが大きかったのが、都市環境管理、森林保全（自然環境管理）、気候変動を含む大気環境管理、水質管理、環境教育・人材育成であった。そのほか、海洋汚染、砂漠化、化学物質管理などについても研究に対する要請があった。これらのなかから、第1期では、研究に対するニーズが大きかった気候変動、都市環境管理、森林保全、環境教育をとりあげ、これに加えて、各プロジェクトを統合するクロス・カutting機能を期待して環境ガバナンスをプロジェクト・テーマとした。同じくニーズが大きかった水質管理については、準備が間に合わなかったため次期以降に検討することとした（なお、IGES関西研究センターが発足した2001年6月から同センターで、企業と環境プロジェクトが実施されており、本部では、淡水資源管理プロジェクトが2004年4月から開始されている）。

(2) 次に、プロジェクト方式という研究の実施方法について述べる。戦略的政策研究は、(1)に述べた研究対象分野について、それぞれプロジェクト・チームを編成して、プロジェクト方式といわれる方法によって実施することにした。(1)のそれぞれの研究対象分野に含まれる課題は多種多様である。例えば、森林保全について言えば、自然林の保全なのか人工林のそれなのか、大規模林業に関するのかコミュニティとの協働関係なのか、国際的協定についてなのか国内規制の話なのかなど、森林のどのテーマを取り上げるのかによって戦略目標も政策手段も異なり、森林の持続可能性に関してアジアの国々が直面しているどの課題に焦点を合わせるかによって、具体的な戦略研究内容が異なるはずで

ある。

IGESの発足に当たって各プロジェクト・チームに対しては、それぞれの研究対象分野において、解決を迫られている課題を取り上げて実践的なテーマを選定し、3年間で具体的な研究成果があげられるように、戦略研究の方法論を含めてテーマに相応しい戦略研究の内容を持った研究プランを策定することが期待されていた。しかし、戦略研究であるとかプロジェクト方式による社会科学的チーム研究など、IGESが採用した研究方法については、日本ではそれまでほとんど実績や経験がなかったために、IGESは、第1期の研究を手探りで始めることになった。各プロジェクト・チームは、第1期研究の初年度に、アジアを始めとする研究者や国際機関の意見と協力を求めるために、国内外で専門家を招聘して精力的にワークショップを開催したほか、外国の研究機関との共同研究や調査委託を行って2年度以降も国際的なネットワークの確立に努め、それぞれのプロジェクトの研究内容を少しずつ固めていった。

研究の実施は、それぞれのPLの指揮のもと、原則としてプロジェクト・チームごとに自主的に運営されてきた。海外でフィールド調査に従事するもの、委託調査により広範に外国制度の実態調査を行うもの、事例収集をするもの、連続して国際ワークショップを開催するものなど、各プロジェクト・チームは様々な活動を展開した。当初は、クロス・カutting・プロジェクト（環境ガバナンス）によって、各プロジェクトの研究活動について調整統合を図るという構想であったが、プロジェクトごとに進捗状況が大きく異なっていただけでなく、研究方法（discipline）やアプローチなども区々であるため、創設期における各プロジェクトの活動を軌道に乗せることを優先させ、第1期には強いてIGESの研究活動全体の戦略的統合を試みるようとはしなかった。このことが、第2期のプロジェクト計画作成に当たって、各プロジェクト・チームにセクショナリズムの殻に閉じこもっても良いという誤ったサインを与えることになってしまったのかもしれない。

各プロジェクトの研究活動はそれぞれ独自に実施されていたが、その状況は、毎月開催されるプロジェクト・リーダー（PL）会議で報告されてプロジェクト・チーム間で情報が共有されたほか、毎年2回開催される理事会・評議員会の際の非公式会合で各プロジェクトについて活動状況の概要が報告され、出席理事・評議員から意見が述べられた。



(3) 研究者の人事について述べる。各プロジェクト・チームはPL及び数名の研究者から構成されている。PLは、環境ガバナンスを除いて、すべて大学教授がパート・タイムで担当した。PLがパート・タイムであるので、常勤の研究者のなかからプロジェクト・マネージャー (PM) を選任し、PLの補助に当たさせた。

すべての研究者の雇用は、プロジェクトの研究期間に合わせて3年間の定期雇用 (再任可能) とした。PLがパート・タイムであったのは、発足当時のIGESでは、経験あるリーダー格の人材を得ることが不可能だったからである。研究者についても、当時応募してきた人材のほとんどは、ポスト・ドクターかマスター終了後まだ進路が決まっていないような未経験者であり、IGESの戦略研究という目的にコミットして応募してきた人材は多くないように思われる。応募した外国人については、最初は日本在住者に限られていた。後に外国からの応募者も次第に増加したが、IGESが海外で知られていないこともあって、第2期になるまでは、応募者の質は必ずしも高くなかった。

研究者は、PLと相談のうえ、プロジェクトにおける自己の研究課題について、毎年始めに様式に従ってターゲット設定をし、年度末にはターゲットの達成度について業績の自己評価をする。PLは研究者の自己評価を参照した上で研究者に対して研究業績を評価する。さらに、所長は年度末に研究者に対して個別にインタビューして業績を評価し、成績の優れた者に対しては一定の褒賞が与えられるほか、3年後の雇用期間の更新時における再雇用の可否の判断は、これらの業績評価に基づいて行われていた。

(4) 3年間の研究第1期 (1998～2001) においては、1999年6月にIPCCのNational Greenhouse Gas Inventories Programme Technical Support Unit (TSU) がIGESに置かれることになった。また、10月には北九州市の支援によって北九州事務所が開設された。しかし、(2) で述べたように、第1期においては、IGESの研究体制はまだ十分に整備されておらず、IGES本来の業務である戦略研究自体については、事例研究や調査報告書等かなりの数の出版物は刊行されているものの、本格的な戦略的政策提言と言える成果を出すことはできなかった。

そこで、第2期研究は、基本的に第1期の研究についてIGES内部で自己評価を行い、各プロジェクトの研究

テーマ、研究方法、研究計画の見直しを行うこととし、研究第1期の最終年 (2000年) ほぼ1年かけて検討した。しかし、ほとんどのプロジェクトでは、第1期研究で予定していた研究が終了していなかったために、できるだけ第1期研究の成果を第2期研究に利用しようとした。そこで、第1期研究プロジェクトと第2期研究プロジェクトとの間にテーマ、研究方法などにあまり大きな違いがないプロジェクトが多い。しかし、森林保全プロジェクトについては、フィールド調査重視という研究方法には変更はないが、研究テーマが変わり、PLも交替した。他方で、都市環境管理プロジェクトのように、第1期研究について自己評価をしないまま、第1期とまったく同じく事例収集を繰り返したものもあった。

第2期研究においても研究期間はすべてのプロジェクトについて3年間とし、2001年4月から2004年3月までとした。第2期が始まって直ぐ2001年6月に兵庫県の支援により神戸市に関西研究センターが設置され、企業と環境プロジェクトが開始された。2003年5月にはタイ国のバンコクにIGESのバンコク事務所が開設され、UNEPアジア地域事務所、ESCAP本部などの国際機関との連絡事務所機能を果たすほか東南アジアにおける情報収集や研究機関との連絡調整を行うことが予定された。

第2期になると、気候変動プロジェクトによるCOPにおけるサイド・イベントの開催や各プロジェクトからの代表者の国際会議への出席、国際会議の主催など、IGESの国際的な認知度が高まってきた。第2期の終了時においては、IGESの研究活動の質はかなり上がってきており、外部に対する情報発信も改良されている。IGES全体として評価すれば、研究者と職員の戦略研究に対するコミットメント意識は高まってきたのではないと思われる。

## 2. 第1期・第2期戦略研究に対する外部評価

第2期研究期間の終了時には、それぞれのプロジェクトの研究業績も蓄積されてきたので、IGES全体として、正式に外部評価 (peer review) 制度を取り入れることとし、各プロジェクトについて、3名の外部の専門家 (1名日本人、2名外国人) から構成される評価委員会による外部評価を実施することとした。2004年2月に気候政策プロジェクトに対する評価を皮切りに、2005年4月LTPに対する評価ですべてのプロジェクトに対す

る外部評価を終了した。評価委員会から提出された報告書の指摘の中から、重要と思われる一般的な事項を列挙すれば次の通りである。

- IGESのspecific visionsを明示的に定義して、現在及び将来のすべての研究員職員がその実現に向けて活動すべきである。何がIGESのinnovative added valueなのかを明らかにする。
- 政治過程において、どのレベルで、どのような方策を用いて、誰に対して貢献または影響を及ぼすのかを明らかにした、明確なIGESのmission statementを作るべきである。
- 各プロジェクト・チームがそれぞれ孤立している現状を改め、連携協力関係を強化すべきである。特にLTPの統合化機能を強化すべきである。
- 他の研究所との間で共同研究ないしは協力関係を構築し、アジア太平洋地域の研究機関の中核的機関となることを目指すべきである。
- 各プロジェクトで得た情報資料知見を適切な分類法を用いて記録しておくことが重要である。
- 出版物の質について定期的に技術的評価をすべきである。
- IGESを世界的規模で最高水準の質を持った研究所とするためには、当面研究分野を限定することも適切であろう。
- プロジェクト・チーム内での研究員の役割分担を明確にして、相互の協力関係を強化すべきである。
- プロジェクト研究を効果的に進め所期の成果を挙げるには、常勤のPLを置くことが望ましい。
- IGES内の研究上の知見と経験を蓄積していくためには、研究員について現行の3年間の定期雇用制度だけでなく、より長期の雇用制度の導入を考慮することが望ましい。
- 研究員が学界における名声を過大に追求することは許されるべきではない。個人的名声が上がるのは優れた研究の副産物と考えられるべきである。
- IGESの研究員は、IGESの研究を売り込む(market)べきである。
- 独立性を保ち、外部の信頼を確保するために、現在の環境省等からの財源以外に民間からの財源獲得などの努力をより一層続けるべきである。
- 予算配分は、プロジェクト・チームの活動・業績に応じたものとすべきで、そのための総合的な予算配分

システムを作るべきである。

第2期の各プロジェクトの成果に対する共通した評価は、各プロジェクトとも、外国の研究機関や研究者とのネットワークを作り、協力関係を確立することに成功したが、6年間で他の国際機関や研究機関がこれまでに生み出し得なかったIGESとしてユニークな具体的成果をまだ出していない、目標や方法論が絞り(focused)きれていない、というものであった。

### III 今後のIGES研究戦略

2007年度以降の第4期研究期間を迎えるに当たって、今後IGESが戦略的政策研究を進めていくうえで採用する考え方(戦略)を以下のように明らかにする。この研究戦略の内容は、I及びIIで述べたIGES設立の経緯及び設立以来7年余の経験に基づいて定めた。

#### 1. IGESの任務(mandate)

IGESの任務は、新たな地球文明のパラダイム構築という究極の戦略目標を目指して、地球環境問題に関する実践的・政策的な手法・対策の開発・分析などの戦略研究を実施し、かつその戦略研究の成果を様々な主体(stakeholders)の政策決定に具現化することである。IGESは、アジア太平洋(AP)地域に所在し、この地域の国々によって支持され期待されているので、研究の対象地域は、主としてAP地域とする。AP地域には、IGESの他に同種の地球環境に関する政策研究機関がないことを考慮すれば、AP地域を対象として研究することはIGESにとって有利な点となる。そしてまた、戦略研究にあたっては、IGESは、AP地域の問題意識に基づいて、アジアの見方を世界に発信すべきである。

戦略研究とその具現化という主たる任務を果たすため、IGESは、自己の研究成果についての情報発信だけでなく、関連する外部の情報の収集、整理、提供や外部の人材育成、外部との研究協働、会議開催などの実践的な活動も、その任務の一部として行う。IGESの研究成果を政策決定者に具現化してもらうためには、IGESは政策決定者との間に信頼関係を確立しなければならない。幸い、IGESは、日本政府をはじめとする各国政府や国際機関に設立憲章の署名機関となってもらっているほか、これらの機関との間で公式、非公式にさまざ

まな協力関係を保持してきた。今後もこれらの関係の強化を通じて、IGESの戦略研究と社会のニーズの適合と研究成果の具現化をはかっていく。

IGESの研究は、自然科学や社会科学的研究に基礎を置く戦略研究である。それは、大学におけるように学術研究それ自体を目的とするものではなく、社会的ニーズに応じて、実践的な問題解決型の政策研究をし、その実践的な成果物を外部に提供することを任務としている。戦略研究については、3. で述べる。

## 2. IGESの行動原則

(1) IGESの戦略研究には、独立性が保障されていなければならない。IGESは、AP地域の持続的発展のために環境政策・戦略を開発し、提言することを目的として設立された。IGESが開発し、提言する環境政策や戦略がAP地域の様々な主体によって具現化されるには、IGESの独立性が確立されており、その研究成果物の客観性に対する外部の高い信頼があることが不可欠である。

IGESは、その成立の経緯から、これまで日本政府の全面的な財政支援を受けてきているが、研究の基本的な方針は、外国政府機関の代表も構成員となっている理事会及び評議会の審議及び決定に委ねられている。それによって、戦略研究の制度的な独立性が確保されている。今後もこの仕組みは貫かれるが、さらに、UNEP、ESCAP、UNU、UNITARなどの国連機関、WB、ADBなどの国際機関、外部の研究機関との間で制度的な連携関係を強化して、具体的戦略研究プロジェクトを組織するなど、IGESの研究活動の客観性を高めることによって、その独立性イメージを確保することが重要である。また、外部資金の獲得も独立性の確保にとって必要である。

(2) 戦略研究は、国際的に実施されなければならない。IGESは、AP地域の環境政策・戦略研究を目的として設立されたのであるから、国際的な活動が予定されていることは当然である。それは、研究対象地域や国が国際的であるというだけでなく、地球的規模での情報の収集・発信、人材の交流、そして研究の国際的共同研究が予定されている。IGESの理事会・評議員会構成員の国際性のみならず、研究員の構成も国際的であればならない。研究員の約半数を非日本国籍とするこ

とがひとつのターゲットである。

IGESの国際性に関して、今後の戦略として特に強調しておきたいのは、AP地域の情報について、とりわけ各種の地球環境政策や地球環境国際条約に対して、アジアの視点から発信をすることである。AP地域は、その重要性にも拘らず、これまで国際社会であまり発言してこなかった。IGESは、環境分野でそのギャップを埋める役割を担わなければならない。

(3) IGESの戦略研究は、研究を実施するにあたって研究協力の面で、できるだけ広い範囲の研究者に対して、また研究成果の利用の面では、多様な政策決定主体 (stakeholders) に対して、開かれたものでなければならない。

人的資源・物的資源に限りがあるIGESが効果的に戦略研究を実施するには、外部の研究者や研究機関と協力関係を構築していくことが不可欠である。またAP地域の研究者の人材育成にとっても有効である。IGESの研究成果や収集した情報の国際的な発信・公開の重要性については言うまでもない。

## 3. 戦略研究

IGESが行う研究は、設立憲章第4章が規定するように、政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究である。これを「戦略研究」と呼んでいる。戦略研究は、アカデミックな政策研究と同じではない。むしろ異なっている。アカデミックな政策研究では、ある政策の歴史的、政治的、社会的、あるいは経済的背景など、政策そのものについての研究が最終目的であるのに対して、戦略研究では、ある課題解決に対する社会的ニーズ (例えば、地球温暖化防止) に応えるために、(1) 戦略によって達成すべき一定の目標 (target) を設定し (例えば、CO<sub>2</sub>を10年間で10%削減する)、(2) そのtargetを達成するために、課題解決に向けて利用可能な各種の解決手法や政策的手段 (選択肢) を見出し、あるいは開発する (例えば、新エネルギーの導入、省エネ、環境税、自主的取組)。 (3) (2) で見出した各種の解決手法について、それぞれ実効性と有効性を評価するが、その際、その政策的手段が適用される社会の歴史、文化、社会、政治、経済、社会制度など各種の現実存在する諸条件との関係で評価作業が行われる。そして、(4) 各種の手法のなかから、(3)

で行った実効性・有効性の評価にしたがって、(1)のtargetに最も適した手法・政策の優先順位を決定し、政策決定者に提供する。

このような戦略研究を行うには、課題解決が問題となっている社会の社会経済等の諸条件に関する情報や解決に役立つ可能性のあるハード・ソフトの諸政策・手段に関する情報の収集・整理・分析が不可欠となる。情報の収集そのものは、厳格な意味で研究とは言い難いように思われるが、社会的ニーズに基づく実践的な戦略研究においては、社会経済や環境などに関する事実情報の提供も重要な役割を担っており、IGESのmandateのひとつとなっている。その意味で、情報収集・整理・分析も戦略研究活動の重要な一部として位置づけられるべきである。

IGESの戦略研究成果の発信提供は、書物、論文、報告書、勧告、ポリシー・ブリーフなど、社会のニーズや解決すべきテーマに応じて様々な形式のものがある。また、研究の過程でも、あるまじりの段階で適宜発信すべきである。

これまで、戦略研究は、プロジェクトチームを編成し3年間を1研究期間として、実施してきた。プロジェクト方式を取ったのは、個人ベースではなく、チーム編成によって共同作業で3年の間に一定の研究成果をあげるように、具体的な研究成果のtargetを設定し、それに応じて研究計画を作って作業を進めることを期待したからである。しかし、II 1. (2) で述べたように、第1期・第2期ではプロジェクト方式では戦略研究が必ずしも予定されたように実施されなかっただけでなく、プロジェクト・チームごとにセクショナリズムに陥るという問題が起きたので、5. で述べる通り、今後の戦略研究の実施方法を改革する。

#### 4. 戦略研究の対象分野

IGESでは、これまで、気候変動、都市環境管理、森林保全、水資源管理、環境教育・人材育成という5分野におけるテーマ（その後関西センター設立の際、「企業と環境」を追加）、およびこれらの分野を横断する(cross-cutting) 統合的テーマについて、それぞれプロジェクト・チームを組織して研究を進めてきた。これらの戦略研究分野は、II 1. (1) で述べたように、IGESの設立過程で、アジア太平洋地域にとって特にこれらの分野の研究に対するニーズが大きいことから、IGESの優先

的研究分野として決定されたものである。

現在のIGESの予算、人員の規模を考慮すると、研究分野を絞り込むことも考えるべきではないかという意見があるが、アジア太平洋地域は極めて多様性に富んでおり、国あるいは地方によって解決すべき緊急な環境上の課題は異なっており、もし、研究分野を特定のものに狭く絞り込んでしまったならば、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現に向けて、同地域の環境政策研究ネットワークの核となろうとするIGES設立の目的は達成できないことになってしまうであろう。

IGESはこれまで、アジア太平洋地域の国際機関、政府機関、研究機関等との間でネットワークの構築に成功しており、今後もこれらのネットワークの強化を通じて共同研究、情報の交換・蓄積をより充実していくことが可能である。したがって、今後もアジア太平洋地域のニーズに応じていくためには、それぞれの研究分野のなかから予算及び人員を考慮しながら実施可能な具体的な研究テーマを選定したうえで、外部の研究機関との共同研究や外部資金の調達を図ることなどによって研究活動を拡大する方法を見出していくべきである。

#### 5. 戦略研究の実施—プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の設置

IGESは、これまで戦略研究を実施するにあたって、プロジェクト研究方式をとってきた。それぞれの研究対象分野のテーマごとにプロジェクト・チームを編成して、チーム別に共同して研究を進めるという方式である。プロジェクトが達成すべき戦略目標を設定し、その戦略目標を達成する可能性のある各種の政策手段の選択肢について研究し、その中から最適な政策手段を選択するという実践的な戦略研究において、あるテーマについて、一定期間内に一定の成果をあげることができる研究体制としてプロジェクト方式を採用した。第1期及び第2期においては、4. で述べた研究対象分野について、それぞれ1プロジェクト・チームが編成され、1期3年間の研究期間のもとで、各プロジェクト・チームが、それぞれ戦略研究計画を定め、研究を実施した。

しかし、プロジェクト方式による戦略研究は、発足当時の構想とは異なり、II 1. (2) 及び3. で述べたように、各プロジェクトの研究がセクショナリズム化しただけではなく、プロジェクトのなかには、戦略研究の成果をあげることができないものもあった。

そこで、プロジェクト・チームがユニット化する弊害のあるこれまでのプロジェクト方式を改め、今後はIGES全体の戦略研究がIGESのmandateに沿って戦略的見地から総合的に実施されるように、プログラム・マネジメント・オフィス (PMO) を設置し、PMOがテーマ毎の戦略研究の実施について統合的な見地から企画調整作業を行うこととする。PMOには、IGES副所長であるプログラム・マネージング・ディレクター (PMD) を統括者として、その下に数人の専任研究スタッフと各研究対象分野 (気候変動、森林保全など) を代表する研究員を置く。

PMOは、地球環境問題に関する世界およびアジア太平洋における動向や国際社会・国際機関の対応について、常に注視し、IGESの戦略研究がアジア太平洋地域のニーズに的確に対応できるように戦略研究のテーマを総合的見地から戦略的に体系付けておくとともに、各研究対象分野の研究者と十分意見を交換しその意見を聞いたうえで具体的な個別の戦略研究テーマを選定する。IGESがアジア太平洋地域のニーズに対して効果的に問題解決を導きうる戦略を研究していくには、これまでのように、各プロジェクトが個別に研究対象分野ごとにニーズを探り、研究テーマを設定していたのでは、地球的規模の環境問題の動きについていけないおそれがあるところから、PMOによる総合調整を導入するのである。

PMDは、戦略研究テーマの選定について総合調整権限を持つのみならず、戦略研究テーマごとにプロジェクトを編成し、関係する研究対象分野の研究者の意見を十分聞いたうえで、プロジェクトの研究内容の企画立案・予算配分についてもとりまとめる責任を負う。戦略研究はプロジェクト方式によって実施されるが、プロジェクトの運営はこれまでのように固定的ではなく、人員・予算規模は研究テーマによって異なり、プロジェクト・メンバーが1人ということも研究テーマによってはありえよう。今後は、研究対象異分野に1プロジェクトと限る必要はない。研究期間についても、一定期間内に成果を出す必要上、原則的には3年間を想定しているが、これも弾力的に考えてよい。研究員は、テーマによっては、複数のプロジェクトに属することもある。プロジェクト・チームは組織ユニットと捉えるべきではなく、同一の研究テーマを追求する研究者の集合体と捉えるべきである。

PMDを責任者とするPMOは、戦略研究テーマごと

に行われているIGESの戦略研究を全体として有機的に統合して、IGESの活動をそのmandateに適合したものにしていこうとするものである。研究プロジェクトの企画立案のさいに、研究内容や方法論について、より専門的な見地から指導・助言を受ける必要もあるので、PMOの諮問機関として少数の経験ある研究者からなる研究諮問委員会を常置することが考えられる。また、個別のプロジェクト・チームの運営にあたって、スタッフ研究員の経験不足等から、専門性の高い外部の研究者の助言を必要とする場合には、プロジェクトの諮問委員を委嘱することも考えられる。

PMDおよびPMO制度の導入は、2006年度に行い、2007年度から、新たな戦略研究テーマのもとで研究を開始できるようにする。

## 6. 戦略研究の質と研究者養成

IGESは、実践的な政策研究機関であり、社会のニーズに対応して問題解決を指向した政策・戦略を成果物として提示することが期待されている。研究は、研究員がプロジェクト・チームを組んで役割を分担しながら、共通の目標の達成に向けて組織的に戦略研究を進めるという方法をとっている。これらの点で、大学におけるアカデミックな社会科学研究とは異なっているが、できるだけ先端的な理論に基づいて新しい (innovative) 政策研究をするという点では、単なる調査研究機関ではない。研究は、純粋なアカデミックな理論研究ではなく、実践の場に適用されるものであるけれども、現実の事象を収集し分析する枠組みは一定の学問上の理論 (discipline) に基づくものでなければならず、分析の結果提言される政策の諸選択肢は学問的な検証にも耐えうるものでなければならない。

IGESは、発足当時研究の質を確保するために、研究者として経験のある大学教授にプロジェクト・リーダー (PL) を依頼した。そのため、専任でないPLによる指導は、プロジェクト運営に少なからぬ支障をきたす結果をもたらしたが生じた。

しかし、現在はIGES設立当初、あるいはその後参加した、当時は若く未経験だった研究者の間に戦略研究についての経験が少しずつ蓄積されてきており、IGESの戦略研究活動に目に見える貢献をするようになってきている。そこで、今後は、これらの研究者を積極的にPMOのスタッフやPLに起用して、今後のIGESの研究

戦略作りの中核になってもらうことが重要である。IGESの研究者は一般的に言って年齢が若く、研究者や政策分析者としての経験は必ずしも深いとは言えないが、適切な指導 (guidance)のもとに、それぞれがしっかりしたチームワークを組んで、戦略研究に対する十分な理解をもって戦略研究に当たることになれば、数年のうちにレベルの高い研究ができるようになるであろう。そのためには、5.で述べたPMDとPMO制度のもとにIGES全体の意識改革を成し遂げることが必要である。

また、若い研究者の人材育成制度の改革を図る必要がある。現在、Ph.D.論文を終了しなかった者に対して研究休職を認めて、Ph.D.取得を奨励している。また、機会があれば、日本の政府機関や国際機関に出向させ、あるいは客員研究員などとして外国研究機関に派遣している。今後これらの人材育成を制度化する必要がある。

IGESの情報発信機能を向上させるには、論文作成、英文のドラフティングなどについて、IGES内部に正規の研修制度を設けて、研究員の文書作成スキルの向上を図る必要がある。意識的に研究員の文書作成能力を向上させておかなければ、いかに質の高い研究をしたとしても、第三者に研究成果を伝達することはできない。

現在、研究者の雇用は、3年間の定期雇用である。毎年始めにすべての研究者はPLと面接のうえ、その年度の目標設定 (target setting) を行い、年度末にPLはプロジェクト・メンバーと、そして所長はすべての研究員と、その年度の各研究員の研究進行状況評価 (performance review) のための面接を行う。パフォーマンス・レビューは所長が各プロジェクトの進行状況を把握するうえでも有意義であるのみならず、個々の研究員が抱えている研究上の問題点やIGESが運営上抱えている日常的問題を把握するうえでも極めて有効である。今後は、PMDもパフォーマンス・レビューにかかわることになる。

定期雇用については、研究員の間には身分が不安定だとする不満もあるが、毎年の業績評価が一定のレベルに達していれば、3年の契約期間終了後もさらに新たに雇用されているので、このような定期雇用制度は、一定以下の質の者を定期的にチェックし排除するもので、専門的研究職については将来も維持すべきであると考えられる。なお、契約期間については、現在3年であるが、5年とするとも考えられる。なお、研究員の業績評価

については、人事委員会を設置するなど、より客観的な評価制度を創設する改革を進めているところである。

## IV その他

### 1. 財政

IGESは、現在、日本政府及び神奈川県、兵庫県並びに北九州等の地方自治体から、その活動についてほぼ全面的に財政的支援を受けている。これに対して、将来の政府の緊縮財政措置などに備えてIGESが外部資金の調達に努めるべきだという意見が理事会等であり、これまでも国際機関、国内外の財団等からの資金調達に努力してきた。その結果、小額ながら少しずつ外部から研究資金を得ることができるようになってきたが、今後とも一層努力する必要があり、事務局でも担当者を置いて情報を収集するとともに、各プロジェクト・チームに対して研究資金の申し込みを奨励している。

### 2. 国際化

日本政府からIGESに対してなされる毎年の財政支出の一部には、国際機関に対する拠出金として支出されているものが含まれている。それは、IGES発足当時にはIGESが国際機関となることが予定されていたからである。しかし、現時点でIGESを国連組織の一部として国際化を諮ることは実際的な解決ではない。そこで、これまでIGESは、UNEP、ESCAP等の国連機関やWB、ADB等の国際機関との共同事業に積極的に参加して、実質的に国際機関として活動するとともに、アジア各国との連携や国際会議への貢献などを通じて国際的な評価を高めてきた。今後も国際機関や各国政府との間で共同研究などの事業を行い、連携を強めていくとともに、それらの事業を通じて外部資金獲得の機会を拡大することによって、実質的に国際機関として認知されるように図っていく方針である。

## 6 Institute for Global Environmental Strategies (IGES) Medium-to-Long Term Strategy<sup>1</sup> 2016–2025

[Final<sup>2</sup>]

February 2016

Institute for Global Environmental Strategies (IGES)

### 1. Introduction

The main objectives of this Medium-to-Long Term Strategy 2016–2025 (hereafter, the MLS) are:

- First, to elaborate the vision of the Institute for Global Environmental Strategies (IGES), reconfirming the basic principles prescribed in the Charter for the Establishment of IGES (hereafter, the Charter), and its mission taking into account the value proposition of the institute (Section 2);
- Second, to set medium-to-long term goals for priority research areas, with a view to making significant progress in contributing to social transition through fulfilling the IGES mission, taking into account global and regional trends related to each area (Section 3);
- Third, to establish organisational strategies to meet the medium-to-long term goals (Section 4); and
- Fourth, to provide directions for an enhanced institutional basis to support the implementation of the strategy (Section 5).

Given the rapidly changing situations surrounding sustainability challenges, the MLS needs to be revised at least every 10 years (Figure 1).

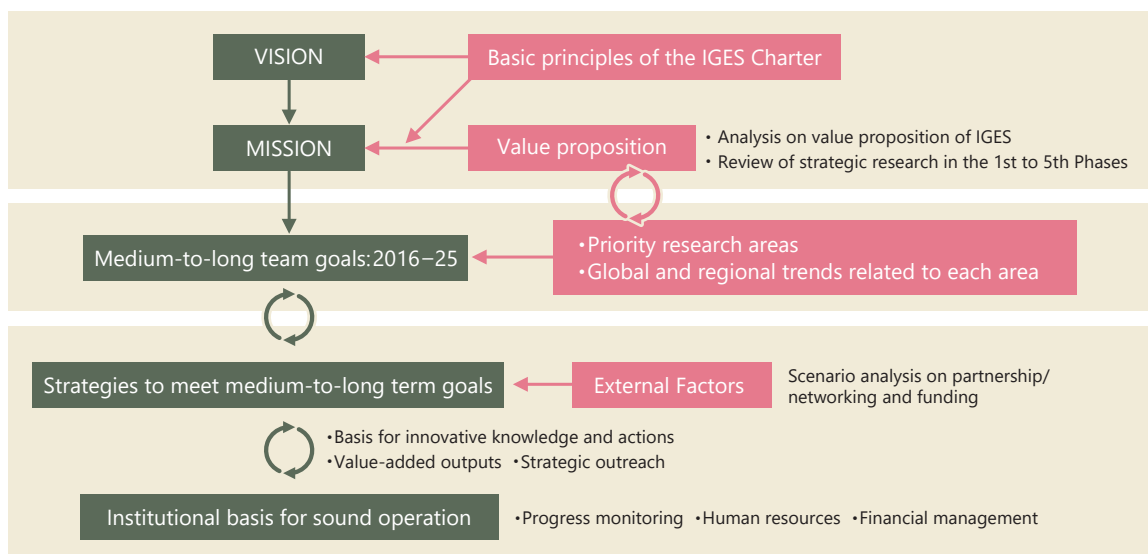


Figure 1. Process for Preparing the MLS

### 2. IGES vision, mission and value proposition

#### 2.1. Basic Principles of the IGES Charter

The characteristics and mandates of IGES are summarised below based on the key text from the Preamble and Articles 4 and 5 of the Charter:

- First, IGES is a research institute that conducts ‘Strategic Research,’ which includes research and strategic operations (i.e. application of research results to key policy processes);
- Second, the research IGES conducts is solution-oriented policy research on global environmental issues;

1 All the detailed definitions, data and logics underpinning this strategy are provided by the “Supporting Document” developed in conjunction, but for internal use only.

2 Approved revisions of 19 February 2016 are incorporated.

- Third, IGES is positioned as a practicing organisation that conducts its strategic operations to make its research results applicable to actual policy- and decision-making processes;
- Fourth, IGES provides an international platform for interactions between various stakeholders, through which value-added knowledge could be generated and disseminated; and
- Fifth, the ultimate goal of IGES is considered to be the realisation of sustainable development in the new paradigm of civilisation, especially in Asia and the Pacific.

The year 2015 saw two landmark global agreements, one on climate change (i.e. the Paris Agreement), and the other on sustainable development (the 2030 Agenda for Sustainable Development, including the Sustainable Development Goals (SDGs)). It is important to understand that the world is now moving towards a more equitable and sustainable one, due to the fact that SDGs have recognised sustainability to be equally important as basic human needs and rights, and the Paris Agreement has re-established a true global partnership as the most important element to deal effectively with climate challenges. Indeed, the world calls for a wholesale paradigm change in relation not only to politics and economy, but also to society, culture, and all other essential elements for modern civilisation.

Given that these two landmark agreements have goals up to 2030, the need to develop an MLS for the next 10 years is considered critical for the institute. Therefore, the term for this MLS has been set for 2016–2025.

## **2.2. Vision and Mission**

### **2.2.1. Vision**

IGES envisions the ideal for Asia and the Pacific, and the rest of the world over the long-term, as follows:

*Transition to a sustainable, resilient, shared, and inclusive Asia-Pacific region and the world, where planetary boundaries are fully respected, a green economy is flexibly implemented, and the well-being of people is steadily improved.*

Global sustainability is the basis for the continuation of modern society's fundamental determinants based on peace and justice, democracy and equity, and market mechanisms. Conversely these determinants are the necessary conditions for sustainable development. Resilience is considered another core value of society, as the world increasingly faces various risks, both

anthropogenic and natural.

Planetary boundaries, beyond which human impacts on the environment could result in catastrophic consequences, should be fully respected because they indicate a safe operating space for human activities. With increasing populations, economic development and urbanisation in developing countries, as well as a rapid upward swing in resource extraction, consumption and waste, human activity is ever closer to pushing these planetary boundaries over their tipping points. Scientists emphasised the importance of addressing issues concerning nine planetary boundaries<sup>3</sup> in an integrated manner.

In this respect, finalisation of two important agreements in 2015 was epoch making. SDGs have recognised sustainability as equally important as basic human needs and basic human rights. The Paris Agreement calls for global de-carbonisation in the latter half of the 21st century, which requires complete transformation of the global society. The world has now recognised the need for a wholesale paradigm change not only in relation to politics and economy, but society, culture, and all other essential elements for modern civilisation.

As home to over half of the world's population and with some of the fastest growing economies, Asia's contribution to this global trend of human impact is alarmingly high, and appropriate responses are considered necessary to ensure global sustainability. Indeed, major countries in Asia are already a part of key political forums such as G20 to address global challenges. It should be stressed, in this respect, that all countries in Asia are considered equal partners boarding the same boat to deal effectively with universal challenges together.

A green economy, in which external environmental costs are internalised thus promoting sustainable development, needs to be flexibly pursued and must also take into account the different socio-economic conditions of individual countries in Asia and the Pacific.

To steadily improve the well-being of people, important factors include meeting basic human needs and suppressing overconsumption, social inclusiveness with full stakeholder participation and enhanced transparency, and strengthened capacity of all major stakeholders (Figure 2).

### **2.2.2. Mission**

In order to achieve the vision mentioned above, IGES's Mission can be described, in the simplest manner possible, as follows:

<sup>3</sup> Rockström, J; Steffen, WL; and 26 others (2009), "Planetary Boundaries: Exploring the Safe Operating Space for Humanity", Ecology and Society 14 (2): 32.



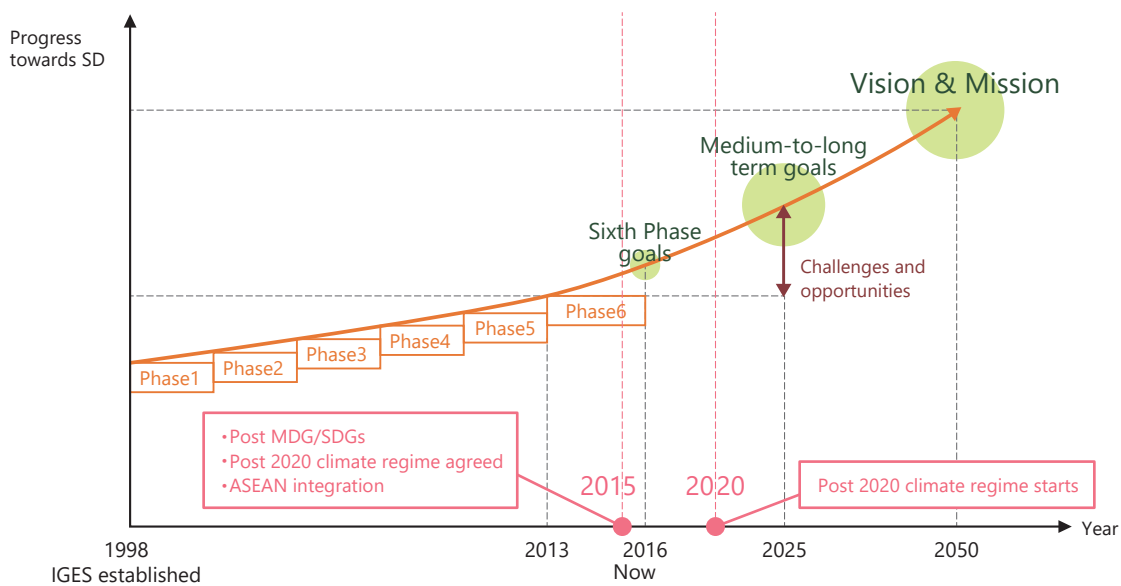


Figure 2. Future Projection –Vision, Mission and Medium-to-Long Term Goals

***Act as an Agent of Change through conducting strategic research and operations, for generating impacts to move society towards a more sustainable and resilient future, especially in Asia and the Pacific.***

In line with the above, the following two subsets are considered essential in meeting the mission of IGES. The first set of activities is to carry out *strategic research* for generating value-added knowledge, and the second set is to conduct *strategic operations* to maximise impact.

The strategic research that IGES defines is in consideration of two emerging principal approaches – *transformation research* and *transformative research*.

*Transformation research* involves monitoring, describing and analysing an occurring transformation, or the lack thereof. Participatory observation, quantitative/comparative analysis of case studies, and recommendations for improvement are basic approaches of such research.

*Transformative research* is more proactive; its primary focus is to ensure that transformation takes place. Development of scenarios for transformed societies, long-term perspectives backed by future modelling, pathways of getting there, and effective advocacy for action are key aspects of transformative research.

The strategic research of IGES is a sensible combination of the above two approaches; i.e. to develop an institutional approach on how to primarily engage in transformative research, while also undertaking

transformation research that would provide a better understanding of on-going practices towards sustainability (Figure 3).

For effective *strategic operations*, the institute needs to facilitate communications, partnerships and networking among key stakeholders worldwide to generate impacts. In a world where the role of non-state actors, such as businesses and civil society, has become more prominent and their influence over collective decision-making greater, it is critical to engage such actors in key decision-making and implementation.

As an Agent of Change sitting on the boundary between the science community and other stakeholders, IGES intends to develop new models to generate value-added knowledge through 'co-design' and 'co-production' processes so as to be useful for key stakeholders to take action. Future Earth considers 'co-design,' 'co-production,' and 'co-delivery' as essential elements to the trans-disciplinary approach. IGES intends to be a prominent institute in the region to champion this approach, fully taking into consideration co-benefits among stakeholders concerned.

In this respect, IGES aims to evolve into a facility for interactive knowledge generation, in which practical knowledge is obtained and disseminated, and further gained from experience. It will enhance its strategic operations prescribed in the Charter to 'invite researchers from other research and academic institutions, public administrators, corporate personnel, and others to

participate in research and to provide training in areas related to the creation of strategies.'

### 2.3. Value Proposition

A value proposition presented below is expected to guide IGES to materialise its vision and mission:

*A strategic research institute located in Asia, experienced in generating and disseminating practical knowledge for problem solving, through strategic networking/partnership with key stakeholders in the world, for global transition to sustainability and resilience.*

This value proposition is, in fact, underpinned by the assets produced over the last 18 years of IGES operations since its establishment. The assets are basically composed of two parts: (i) capacity to carry out strategic research, and (ii) trust gradually generated over the years with key stakeholders through networking and collaboration.

Solution-oriented knowledge from IGES's strategic research is consolidated in its multiple publications. They are increasingly cited in international, regional or national documents related to key policy processes. In addition, IGES has developed several internationally recognised databases.

It is important to note that these assets have been developed by a clear internal policy, namely introduction of *a set of quantitative and time bound targets on productivity and a performance based evaluation*. This policy, therefore, *needs to be further strengthened and refined*.

Strategic operations such as networking and outreach for key stakeholders have enhanced opportunities for IGES to create tangible policy impacts. Extensive partnerships that IGES has cultivated over many years have developed into the regular organisation of IGES's major international event, International Forum for Sustainable Asia and the Pacific (ISAP) since 2009. Further, IGES has evolved more substantial forms of collaboration with various partners such as collaboration centers and other cooperative bodies.

*These institutional assets are considered a unique strength of IGES*, and thus IGES should make sure such collaborations turn out to be productive and useful, drawing upon, among others, results of strategic research as discussed above. IGES could explore forming consortia with other research institutes.

The advancement to date is considered a reflection of the high international visibility and credibility that IGES has generated over several years. These collaborations demonstrate that IGES possesses enhanced competence in knowledge and impact generation. Now that IGES has already been rated high in the international rankings of think tanks in the areas of environment and climate change, further efforts should be made so that *IGES will become one of the top 10 institutes in the world within next 10 years*.

## 3. Medium-to-Long Term Goals: 2016–2025

### 1) Overall Context

The medium-to-long term challenge for IGES is to increase its competence for strategic research and impact

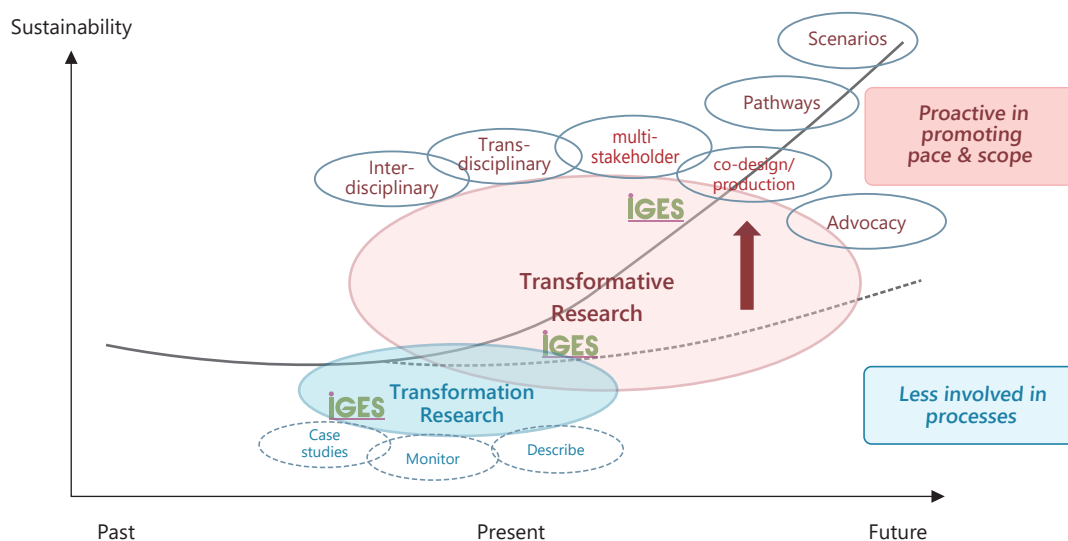


Figure 3. Transformation Research and Transformative Research

generation, by fully keeping up with the rapidly changing sustainability challenges of the world. In this connection, the two critical developments in 2015, i.e. the agreement on the 2030 Agenda for Sustainable Development and the adoption of the “Paris Agreement” to deal with climate change, should set the basis for the medium-to-long term goals of IGES.

The 2030 Agenda for Sustainable Development including SDGs, agreed in September 2015, has now set 17 goals and 169 targets as priority until 2030 to promote sustainable development globally. Now that the goals have been established, what essentially matters is “implementation” and as such, extensive elaboration was made on Means of Implementation (MOI).

In December 2015, a landmark agreement was reached at United Nations Framework Convention on Climate Change The 21st Session of the Conference of the Parties (UNFCCC COP21) in Paris, which was adopted by 195 countries. Again, the agreement extensively touches upon key measures for implementation, i.e. requiring each Party to prepare, communicate and maintain successive nationally determined contributions (NDCs), regularly provide information to track progress in implementing and achieving its NDCs, strengthening of finance, technology development and transfer, and capacity building including the use of market mechanisms, as well as updating and enhancing Parties’ actions and support under five-year cycles to be informed by the outcome of the global stocktake of the implementation of the agreement.

*Given these two critical developments in the latter half of 2015, the next 10 years are considered to be the “Decade of Action” to substantially transform the world towards sustainability.*

## 2) Overall Focuses

A basic definition of sustainable development signifies importance of “stocks” rather than “flows.” Specifically it identifies maintaining three essential stocks, or capitals; i.e. “manufactured capital”, “human capital”, and “natural capital.”<sup>4</sup> Sustainable utilisation of natural capital constitutes the environmental dimension of sustainable development, and in this regard, SDGs have identified five key areas: fresh water (SDG6); sustainable consumption and production (SDG12); climate change (SDG13); oceans (SDG14); and biodiversity (SDG15).

First, IGES should continue and strengthen its activities to address three key environmental issues: *(i) climate change; (ii) sustainable consumption and production; and (iii) biodiversity including forests and*

*terrestrial ecosystems as well as freshwater.* With adoption of the Paris Agreement, climate change continues to be at the forefront of sustainability policy development. Sustainable consumption and production, now being one of the SDGs, has finally been truly recognised as part of the global agenda. IGES under the “Natural Resources and Ecosystem Services (NRE)” area has accumulated expertise on all three subjects covered by category (iii) above. IGES will address “oceans” flexibly when specific projects of IGES for the three key environmental issues mentioned above make it necessary. It is critical to understand that these three environmental issues are increasingly interlinked, as planetary boundaries are more substantially impinged upon.

Second, IGES should focus on critical issues for effective implementation, given the next 10 years are the “Decade of Action” in all countries. The critical issues for effective implementation include *(iv) finance and technology, and (v) governance and capacity.* These are clearly four essential elements for MOI, and are among the most important cross-cutting factors for addressing the three environmental issues indicated above. IGES has already developed considerable expertise and networking concerning governance, capacity, finance and technology. Based upon this, a new institutional structure needs to be developed within IGES to substantially expand its capacity to promote partnerships with key stakeholders handling the four essential elements in (iv) and (v) above for effective implementation.

In the following sections, medium-to-long term goals are presented in two sections for each of the five focused issues identified above: 1) an “Area Vision”, which is an expected image of situations by 2025, moving towards a sustainable and resilient Asia, and the world; and 2) “Strategic Goals”, which are basically IGES contributions to enable the area vision.

## 3.1. Climate and Energy

### 1) Area Vision

Science will further elaborate on the level of atmospheric greenhouse gas (GHG) concentrations to be stabilised, which will be required to hold the increase in global average temperature well below 2 degrees Celsius and to pursue efforts to limit the temperature increase to 1.5 degrees Celsius above pre-industrial levels as agreed by the Paris Agreement. A global carbon budget to keep a lid on global warming, and global emissions pathways within the global carbon budget will also be elaborated. Thanks to prompt mitigation action across countries, global GHG emissions should peak out in the early 2020s

<sup>4</sup> These three types of capital can be measured together, utilising the Inclusive Wealth Indexes, developed and promoted by United Nations (UN).

and continue to decline at a much faster rate than 3% annually over the remainder of this century.

Economic systems and business practices will shift toward sustainable, low-carbon and resilient societies. Substantial changes in economic structure and business practices will take place, enabled by introducing fully-fledged carbon pricing. Energy demand will be significantly reduced across all sectors through energy efficiency and conservation. Significant portions of electric power will be supplied by renewable energy and other low-carbon/carbon neutral sources. In order to bring this about, massive investment will be made in low-carbon energy and transport infrastructures, buildings and other goods and services.

Governments of developed countries and emerging economies will embark on managing total GHG emissions, taking a national carbon budget approach, with a view to controlling the total cumulative emissions up to 2050. Under such an approach, climate change mitigation will be mainstreamed into national economic policies and strategies, as well as into development plans, and mitigation policies will be fully designed and implemented to embrace policies for urban planning, land use, energy, building and transportation. In addition, policies at various levels (regional, national and local) will be implemented in an integrated manner, while recognising the importance of policy at each level.

## 2) Strategic Goals

At the international level, IGES should substantially contribute to the five-year cycle for ratcheting up NDCs agreed at COP21. Reporting from each Party must be verified and assessed in a transparent manner, and the results should serve as a basis for countries to upgrade NDCs under an international mechanism to be developed. IGES should substantially contribute to design and implementation of this ratcheting-up system in collaboration with partner institutes for reviewing NDCs.

IGES should also contribute to enhancing international mechanisms for means of implementation. These mechanisms should be fully operationalised with cohesive efforts made by relevant international organisations, including the Green Climate Fund (GCF) and the Climate Technology Centre Network (CTCN). IGES should collaborate with business communities to pilot innovative practices that will showcase low-carbon and resilient business models, and shape a new climate-resilient economy where win-win opportunities will be available for achieving both climate change mitigation and economic growth.

At the national level, IGES will contribute to ensuring

that selected countries in Asia including Japan become domestically ready to implement NDCs, develop long-term low greenhouse gas emission development strategies, assess mitigation potentials, mainstream climate policies and measures into economic policies and strategies, and produce development plans as well as institutional and budgetary arrangements for mitigation and adaptation policies. Development of credible Measurement, Reporting and Verification (MRV) systems at the national level is an important requisite for strategic planning and implementation.

IGES should be instrumental also at the local level. Climate concerns should be mainstreamed into urban and rural planning, and local-level MRV systems for mitigation actions and policies should also be established. Low-carbon lifestyles and values should be pursued in the local context and adopted by the citizens. Municipal governments can take unique and agile actions. Pioneering actions for building smart-cities are being initiated in many cities in the world regardless of whether they are in developed or developing countries. It is important for IGES, together with other partners, to provide the necessary support for advanced municipalities that are willing to jump-start their actions and lay out model cases for successors.

## **3.2. Sustainable Consumption and Production**

### 1) Area Vision

Inclusion of Sustainable Consumption and Production (SCP) in the SDGs will make policymakers in the region more aware of sustainable material use. The dominant policy discourse surrounding sustainability will be in place according to the levels of national economy, from access to basic services, through efficiency improvement, to a sufficiency, or absolute decoupling between economy and resource use.

Transformative changes will be realised in developed countries to effectively deal with overconsumption. Innovative policies regarding lifestyle changes and a “sharing economy” will be more widely introduced, so that overall resource use will shift towards stabilisation, or reduction. For emerging economies, resource efficiency should be the major principle of policies for sound resources management. Policies with emphasis on technological solutions for improving resource efficiency should be mainstreamed in emerging economies. For less developed economies, access to the necessary resources for sustainable living should be secured.

### 2) Strategic Goals

IGES will help promote a shift in policy discourse from

pollution control to efficiency, and then from efficiency to sufficiency. IGES will carry out a phased approach taking different priorities and order for necessary changes in economies towards SCP in the region.

One new approach would be to work on establishing models for SCP, starting at the pilot project level, through conceptualisation and operationalisation in parallel with SCP 10-year Framework of Programmes (10YFP). IGES will lead SCP-related research domestically and internationally, working with its partners for better understanding of the systemic drivers of consumption, developing different scenarios and possible targets for future sustainable lifestyles, and proposing pathways for the shift to sustainable lifestyles.

IGES continues to be an internationally recognised knowledge centre in the region for resource efficiency and internalisation of environmental externalities through the 3Rs, a significant policy agenda particularly for emerging economies. IGES should help identify policy approaches and pathways for policy harmonisation towards resource efficiency.

In addition, IGES should strengthen its engagement in capacity development and implementation activities for integrated waste management for emerging and less developed economies, particularly through the IGES Centre Collaborating with UNEP on Environmental Technologies (CCET), established in 2015.

### 3.3. Natural Resources and Ecosystem Services

#### 1) Area Vision

NRE are managed to realise synergies between biodiversity conservation, forest management, poverty alleviation, health, water, food and energy security, climate change mitigation and adaptation, and disaster risk reduction, while trade-offs are minimised. The rate of loss of all natural habitats, including forests, is at least halved and where feasible brought close to zero. Degradation and fragmentation are also significantly reduced.

Governance improvements, such as the institutionalisation of open policy formulation processes through participatory, transparent and accountable governance arrangements is essential. A future vision for governance includes: (i) an increase in the area under integrated land use; (ii) strong legal recognition of customary claims to natural resources; and (iii) strong institutions with the authority to take a proactive role in water management.

Integrated Policies that maximise synergies and minimise trade-offs existing across sectors will be a high priority for the Asia-Pacific region. A future vision for policy integration includes: (i) replacing narrow single-sector approaches with cross-sectoral, decentralised,

multi-stakeholder management strategies; (ii) realising synergies between climate mitigation, adaptation, sustainable development and disaster risk reduction; and (iii) widespread application of integrated water resource management (IWRM) approaches.

Community-based natural resource management contributes to a range of global environmental and developmental agendas, including poverty reduction and climate change mitigation and adaptation. A future vision on this issue includes: (i) widespread engagement of citizens, especially indigenous peoples and local communities, in biodiversity and forest conservation management; and (ii) respecting and working with indigenous, local and traditional knowledge systems and practices for natural resource management and climate adaptation.

Regarding Economy and finance concerning utilisation of natural resources, various initiatives such as eco-labelling and green banking have already been introduced, but only limited impacts have been generated so far. Thus, much stronger environmental controls and incentives need to be in place. A future vision on this issue includes: (i) the promotion of markets that incentivise sustainable natural resource management; and (ii) an increase in active partnerships among key stakeholders to promote sustainable practices in biodiversity, forest and water management.

#### 2) Strategic Goals

For the medium-to-long term, IGES will focus on four priority issues for the region, to contribute to addressing the four key issues identified in the "Area Vision" outlined above:

- Governance: Multi-stakeholder approaches to accommodate interests and secure support for natural resource management;
- Integrated policies: Development of integrated sectoral policies and planning to realise synergies between biodiversity conservation, forest management, poverty alleviation, health, water, food and energy security, climate change mitigation and adaptation, and disaster risk reduction;
- Community-based natural resource management: Building institutions and capacities for community participation in the management of natural resources and ecosystem services, with a view to building climate-resilient livelihoods; and
- Economy and finance: Development of responsible trade, businesses, financing, and investment for the conservation and sustainable use of natural resources and ecosystem services.

IGES will promote a landscape approach that can assist with this integration by drawing attention to the need for management of resources and ecosystem services to contribute to multiple agendas. IGES can distinguish itself from other research organisations working on landscape approaches by focusing on how the concept can be effectively applied by national and subnational governments in the Asia-Pacific region.

### **3.4. Finance and Technology for Green Economy**

#### **1) Area Vision**

Key to promoting sustainability in the three environmental issue areas is internalising all external diseconomies of environmental costs. To address this, pursuit of a green economy has now become a globally recognised approach. Among a number of actors, businesses have a leading role in promoting green economy. With this in mind, IGES should focus on policies to promote green economy, with regard to finance, investment, technology, and sustainable business practices.

- Economic growth in Asia and the Pacific will be socially inclusive and environmentally sound, through deviating from unsustainable development models and moving on the pathway towards low-carbon and resource-efficient development;
- Integrative national green economy strategies and relevant supporting policies, such as economic incentives for renewables, removal of unsustainable subsidies, and introduction of substantial carbon pricing, and greening the investment in public infrastructure, are in place in many Asian and Pacific countries;
- Public and private investments are increased for promoting low-carbon and resource-efficient infrastructure, and for the greening of existing infrastructure; and
- Innovative technologies are developed, disseminated, and transferred across national borders to promote green industries, and to provide goods and services in harmony with the environment.

#### **2) Strategic Goals**

IGES will:

- create value-added knowledge through strategic research and quantitative policy assessment so as to provide comprehensive policy recommendations and roadmaps, and also to help national governments and other stakeholders in formulating green economy strategies and policies,
- support policy assessment in developing Asian and

Pacific countries by applying quantitative analysis tools and models to critical topics such as water-energy-food nexus, low-carbon and green growth pathways, green investment and green jobs, in collaboration with key partners,

- facilitate collaboration between researchers, various stakeholders and policy-makers to assist science-based policy making in transitioning to low-carbon societies through organising knowledge-sharing networks and forums, and
- develop and provide businesses and cities with practical knowledge and tools for the transfer and application of low-carbon and resource-saving technologies and practices, thereby developing bankable projects, where possible, through working directly with networks of private companies and relevant international business fora which promote actions on green economy.

### **3.5. Governance and Capacity for Inclusive Development**

#### **1) Area vision**

Over the next decade, an inclusive (multi-stakeholder) and integrated (multi-level and multi-issues) approach to governance for transition to sustainable and resilient societies will become more important at all levels of decision-making. An essential condition to enable sustained and effective participation is to ensure transparency of data and information for informed decision-making at all levels.

- Governance structures for transition to sustainable and resilient society are strengthened, where an integrated, multi-level approach to align social, economic and environmental issues is promoted, while a robust “plan-do-check-adjust” (PDCA) cycle is to be established, with the help of standardised indicators and data revolution, at international, regional, national and sub-national levels;
- Implementation gaps between plans and actions are narrowed through strengthened linkages between multiple-level governance at global, regional, national and sub-national, as well as by inclusive stakeholder engagement in decision-making and implementation, through further strengthening specific mechanisms to promote means of implementation: i.e. funds, technologies and capacity as well as institutions to strengthen both ownership and accountability,
- A significant number of sustainable cities with inclusive and integrated governance are realised, where a healthy living environment and well-being for all is

secured, low-carbon and resource-saving are achieved, and resilience to natural disasters and climate change impacts is strengthened;

- Basic principles of education for sustainable development are incorporated into policy frameworks, as well as in diverse informal practices in a growing number of Asian countries, through which education, capacity building and empowerment for relevant stakeholders are enhanced; and
- Capacities of key stakeholders are strengthened in planning, implementing, monitoring and reviewing policies and projects to shift toward sustainable cities, with such capacities being shared between cities, so that bottom-up approaches are effectively promoted.

## 2) Strategic Goals

IGES will:

- generate a strategic data analysis centre within IGES, so that IGES can contribute to the Global Stocktake under the Paris Agreement and regular review on the progress made on SDGs, in collaboration with various partner institutes and networks in and outside Japan, by regularly keeping track of progress made against the targets and indicators set at international, national and sub-national levels, and analysing successes and failures at all levels;
- strengthen cross-sectoral coherence between governance structures at the global, regional, national and sub-national levels, with inclusive decision-making and implementation at city and community levels, by providing networking and mutual learning opportunities that bring together decision-makers/stakeholders; and

- provide practical knowledge, capacity and people-centred solutions, in particular at local and subnational levels, for realising sustainable cities and livelihoods, through collecting, developing and sharing best practices and useful innovations.

## 4. Strategies to Meet Medium-to-Long Term Goals

The ultimate goal of IGES is to create impacts to promote transformation towards a sustainable society. IGES defines impacts as tangible societal changes resulted from outcomes created by IGES and other stakeholders. The basic concept is for IGES to create impacts through: (i) outputs generated by strategic research; and (ii) interactions with key stakeholders. To implement this concept, IGES will combine strategic research with strategic operations in a systematic manner in order to generate impacts (Figure 4).

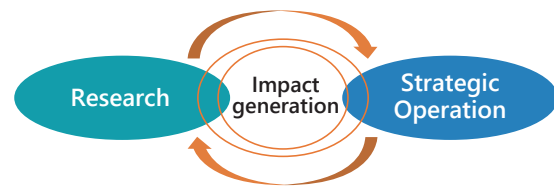


Figure 4. Impact Generation Based on Research and Strategic Operations

### 4.1. Strategy 1: Constructive Relationships with Key Stakeholders

Three key aspects of stakeholder engagement for effective impact generation can be identified as services, partnership and leadership (Figure 5).

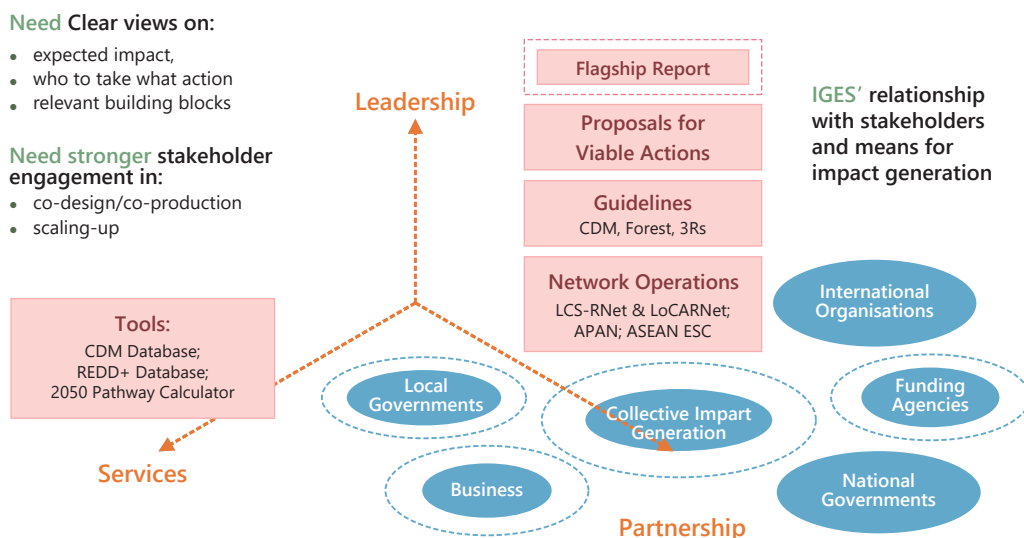


Figure 5. Three Axes of Creation of Constructive Relationships

As a strategic institute, IGES will widen its outreach, in collaboration with the media whenever possible, to key stakeholders through provision of useful *services*, which cannot be supplied by the private sector on a sustainable basis. Tools such as timely introduction and translation of key documents, organising timely briefing sessions and effective use of visualisation tools can provoke discussions and actions among a wide range of audiences. Setting up an internal centre for effective service provision, possibly in partnership with the media, targeting key stakeholders would be an interesting initiative for IGES in the future.

The second aspect of stakeholder relations is *partnership*, as strategic partnerships are important for the purpose of *'collective impact generation.'*<sup>5</sup> IGES has developed its network and partnerships over many years, and its relative strength clearly lies in partnership with several national governments and international organisations in particular. The recent establishment of the technical secretariat for Intergovernmental Platform on Biodiversity and Ecosystem Services (IPBES), and collaborating centres with United Nations Environment Programme (UNEP) and UNFCCC is noteworthy. Also notable has been close partnership with the Japanese Government, not only the Ministry of the Environment, but other relevant ministries and associated institutions as well. IGES has further developed good partnerships with selected local governments, private companies, and funding agencies, and such partnerships should be substantially strengthened, given that multi-stakeholder partnership is key to effective implementation.

The third aspect is *leadership* for key stakeholders. As an Agent of Change acting as the interface between various stakeholders, IGES will take a stronger initiative in facilitating discussions and actions among stakeholders, when and where necessary, with a clear view on expected

changes and pathways. Such leadership can be provided through different types of operations, such as making substantive inputs into global and regional networks, developing guidelines and proposals for viable actions, disseminating clear messages through flagship projects, and assuming coordination and facilitation functions of important networks.

The underlying factor common to all of the three lines of activities discussed above is the importance of *stakeholder engagement*. For the larger policy processes such as UNFCCC Conference of the Parties (COP) and SDGs, collaborative impact generation through stakeholder engagement is critical.

#### 4.2. Strategy 2: Securing Sufficient Funds

IGES needs to maintain a certain level of funding. Such funding can be a mixture of unrestricted, flexible and restricted funding from different sources.

Quality of funding can be sought in its *diversity* and *flexibility*. Diversity is the basis for a resilient funding portfolio, while flexibility is the basis for cultivating innovative ideas and enhancing its core competence. However, the current revenue of IGES relies heavily on funding from the Ministry of the Environment of Japan (MOEJ), which provides around 80% of IGES' annual revenue. Due to a drastic change in funding policy recently introduced by the Government of Japan, flexibility for expenditure has also significantly decreased. The good news is that funding from international sources is steadily increasing and reached around 7% of IGES' annual revenue in FY2014.

In order to improve the current funding portfolio and shift it to the preferred one, there may be two major approaches, namely *'mobilisation'* and *'focus'* (Figure 6).

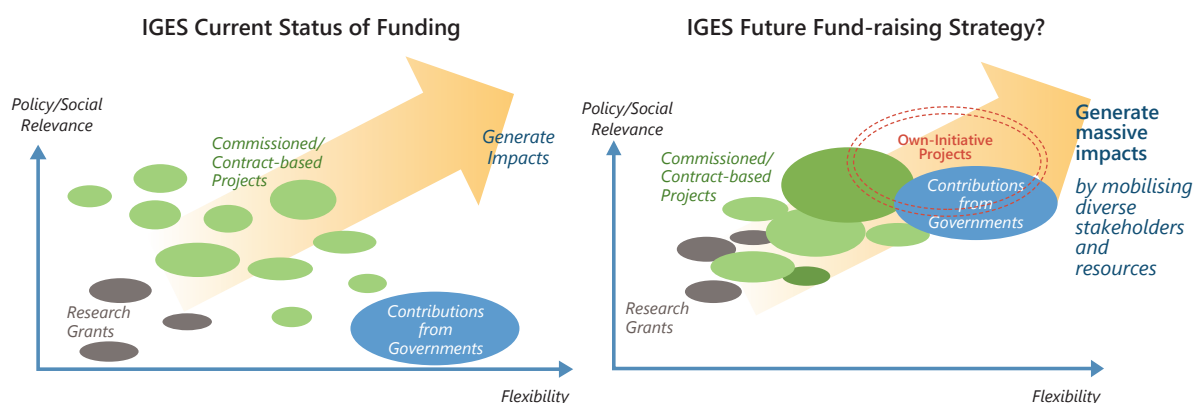


Figure 6. Current and Future IGES Funding Portfolio

5 Relevant comments from Board members include 'strategic partnership - careful selection of and investment in partnership, with specific purpose, perhaps with timeframe, would make partnerships effective' (May 2013), 'importance of networking, or forming an alliance of Sustainable Development (SD) research institutes, considering limited capacity of IGES compared to its ambitious goals' (June 2013) and 'deepening relationships with key stakeholders by promoting joint activities' (February 2014).



*Mobilisation* is an approach to explore new and diverse funding sources to support IGES goals and respective programmes/projects. This approach includes two objectives: *(i) to mobilise financial resources from diverse stakeholders; and (ii) to engage stakeholders concerned, in particular funding agencies, in collective impact generation.*

It is vital to further clarify the IGES *value proposition*, and make it convincing enough for current and potential fund providers.<sup>6</sup> The core fund is currently utilised to a considerable extent to complement various externally funded projects and operations, which has made the political relevance of the fund very low. This situation should be completely altered as soon as possible, *to utilise the core fund for strategic research and essential operations of the institute for impact generation.* IGES needs to develop its own initiatives that donors are willing to fund, utilising the core funding to the maximum extent possible. IGES has been relying on major contributions from MOEJ, and not much effort has been made to acquire contributions from other governments, funding agencies or the private sector. The institute needs to start exploring such opportunities.

'Focus' here means to be more selective on opportunities available. All funding opportunities, in particular *commissioned work, should be examined against the institutional goals.* External funds to be obtained should be broadly in line with the priorities of the institute, which are spelled out in the Integrative Strategic Research Programme for each phase of IGES operations.

To this end, the concept of '*Strategic Opportunism*' could be useful. The concept was originally meant for its application to the impact generation strategy, but it could be also considered for the fund-raising strategy. IGES will also consider expanding its fundraising horizon outside Japan to diversify funding sources. In the context of funding, while taking into account the quality of funding, IGES could *gradually improve its institutional funding portfolio.*

## 5. Institutional Basis for Sound Operations

IGES needs to develop a sound institutional basis of international standards, underpinned by four basic principles – efficiency, effectiveness, accountability and fairness. Based upon these principles, practical incentives and mechanisms should be adopted to make the above

strategies and various operations truly functional.

The first set of management actions is relevant to the monitoring of progress towards its vision, mission and medium-to-long term goals, for which relevant indicators should be developed both at institutional and individual levels. In this respect, *the milestone management and other tools already introduced need to be further improved* for effectiveness and efficiency.

The second set of management actions is relevant to human resources, which are the most important asset of the institute to function as an agent of change. A human resource management policy should be developed based upon *basic principles such as flexibility in meeting the changing needs of expertise, long-term sustainability of human resource management, resilience against potential risks surrounding IGES, capacity to provide opportunities to develop relevant expertise, and fairness among those with phase-based contracts and those with life-long contracts.* To ensure a pool of human resources equipped with essential tools, methodologies and know-how, capacity development for IGES researchers will be strengthened in various forms, including internal training, exchange of staff members and development of more joint projects with partner institutes in and outside Japan.

The third set is relevant to financial management, which consolidates the bottom-line for the institute. *Sound financial management equal to that practiced by the private sector should be deployed by IGES.* The only, but most important, difference between IGES and private companies is that all financial and other resources owned by IGES have to be devoted to fulfilling its mission, not for profit-making.

<sup>6</sup> Relevant comments from Board members include: 'Strategic fund-raising requires a clear institutional view on what IGES has, where it can go, how it can mobilise, and what it can deliver. Such clear and strategic value proposition is necessary to develop and advance our relationship with fund providers.' (June 2012)



# 主要レポート・提言

- Kitakyushu Initiative for a Clean Environment Final Report  
クリーンな環境のための北九州イニシアティブ最終報告書
- Asia-Pacific Forum for Environment and Development (APFED) Final Report  
アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) 最終報告書
- G8 環境大臣会合へのメッセージ「気候変動と水」
- The IGES Proposal for Rio+20  
リオ+20への提言：IGESプロポーザル
- IGES 震災研究イニシアティブ報告書  
「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」  
持続可能な社会の構築に向けて：東日本大震災の経験から
- フラッグシップレポート  
「Achieving the Sustainable Development Goals:  
From Agenda to Action」  
SDGsの実現のために：課題から実施へ
- フラッグシップレポート  
「The Paris Climate Agreement and Beyond:  
Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals」  
パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における  
短期行動と長期目標を結びつける
- COP21 に向けた地球温暖化対策の取り組みに関する提言

## Kitakyushu Initiative for a Clean Environment Final Report クリーンな環境のための北九州イニシアティブ最終報告書

2010年2月出版

クリーンな環境のための北九州イニシアティブは、2000年9月に北九州で開催された第4回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED2000）において、地方レベルの環境改善活動を促進することを通じて都市環境の質と人々の健康を改善するためのメカニズムとして採択された。

イニシアティブ採択後の最初の5年間は、日本政府と北九州市が主に資金援助を行い、国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）とイニシアティブの事務局を務めるIGES北九州事務所による後援の下、テーマ別セミナーや、優良事例実証プロジェクトのスタディツアーやワークショップを実施するなど地方主導の環境改善活動に焦点を当てた実践的なプログラムが行われた。

その成果が各国大臣にも認識・支持され、MCED 2005の際に2005年から2010年の第2期「行動計画」が採択され、貧困解消のための経済成長と環境の持続可能性の調和を図るためのアプローチとしてMCED2005で強調された「グリーングローズ」の概念に沿って、優良事例の収集と共有に留ま

らず、地方都市の現場で環境が改善されたことを実証するための事業を実施する活動に重点が移された。地方主導の環境改善を促進するために、地方自治体に加え、NGO、地域活動団体、州政府、中央政府、二国間援助機関や国際機関の代表を巻き込み、ワークショップやスタディツアーを数多く開催し、複数の都市で実際に実施され、その仕組みを認識し、さらに応用する教訓も提示された。

北九州イニシアティブネットワーク活動に参加した都市の数は2001年の開始時には13カ国20都市であったものの、2005年には18カ国62都市、最終的には19カ国173都市に増加した。

その後、北九州イニシアティブは、東南アジア諸国連合（ASEAN）環境的に持続可能な都市（ESC）モデル都市プログラム、さらには現在の持続可能な開発目標（SDGs）フロントランナー都市プログラムに引き継がれ、その成果は、東アジアサミット持続可能な都市に関するハイレベルセミナーで毎年報告され、関係者に広く共有されている。

最終報告書 [英語版]

「Kitakyushu Initiative for a Clean Environment Final Report」  
(First Cycle: 2000-2005 / Second Cycle: 2005-2010)

➤ [https://kitakyushu.iges.or.jp/publication/KI\\_FinalReport\\_2010.05.19.pdf](https://kitakyushu.iges.or.jp/publication/KI_FinalReport_2010.05.19.pdf)



## Asia-Pacific Forum for Environment and Development (APFED) Final Report

### アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) 最終報告書

第1フェーズ最終報告書：2005年3月出版 第2フェーズ最終報告書：2010年3月出版

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED) は、持続可能な開発の制約となっている要因について討議し、長期的視野に基づいた、アジア太平洋地域にふさわしい、より衡平で持続可能な開発のモデルを提示することを目的に、2001年10月のアジア太平洋環境会議（エコアジア2001）において設立され、その事務局をIGESが務めることとされた。

第1フェーズでは、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）に向けて、持続可能な開発を実現するための提言とコミットメントから成るメッセージを発信したほか、アジア太平洋地域内の優良政策事例や能力開発事業のデータベースを開発し、2005年3月の第5回アジア太平洋環境と開発に関する閣僚会議（MCED2005）において、自然・文化・社会の多様性を有するアジア太平洋地域の特徴を活かしつつ、持続可能な社会を実現

するための100項目を超える提言を盛り込んだ最終報告書を発表した。

2005年には第2フェーズが開始され、第1フェーズ最終報告書に記載された政策提言の実現に向けた具体的な取り組みの実施を目指し、優れた政策や事業の表彰（橋本龍太郎APFED賞）並びに事例のデータベース化を行う「知識イニシアティブ」、先導的プロジェクトの分析とともに成功事例の普及を支援する「革新的ショーケース」及び多様なステークホルダーとテーマ別議論を行う「政策対話」を3つの柱として事業を展開した。2010年10月のMCED2010において、それまでの活動で得られた知見をとりまとめた第2フェーズ最終報告書を発表し、持続可能な開発の実現に向けた革新的アプローチ導入の必要性について提言した。

#### APFED 第1フェーズ最終報告書 [英語版]

「APFED I Final Report: Paradigm Shift towards Sustainability for Asia and the Pacific -Turning Challenges into Opportunities」

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/asia-pacific-forum-environment-and-development>



#### APFED 第2フェーズ最終報告書 [英語版]

「APFED II Final Report: Driving Innovation for Sustainable Asia and Pacific」

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/apfed-ii-final-report-driving-innovation>



## G8 環境大臣会合へのメッセージ 「気候変動と水」

2008年5月24日発表

「G8 環境大臣会合記念特別シンポジウム：気候変動と水」を、地球環境国際議員連盟（GLOBE Japan）、環境省及び日本水フォーラムと2008年5月23日に神戸で開催し、世界の人々の生命と健全な環境を保全するために国際的な取り組みが必須とされる気候変動と水の問題について、政府、国際機関、企業、研究者、NGOとともに議論を行った。

同シンポジウムでは、世界各地で気候変動が水資源の賦存量や質、国土の安全に直接的・間接的影響を及ぼしているにもかかわらず、社会の認識は低いままであり、積極的な適応戦略の推進が国際社会における喫緊の課題であるとの指摘がなされた。さらに、適応策推進にあたって、エネルギーや土地利用、食糧生産、自然環境保全等、他の政策分野を含めた横断的な視点に加え、緩和策との調和、地方レベルでの取り組み強化、さらに水と関連する資源との調整を図りながら水資源を開発・管

理する統合的水資源管理の実践が重要であるとの見解が示された。また、生態系の機能や自然を構成する要素の相互作用を解明し、気候変動が人間社会に与える影響を定量化する研究の必要性についても指摘がなされた。全体討論では、水分野における気候変動の影響に対応する上で、技術的アプローチが重要であることを確認するとともに、適応策の推進、そして低炭素社会の実現を進めるためには、一人一人の価値観の変化や様々な関係者の参加に裏打ちされた政治的な意思が必要であることを確認した。

こうした議論の結果を、「気候変動の水資源への影響」、「水分野における適応策及び適応を進める上での留意点」、「適応策推進にあたって強化すべき活動・研究」の観点からとりまとめ、シンポジウムからのメッセージとして、翌日開催されたG8環境大臣会合「各界代表との対話」の場で発表した。

G8 環境大臣会合へのメッセージ「気候変動と水」全文

➤ <https://www.iges.or.jp/jp/archive/g8/message.html>



## The IGES Proposal for Rio+20 リオ+20への提言：IGES プロポーザル

2011年11月1日提出

国連持続可能な開発会議（UNCSD、リオ+20）の開催（2012年6月、ブラジル・リオデジャネイロ）に先立ち、リオ+20事務局である国連経済社会局（UNDESA）に対し「The IGES Proposal for Rio+20」（リオ+20への提言：IGES プロポーザル）を2011年11月に提出した。

同提言は、2011年9月の第16回北東アジア地域環境プログラム高級事務レベル会合や2011年10月のリオ+20アジア太平洋地域準備会合といった一連のリオ+20準備プロセスを通して議論を重ねたものであり、2011年3月の東日本大震災及び福島第一原発事故を重要な教訓としてとらえ、持続

可能な開発の各側面（環境・経済・社会）において「レジリエンス」（対応力）の強化を共通課題としてとらえる必要性を強調した。その上で、リオ+20の主要テーマである「グリーン経済の促進」と「持続可能な開発のための制度的枠組みの強化」に対して、安全で安定した低炭素エネルギーの段階的導入、生産者や消費者の行動変化の促進、国連環境計画（UNEP）の機能強化、アジアにおける環境協力の促進を図るための調整窓口（フォーカルポイント）の立ち上げ等を具体的に提案し、急速な経済発展とそれに伴う環境・社会の変化に直面するアジアの視点から長期的なビジョンを提示した。

「The IGES Proposal for Rio+20」 [英語版]

添付資料「Reference: List of Relevant IGES Publications」 [英語版]

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/iges-proposal-rio20>



日本語要約版 「リオ+20への提言：IGES プロポーザル」

➤ [https://pub.iges.or.jp/pub/iges-proposal-rio20\\_j](https://pub.iges.or.jp/pub/iges-proposal-rio20_j)

## IGES 震災研究イニシアティブ報告書 「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」 持続可能な社会の構築に向けて：東日本大震災の経験から

2012年6月出版

2011年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故の発生を受け、災害を緩和できるような防災システムを備えつつ、災害後に迅速に復興を遂げることができる社会を構築するためにはどのような対策が有効なのか、そして、どのような政策的アプローチが必要なのかを見出すために、震災発生翌月の2011年4月から所内横断的なIGES震災研究イニシアティブを実施した。

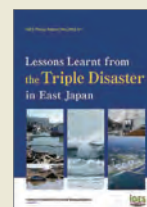
この研究では、エネルギーミックスの選択肢に関する経済影響評価（原子力の段階的な依存度低減シナリオ）を行ったほか、震災直後の節電の実態から学ぶ効率的エネルギー利用の推進方策、自治

体連携に焦点を当てた災害に対するレジリエンス（対応力）の再考等を主なテーマに分析・検証を実施した。

これら一連の研究成果をとりまとめたIGES震災研究イニシアティブ報告書「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」（持続可能な社会の構築に向けて：東日本大震災の経験から）を2012年6月に出版し、自然災害が頻発するアジアへの示唆となるよう、気候変動の影響に対応可能で、災害に強い持続可能な社会の構築に向けた提言を発信した。

### 「Lessons Learnt from the Triple Disaster in East Japan」[英語版]

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/lessons-learnt-triple-disaster-east-japan>



### 日本語概要版

「持続可能な社会の構築に向けて：東日本大震災の経験から」

➤ [https://pub.iges.or.jp/pub/lessons-learnt-triple-disaster-east-japan\\_j](https://pub.iges.or.jp/pub/lessons-learnt-triple-disaster-east-japan_j)



主要レポート・提言

## フラッグシップレポート 「Achieving the Sustainable Development Goals: From Agenda to Action」 SDGsの実現のために：課題から実施へ

2015年7月出版

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、新たに17の目標と169のターゲットから構成される持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が定められた2015年9月の国連サミットに先立ち、IGESでは、所内横断的に実施したSDGsに関するフラッグシップ研究の集大成としてフラッグシップレポート「Achieving the Sustainable Development Goals: From Agenda to Action」（SDGsの実現のために：課題から実施へ）を2015年7月に出版した。

このレポートでは、SDGs達成に向けての実施手

段（Means of Implementation: MOI）が大きな課題となる中、広範囲にわたる開発目標にガバナンスと資金が及ぼす影響を分析したほか、教育、水、エネルギー及び生物多様性の各分野のガバナンスと実施手段を検証し、その上で、SDGs実現に向けた制度や政策枠組みの構築に向けて、セクター間の統合や多様なパートナーシップ及びステークホルダーの積極的かつ効果的な関与を促すガバナンス改革の重要性を指摘し、今後必要となる研究課題を明らかにした。

「Achieving the Sustainable Development Goals:  
From Agenda to Action」[英語版]

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/achieving-sustainable-development-goals-agenda>



日本語概要版

「SDGsの実現のために：課題から実施へ」

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/executive-summary-japanese>

## フラッグシップレポート 「The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals」 パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における短期行動と 長期目標を結びつける

2015年11月出版

国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）の開催（2015年12月、フランス・パリ）に向けて、IGESは所内横断的に実施した気候変動に関するフラッグシップ研究の集大成としてフラッグシップレポート「The Paris Climate Agreement and Beyond: Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals」（パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける）を2015年11月に出版した。

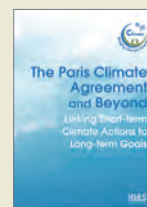
このレポートでは、COP21で合意される2020年以降の気候変動に関する国際枠組みの根幹部分に係る以下の重要テーマを取り上げて分析・考察を行い、COP21での議論、またその後の効果的な

実施プロセスの構築に向けて付加価値の高いメッセージをタイムリーに発信した。

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出傾向：現状と2℃目標達成に向けたギャップ縮小のための方策
- 排出削減と支援を強化するためのサイクルの設置
- 排出削減約束強化のためのサイクルにおける科学コミュニティの役割
- 各国が自主的に決定する2020年以降の約束（Nationally Determined Contribution: NDC）の意欲度の評価
- 途上国における市場メカニズム活用のためのアカウンティングに関する主要課題
- 気候変動に伴う損失と被害（ロス&ダメージ）等

「The Paris Climate Agreement and Beyond:  
Linking Short-term Climate Actions to Long-term Goals」 [英語版]

➤ <https://pub.iges.or.jp/pub/paris-climate-agreement-and-beyond-linking>



日本語概要版

「パリ合意とその先を目指して：気候変動対策における短期行動と長期目標を結びつける」

➤ [https://pub.iges.or.jp/pub/paris-climate-agreement-and-beyond-linking\\_j](https://pub.iges.or.jp/pub/paris-climate-agreement-and-beyond-linking_j)

## COP21に向けた地球温暖化対策の取り組みに関する提言

2015年11月25日発表

京都議定書を発足させ、洞爺湖サミットでは世界の低炭素社会づくりに向けたイニシアティブを發揮するなど地球温暖化対策において世界をリードする国との評価を受けていた我が国が、IGESの実施した調査研究により、国際交渉・国内対策において諸外国の動きに遅れをとりつつあり、国際社会における役割が大きく後退しつつあることが浮かび上がってきたことから、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）の開催（2015年12月、フランス・パリ）に向けて、日本として今何をすべきか、またCOP21でのパリ合意がどうあるべきかについての政策提言を2015年11月に発表した。

### 提言（抜粋）

#### 【パート1：日本に関する提言】

1. 2020年までの取り組みを強化しつつ、2030年削減約束を引き上げることで、2050年80%削減目標達成に向けた明確な道筋をつけるべきである。
2. エネルギー計画を見直し石炭火力を縮小するべきである。
3. JCMなどの市場メカニズムを活用し、排出量取引制度を含めた包括的な炭素価格付け（カーボン・プライシング）政策を導入するべきである。
4. 日本は低炭素化に向けた国際動向に遅れをとってはならない。

#### 【パート2：国際合意に関する提言】

1. パリ合意には、各国が自主的に決定する2020年以降の約束（NDC）について、取り組みの意欲度の継続的な向上を促す5年毎の評価・検証サイクルの設置が含まれるべきである。
2. パリ合意では、法的拘束力のある中核的な合意文書において、すべての締約国がNDCを提出し、実施し、定期的に更新することに関する法的義務を規定し、NDC自体は変更が容易な登録簿のような非法的文書のツールに記載するべきである。
3. 評価・検証サイクルが機能するために必要な科学的知見を十分に集めるために、気候政策研究機関の「コンソーシアム」の設置を提案する。
4. NDCの評価・検証サイクルでは、これまで多く議論されてきた「（2℃目標達成に）必要な負担・努力」と同時に、低炭素化に伴って発生する様々な機会と便益に関する情報も重要な役割を果たすべきである。
5. パリ合意には、低炭素化と気候変動にレジリエントな社会を構築するために必要な資金を確保するための、評価・検証・強化サイクルの設置が盛り込まれるべきである。
6. パリ合意の下では、締約国は資金（二国間及び多国間）に関する全体での動員目標を5年毎に更新するべきである。

「COP21に向けた地球温暖化対策の取り組みに関する提言」全文

➤ <https://www.iges.or.jp/jp/press/20151125.html>





---

## IGES20周年記念「IGES20年の歩み」

ISBN: 978-4-88788-200-3

2018年6月発行

公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)  
〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3700 / Fax: 046-855-3709  
E-mail: [iges@iges.or.jp](mailto:iges@iges.or.jp)  
URL: <http://www.iges.or.jp/>

デザイン・印刷: 株式会社マッチアアップ

---

IGESは、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、  
実践的かつ革新的な政策研究を行う国際研究機関です。

#### **公益財団法人 地球環境戦略研究機関**

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709  
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp/>

#### **東京サステイナビリティフォーラム**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F  
Tel: 03-3595-1081 Fax: 03-3595-1084

#### **関西研究センター**

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館5F  
Tel: 078-262-6634 Fax: 078-262-6635

#### **北九州アーバンセンター**

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野1-1-1 国際村交流センター3F  
Tel: 093-681-1563 Fax: 093-681-1564

#### **北京事務所**

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号  
中日友好環境保護中心11階1114号室 (IGES中日合作項目弁公室)  
E-mail: [beijing-office@iges.or.jp](mailto:beijing-office@iges.or.jp)

#### **バンコク地域センター**

604 SG Tower 6F, 161/1 Soi Mahadlek Luang 3, Rajdamri Road,  
Patumwan, Bangkok, 10330, Thailand  
Tel: +66-2-651-8794, 8795, 8797, 8799 Fax: +66-2-651-8798

#### **IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)**

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11  
Tel: 046-855-3750 Fax: 046-855-3808

#### **アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター**

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター東館4F  
Tel: 078-230-8017 Fax: 078-230-8018

#### **国際生態学センター**

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-14-27 新横浜第一ビルディング3F  
Tel: 045-548-6270 Fax: 045-472-8810

#### **生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学 - 政策プラットフォーム技術支援機関 (IPBES-TSU)**

〒105-0003 東京都港区西新橋1-14-2 新橋SYビル4F  
Tel: 03-3595-1081 Fax: 03-3595-1084